

行政手続法の施行及び運用に関する 行政評価・監視結果報告書

平成 16 年 12 月

総務省行政評価局

前 書 き

行政手続法（平成5年法律第88号）は、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、審査基準の設定等共通する事項を定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的に制定され、平成6年10月の施行後10年を経過している。

この間、行政手続法を所管する総務省では、行政手続法の円滑かつ的確な施行を確保することを目的に、定期的に「行政手続法の施行状況に関する調査」を行っている。また、総務省行政評価局では、「行政手続の公正及び透明性の確保に関する調査」を実施しており、平成11年6月に審査基準等の設定・公表及び見直しの推進や同法の趣旨の徹底等について関係府省に対し勧告を行っている。

行政手続法に関しては、累次の閣議決定において、同法の遵守や周知徹底等が求められており、「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月19日閣議決定）では、「行政手続法を遵守し、許認可等の行政処分及び行政指導の透明性・明確性を確保する。また、引き続き国民・事業者に行政手続法の周知を図り、その活用を促す。あわせて、規制プロセスの予測可能性及び透明性の向上に資する観点から、許認可等のうち、いまだ標準処理期間の定めのないものについてその設定に努めるとともに、いまだ審査基準のないものについては早急に設定することとする」とされている。

しかし、国の行政機関の審査基準等の設定率は、第1回の調査（平成7年3月末現在）以降、低下の傾向にある。

また、経済団体が実施した最近のアンケート調査結果では、行政手続法に関する官民双方における周知徹底、審査基準のより一層の具体化等が今後の課題として挙げられている。

この行政評価・監視は、このような状況を踏まえ、行政運営における一層の公正の確保と透明性の向上を図る観点から、国及び地方公共団体における行政手続法の施行及び運用状況を調査し、関係行政の改善に資するため実施したものである。

目 次

第1 行政評価・監視の目的等	1
第2 行政評価・監視結果	
1 審査基準、標準処理期間及び処分基準の設定・具体化等の推進	2
2 審査基準等の公表の推進	87
3 行政指導の運用の適正化の推進	113
4 行政手続法の一層の定着へ向けた取組の推進	161
5 パブリック・コメント手続の見直し	185
＜行政手続法の施行及び運用に関するアンケート調査結果＞	
アンケート調査結果	215
アンケート調査票	227

図 表 目 次

1 審査基準、標準処理期間及び処分基準の設定・具体化等の推進

(1) 審査基準等の設定

表 1-(1)-1	これまでの数年間にわたる処分の実績、本府省・法令所管庁からの運用通達等に示された判断基準、方針等、あるいは、他の同種の行政庁が同一の処分について設定している審査基準等を基に審査基準等の設定が可能とみられるにもかかわらず、「将来的に申請が見込まれるが過去に実績がなく又はまれであって設定困難」「事案ごとに裁量が大きく設定困難」であるなどとして審査基準等を設定していないもの	8
表 1-(1)-2	本府省・法令所管庁の運用通達等に示された判断基準、方針等を基に審査基準等の設定が可能とみられるにもかかわらず、「法令等の規定で言い尽くされている」として審査基準等を設定していないもの	36
表 1-(1)-3	本府省・法令所管庁から運用通達等が示されていることをもって審査基準等を設定済みであるとしているもの	45
表 1-(1)-4	審査基準等の設定について	49

(2) 審査基準の具体化、標準処理期間の短縮化等

表 1-(2)-1	審査基準を定める場合、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとする必要があるにもかかわらず、審査基準として公にされている内容が具体性に欠け分かりにくいもの	50
表 1-(2)-2	運用通達等に示された判断基準、方針等も加味して、申請された許認可等の審査を行っているにもかかわらず、当該運用通達等の判断基準、方針等が審査基準に盛り込まれていないもの	54
表 1-(2)-3	標準処理期間を設定する場合、経由機関があるときには、行政庁で審査する期間のほか、経由機関が処理に要する期間も定めて明らかにする必要があるにもかかわらず、経由機関の標準処理期間が定められていないもの	59
表 1-(2)-4	標準処理期間は、申請の処理の目安として定めるものであるが、標準処理期間が実際の処理期間と乖離 ^乖 しているもの	63

(3) 審査基準等の設定等が困難な理由の説明

表 1-(3)	審査基準等が未設定となっている場合、あらかじめその理由書を作成し申請者等の求めに応じて説明する措置を講じているもの	74
---------	---	----

(4) 審査基準等の設定・具体化等を推進する取組

表 1-(4)-1	推進部局が明確となっているもの	75
-----------	-----------------	----

表 1-(4)-2	推進部局が定期的に個々の審査基準等の設定・具体化等の余地を検討し、その結果に基づき、許認可等処分に係る事務を直接所掌する部局に対して審査基準等の設定・具体化等を促すなど、審査基準等の設定・具体化等を推進する取組を実施しているもの	77
表 1-(4)-3	審査基準、標準処理期間及び処分基準の設定状況の推移	80

(5) 総務省行政管理局による施行状況調査

表 1-(5)	審査基準等を公にする方法についての把握状況 (施行状況調査の調査項目)	84
---------	--	----

(6) アンケート調査結果

表 1-(6)	アンケート調査結果 (審査基準等の周知状況等)	85
---------	-------------------------	----

2 審査基準等の公表の推進

表 2-1 「ワンストップサービスの推進について」一抄一

(平成 11 年 3 月 31 日 (平成 12 年 3 月 31 日改定) 行政情報システム各省庁 連絡会議了承)	90
---	----

表 2-2 「電子政府構築計画」(2003 年 (平成 15 年) 7 月 17 日、2004 年 (平成 16 年) 6 月 14 日一部改定) 各府省情報化統括責任者 (CIO) 連絡会議決定)	92
--	----

(1) 審査基準等が公にされている状況の把握

表 2-3	審査基準等が公にされている状況 (公にされているものの割合)	93
-------	--------------------------------	----

(2) 審査基準等の公表状況

表 2-4-1	審査基準等を公にする方法 (総括表)	94
---------	--------------------	----

表 2-4-2	審査基準等を公にする方法 (機関別: 国の機関 (本府省))	95
---------	--------------------------------	----

表 2-4-3	審査基準等を公にする方法 (機関別: 国の機関 (地方支分部局))	96
---------	-----------------------------------	----

表 2-4-4	審査基準等を公にする方法 (機関別: 地方公共団体 (県))	97
---------	--------------------------------	----

表 2-4-5	審査基準等を公にする方法 (機関別: 地方公共団体 (市))	98
---------	--------------------------------	----

表 2-5	審査基準等について、インターネット・ホームページへの掲載を可能であるとしている例及び既に掲載している例	99
-------	---	----

(3) 事業者等の意見等

表 2-6	アンケート調査結果 (審査基準等の公表方法)	102
-------	------------------------	-----

表 2-7	審査基準等を公にする方法に係る事業者の主な意見	103
-------	-------------------------	-----

(4) 公にする余地のある審査基準等

表 2-8	標準処理期間を定めたときは、公にしておかなければならないとされているにもかかわらず、事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間を徒過する場合がある等として、公にしていないもの	104
-------	---	-----

表 2-9	処分基準を公にしても脱法行為が助長されるおそれがないなどにもかかわらず、処分基準を公にしていないもの	106
-------	--	-----

表 2-10	施行通知では、一般的に定着している審査基準を変更する場合には、関係者への情報提供などの方法により積極的に国民が知りうるような措置を講ずることが望ましいとされているが、審査基準を変更したにもかかわらず、関係者への周知を行っていないもの	111
--------	--	-----

3 行政指導の運用の適性化の推進

(1) 行政指導の明確化、任意性の確保

表 3-(1)-1	行政指導の相手方である事業者等において、当該行為が行政指導に当たると認識していれば従わなかったが、当該行為が行政指導に当たると認識できなかったことから、従わなければ許認可等が受けられないと思ひ、納得できないまま従ったとするもの	118
表 3-(1)-2	アンケート調査結果（行政指導の明確化等）	123
表 3-(1)-3	行政指導を行う行政機関において、当該行政機関が事業者等に対して行う指導について、行政手続法の適用の有無や適用される場合の範囲等を整理し、個々の行政指導の適切な実施に向けた取組を行っているもの	128
表 3-(1)-4	担当職員が、行政指導の定義を正しく理解しないまま、当該行為を行政指導と認識せずに行政指導を行っているもの	129
表 3-(1)-5	行政指導の相手方である事業者等において、行政指導への対応が任意の協力によるものであることを承知しておらず、あるいは承知していても、当該行政指導に従わなければ許認可等が受けられないと思ひ、納得できないまま従ったとするもの	134
表 3-(1)-6	「行政指導であることを相手方に伝えると、相手方は当該指導への対応を任意のものにとらえ、従わない場合があり、行政目的を達成することができない」として、相手方に当該行為が行政指導であることを伝えずに行政指導を行っているもので、事業者等に支障が生じたもの	141
表 3-(1)-7	行政指導により当該申請に係る関係者の同意書の提出を求め、当該同意書の提出がない場合には申請自体を受理しないとし、申請に対する審査及び応答義務を定めた行政手続法第7条の趣旨に反するおそれのあるもの	143

(2) 書面交付の推進

表 3-(2)-1	あらかじめ書面交付に係る事務処理要領や交付する書面の様式を定め、求めがあった場合に円滑な対応が図られるよう取り組んでいるもの	145
表 3-(2)-2	原則、書面を交付することにより行政指導を行うこととしているもの	146
表 3-(2)-3	事業者等において、書面交付制度を承知しておらず、書面交付請求をしなかったが、当該制度を承知していれば請求していたとするもの	148
表 3-(2)-4	事業者等において、行政機関との関係悪化を懸念する等の理由により当該制度を承知していても活用し難いとするもの	154
表 3-(2)-5	書面交付制度が活用されていない理由についての事業者団体の意見	156

表 3-(2)-6 アンケート調査結果（行政指導の書面交付）	157
表 3-(2)-7 行政指導を行っているとする許認可等担当職員に対し、書面交付制度を 承知しているか否か質問したところ、知らないと回答した職員がみられ た例	160

4 行政手続法の一層の定着へ向けた取組の推進

(1) 行政機関における許認可等関係職員に対する行政手続法の周知状況及び周知のための取組

表 4-(1)-1 行政手続法に関する研修を実施していない機関	164
表 4-(1)-2 行政手続法に関する研修を実施していない理由等	165
表 4-(1)-3 行政手続法に関する研修を実施している行政機関	170
表 4-(1)-4 許認可等関係職員を対象に、所管する許認可等ごとに行政手続法との 関係を解説するものや具体的な事例演習を行っているなど実践的な取組 を実施しているもの	181

(2) 事業者等に対する行政手続法の周知状況及び周知のための取組

表 4-(2)-1 行政手続法の周知についての事業者からの主な意見等	183
------------------------------------	-----

5 パブリック・コメント手続の見直し

表 5-1 パブリック・コメント手続の対象となっている許認可等に係る審査基準を 定める場合であったにもかかわらず、当該手続を経っていないもの	187
表 5-2 「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」の意見募集期間	189
表 5-3 意見・情報募集期間が14日未満のもの（意見・募集期間が1か月を 下回った理由）	190
表 5-4 「更なる行政運営の公正確保・透明性向上のための課題 －行政手続の在り方に関するアンケート調査結果報告」－抄－ （平成14年3月19日 （社）経済団体連合会 行政改革推進委員会）	203
表 5-5 意見・情報が提出されたにもかかわらず、意思表示の時点までに、その 意見等が公表されていないものや意見等が未集計のまま手続が完了したと しているものなど処理が不適切となっているもの	204
表 5-6 意見・情報が提出されなかった案件で、意思表示の時点までに、その旨を 公表していないもの	208

第1 行政評価・監視の目的等

1 目的

この行政評価・監視は、行政運営における一層の公正の確保と透明性の向上を図る観点から、国及び地方公共団体における行政手続法の施行及び運用状況を調査し、関係行政の改善に資するため実施したものである。

2 対象機関

(1) 行政評価・監視対象機関

内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会、防衛庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

(2) 関係調査等対象機関

都道府県（13）、市町村（13）、関係団体、事業者等

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 全局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

沖縄行政評価事務所

行政評価事務所 4事務所（青森、東京、長崎、大分）

4 実施時期

平成15年8月～平成16年12月

第2 行政評価・監視結果

1 審査基準、標準処理期間及び処分基準の設定・具体化等の推進

勸告	説明図表番号
<p>行政手続法（平成5年法律第88号）においては、行政庁^(注1)が、審査基準^(注2)を定めるものとされ、標準処理期間^(注3)及び処分基準^(注4)については、これらを定めるよう努めなければならないとされている。また、審査基準及び処分基準を定める際には、できる限り具体的な内容のものとしなければならないとされている。</p> <p>行政手続法を所管する旧総務庁行政管理局（現総務省行政管理局）は、行政手続法の施行（平成6年10月1日）に先立ち、審査基準、標準処理期間及び処分基準（以下「審査基準等」という。）の設定・具体化等についての考え方を各省庁へ通知し（「行政手続法の施行に当たって」（平成6年9月13日付け総管第211号総務事務次官通知。以下「施行通知」という。）、また、施行後は、同法の円滑かつ的確な施行に資することを目的として、国の行政機関及び地方公共団体における同法の施行状況について、「行政手続法の施行状況に関する調査」（以下「施行状況調査」という。）を実施しており、その中で、審査基準等の設定状況等について調査している。</p> <p>一方、累次の閣議決定において、行政手続法の遵守や周知徹底等が求められており、「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月19日閣議決定。以下「3か年計画」という。）においても、「行政手続法を遵守し、許認可等の行政処分及び行政指導の透明性・明確性を確保する」、「許認可等のうち、いまだ標準処理期間の定めのないものについてその設定に努めるとともに、いまだ審査基準のないものについては早急に設定することとする」とされている。</p> <p>この間、旧総務庁行政監察局（現総務省行政評価局）は、行政手続法の施行及び運用状況について、「行政手続の公正及び透明性の確保に関する調査」を行い、その結果に基づき、平成11年6月に、①旧総務庁行政管理局に対し、a) 各省庁における審査基準等の設定及び見直しの徹底、b) 各行政機関において、個々の処分等に係る事務を担当する部局とは別に、当該行政機関における審査基準等の設定・具体化等の推進や行政手続法の趣旨、内容の職員への周知徹底等を図るなど行政手続法の施行及び運用を中心となって推進することを担当する部局（以下「推進部局」という。）を明確にした上で、行政手続法の的確な運用を図るよう各省庁に要請すること等について、また、②各省庁に対し、審査基準等の各行政庁ごとの設定の推進等について勧告した（以下「平成11年勧告」という。）。</p> <p>(注1) 「行政庁」は、行政手続法第2条第2号に規定する処分を行う権限を有する者である。</p> <p>(注2) 「審査基準」については、行政手続法第5条第1項において、行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準を定めるものとするとしている。</p> <p>(注3) 「標準処理期間」については、行政手続法第6条において、行政庁は、申請がその事務所に到達</p>	

勸告	説明図表番号
<p>してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとされている。</p> <p>(注4)「処分基準」については、行政手続法第12条第1項において、行政庁は、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準を定めるよう努めなければならないとされている。</p> <p>今回、国の行政機関（内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会、防衛庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省。以下「各府省」という。）の15本府省、53地方支分部局）及び地方公共団体（13都道府県、13市）の計94機関における131法律230処分の審査基準、139法律249処分の標準処理期間及び52法律89処分の処分基準について、①審査基準等の設定・見直し状況、②審査基準等の設定・見直しを推進するための取組の状況、③施行状況調査の実施状況、④事業者における行政手続法の周知状況等を調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p>(1) 審査基準等の設定</p> <p>審査基準等の設定が可能であるとみられるにもかかわらず、設定に向けての見直しが行われておらず、審査基準等が未設定のままとなっているものや、本府省から地方支分部局に対し示された運用通達又は法令所管庁(注5)から地方公共団体に対し示された通知（以下「運用通達等」という。）の規定とは別に審査基準等の設定が必要であることが徹底されておらず、審査基準等が未設定となっているものが次のとおりみられた。</p> <p>(注5) 許認可等に係る個別の法令を所管する立場としての国の行政機関をいう。</p> <p>ア これまでの数年間にわたる処分の実績、本府省・法令所管庁からの運用通達等に示された判断基準、方針等、あるいは、他の同種の行政庁が同一の処分について設定している審査基準等を基に審査基準等の設定が可能とみられるにもかかわらず、「将来的に申請が見込まれるが過去に実績がなく又はまれであって設定困難」、「事案ごとに裁量が大きく設定困難」であるなどとして審査基準等を設定していないもの（国の行政機関：4行政庁5処分、地方公共団体：12行政庁20処分）</p> <p>イ 本府省・法令所管庁の運用通達等に示された判断基準、方針等を基に審査基準等の設定が可能とみられるにもかかわらず、「法令等の規定で言い尽くされている」として審査基準等を設定していないもの（国の行政機関：7行政庁5処分、地方公共団体：4行政庁3処分）</p> <p>ウ 総務省行政管理局から示されている「今後の法運用に当たっての留意事項」（平成15年12月22日付け事務連絡。以下「法運用に当たっての留意事項」という。）において、行政庁は、本府省・法令所管庁の運用通達等に示された判断基準、方針等を当該行政庁の判断基準とする場合であっても、自らの審査基準等として改めて定める必要があるが、本府省・法令所管庁から運用通達等が示されていることをもって審査基準等を設定済みである</p>	<p>表1－(1)－1</p> <p>表1－(1)－2</p> <p>表1－(1)－3</p> <p>表1－(1)－4</p>

勸告	説明図表番号
<p>として審査基準等を設定していないもの(国の行政機関:21 行政庁 13 処分、地方公共団体：6 行政庁 11 処分)</p> <p>(2) 審査基準の具体化、標準処理期間の短縮化等</p> <p>審査基準の具体化や標準処理期間の短縮化などが可能とみられるにもかかわらず、的確な見直しが行われておらず、審査に当たっての判断基準や処分の時期の見通しが申請者等に不明確となっているものが次のとおりみられた。</p> <p>ア 審査基準を定める場合、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとする必要があるにもかかわらず、審査基準として公にされている内容が具体性に欠け分かりにくいもの(国の行政機関：2 行政庁 2 処分、地方公共団体：1 行政庁 1 処分)</p> <p>イ 運用通達等に示された判断基準、方針等も加味して、申請された許認可等の審査を行っているにもかかわらず、当該運用通達等の判断基準、方針等が審査基準に盛り込まれていないもの(地方公共団体:2 行政庁 4 処分)</p> <p>ウ 標準処理期間を設定する場合、経由機関(注6)があるときには、行政庁で審査する期間のほか、経由機関が処理に要する期間も定めて明らかにする必要があるにもかかわらず、経由機関の標準処理期間が定められていないもの(国の行政機関：7 行政庁 2 処分)</p> <p>(注6)当該処分を行う行政庁とは別に当該申請の提出先とされている行政機関</p> <p>エ 標準処理期間は、申請の処理の目安として定めるものであるが、標準処理期間が実際の処理期間と乖離しているもの(国の行政機関：6 行政庁 8 処分、地方公共団体：2 行政庁 2 処分)</p> <p>(3) 審査基準等の設定等が困難な理由の説明</p> <p>施行通知では、審査基準を十分に具体化することが困難なものや標準処理期間の設定が困難であるものについては、その理由を申請者等に対して説明できるよう、関係窓口職員等に対してその徹底を図ることとされている。</p> <p>これを踏まえ、調査したうち1行政機関では、施行通知を実施するための具体的方策として、審査基準等が未設定となっている場合、あらかじめその理由書を作成し、申請者等の求めに応じて説明する措置を講じているが、他の行政機関では、申請者等から求められたことがないなどとしてこのような取組を行っていなかった。</p> <p>(4) 審査基準等の設定・具体化等を推進する取組</p> <p>各行政機関における審査基準等の設定・具体化等を推進する取組及び推進部局を中心とした取組に係る総務省行政管理局による支援をみたところ、次のとおり、これらの取組が十分に行われていない状況がみられた。</p> <p>ア 各行政機関の推進部局を中心とした取組</p> <p>行政手続法は、従来、個別の法律による措置にゆだねられていた行政庁による処分の事前手続等について、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るための一般法として制定されたものである。同法の趣旨・内容を各行政機関の職員に徹底することや、個々の処分等に係る事務を担当</p>	<p>表1—(2)—1</p> <p>表1—(2)—2</p> <p>表1—(2)—3</p> <p>表1—(2)—4</p> <p>表1—(3)</p>

勸告	説明図表番号
<p>する部局だけでなく、各行政機関内の特定の部局を当該機関全体における行政手続法の的確な運用を推進する部局として位置付けることは、同法の推進の積極的な取組を図る上で有効であると考えられる。</p> <p>この点を踏まえ、平成 11 年勸告では、旧総務庁行政管理局に対し、推進部局を明確にした上で同法の的確な運用を図るよう各省庁に要請を行うこと等を勸告した。また、同勸告では、旧自治省に対し、地方公共団体についても推進部局を中心として同法の趣旨の徹底が図られるよう要請を行うこと等を勸告した。これを受け、旧総務庁行政管理局は、「行政手続法の運用について」(平成 11 年 7 月 30 日付け総管第 140 号)等により、推進部局の明確化及び当該部局を中心とした審査基準等の設定・具体化等の取組を推進等するよう、各省庁に要請するとともに、同様の内容を地方公共団体に対して通知するよう旧自治省に要請した。</p>	
<p>しかしながら、調査した国の行政機関(15 本府省、53 地方支分部局)及び地方公共団体(13 都道府県、13 市)のうち、当該行政機関における推進部局が明確となっているのは、8 本府省、12 地方支分部局、13 都道府県及び 12 市であり、推進部局が明確となっていない行政機関の中には、平成 11 年勸告当時は、推進部局が明確となっていたが、13 年 1 月の中央省庁等改革による省庁再編に伴い、推進部局が不明確となっているものがみられた。</p>	表 1—(4)—1
<p>また、推進部局を明確にしている行政機関のうち、推進部局が定期的に個々の審査基準等の設定・具体化等の余地を検討し、その結果に基づき、許認可等処分に係る事務を直接所掌する部局に対して審査基準等の設定・具体化等を促すなど、審査基準等の設定・具体化等を推進する取組を実施しているのは、3 本府省、1 地方支分部局、4 都道府県及び 2 市のみと低調なものとなっている。</p>	表 1—(4)—2
<p>推進部局を中心として審査基準等の設定・具体化等を推進する取組を実施している行政機関においては、上記の取組により、それまで未設定であった審査基準等の設定が図られた例や標準処理期間の短縮化が図られた例等の成果がみられる。</p>	表 1—(4)—2 (再掲)
<p>イ 推進部局を中心とした取組に係る総務省行政管理局による支援</p> <p>施行状況調査の結果をみると、国の行政機関の審査基準等の設定率は、第 1 回の調査(平成 7 年 3 月末現在)以降、低下の傾向にある。また、審査基準等の設定率は、国の行政機関よりもおおむね都道府県の方が低く、都道府県よりも市の方が更に低くなっている。</p> <p>総務省行政管理局は、平成 14 年度の施行状況調査の公表(平成 15 年 12 月)に当たり、改善が必要な実態があったとして、法運用に当たっての留意事項により各府省に対して審査基準等の設定に係る留意事項を示している。</p> <p>しかし、上記留意事項の内容は、平成 6 年 9 月に施行通知で示したもの及び既に法令の解説において示されているものとどまっており、推進部</p>	表 1—(4)—3

勸告	説明図表番号
<p>局を中心とした審査基準等の設定を推進するため、審査基準等が未設定となっているものについての具体的な点検・見直しの実施方法並びに既に定められている審査基準等の具体化及び標準処理期間の短縮化のための見直しの実施方法及び観点は示されていない。</p> <p>また、今回調査した結果、総務省行政管理局は、平成 11 年 11 月に旧総務庁行政管理局が各省庁に対して行った調査以降、各行政機関において推進部局が明確にされているか、明確にされている場合の推進部局の取組状況を把握しておらず、各行政機関の推進部局が行政手続法の的確な運用を推進するための取組を行うに当たっての支援を十分に行っているとはみられなかった。</p> <p>(5) 総務省行政管理局による施行状況調査</p> <p>総務省行政管理局が実施している施行状況調査については、次のとおり、その調査結果が審査基準等の設定・見直しに活用されておらず、また、調査事項の見直しが図られていないなど不十分な状況がみられた。</p> <p>ア 審査基準等を公にする際の方法については、個々の処分ごとに調査する内容となっておらず、行政機関として単一の回答を求める調査内容となっており、その結果の整理は行われていない。</p> <p>また、処分基準については、個々の処分ごとに、処分基準を公にしているかを調査する内容となっているが、その結果は集計されていない。</p> <p>イ 法運用に当たっての留意事項においては、地方支分部局又は地方公共団体が運用通達等に示された判断の基準等をそのまま審査基準等とする場合には、当該運用通達等を自らの審査基準等として改めて設定することが必要であり、当該行政庁の審査基準等は当該運用通達等と同内容である旨を申請しようとする者に明確に分かるようにしておくことが必要であるとされている。しかし、総務省行政管理局が施行状況調査の調査要領にこの基準を明記していないことにより、施行状況調査において、本府省・法令所管庁から運用通達等が示されていることをもって当該行政機関としての審査基準等を設定済みと回答しているものが、4 地方支分部局、4 都道府県及び 1 市においてみられた。</p> <p>ウ 総務省行政管理局は、施行状況調査により把握された各行政機関における個々の処分に係る審査基準等の設定状況を各行政機関に提供していないため、各行政機関は、他の行政機関の設定状況を参考として自らの審査基準等の設定を推進することが困難となっている。</p> <p>(6) アンケート調査結果</p> <p>今回、総務省行政評価局において、平成 15 年 11 月に、民間事業者 1,029 社の許認可等担当者を対象として行政手続法の施行及び運用に関するアンケート調査（以下「総務省のアンケート調査」という。）を実施した。その結果によると、373 人による回答中、行政庁が「審査基準を定めることとされていることについて知らなかった」とする者が 195 人（52.3%）で、このうち、総務省のアンケート調査を通じて審査基準の設定等について知ったの</p>	<p>表 1—(5)</p> <p>表 1—(1)—3 (再掲)</p> <p>表 1—(6)</p>

勸告	説明図表番号
<p>で、「今後、申請をする際に、「審査基準」の有無・内容を確認しようと思う」とする者が 141 人（72.3%）を占めている。また、「標準処理期間を定めるよう努めることとされていることについて知らなかった」とする者が 265 人（71.0%）で、このうち、総務省のアンケート調査を通じて標準処理期間の設定等について知ったので「今後、申請をする際に、「標準処理期間」の設定の有無・内容を確認しようと思う」とする者が 203 人（76.6%）を占めている。</p> <p>このように、行政手続法の趣旨、内容が事業者に浸透しておらず、事業者が同法を活用し得ない状況がうかがわれる。</p> <p>したがって、関係府省は、審査基準等の設定、具体化等を推進するため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 審査基準等の設定、具体化等の余地があると指摘している事例について、関係府省は、速やかに見直しを行い、改善のための措置を講ずること。（国家公安委員会、防衛庁、総務省、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）</p> <p>また、地方公共団体に係る事例については、各法令を所管する関係府省は、地方公共団体において改善が図られるよう、必要な助言等の措置を講ずること。（総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）</p> <p>② 本府省及び地方支分部局の推進部局を明確にした上で、推進部局を中心として、所掌する処分について、審査基準等の設定、具体化等を推進するため、定期的に総点検を実施するなど不断の見直しを行い、その成果を公表する仕組みを設けること。総点検など見直しを実施するに当たっては、以下の点を含めて適切に実施すること。（各府省）</p> <p>i) 各行政庁において、未設定又は具体化等が困難な審査基準等については、その理由をあらかじめ整理し申請者等に開示できるようにしておくこと。</p> <p>ii) 本府省・法令所管庁として、地方支分部局又は地方公共団体が処分権限を有する処分について、その審査基準等の設定、具体化等の参考となる運用通達、方針等の作成又は見直しを行い、地方支分部局又は地方公共団体に示すこと。</p> <p>③ 総務省行政管理局は、i) 各府省及び地方公共団体の推進部局を中心として審査基準等の設定や具体化等が一層図られるよう、各府省及び地方公共団体において推進部局が明確にされているかを含め推進部局による取組状況を把握した上で、審査基準等の見直しの実施方法や観点を示すなど必要な措置を講ずること、また、ii) 施行状況調査について、調査項目等を見直し、調査の的確な実施を図るとともに、その調査結果を各府省及び地方公共団体が有効に活用し得る情報として整理し、これを各府省及び地方公共団体に提供すること。</p>	

表 1 -(1)- 1

これまでの数年間にわたる処分の実績、本府省・法令所管庁からの運用通達等に示された判断基準、方針等、あるいは、他の同種の行政庁が同一の処分について設定している審査基準等を基に審査基準等の設定が可能とみられるにもかかわらず、「将来的に申請が見込まれるが過去に実績がなく又はまれであって設定困難」、「事案ごとに裁量が大きく設定困難」であるなどとして審査基準等を設定していないもの（国の行政機関：4 行政庁 5 処分、地方公共団体：12 行政庁 20 処分）

No. 1																					
法令等名（条項）	地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）附則第 11 条第 40 項																				
処 分 名	信頼性向上施設に係る固定資産税の軽減措置に関する証明																				
事 例 区 分	標準処理期間の未設定																				
事 務 区 分	国の直接執行事務																				
行 政 庁 名	総務省																				
説 明	<p>総務省では、地方税法施行令附則第 11 条第 44 項に基づく信頼性向上施設に係る固定資産税の軽減措置に関する証明について、これまで、「個別の事案毎に判断している」ことを理由に標準処理期間を設定していなかった。</p> <p>しかし、標準処理期間の設定については、施行通知において、「標準処理期間の定め方は、日、月等をもって、具体的な期間として定めることが望ましいが、そのような設定が困難な場合には、一定の幅をもった期間として定められないかどうか、あるいは、申請内容を類型化して区分することによって、その区分ごとに定められないかどうかなど、当該許認可等の性質に応じた工夫をすることによってできる限り申請の処理に要する目安として何らかの期間を示すよう努めること」が求められている。</p> <p>当該処分の処分実績をみると、平成 12 年度：14 件、13 年度：14 件、14 年度：13 件、15 年度（7 月 31 日現在）：11 件となっており、直近 15 件の処理期間は、以下のとおり、平均で 5.1 日間、最長でも 11 日間となっており、これら、これまでの処分実績等を基に標準処理期間を設定する余地があると認められる。</p> <table border="1" data-bbox="443 1816 1302 2047"> <thead> <tr> <th></th> <th>申請が到達した日</th> <th>処分日</th> <th>補正期間</th> <th>処理期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>H15. 2. 17</td> <td>H15. 2. 27</td> <td>—</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>H15. 2. 19</td> <td>H15. 2. 27</td> <td>—</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>H15. 2. 25</td> <td>H15. 2. 27</td> <td>—</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>		申請が到達した日	処分日	補正期間	処理期間	①	H15. 2. 17	H15. 2. 27	—	10	②	H15. 2. 19	H15. 2. 27	—	8	③	H15. 2. 25	H15. 2. 27	—	2
	申請が到達した日	処分日	補正期間	処理期間																	
①	H15. 2. 17	H15. 2. 27	—	10																	
②	H15. 2. 19	H15. 2. 27	—	8																	
③	H15. 2. 25	H15. 2. 27	—	2																	

④	H15. 2. 26	H15. 2. 27	—	1
⑤	H15. 4. 4	H15. 4. 9	—	5
⑥	H16. 1. 23	H16. 1. 30	—	7
⑦	H16. 1. 26	H16. 1. 30	—	4
⑧	H16. 1. 26	H16. 1. 30	—	4
⑨	H16. 1. 29	H16. 2. 6	—	7
⑩	H16. 2. 2	H16. 2. 6	—	4
⑪	H16. 2. 5	H16. 2. 6	—	1
⑫	H16. 2. 13	H16. 2. 24	—	11
⑬	H16. 2. 19	H16. 2. 24	—	5
⑭	H16. 2. 20	H16. 2. 24	—	4
⑮	H16. 2. 20	H16. 2. 24	—	4

処理期間の平均 5.1 日間

No. 2																
法令等名（条項）	外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 16 条第 1 項															
処 分 名	支払等の許可															
事 例 区 分	標準処理期間の未設定															
事 務 区 分	国の直接執行事務															
行 政 庁 名	財務省															
説 明	<p>財務省では、外国為替及び外国貿易法第 16 条第 1 項に基づく支払等の許可について、これまで「申請案件毎に規制の発動要件に照らし慎重に判断する必要があるため、統一的な処理期間を設けることにはなじまない」として標準処理期間を設定していなかった。</p> <p>しかしながら、標準処理期間の設定については、施行通知において、「標準処理期間の定め方は、日、月等をもって、具体的な期間として定めることが望ましいが、そのような設定が困難な場合には、一定の幅をもった期間として定められないかどうか、あるいは、申請内容を類型化して区分することによって、その区分ごとに定められないかどうかなど、当該許認可等の性質に応じた工夫をすることによってできる限り申請の処理に要する目安として何らかの期間を示すよう努めること」が求められている。</p> <p>これまでの処分実績、許可制の対象範囲及び国際情勢等を踏まえ、申請内容を可能な限り類型化し、申請者にとって目安となる標準処理期間を示すことを検討する必要があると認められる。</p> <table border="1" data-bbox="443 1541 1433 2047"> <thead> <tr> <th></th> <th>申請が到達した日</th> <th>処分日</th> <th>補正期間</th> <th>処理期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>平成 15 年 1 月 22 日</td> <td>平成 15 年 1 月 27 日</td> <td>—</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>平成 14 年 12 月 6 日</td> <td>平成 15 年 1 月 15 日</td> <td>取引概要等の関係資料を入手するために約 4 週間を要した。</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>		申請が到達した日	処分日	補正期間	処理期間	①	平成 15 年 1 月 22 日	平成 15 年 1 月 27 日	—	5	②	平成 14 年 12 月 6 日	平成 15 年 1 月 15 日	取引概要等の関係資料を入手するために約 4 週間を要した。	5
	申請が到達した日	処分日	補正期間	処理期間												
①	平成 15 年 1 月 22 日	平成 15 年 1 月 27 日	—	5												
②	平成 14 年 12 月 6 日	平成 15 年 1 月 15 日	取引概要等の関係資料を入手するために約 4 週間を要した。	5												

③	平成 14 年 11 月 27 日	平成 14 年 12 月 2 日	—	5
④	平成 14 年 11 月 26 日	平成 14 年 12 月 2 日	—	6
⑤	平成 14 年 11 月 12 日	平成 14 年 12 月 2 日	—	20
⑥	平成 14 年 11 月 1 日	平成 14 年 11 月 20 日	—	19
⑦	平成 14 年 10 月 30 日	平成 14 年 11 月 5 日	—	6
⑧	平成 14 年 10 月 18 日	平成 14 年 10 月 24 日	—	6
⑨	平成 14 年 10 月 17 日	平成 14 年 10 月 24 日	—	7
⑩	平成 14 年 10 月 17 日	平成 14 年 10 月 24 日	—	7
⑪	平成 14 年 10 月 8 日	平成 14 年 10 月 10 日	—	2
⑫	平成 14 年 10 月 1 日	平成 14 年 10 月 4 日	—	3
⑬	平成 14 年 9 月 26 日	平成 14 年 9 月 30 日	—	4
⑭	平成 14 年 9 月 10 日	平成 14 年 9 月 20 日	—	10
⑮	平成 14 年 9 月 6 日	平成 14 年 9 月 6 日	—	即日
⑯	平成 14 年 9 月 5 日	平成 14 年 9 月 6 日	—	1
⑰	平成 14 年 8 月 20 日	平成 14 年 8 月 28 日	—	8
⑱	平成 14 年 8 月 16 日	平成 14 年 8 月 21 日	—	5
⑲	平成 14 年 8 月 9 日	平成 14 年 8 月 21 日	—	12
⑳	平成 14 年 8 月 9 日	平成 14 年 8 月 21 日	—	12
㉑	平成 14 年 8 月 9 日	平成 14 年 8 月 21 日	—	12
㉒	平成 14 年 8 月 8 日	平成 14 年 8 月 9 日	—	1
㉓	平成 14 年 8 月 8 日	平成 14 年 8 月 9 日	—	1
㉔	平成 14 年 8 月 5 日	平成 14 年 8 月 9 日	—	4
㉕	平成 14 年 7 月 31 日	平成 14 年 8 月 9 日	—	9
㉖	平成 14 年 7 月 26 日	平成 14 年 8 月 1 日	—	6
㉗	平成 14 年 7 月 25 日	平成 14 年 7 月 29 日	—	4
㉘	平成 14 年 7 月 24 日	平成 14 年 7 月 25 日	—	1
㉙	平成 14 年 7 月 17 日	平成 14 年 7 月 18 日	—	1
㉚	平成 14 年 7 月 12 日	平成 14 年 7 月 16 日	—	4

処理期間の平均 6.2 日間

No. 3	
法令等名（条項）	高齢者身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 68 号）第 8 条第 2 項
処 分 名	公共交通特定事業計画の認定
事 例 区 分	標準処理期間の未設定
事 務 区 分	国の直接執行事務
行 政 庁 名	近畿運輸局
説 明	<p>近畿運輸局は、高齢者身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）第 8 条第 2 項に基づく公共交通特定事業計画の認定について、これまで、「将来的に申請が見込まれるものの、過去に実績がなく又はまれであって、あらかじめ設定することは困難」であることを理由に標準処理期間を設定していなかった。</p> <p>しかし、近畿運輸局における当該処分に係る申請実績は、実際には、平成 13 年度 4 件、14 年度 10 件あり、14 年度における 10 件の申請の平均処理期間は 7.3 日となっており、すべて 10 日以内に処分が行われていることから、これまでの処理実績を基に標準処理期間を設定する余地があると認められる。</p> <p>なお、近畿運輸局は、標準処理期間の設定について、今後具体的な申請、処理実績を踏まえ、標準処理期間の設定を検討したいが、全国的に統一した処理が必要と考えられるので、本省と協議したいとしている。</p>

No. 4	
法令等名（条項）	旅券法（昭和 27 年法律第 182 号）第 8 条第 1 項
処 分 名	一般旅券の渡航先の追加
事 例 区 分	標準処理期間の未設定
事 務 区 分	国の直接執行事務
行 政 庁 名	外務省
説 明	<p>旅券法第 8 条第 1 項では、「(略) 渡航先が個別に特定して記載された一般旅券の名義人は、当該一般旅券を使用して当該記載された渡航先以外の地域に渡航しようとする場合には、(略) 渡航先の追加を申請しなければならない」とされている。</p> <p>外務省では、当該処分について、「限定旅券にかかる処理であり、これら限定旅券が発給される理由は多岐にわたり、それぞれの場合における審査及び渡航先の追加の可否の判断等に要する期間には大きな差異がある個別的及び限定的取扱いであるため、本来的に標準処理期間を設定することは困難である」とし、標準処理期間を設定していない。</p> <p>しかし、標準処理期間の設定については、施行通知において、「標準処理期間の定め方は、日、月等をもって、具体的な期間として定めることが望ましいが、そのような設定が困難な場合には、一定の幅をもった期間として定められないかどうか、あるいは、申請内容を類型化して区分することによって、その区分ごとに定められないかどうかなど、当該許認可等の性質に応じた工夫をすることによってできる限り申請の処理に要する目安として何らかの期間を示すよう努めること」が求められている。また、外務省では、当該処分の処理について、運用上の目安となる処理日数を 14 日とし、これに基づき、当該事務を行っている。</p> <p>以上のことから、外務省は、当該運用上の目安としている処理日数等を基に、標準処理期間を設定する余地があると認められる。</p>

No.5	
法令等名（条項）	旅券法（昭和27年法律第182号）第19条の3第1項
処 分 名	帰国のための渡航書の発給
事 例 区 分	標準処理期間の未設定
事 務 区 分	国の直接執行事務
行 政 庁 名	外務省
説 明	<p>外務省では、旅券法第19条の3第1項に基づく帰国のための渡航書の発給について、「申請者に対し緊急に発給する渡航文書であることから、即日ないしは即刻対応が必要な場合があるため、処理期間を設定することは適当ではない」とし、標準処理期間を設定していない。</p> <p>しかし、標準処理期間は、申請の処理について「通常要すべき標準的な期間」を定めるものであり、「即日ないしは即刻対応が必要な場合がある」ことが、標準処理期間を設定できない正当な理由となるものではない。また、外務省は、当該処分の処理について、運用上の目安となる処理日数を2日とし、これに基づき、当該事務を行っており、実際の処理日数も概ね2日程度となっている。</p> <p>以上のことから、外務省は、当該運用上の目安としている処理日数等を基に、標準処理期間を設定する余地があると認められる。</p>

No.6	
法令等名（条項）	土地収用法（昭和26年法律第219号）第14条第1項
処 分 名	障害物の伐採等の許可
事 例 区 分	審査基準の未設定
事 務 区 分	法定受託事務、自治事務
行 政 庁 名	A県
説 明	<p>A県では、土地収用法第14条第1項に基づく障害物の伐採等の許可について、これまで、「将来的に申請が見込まれるものの、過去に実績がなく又はまれであって、あらかじめ設定することは困難」であることを理由に審査基準を設定していなかった。</p> <p>しかし、当該処分に係る申請実績は、平成12年度以降ないものの、法令所管庁である国土交通省は、当該処分に係る審査基準の設定に関する指針となる「行政手続法の施行に伴う土地収用法に基づく事業認定等に関する事務の運用上の留意事項について」（平成6年9月28日付け建設省経収第191号）を示しており、また、他の行政庁において、申請実績がなくても当該指針を活用して審査基準を設定している例がみられることから、当該処分については、上記通知を基に審査基準を設定する余地があると認められる。</p> <p>なお、A県では、審査基準を設定済みである他の行政庁の例や当該指針を参考に審査基準を設定することは可能であるとしている。</p>

No. 7	
法令等名（条項）	土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 76 条第 1 項
処 分 名	建築行為等の許可
事 例 区 分	審査基準及び標準処理期間の未設定
事 務 区 分	法定受託事務
行 政 庁 名	B 市
説 明	<p>B 市では、土地区画整理法第 76 条第 1 項に基づく建築行為等の許可について、これまで、「事案ごとに裁量が大きく設定することは困難」であることを理由に審査基準を設定しておらず、また、「事実関係の認定に難易差があり、設定が困難」であることを理由に標準処理期間を設定していなかった。</p> <p>しかし、当該処分に係る申請実績をみると、過去 4 年間で 844 件（平成 12 年度に 307 件、13 年度 321 件、14 年度 182 件、15 年度（7 月 31 日現在）34 件）があり、B 市では、当該処分の審査に当たっては、法令のほか、法令所管庁である国土交通省が審査基準の設定に関する指針として示した「行政手続の公正及び透明性の確保のための審査基準の設定等について」（平成 11 年 12 月 13 日付け建設省都市局区画整理課事務連絡）や過去の処分例を判断の基準としていることから、上記通知及びこれまでの審査実績を基に審査基準を設定する余地があると認められる。</p> <p>また、標準処理期間の設定についても、過去の実績や同一の許認可等を有する他の行政庁の設定内容等を参考に設定する余地が認められ、B 市では、今後、法令所管庁からの指針、過去の実績、他の行政庁の設定内容等を基に審査基準及び標準処理期間を設定することについて検討する必要があるとしている。</p>

No. 8	
法令等名 (条項)	道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 24 条
処 分 名	道路管理者以外の者が行う工事の承認
事 例 区 分	審査基準、標準処理期間の未設定
事 務 区 分	法定受託事務
行 政 庁 名	C 市、D 市、E 市
説 明	<p>1 (1) C 市では、道路法第 24 条に基づく道路管理者以外の者が行う工事の承認について、これまで、「事案ごとに裁量が大きく設定することは困難」であることを理由に審査基準を設定しておらず、また、「申請案件ごとに、地理的・地質的諸条件がまちまちであり、また、他課等の所管業務に関係する場合もある」ことを理由に標準処理期間を設定していなかった。</p> <p>しかし、当該処分に係る処分実績は過去 4 年間で 617 件 (平成 12 年度に 154 件、13 年度 190 件、14 年度 193 件、15 年度 (7 月 31 日現在) 80 件) あり、C 市では当該処分に当たって、法令の規定のほか、歩道に車の乗り入れ部を確保するための技術的基準を示すために同市が作成した「交通安全工作物整備マニュアル」(平成 10 年 3 月) や過去の審査実績を判断基準としている。また、法令所管庁である国土交通省は、当該処分に係る審査基準の設定に関する指針として「道路法第 24 条の承認及び第 91 条第 1 項の許可に係る審査基準について」(平成 6 年 9 月 30 日付け建設省道政発第 49 号) を示していることから、当該処分について、上記通達、同市のマニュアル及びこれまでの審査実績を基に審査基準を設定する余地があると認められる。</p> <p>なお、C 市では、審査基準について、他の市とも情報交換し、当該処分の審査基準の設定に取り組みたいとしている。</p> <p>(2) 「道路法第 24 条の承認及び第 32 条の許可並びに第 91 条第 1 項の許可に係る標準処理期間の基準について」(平成 10 年 8 月 5 日建設省道政発第 93 号) では、標準処理期間は原則として 2 週間ないし 3 週間とされており、C 市における、当該処分の直近の 10 件の申請の平均処理期間をみると、5.3 日、最長でも 12 日となっていることから、上記指針及びこれまでの実績を基に、標準処理期間を設定する余地があると認められる。</p> <p>なお、C 市では、標準処理期間については、実際には 7 日から 10 日程度で処理しており、判断に迷うような案件についても事業者が事前に相談に</p>

来ることが多く、2週間ないし3週間の標準処理期間の設定は可能と考えられるので設定したいとしている。

2 D市では、道路法第24条に基づく道路管理者以外の者が行う工事の承認について、審査基準を設定していないにもかかわらず設定済みであるとしていた。

同市では、当該処分に当たって、法令の規定のほか、次の通知等を判断基準としており、当該処分に係る申請実績は、過去4年間で224件（平成12年度に66件、13年度77件、14年度55件、15年度（7月31日現在）26件）あるにもかかわらず、処分権限を有する行政庁として自ら審査基準を設定していない。

① 「土木構造物標準設計」（昭和44年分。建設省）

② 「電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について」（平成11年3月31日建設省道政発第32号の2等）

③ 「道路管理事務の手引き」（平成15年3月F県）

④ 「道路法第24条の承認及び第91条第1項の許可に係る審査基準について」（平成6年9月30日付け建設省道政発第49号建設省道路局長通知）

このため、D市では、当該処分については、上記通達等及びこれまでの審査実績を基に審査基準を設定する余地があると認められる。

3 E市では、道路法第24条に基づく道路管理者以外の者が行う工事の承認について、処分権限を有する行政庁として自ら審査基準を設定していないにもかかわらず国土交通省から示された通達に基づいて判断していることをもって審査基準を設定済みであるとしていた。

同市では、法令所管庁である国土交通省から当該処分に係る審査基準の設定に関する指針として示された「道路法第24条の承認及び第91条第1項の許可に係る審査基準について」（平成6年9月30日付け建設省道政発第49号建設省道路局長通知）及び同市が発注している他の工事を基に判断するとしており、当該処分に係る処分実績は、過去4年間で219件（平成12年度に57件、13年度65件、14年度79件、15年度（7月31日現在）18件）あるにもかかわらず、処分権限を有する行政庁として自ら審査基準を設定していない。また、他の行政庁では、上記指針を参考にして当該処分に係る審査基準を設定している例がみられる。

このため、E市は、当該処分について、上記指針、同市の工事実績を基に審査基準を設定する余地があると認められる。

No. 9	
法令等名（条項）	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 32 条
処 分 名	道路の占用の許可
事 例 区 分	審査基準の未設定
事 務 区 分	法定受託事務
行 政 庁 名	G 市
説 明	<p>G 市では、道路法第 32 条に基づく道路占用の許可について、処分権限を有する行政庁として自ら審査基準を設定していないにもかかわらず、国土交通省及び H 県から示された通達に基づいて判断していることをもって審査基準を設定済みであるとしていた。</p> <p>同市では、当該処分実績が過去 4 年間で 1,913 件あり、当該処分の審査に当たっては、法令の規定のほか、①「電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について」(平成 11 年 5 月 20 日付け建四道政第 210 号) 及び②「道路管理事務の手引き」(平成 15 年 3 月 H 県)を判断基準としているにもかかわらず、処分権限を有する行政庁として自ら審査基準を設定していない。このため G 市では、当該処分については当該通達を基に審査基準を設定する余地が認められる。</p> <p>なお、G 市では、上記通達を基に審査基準を設定することが可能であるとしている。</p>

No.10	
法令等名（条項）	老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）第 46 条の 6
処 分 名	移送費の支給の認定
事 例 区 分	標準処理期間の未設定
事 務 区 分	法定受託事務
行 政 庁 名	I 市、J 市
説 明	<p>I 市及び J 市では、老人保健法第 46 条の 6 に基づく移送費の支給の認定について、これまで、「将来的に申請が見込まれるものの、過去に実績がなく又はまれであって、あらかじめ設定することは困難」であることを理由に標準処理期間を設定していなかった。</p> <p>しかし、法令所管庁である厚生労働省では、当該処分に係る標準処理期間の設定に関する指針「老人保健法による移送費の支給の取扱いについて」（平成 6 年 9 月 9 日付け老企第 236 号）を示している。また、厚生労働省では、「行政手続法の施行に伴う老人保健法上の申請に対する処分についての標準処理期間の策定について」（平成 6 年 9 月 29 日付け老企第 261 号）において、当該処分について、「原則として、医療費の支給の認定と同様の標準処理期間が考えられるが、各市町村等の施行事務実態を勘案し、適切な時期に適宜標準処理期間を設定されたい」とするとともに、医療費の支給の認定について、①原則として医療費の支給要件の確認に必要な期間等を勘案し、30 日前後の適切な期間を定めることが望まれること、②市町村の事務処理について、国民健康保険団体連合会に審査の事務を委託しているため、その事務に一定の期間を要する等の理由により、より長い処理期間が必要となる事情がある場合においては、これら事情を勘案し、例えば 3 か月前後の適切な期間が定められることが望まれると、具体的な標準処理期間を示している。さらに、他の行政庁では、厚生労働省の指針及びこれまでの審査実績を基に標準処理期間を設定している例がある。</p> <p>このことから、I 市及び J 市は、当該処分について、厚生労働省の通達や今後他の行政庁の処理実績等を把握することにより標準処理期間を設定する余地があると認められる。</p>

No.11	
法令等名（条項）	水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）第 86 条第 2 項（第 48 条第 2 項準用）
処 分 名	定款変更の認可
事 例 区 分	審査基準の未設定
事 務 区 分	自治事務
行 政 庁 名	K 県
説 明	<p>K 県では、水産業協同組合法第 86 条第 2 項に基づく定款変更の認可について、これまで、「将来的に申請が見込まれるものの、過去に実績がなく又はまれであって、あらかじめ設定することは困難」であることを理由に審査基準を設定していなかった。</p> <p>しかし、当該処分に係る申請実績をみると、実際には、各支庁において過去 4 年間で 18 件（平成 12 年度に 10 件、15 年度（7 月 31 日現在）8 件）の申請実績がある。また、各支庁では、当該処分の審査に当たっては、法令の規定のほか、水産庁から示された「水産業協同組合に係る模範定款例」（平成 15 年 3 月 31 日付け 14 水漁第 3002 号。以下「模範定款例」という。）を判断の基準としていることから、当該処分については、模範定款例及びこれまでの審査実績を基に審査基準を設定する余地があると認められる。</p> <p>なお、K 県では、今後、各支庁において審査基準を設定するため模範定款例等を通知し、設定後は速やかに各支庁において公表するよう指導するとしている。</p>

No.12	
法令等名（条項）	職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 44 条
処 分 名	技能検定
事 例 区 分	審査基準の未設定
事 務 区 分	自治事務
行 政 庁 名	L 県
説 明	<p>L 県では、職業能力開発促進法第 44 条に基づく技能検定について、これまで、「将来的に申請が見込まれるものの、過去に実績がなく又はまれであって、あらかじめ設定することは困難」であることを理由に審査基準を設定していなかった。</p> <p>しかし、L 県では、当該処分に係る平成 14 年度の申請実績が 243 件あり、また、学科試験又は実技試験の免除の審査に当たって、法令の規定のほか、厚生労働省が都道府県における審査に当たっての留意点を示すために作成した通達「技能検定の受検資格及び技能検定試験の免除の取扱いについて」（平成 5 年 9 月 17 日付け能発第 215 号労働省職業能力開発局長通達）を判断基準としており、さらに、他の行政庁においては、当該処分について、上記通達の内容を基に審査基準を設定している例がみられる。このことから、L 県では、上記通達を基に審査基準を設定する余地があると認められる。</p> <p>なお、L 県では、通達等を審査基準として設定し、受検者に対する透明性を確保することは重要であることから、今後、他県の設定状況についての情報を収集し、審査基準を設定する方向で検討したいとしている。</p>

No.13	
法令等名（条項）	医療法（昭和23年法律第205号）第12条第2項
処 分 名	病院等の2か所管理の許可
事 例 区 分	審査基準の未設定
事 務 区 分	自治事務
行 政 庁 名	M県、N県
説 明	<p>1 M県では、医療法第12条第2項に基づく病院等の2か所管理の許可について、これまで、「事案ごとの裁量が大きく設定することは困難」であることを理由に審査基準を設定していなかった。</p> <p>しかし、M県が平成12年度以降に行った38件（平成12年度21件、13年度17件）の処分についてみると、2か所管理によらなければ地域の医療の確保が困難になる等地域医療の観点からの必要性を判断基準としており、また、許可を行った申請の内容をみると、①特別擁護老人ホーム内の診療所の場合、②企業内の診療所の場合及び③診療所を移転する場合に類型化することができる。</p> <p>このことから、当該処分については、これまでの処分実績に基づいた類型化を行うことにより審査基準を設定する余地があると認められる。</p> <p>2 N県でも、これまで、「事案ごとの裁量が大きく設定困難」であることを理由に審査基準を設定していなかった。</p> <p>しかし、N県が平成12年度以降に行った9件（平成12年度2件、13年度7件）の処分についてみると、主に、無床診療所の管理者が、特別養護老人ホーム又は工場、事業所等の従業員、その家族を対象とした医療施設を管理するものであり、N県は、医療施設の規模、診療時間及び医療施設相互間の距離、連絡（異動）時間等の観点から審査を行っているとしている。</p> <p>このことから、当該処分については、これまでの処分実績に基づいた類型化を行うことにより審査基準を設定する余地があると認められる。</p>

No.14	
法令等名（条項）	海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 7 条第 1 項
処 分 名	海岸保全区域の占用の許可
事 例 区 分	審査基準の未設定
事 務 区 分	自治事務
行 政 庁 名	○県
説 明	<p>○県では、海岸法第 7 条第 1 項に基づく海岸保全区域の占用の許可について、過去 4 年間で 633 件（平成 12 年度に 166 件、13 年度 157 件、14 年度 160 件、15 年度（7 月 31 日現在）150 件）の処分実績があるが、これまで、「事案ごとに裁量が大きく設定することは困難」であることを理由に審査基準を設定していなかった。</p> <p>しかし、○県では、当該処分の審査に当たり、法令のほか、法令所管庁（農林水産省、国土交通省）が海岸管理者の定めるべき審査基準の設定に関する指針として示した「行政手続法の施行に伴う海岸法における処分の審査基準等の策定について」（平成 6 年 9 月 30 日付け港海第 770 号ほか港湾局長ほか）や過去の処分実績を判断の基準としており、また、毎年度 160 件程度ある処分実績について、その内容を、海水浴場の開設、土砂搬入のベルトコンベアーの設置等類型化を図ることは可能である。</p> <p>このことから、○県は、当該処分について、上記通知及びこれまでの審査実績を類型化することにより審査基準を設定する余地があると認められる。</p>

No.15	
法令等名（条項）	土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 14 条
処 分 名	土地区画整理組合の設立認可
事 例 区 分	審査基準の未設定
事 務 区 分	自治事務
行 政 庁 名	P 県
説 明	<p>P 県では、土地区画整理法第 14 条に基づく土地区画整理組合の設立認可について、これまで、「事案ごとに裁量が大きく設定困難である」ことを理由に審査基準を設定していなかった。</p> <p>しかし、当該処分の審査実績は、過去 4 年間に 3 件（平成 13 年度 1 件、14 年度 2 件）あり、P 県では、当該処分の審査に当たり、法令の規定に加えて、独自に策定した「開発事業に関する技術的指導基準」（平成 12 年 4 月 P 県策定）を判断基準としているにもかかわらず、処分権限を有する行政庁として自ら当該基準を含めた審査基準を設定していないことから、審査基準を設定する余地が認められる。</p>

No.16	
法令等名（条項）	大麻取締法（昭和 23 年法律第 124 号）第 5 条第 1 項
処 分 名	大麻取扱者の免許
事 例 区 分	審査基準の未設定
事 務 区 分	自治事務
行 政 庁 名	Q 県
説 明	<p>Q 県では、大麻取締法第 5 条第 1 項に基づく大麻取扱者の免許について、これまで、「具体的に定めることが困難」であることを理由に審査基準を設定していなかった。</p> <p>しかし、Q 県では、当該処分について、平成 12 年度以降毎年度 4 件の申請があり、大麻取締り等の行政目的、学術研究目的が明らかであるとして、免許を付与しており、また、11 年度には、個人から大麻を用いた紙の商品開発等に係る新規の免許申請があり、社会的な有用性を判断基準として、免許を付与しない処分を行っている。</p> <p>一方、厚生労働省からは、当該処分について、「大麻取扱者免許交付却下処分に係る審査請求についての裁決」（平成 11 年 1 月 14 日付け医薬務第 35 号）が示されており、その中で、「例えば、種子や繊維を農産物として出荷したり、伝統的な祭事に利用したり、栽培技術を代々継承したりするなど何らかの社会的な有用性が認められるものでなければ、大麻の栽培を必要とする十分な合理性がないものとして、免許権者の判断により免許申請を却下することができる」とされている。</p> <p>また、他の行政庁において、当該処分に係る審査基準を設定している例がみられる。</p> <p>これらのことから、Q 県では、当該処分について、これまでの処分の実績や厚生労働省からの通知、他の行政庁が設定した審査基準の判断基準を基に審査基準を設定する余地があると認められる。</p> <p>なお、Q 県では、審査基準が明確となっていないこともあって、不許可処分に長期を要したものがあつたことを踏まえ、審査基準を設定する余地があるとしている。</p>

No.17	
法令等名（条項）	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 24 条
処 分 名	土地占用の許可
事 例 区 分	審査基準の未設定
事 務 区 分	自治事務
行 政 庁 名	R 市
説 明	<p>R 市では、河川法第 24 条に基づく土地占用の許可について、これまで、「将来的に申請が見込まれるものの、過去に実績がなく又はまれであって、あらかじめ設定することは困難」であることを理由に審査基準を設定していなかった。</p> <p>しかし、R 市は、15 の準用河川を管理しており、当該処分に係る申請は、平成 12 年度以降みられないが、今後、申請が見込まれるとし、申請があった場合、国土交通省が「河川敷地の占用許可について」（平成 11 年 8 月 5 日付け建設省河政発第 67 号建設事務次官通達）において示した「河川敷地占用許可準則」を判断基準とするとしており、また、他の行政庁においては、当該処分に係る審査基準を設定している例がみられることから、当該処分について、上記準則及び今後他の行政機関の審査基準を把握することにより審査基準を設定する余地があると認められる。</p> <p>なお、R 市では、今後、審査基準の設定に向けて準備を行うとしている。</p>

No.18	
法令等名（条項）	輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（平成4年法律第22号）第13条第1項
処 分 名	輸入貨物流通促進事業者の認定
事 例 区 分	審査基準の未設定
事 務 区 分	自治事務
行 政 庁 名	S市、T市
説 明	<p>S市及びT市では、輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法第13条第1項に基づく輸入貨物流通促進事業者の認定について、これまで、「将来的に申請が見込まれるものの、過去に実績がなく又はまれであって、あらかじめ設定することは困難」であることを理由に審査基準を設定していなかった。</p> <p>しかし、当該処分については、法令所管庁である経済産業省から、審査基準の設定に関する指針となる「輸入貨物流通促進関連保証等に係る認定要領」（平成8年5月10日付け8貿局第167号・8産局第165号）が通知されていることから、申請があった場合に備えて、上記要領を基に審査基準を設定することが可能であると認められる。</p>

No.19	
法令等名（条項）	都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 23 条第 3 項
処 分 名	公園予定地における公園管理者以外の公園施設の設置管理の許可
事 例 区 分	審査基準の未設定
事 務 区 分	自治事務
行 政 庁 名	U市
説 明	<p>U市では、都市公園法第 23 条第 3 項に基づく公園予定地における公園管理者以外の公園施設の設置管理の許可について、これまで、「将来的に申請が見込まれるものの、過去に実績がなく又はまれであって、あらかじめ設定することは困難」であることを理由に審査基準を設定しておらず、当該申請があった場合には、法律の規定のほか、U市都市公園条例の規定を基に審査するとしている。</p> <p>しかし、当該処分に係る申請実績は、過去 4 年間で 11 件（平成 12 年度に 1 件、14 年度 4 件、15 年度（7 月 31 日現在）6 件）あり、また、法令所管省である国土交通省では、「公園管理者以外の者の設置する公園施設について」（昭和 37 年 5 月 7 日付け建都発第 115 号建設省都市局長通達）を当該処分に係る審査基準の設定に関する指針として示しており、さらに、他の行政庁においては、当該処分に係る審査基準を設定している例がみられる。</p> <p>このことから、U市は、当該処分について、上記条例やこれまでの審査実績等を基に審査基準を設定する余地があると認められる。</p> <p>なお、U市では、申請実績があることから、条例等を基に審査基準の設定について検討する余地があるとしている。</p>

No.20	
法令等名（条項）	消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 10 条第 1 項
処 分 名	危険物の仮貯蔵及び仮取扱いの承認
事 例 区 分	審査基準の未設定
事 務 区 分	自治事務
行 政 庁 名	V 市
説 明	<p>V 市では、消防法第 10 条第 1 項に基づく危険物の仮貯蔵及び仮取扱いの承認について、これまで、「事案ごとに裁量が大きく設定することは困難」であることを理由に審査基準を設定していなかった。</p> <p>V 市においては当該処分に係る申請実績は過去 4 年間ないが、同市では、申請があった場合、法令所管庁である総務省が各処分庁に対して審査基準等を設定するための指針として示した「消防法等に関する行政手続法施行上の留意事項について」(平成 6 年 9 月 28 日付け消防総第 705 号等)を判断基準とするとしている。また、他の行政庁では、上記通知を基に当該処分に係る審査基準を設定している例がみられる。こうしたことから、V 市は、当該処分について、上記通知及び他行政庁が設定した審査基準を基に審査基準を設定する余地があると認められる。</p>

No.21	
法令等名（条項）	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 4 項
処 分 名	行政財産の使用許可
事 例 区 分	審査基準の未設定
事 務 区 分	自治事務
行 政 庁 名	W市
説 明	<p>W市では、地方自治法第 238 条の 4 第 4 項に基づく行政財産の使用許可について、これまで、「事案ごとに裁量が大きく設定することは困難」であることを理由に審査基準を設定していなかった。</p> <p>W市では、当該処分の審査に当たって、法令の規定のほか、W市財務規則（第 188 条）及び「W市公有財産管理事務処理要領」を判断基準としている。当該処分に係る申請実績は、過去 4 年間で 393 件（平成 12 年度に 123 件、13 年度 120 件、14 年度 131 件、15 年度（7 月 31 日現在）19 件）であり、また、同市では、実際の処分を行う機関は、市長部局（市立病院を含む。）、市教育委員会、市交通部の 3 機関であり、その使用許可の態様は様々であるとしている。</p> <p>しかし、W市における当該処分の申請内容をみると、主に自動販売機用地の使用、電柱敷地の使用、水道管の埋設であり、当該処分についての類型化が可能となっている。</p> <p>このことから、W市は、当該処分について、上記条例及び処分内容の態様の類型化により、審査基準を設定する余地があると認められる</p>

No.22	
法令等名（条項）	都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 6 条第 1 項
処 分 名	都市公園の占用の許可
事 例 区 分	審査基準及び標準処理期間の未設定
事 務 区 分	自治事務
行 政 庁 名	X 市
説 明	<p>X 市では、都市公園法第 6 条第 1 項に基づく都市公園の占用の許可について、これまで、「事案ごとに裁量が大きく設定することは困難」であることを理由に審査基準を設定しておらず、また、「事実関係の認定に難易差があり、設定が困難」であることを理由に標準処理期間を設定していなかった。</p> <p>X 市では、当該処分に係る申請実績は、過去 4 年間で 239 件（平成 12 年度に 55 件、13 年度 65 件、14 年度 81 件、15 年度（7 月 31 日現在）38 件）あり、審査に当たっては、法令の規定のほか、X 市都市公園条例及び同種の申請を受け付けた他市町村の処分の例を判断基準としていることから、当該処分について、上記条例、これまでの審査実績及び他市町村の審査実績を基に審査基準を設定する余地があると認められる。</p> <p>また、X 市における当該処分の直近の 10 件の申請の平均処理期間は、特殊な案件であったため 13 日となった 1 件を除き、3 日で処理されていることから、標準処理期間を設定する余地があると認められる。</p> <p>なお、X 市では、①審査基準の設定については、法令所管庁が審査基準の参考例を示せば、審査基準の作成は容易であるとし、②標準処理期間については、10 日程度に設定するのであれば特に問題はないとしている。</p>

No.23	
法令等名（条項）	中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 5 条の 23 第 5 項
処 分 名	協業組合の定款の変更の認可
事 例 区 分	標準処理期間の未設定
事 務 区 分	自治事務
行 政 庁 名	Y 県
説 明	<p>Y 県は、中小企業団体の組織に関する法律第 5 条の 23 第 5 項に基づく協業組合の定款の変更の認可については、これまで、「将来的に申請が見込まれるものの、過去に実績がなく又はまれであって、あらかじめ設定することは困難」であることを理由に標準処理期間を設定していなかった。</p> <p>法令所管庁である中小企業庁からは、行政手続法の施行に当たり、各行政庁における審査基準等を示すため「中小企業団体の組織に関する法律に基づく通商産業大臣の処分に係る審査基準等について」（平成 6 年 9 月 30 日付け 6 企庁 1906）が出され、その中で、当該処分の標準処理期間は「一月以内とする」とされ、また、他の行政庁においては、過去の処分実績や法令所管庁が示した指針を基に、標準処理期間を設定している例がみられる。</p> <p>このことから、Y 県は、当該処分について、上記指針や他の行政庁が設定している標準処理期間を基に標準処理期間を設定する余地があると認められる。</p>

No.24	
法令等名（条項）	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 43 条第 1 項
処 分 名	接道義務の特例許可
事 例 区 分	標準処理期間の未設定
事 務 区 分	自治事務
行 政 庁 名	Z 市
説 明	<p>Z 市では、建築基準法第 43 第 1 項に基づく接道義務の特例許可について、これまで、「規模や用途になどにより、協議機関の処理期間が一定でない」ことを理由に標準処理期間を設定していなかった。</p> <p>しかし、Z 市における当該処分の直近 10 件の処理期間をみると、受理から処分まで平均で 7.8 日、最長で 16 日となっており、協議機関における協議開始から協議終了までの期間は、平均 4.9 日、最長で 12 日となっている。</p> <p>このことから、Z 市は、指針やこれまでの処理実績を基に標準処理期間を設定する余地があると認められる。</p>

No.25	
法令等名（条項）	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第42条第2項
処 分 名	一部負担金不払いによる徴収
事 例 区 分	処分基準の未設定
事 務 区 分	自治事務
行 政 庁 名	a市、b市
説 明	<p>a市及びb市では、国民年金法第42条第2項に基づく一分負担金不払いによる徴収について、これまで、「将来的に申請が見込まれるものの、過去に実績がなく又はまれであって、あらかじめ設定することは困難」であることを理由に処分基準を設定していなかった。</p> <p>a市及びb市とも、調査した平成12年度以降当該処分に係る申請実績はないが、当該処分については、法令所管庁である厚生労働省から処分基準の設定に関する指針として「一部負担金の徴収猶予及び減免並びに療養取扱機関の一部負担金の取扱について」（昭和34年3月30日付け保発第21号保険局長通知）が示されている。また、a市では、処分を行うに当たっては、地方税法の滞納処分の例に準じて判断するとしており、b市では、上記指針及び「国民健康保険の保険料(税)滞納者に対する措置の取扱いについて」（昭61年12月27日付け保発第113号保険局国民健康保険課長通知）を判断基準とするとしている。また、他の行政庁において、当該処分について、処分基準を設定している例がみられる。</p> <p>このことから、a市及びb市は、当該処分について、上記指針等及び他の行政庁の判断基準を基に処分基準を設定する余地があると認められる。</p>

表 1-(1)-2

本府省・法令所管庁の運用通達等に示された判断基準、方針等を基に審査基準等の設定が可能とみられるにもかかわらず、「法令等の規定で言い尽くされている」として審査基準等を設定していないもの（国の行政機関：7 行政庁 5 処分、地方公共団体：4 行政庁 3 処分）

No. 1	
法令等名（条項）	警備員等の検定に関する規則（昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号）第 12 条第 1 項
処 分 名	警備員に対する指定講習の指定
事 例 区 分	審査基準の未設定
事 務 区 分	国の直接執行事務
行 政 庁 名	警察庁
説 明	<p>警察庁では、警備員等の検定に関する規則第 12 条第 1 項に基づく警備員に対する指定講習の指定について、これまで、「法令の規定で言い尽くされている」ことを理由として審査基準を設定していなかった。</p> <p>しかし、警察庁では、警備員に対する指定講習の指定の審査に当たり、法令の規定に加え、同庁作成の「事務取扱要領」を判断基準としているにもかかわらず、これを含めた審査基準を設定していないことから、当該要領を基に審査基準を設定する余地があると認められる。</p>

No. 2	
法令等名（条項）	確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項
処 分 名	企業型年金の規約の承認
事 例 区 分	標準処理期間の未設定
事 務 区 分	国の直接執行事務
行 政 庁 名	関東信越厚生局
説 明	<p>関東信越厚生局では、確定拠出年金法第 3 条第 1 項に基づく企業型年金の規約の承認について、これまで、「法令の規定において定められているので、設定は不要」であることを理由として標準処理期間を設定していなかった。</p> <p>しかし、当該処分の標準処理期間については、法令において定められておらず、社会保険庁からの通知「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」（平成 13 年 9 月 27 日付け企国第 18 号厚生労働省年金局国民年金基金課長通知）で 2 か月と示されているものであり、関東信越厚生局では、上記通達を基に、処分権限を有する行政庁として標準処理期間を設定する余地があると認められる。</p> <p>なお、関東信越厚生局における当該処分実績は、法施行の平成 13 年 10 月以降、287 件（平成 13 年 55 件、14 年 177 件、15 年（7 月 30 日現在）55 件）となっている。</p>

No. 3	
法令等名（条項）	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 47 条の 3 第 1 項
処 分 名	違反車両の通行禁止等の措置命令
事 例 区 分	処分基準の未設定
事 務 区 分	国の直接執行事務
行 政 庁 名	近畿地方整備局、九州地方整備局
説 明	<p>近畿地方整備局及び九州地方整備局では、道路法第 47 条の 3 第 1 項に基づく違反車両の通行禁止等の措置命令について、これまで、「法令及び通達（「車両の通行の制限について」（昭和 53 年 12 月 1 日付け建設省道交発第 96 号））の規定において言い尽くされているので、設定は不要」であることを理由として処分基準を設定していなかった。</p> <p>しかし、行政手続法において、当該処分についての判断基準が「法令」の定めに言い尽くされている場合は、審査基準を定めることを要しない場合とされているが、「通達」はこの「法令」に含まれないことから、当該行政庁では、当該通達に示された判断基準（「別添 2 特殊車両の通行に関する指導取締要領」）を基に、処分基準を設定する余地があると認められる。</p>

No. 4	
法令等名（条項）	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 18 条第 1 項
処 分 名	精神保健指定医の指定
事 例 区 分	審査基準の未設定
事 務 区 分	国の直接執行事務
行 政 庁 名	厚生労働省
説 明	<p>1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下、「精神保健福祉法」という。）第 18 条第 1 項では、「厚生労働大臣は、その申請に基づき、次に該当する医師のうち第 19 条の 4 に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有すると認められる者を、精神保健指定医に指定する」とされ、同項第 3 号において、「厚生労働大臣が定める程度の診断又は治療に従事した経験を有すること」と定められている。</p> <p>また、精神保健福祉法第 18 条第 3 項で、「厚生労働大臣は、第 1 項第 3 号に規定する精神障害及びその診断又は治療に従事した経験の程度を定めようとするとき、（略）あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない」とされている。</p> <p>厚生労働省では、本処分について、「精神保健指定医としての指定を受けるために必要な基準は、法令（精神保健法第 18 条第 1 項、昭和 63 年厚生省告示第 124 号等）によって具体的かつ明確に提示されていることから、これとは別に審査基準を定めることは特段要しない」として審査基準を設定していない。</p> <p>2 しかし、本処分に係る具体的な審査をみると、医道審議会が申請者から提出されたケースレポート（診療又は治療に従事した経験を有することを証する書面）を審査する際には、「ケースレポート審査要領」（平成 15 年 1 月 29 日付け医道審議会医師分科会 精神保健指定医資格審査部会）が用いられており、厚生労働省は、上記「ケースレポート審査要領」等、実際の審査に当たり用いているものを基に、行政庁として審査基準を設定する余地があると認められる。</p> <p>3 なお、本処分のように、審議会等諮問機関が許認可等をするかどうかの判断過程に組み込まれている場合においては、「当該許認可等に関し、当該審議会等が実質的に審査を行うことになると考えられるが、処分権限が行政庁にある以上、行政庁が審査基準を定めなければならない」とされている（「逐条</p>

	解説 行政手続法」(平成 14 年 2 月総務省行政管理局)。
--	---------------------------------

No. 5	
法令等名（条項）	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和 49 年法律第 101 号）第 14 条第 3 項
処 分 名	損失の有無及び補償の額の決定
事 例 区 分	審査基準の未設定
事 務 区 分	国の直接執行事務
行 政 庁 名	防衛庁（防衛施設庁）
説 明	<p>行政手続法上、審査基準とは「法令の定めに従って判断するために必要とされる基準」とされ（第 5 条）、審査に当たっての判断基準が「法令」で言い尽くされている場合には、審査基準を定めることを要しないとされている。また、行政手続法第 2 条では、この「法令」に「通達」は含まれないとされており、「通達」で定められた内容を判断の基準としている場合には、当該通達で示された内容を審査基準として定めることが求められている。</p> <p>しかし、防衛庁（防衛施設庁）では、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第 14 条第 3 項で定められた処分（損失補償の有無及び損失補償をする場合の補償額の決定）について、法令及び通達（「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第 13 条に基づく損失補償算定基準について（通達）」（昭和 44 年施本第 528 号））を判断の基準としているにもかかわらず、これまで「法令及び通達の規定で判断の基準が言い尽くされている」として審査基準を設定していなかった。</p> <p>したがって、防衛庁（防衛施設庁）は、上記通達を基に、当該処分に係る審査基準を設定する余地があると認められる。</p>

No.6	
法令等名（条項）	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）第 26 条
処 分 名	障害児福祉手当の受給資格の再認定
事 例 区 分	審査基準及び標準処理期間の未設定
事 務 区 分	法定受託事務
行 政 庁 名	c 市
説 明	<p>c 市では、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 26 条に基づく障害児福祉手当の受給資格の再認定について、これまで、審査基準については、「法令等で言い尽くされている」ことを理由に、また、標準処理期間については、「障害程度の判定に要する期間は個々の障害により異なるため平均化することは困難である」ことを理由として設定していなかった。</p> <p>しかし、当該処分の実績は、過去 4 年間で 190 件（平成 12 年度 45 件、13 年度 64 件、14 年度 53 件、15 年度（7 月 31 日現在）28 件）あり、c 市では、障害児福祉手当等の支給対象となる障害の程度に関する認定の基準について定めた厚生労働省からの通知「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害認定基準について」（昭和 60 年 12 月 28 日付け社更第 162 号厚生省社会局長通知）を当該処分の判断基準としているにもかかわらず、当該通知を含めた審査基準を設定していないことから、審査基準を設定する余地が認められる。</p> <p>また、当該処分の審査は、障害者児童福祉手当認定診断書（1 枚）又は療育手帳の写しにより行われており、障害の程度に応じて、①県の判定医が診断を下すもの、②児童相談所に照会するもの及び③市の嘱託医が判定するものに区分されて行われていることから、標準処理期間についても、この区分に応じて設定する余地があると認められる。</p>

No. 7	
法令等名（条項）	身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項
処 分 名	身体障害者手帳の交付
事 例 区 分	審査基準の未設定
事 務 区 分	自治事務
行 政 庁 名	d 県
説 明	<p>d 県では、身体障害者福祉法第 15 条第 4 項に基づく身体障害者手帳の交付について、これまで、「法令の規定で言い尽くされているので設定は不要」であることを理由に審査基準を設定していなかった。</p> <p>しかし、d 県では、当該処分について、法令の規定のほか、厚生労働省の次の通達を判断基準としているにもかかわらず、これら判断基準を含めた審査基準を設定していない。</p> <p>①「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について」（平成 15 年 1 月 10 日付け障発第 0110001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）</p> <p>②「身体障害認定基準の取扱い(身体障害者認定要領)について」（平成 15 年 1 月 10 日付け障企発第 0110001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）</p> <p>③「身体障害者認定基準等の取扱いに関する疑義について」（平成 15 年 2 月 27 日障企発第 0227001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）</p> <p>また、d 県では、当該処分の審査基準の設定について、京都府及び滋賀県では設定済みであることを承知しているほか、他県でも審査基準を設定している例がみられる。</p> <p>このため、d 県は、上記通達及び他の行政庁が設定した審査基準を基に審査基準を設定する余地があると認められる。</p> <p>なお、d 県では、平成 15 年 4 月に当該処分に係る認定基準の改正が行われているので、その内容も含めて審査基準を設定したいとしている。</p>

No. 8	
法令等名（条項）	老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 12 条第 1 項
処 分 名	養護老人ホーム等への入所措置の解除
事 例 区 分	処分基準の未設定
事 務 区 分	自治事務
行 政 庁 名	e 市、f 市
説 明	<p>e 市及び f 市は、老人福祉法第 12 条第 1 項に基づく養護老人ホーム等への入所措置の解除については、これまで、「法令の規定において言い尽くされているので、設定は不要」であることを理由として処分基準を設定していなかった。</p> <p>しかし、e 市では、当該処分の審査に当たって、「g 県老人ホーム入所等実務マニュアル」を判断基準としており、平成 12 年度以降では 22 件の処分実績（平成 12 年度 7 件、13 年度 6 件、14 年度 8 件、15 年度（7 月 31 日現在） 1 件）がある。</p> <p>また、f 市では、当該処分の審査に当たって、各行政庁において老人ホームへの適正な入所措置等が行われるよう入所措置の基準等について定めた昭和 62 年の厚生省からの通知「老人ホームへの入所措置等の指針について」（昭和 62 年 1 月 31 日付け社老第 8 号厚生省社会局長通知）を判断基準とするとともに、個別ケースの実情を勘案し処分を行っており、平成 12 年度以降の処分実績は 77 件（平成 12 年度に 23 件、13 年度 26 件、14 年度 22 件、15 年度（7 月 31 日現在） 6 件）ある。</p> <p>このため、e 市及び f 市は、当該処分について、上記通達や過去の処分実績を基に処分基準を設定する余地があると認められる。</p> <p>なお、f 市では、今後、処分基準の設定を検討したいとしている。</p>

表 1-(1)-3

本府省・法令所管庁から運用通達等が示されていることをもって審査基準等を設定済みであるとしているもの（国の行政機関：21 行政庁 13 処分、地方公共団体：6 行政庁 11 処分）

No.	法令名	条項	処分名	事例区分	事務区分	行政庁名	通達等名
1	電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）	第 4 条第 1 項	特定認証業務の認定	審査基準	国の直接執行事務	法務省本省	「電子署名及び認証業務に関する法律に基づく指定調査機関の調査に関する方針」（平成 15 年 6 月 2 日付け総務省情報通信政策局、法務省民事局、経済産業省商務情報政策局）
2	電波法（昭和 25 年法律第 131 号）	第 41 条第 1 項	無線従事者の免許	審査基準	国の直接執行事務	北海道総合通信局※ 1 関東総合通信局 中国総合通信局	「電波法関係審査基準」（平成 13 年総務省訓令第 67 号）
3	認定点検事業者等規則（平成 9 年郵政省令第 76 号）	第 9 条	認定点検事業者の変更の認定	審査基準	国の直接執行事務	北海道総合通信局 関東総合通信局 中国総合通信局	「電波法関係審査基準」（平成 13 年総務省訓令第 67 号）
4	通関業法（昭和 42 年法律第 122 号）	第 3 条	通関業の許可	審査基準	国の直接執行事務	東京税関 名古屋税関 大阪税関 門司税関 長崎税関	「通関業法基本通達」（昭和 47 年 3 月 1 日付け大蔵省関税局長通達）
5	通関業法（昭和 42 年法律第 122 号）	第 8 条	営業所新設の許可	審査基準	国の直接執行事務	東京税関 名古屋税関 大阪税関 門司税関 長崎税関	「通関業法基本通達」（昭和 47 年 3 月 1 日付け大蔵省関税局長通達）
6	中小企業経営革新支援法（平成 11 年法律第 18 号）	第 4 条第 1 項	経営革新計画の承認	審査基準	国の直接執行事務	東海農政局	「中小企業経営革新支援法の運用について」（12-4 平成 12 年 6 月 7 日付け簡易文書第 83 号（農林水産省食品流通局企業振興課長通達）

No.	法令名	条項	処分名	事例区分	事務区分	行政庁名	通達等名
7	道路運送法(昭和26年法律第183号)	第83条	貨物自動車運送事業者に対する有償旅客運送の許可	審査基準	国の直接執行事務	四国運輸局	「道路運送法第5章(自家用自動車の使用)及び第6章(雑則)に規定する申請に対する処分及び標準処理期間の処理方針」(平成14年1月31日付け国自旅第165号の3自動車交通局長通知)
8	確定拠出年金法(平成13年法律第88号)	第3条第1項	企業型年金の規約の承認	標準処理期間	国の直接執行事務	北海道厚生局※1 関東信越厚生局 東海北陸厚生局 九州厚生局	「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」(平成13年9月27日付け企国第18号厚生労働省年金局企業年金国民献基金課長通知)
9	国民年金法(昭和34年法律第141号)	第87条の2第1項	付加保険料納付の申出	標準処理期間	国の直接執行事務	北海道社会保険事務局※1 宮城社会保険事務局 大阪社会保険事務局※1 広島社会保険事務局 大分社会保険事務局	「行政手続法の施行に伴う事務取扱について」(平成14年11月5日付け庁保険第37号社会保険庁運営部年金保険課長等)
10	国民年金法(昭和34年法律第141号)	第90条第1項	保険料の免除	標準処理期間	国の直接執行事務	宮城社会保険事務局 大阪社会保険事務局※1 広島社会保険事務局 香川社会保険事務局 大分社会保険事務局	「行政手続法の施行に伴う事務取扱について」(平成14年11月5日付け庁保険第37号社会保険庁運営部年金保険課長等)
11	電波法(昭和25年法律第131号)	第48条第1項	不正受験者の試験停止、試験無効	処分基準	国の直接執行事務	北海道総合通信局 関東総合通信局 中国総合通信局	「無線従事者関係事務処理手続規程」(平成13年1月6日付け総基電第10号総合通信基盤局長通達)
12	無線従事者規則(平成2年郵政省令第18号)	第17条	学校等の認定の取消	処分基準	国の直接執行事務	関東総合通信局 中国総合通信局	「電波法関係審査基準」(平成13年総務省訓令第67号)
13	通関業法(昭和42年法律第122号)	第11条第1項	通関業者の取消し	処分基準	国の直接執行事務	東京税関 名古屋税関 大阪税関 門司税関 長崎税関	「通関業法基本通達」(昭和47年3月1日付け蔵関第105号大蔵省関税局長通達)

No.	法令名	条項	処分名	事例区分	事務区分	行政庁名	通達等名
14 ※2	高圧ガス保安法（平成26年法律第204号）	第49条の5第1項	登録容器等製造業者の登録	審査基準	国の直接執行事務	近畿経済産業局	「高圧ガス保安法に基づく通商産業大臣の処分に係る審査基準等について」（平成12年3月31日付け平成12・03・31立第1号）
15 ※2	高圧ガス保安法（平成26年法律第204号）	第49条の21	高圧ガス容器又は付属品の型式承認	審査基準	国の直接執行事務	近畿経済産業局	「高圧ガス保安法に基づく通商産業大臣の処分に係る審査基準等について」（平成12年3月31日付け平成12・03・31立第1号）
16	土地区画整理法（昭和29年法律第119号）	第76条第1項	建築行為等の許可	審査基準	法定受託事務	h 県※1	「行政手続の公正及び透明性の確保のための審査基準の策定等について」（平成11年12月13日付け建設省都市局区画整理課事務連絡）
17	道路法（昭和27年法律第180号）	第47条の2第1項	特殊車両の通行許可	審査基準	法定受託事務	i 県※1	「特殊車両通行許可限度算定要領について」（昭和53年12月1日付け建設省道交第99号・建設省道企第57号建設省道路局道路交通管理課長・企画課長通知）
18	老人保健法（昭和57年法律第80号）	第28条第1項	一部負担金の減額の認定	審査基準	法定受託事務	j 市 k 市※1	「一部負担金の減免の具体的取扱いについて」（昭和58年1月24日付け衛老計第4号厚生省公衆衛生局老人保健部計画課長通知）
19	生活保護法（昭和25年法律第144号）	第63条	生活保護費用返還額決定	処分基準	法定受託事務	l 県※1	①保護の実施要領（昭和38年厚生省告示第158号、昭和36年4月1日付け社第123号厚生労働事務次官通知、昭和38年4月1日付け社発第246号厚生労働省社会・援護局長通知、昭和38年4月1日付け社保第34号厚生労働省社会・援護局保護課長通知） ②厚生労働省社会・援護局保護課「生活保護手帳（別冊問答集）」（平成5年2月）
20	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）	第3条第3項	特定農地貸付けに関する承認	審査基準	自治事務	m 市	「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の施行について」（平成元年9月11日付け元構改B第1014号農林水産事務次官通達）
21	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）	第7条	崩壊危険区域内の行為の許可	審査基準	自治事務	n 県※1	「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」（平成6年9月30日付け建設省河政発第52号建設省河川局長通知）

No.	法令名	条項	処分名	事例区分	事務区分	行政庁名	通達等名
22	医療法（昭和 23 年法律第 205 号）	第 7 条第 1 項	病院等の開設許可	審査基準	自治事務	o 県	①「医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について」（平成 5 年 2 月 3 日付け総 5 指 9 厚生省健康政策局総務・指導課長通知） ②「医療機関の非営利性の確認と名称について」（平成 10 年 10 月 9 日付け総第 28 号・指第 63 号厚生省健康政策局総務・指導課長通知）
23	職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）	第 44 条	技能検定	審査基準	自治事務	p 県※ 1	「技能検定の受検資格及び技能検定試験の免除の取扱いについて」（平成 5 年 9 月 17 日付け能発第 215 号労働省職業能力開発局長通達）
24	博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）	第 14 条第 1 項	博物館の登録の取消	処分基準	自治事務	q 県	「博物館の登録審査基準要項について」（昭和 27 年 5 月 23 日付け文社施第 191 号文部省社会教育局長通達）
25	消防法（昭和 27 年法律第 180 号）	第 13 条の 2 第 5 項	危険物取扱者免状の返納命令	処分基準	自治事務	r 県※ 1	「危険物取扱者免状の返納命令に関する運用基準の策定について」（最終改正平成 12 年 3 月 24 日付け消防危第 35 号）
26	身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）	第 18 条第 2 項	日常生活用具の給付（貸与）措置の解除	処分基準	自治事務	s 市※ 1	①「重度身体障害者に対する日常生活用具の給付及び貸与について」（平成 12 年 3 月 31 日付け障第 267 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知） ②「重度身体障害者に対する日常生活用具給付及び貸与について」（平成 12 年 3 月 31 日付け障第 14 号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長通知）

(注 1) 「※ 1」は、平成 14 年度の施行状況調査において、審査基準等を設定済みと回答している行政機関である。同調査では、各府省の地方支分部局について、ブロック機関及び道府県単位機関のうち、北海道又は大阪府を管轄区域とするものが対象となっている。

(注 2) 「※ 2」は、調査途上において審査基準が設定された（「高圧ガス保安法に基づく近畿経済産業局長の処分に係る審査基準等について」（平成 16 年 10 月 1 日付け平成 16・09・16 近畿第 50 号））。

表 1—(1)—4 審査基準等の設定について

行政手続法第 5 条（審査基準）、同法第 12 条（処分の基準）においては、それぞれ、以下のとおり規定されている。

第 5 条 行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準（以下「審査基準」という。）を定めるものとする。（略） 第 12 条 行政庁は、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準（（略）「処分基準」という。）を定め、（略）。

（以下は、「逐条解説 行政手続法」（平成 14 年 2 月総務省行政管理局）からの抜粋）

1 法令の規定それ自体が「審査基準」又は「処分基準」に含まれるか否かについて

[第 5 条第 1 項（審査基準の設定）]

ア 「法令の定め」とは、法律並びに法律の委任に基づく条例及び上位法令の委任に基づく命令をいう（略）。 イ 「審査基準」は法令の定めに従って判断するための基準であって、法令の規定それ自体は「審査基準」には含まれない。（略） ウ 法令の規定において、「許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準」が、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとして明確に定められており、当該「法令の定め」のみによって判断することができる場合は、判断基準が「法令の定め」に尽くされているので、行政庁は別に審査基準を定めることを要しない。
--

[第 12 条第 1 項（処分基準の設定）]

「法令の定めに従って判断するために必要とされる基準」については、（上記の審査基準に係る）説明と基本的に同様である。 「法令の定め」とは、法律並びに法律の委任に基づく条例及び上位法令の委任に基づく命令をいう。また、「必要とされる基準」とは、法令の定めに従って判断するための基準であるので、法令の規定それ自体は含まれない。
--

2 本府省・法令所管庁の運用通達等に示された判断基準、方針等を当該行政庁の判断基準とする場合について

審査基準を定める主体は、当該行政庁である。現実の行政においては、上級庁たる法令所管庁が行政庁に対して、事務の統一的な処理を確保する等の目的から、各個別法に定められた委任関係等に基づき許認可等の運用通達等を行い、行政庁がこれをそのまま借用し自らの基準として用いる場合も少なくないと考えられるが、このような場合も含めて、最終的に基準を定めるのは行政庁である。

したがって、上級庁からの運用通達等に示された判断の基準、方針等をもって、行政庁自らの審査基準とするためには、当該行政庁の審査基準は当該運用通達と同内容である旨、当該運用通達等のどの箇所が審査基準に該当するかを申請しようとする者に明確に分かるようにしておくことが必要である。
--

表 1-(2)-1

審査基準を定める場合、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとする必要があるにもかかわらず、審査基準として公にされている内容が具体性に欠け分かりにくいもの（国の行政機関：2 行政庁 2 処分、地方公共団体：1 行政庁 1 処分）

No. 1	
法令等名（条項）	通関業法（昭和 42 年法律第 122 号）第 3 条第 1 項
処 分 名	通関業の許可
事 例 区 分	審査基準の具体化
事 務 区 分	国の直接執行事務
行 政 庁 名	東京税関
説 明	<p>審査基準の具体化については、施行通知において「申請者等が当該許認可等を得るに当たって何を準備して申請すれば良いかが分かるかどうかという観点からその内容をできる限り具体化するよう努めること」とされている。</p> <p>東京税関では、通関業法第 3 条第 1 項に基づく通関業の許可について、「通関業法基本通達」（昭和 47 年 3 月 1 日付け蔵関第 105 号大蔵省関税局長通達。以下「基本通達」という。）を判断の基準とし、これを公にしているが、上記施行通知に照らし、判断の基準の明確化を図る余地があると認められるものが、次のとおりある。</p> <p>① 通関業法第 3 条第 1 項に基づく通関業の許可については、第 5 条各号の基準に適合するかどうかを審査することとされ、同条第 1 号では、「許可申請に係る通関業の経営の基礎が確実であること」とされている。</p> <p>上記「通関業の経営の基礎が確実であること」について、基本通達では、「申請者の資産内容が充実し（中略）、かつ、通関業を営むための必要な設備が整っていると認められることをいう」との基準が示されているが、「必要な設備」とは、具体的にどのような設備が整っていればよいのかが不明確となっている。</p> <p>② また、通関業法第 5 条第 2 号では、「許可申請者が、その人的構成に照らして、その行おうとする通関業務を適正に遂行することができる能力を有」することとされ、上記通達では、「適正に遂行することができる能力を有する」とは、次の各号に該当するような場合をいう」とされている。</p> <p>イ 許可申請者（法人である場合には、その役員）及び通関士の他の従業員の人的資質が優れていること。</p> <p>ロ 許可申請者（法人である場合には、その役員）及び通関士その他の従業員が通関</p>

	<p>業に関し十分な知識及び経験を有していること。</p> <p>ハ 管理体制が確立していること。</p> <p>ニ 通関業務の種類及び量並びに通関士その他の従業者の通関業務経験年数に照らし、通関士その他の従業者の配置が適切に行われていること。</p> <p>上記規定をみると、「人的資質が優れていること」、「通関業に関し十分な知識及び経験を有していること」等当該規定のみでは、申請者がどのような準備をして申請すれば良いかが不明確となっている。</p> <p>しかし、本処分に係る審査実務においては、これまでの審査実績において蓄積された不許可とする場合の判断の観点等があり、これらを基に上記審査基準の規定の具体化を図る余地があると認められる。</p>
--	---

No. 2	
法令等名 (条項)	航空法 (昭和 27 年法律第 231 号) 第 124 条
処 分 名	航空機使用事業者の事業計画の変更の認可
事 例 区 分	審査基準の具体化
事 務 区 分	国の直接執行事務
行 政 庁 名	東京航空局
説 明	<p>1 審査基準の具体化については、施行通知において「申請者等が当該許認可等を得るに当たって何を準備して申請すれば良いかが分かるかどうかという観点からその内容をできる限り具体化するよう努めること」とされ、「行政庁に裁量を与えられている場合には、裁量権行使に当たっての行政庁の考え方が具体的に明らかにされることが重要であって、(略) 個々の申請についての当てはめ基準の作成が困難である場合であっても、審査に当たって、どのような要素が考慮されるのか、個々の要素はどの程度の評価を与えられることになるのかといったことをできる限り示しておくことが必要である」とされている。</p> <p>2 東京航空局では、航空法第 124 条に基づく航空機使用事業者の事業計画の変更の認可について、①「航空運送事業及び航空機使用事業の許可並びに事業計画変更の認可及び届出の取扱要領」(平成 12 年 2 月 1 日付け空事第 17 号、空機第 91 号、空航第 102 号) 及び②「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領 (安全関係)」(平成 12 年 1 月 28 日付け空航第 69 号、空機第 68 号) を審査基準としている。</p> <p>しかし、上記審査基準をみると、例えば、整備従事者については、「事業を計画のとおり実施するために十分な資格別の数の整備従事者が確保可能であること」と規定されるのみで(「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領」(安全関係) 9.2 整備従事者(a))、当該審査に当たり、どのような要素が考慮されるのか等が申請者等にとって不明確となっており、申請者等がどのような準備をして申請すれば良いかが分かりにくいものとなっている。</p> <p>3 東京航空局における審査実務においては、①申請者の事業規模、②整備従事者の経験、③整備従事者の勤務体系等を考慮して、当該認可の審査を行っており、東京航空局は、これらの要素を明記する等により、現在の審査基準の具体化・明確化を図る余地があると認められる。</p>

No. 3	
法令等名 (条項)	河川法 (昭和 39 年法律第 167 号) 第 24 条
処 分 名	土地占用の許可
事 例 区 分	審査基準の具体化
事 務 区 分	自治事務
行 政 庁 名	A 市
説 明	<p>A 市では、河川法第 24 条に基づく土地占用の許可について、平成 9 年 3 月に審査基準を設定しており、過去 4 年間で 6 件 (平成 12 年度 5 件、13 年度 1 件) の処分実績がある。</p> <p>しかし、当該処分に係る審査基準の内容をみると、「河川の構造及び機能に支障を及ぼさないこと」、「河川管理に支障を及ぼさないこと」と分かりにくいものとなっている。</p> <p>一方、法令所管庁である国土交通省は、審査基準の設定に関する指針として「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」(平成 6 年 9 月 30 日付け河政発第 52 号建設省河川局長通知)を示しており、また、「河川敷地の占用許可について」(平成 11 年 8 月 5 日付け建設省河政発第 67 号建設事務次官通達)では「河川敷地占用許可準則」を示しており、その中で、治水上の支障に係る技術的判断基準が次のとおり具体的に示されている。</p> <p>(準則で示されている治水上の支障に係る技術的判断基準)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 河川の洪水を流下させる能力に支障を及ぼさないものであること。 2 水位の上昇による影響が河川管理上問題のないものであること。 3 堤防付近の流水の流速が従前と比べて著しく速くなる状況が発生させないものであること。 4 工作物は、原則として、河川の水衝部、計画堤防内、河川管理施設若しくは他の許可工作物付近又は地質的にぜい弱な場所に設置するものでないこと。 5 工作物は、原則として河川の縦断方向に設けないものであり、かつ、洪水時の流出などにより河川を損傷させないものであること。 <p>このため、A 市は、当該処分について、上記準則を基に審査基準を具体化する余地があると認められる。</p>

表 1-(2)-2

運用通達等に示された判断基準、方針等も加味して、申請された許認可等の審査を行っているにもかかわらず、当該運用通達等の判断基準、方針等が審査基準に盛り込まれていないもの（地方公共団体：2 行政庁 4 処分）

No. 1	
法令等名（条項）	水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 32 条
処 分 名	専用水道の布設工事着手前の確認
事 例 区 分	審査基準の具体化
事 務 区 分	自治事務
行 政 庁 名	B 県
説 明	<p>B 県では、水道法第 32 条に基づく専用水道の布設工事着手前の確認について、B 県が独自に策定している「専用水道の手引き」を審査基準として定めている。</p> <p>しかし、B 県では当該処分の審査に当たっては、上記審査基準の他に、①「水道事業等の認可の手引き」（昭和 60 年 6 月厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課）及び②日本水道協会が策定した「水道施設設計指針 2000」を判断基準としていることから、これらの内容を審査基準に盛り込み、審査基準の明確化を図る必要がある。</p>

No. 2							
法令等名（条項）	国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 9 条第 2 項						
処 分 名	被保険者証の交付						
事 例 区 分	審査基準の具体化						
事 務 区 分	自治事務						
行 政 庁 名	C 市						
説 明	<p>C 市では、国民健康保険法第 9 条第 2 項に基づく被保険者証の交付について、法令の規定及び「国民健康保険法施行事務の取扱いについて」（昭和 34 年 1 月 27 日付け保第 4 号）を基に審査基準を設定しており、外国人については、「外国人についても、資格要件としては、当該市町村の区域内に住所を有しており、被用者保険等に参加していないことであるが、入国目的、入国後の生活実態等を総合的に判断し、1 年以上日本に滞在すると認められる者については、国民健康保険の適用対象となる」とされている。</p> <p>しかし、C 市では、入国当初の在留期間が 1 年未満である者の処分に当たっては、上記審査基準に加えて、「外国人に対する国民健康保険の適用について」（平成 4 年 3 月 31 日付け保険第 41 号厚生省保険局国民健康保険課長通知）を判断基準としているにもかかわらず、その内容は審査基準に盛り込まれておらず明確になっていないことから、当該通知の内容を審査基準に追加し、審査基準の明確化を図る必要があると認められる。</p> <p>なお、C 市では、当該審査基準に上記通知の内容を加えたいとしている。</p> <p>「外国人に対する国民健康保険の適用について」（第 1－1）</p> <p>「入管法第 2 条の 2 の規定により決定された入国当初の在留期間が 1 年未満であっても、外国人登録法に基づく登録を行っており、入国時において、わが国への入国目的、入国後の生活実態等を勘案し、1 年以上我が国に滞在すると認められる者も国民健康保険の適用対象となるが、1 年以上我が国に滞在すると認められるか否かの判断は、別紙に掲げる資料等を参考にし行う」</p> <p>（別紙） 1 年以上滞在すると認められるか否かを判断するに際しての参考資料（例）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>在留資格</th> <th>提 出 資 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宗教</td> <td>派遣する外国の宗教団体が作成した文書で、派遣期間、待遇等を記載した文書</td> </tr> <tr> <td>興行</td> <td>期間、報酬等の待遇を記載した雇用等の契約書の写し</td> </tr> </tbody> </table>	在留資格	提 出 資 料	宗教	派遣する外国の宗教団体が作成した文書で、派遣期間、待遇等を記載した文書	興行	期間、報酬等の待遇を記載した雇用等の契約書の写し
在留資格	提 出 資 料						
宗教	派遣する外国の宗教団体が作成した文書で、派遣期間、待遇等を記載した文書						
興行	期間、報酬等の待遇を記載した雇用等の契約書の写し						

文化活動	受け入れ機関又は招へい者が作成した在留活動及びその期間を説明する文書等
留学	申請者が受ける教育の内容（科目・時間数等）を明らかにする資料
就学	同上
研修	研修計画書（研修の内容、場所、期間、研修責任者を明らかにしたもの）
家族滞在	申請人を扶養する者の身分事項、滞在予定期間、在留資格を明らかにする資料
特定活動	(1) 家事使用人：雇用期間、報酬等の待遇を記載した雇用契約書の写し (2) スポーツ選手：雇用期間、報酬等の待遇を記載した雇用契約書の写し

※ 本事例は、平成 16 年 6 月 8 日、国民健康保険法施行規則の改正（平成 16 年厚生労働省令第 103 号）及び厚生労働省告示（平成 16 年厚生労働省告示第 237 号）がなされ、外国人に対する国民健康保険の適用についての基準が定められたことにより改善された。

No. 3	
法令等名（条項）	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 39 条第 1 項
処 分 名	道路占用料の徴収
事 例 区 分	審査基準の具体化
事 務 区 分	自治事務
行 政 庁 名	D 市
説 明	<p>D 市は、道路法第 39 条第 1 項に基づく道路占用料の徴収について、「D 市道路占用料条例」を判断基準としており、この中で、同市が管理する道路に係る占用料について、占用物件ごとの金額及び占用料が減免される場合を定めている。</p> <p>しかし、D 市では、水道工事等を行う場合については、道路占用料を免除しているにもかかわらず、上記条例や他の規定において具体的に定められておらず審査基準が不明確となっていることから、当該免除内容を盛り込み審査基準の明確化を図る必要が認められる。</p> <p>なお、国土交通省は、「道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について」（昭和 42 年 11 月 13 日付け建設省道政発第 90 号道路局長通達）において、道路占用料について、占用料を免除する物件、占用料を 50 パーセント減額する物件等を具体的に定めている。</p> <p>D 市では、「占用料を減免する場合の基準を定めるため、他の地方公共団体から、占用料を減免する場合の基準を定めた条例等を参考までに収集しているが、基準を定めるにいたっていない」としている。</p>

No. 4	
法令等名（条項）	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 43 条第 1 項
処 分 名	接道義務の特例許可
事 例 区 分	審査基準の具体化
事 務 区 分	自治事務
行 政 庁 名	E 市
説 明	<p>E 市では、建築基準法第 43 条第 1 項に基づく接道義務の特例許可について、①建築基準法施行規則第 10 条の 2 及び②「建築基準法の一部を改正する法律の一部施行について」（平成 11 年 4 月 28 日付け建設省住指第 201 号・住街第 48 号建設省住宅局長通達）の内容を審査基準として定めている。</p> <p>しかし、当該処分については、①建築審査会に付議するものと、②建築審査会長の専決処分とし建築審査会に付議しないものがあり、建築審査会長の専決処分とされているものについては、上記建設省住宅局長通達の内容に加えて、より具体化した判断基準を「会長専決処分事項の指定について」（1995 年 5 月 24 日議決）として定めている。</p> <p>このため、E 市は、「会長専決処分事項の指定について」で定めている判断基準の内容を審査基準に盛り込み明確化を図る必要が認められる。</p> <p>なお、E 市では、「会長専決処分事項の指定について」に定めている判断基準も審査基準に追加したいとしている。</p>

表 1-(2)-3

標準処理期間を設定する場合、経由機関があるときには、行政庁で審査する期間のほか、経由機関が処理に要する期間も定めて明らかにする必要があるにもかかわらず、経由機関の標準処理期間が定められていないもの（国の行政機関：7行政庁2処分）

No. 1	
法令等名（条項）	国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 87 条の 2 第 1 項
処 分 名	付加保険料納付の申出
事 例 区 分	経由機関ごとの標準処理期間の設定なし
事 務 区 分	国の直接執行事務
行 政 庁 名	北海道社会保険事務局、青森社会保険事務局、宮城社会保険事務局、埼玉社会保険事務局、広島社会保険事務局、香川社会保険事務局、大分社会保険事務局
説 明	<p>1 国民年金法第 87 条の 2 第 1 項に基づく付加保険料納付の申出の標準処理期間について、法令所管庁である社会保険庁は、「行政手続法の施行に伴う事務取扱いについて」（平成 14 年 11 月 5 日付け庁保険第 37 号社会保険庁運営部企画課長、同医療保険課長、同年金保険課長連名通達）により、各地方社会保険事務局又は各社会保険事務所において、管内の実態を考慮の上、適切な標準処理期間の設定に努めるよう指示するとともに、標準処理期間の目安を「14 日前後」と示している。</p> <p>標準処理期間は、経由機関がある場合、これらの機関ごとに標準処理期間を定めることとされ、当該処分は、申出の受理は市町村の事務とされ（国民年金法施行令第 1 条の 2 第 8 号）、処分権者は社会保険事務所長とされている（国民年金法施行令第 1 条の 2 第 8 号、第 2 条第 1 項第 4 号）ことから、市町村と社会保険事務所に区分して標準処理期間を定めなければならないものである。</p> <p>しかし、上記社会保険庁からの通達においては、市町村において要する期間（経由機関で要する期間）と社会保険事務所において要する期間（処分庁で要する期間）とを区分したものとなっていない。</p> <p>2 調査した社会保険事務局管内の社会保険事務所（処分権者）における当該処分に係る標準処理期間の設定状況についてみると、①青森社会保険事務局、埼玉社会保険事務局及び香川社会保険事務局管内の各社会保険事務所においては、当該標準処理期間を「14 日前後」と設定しており、②北海道社会保険事務局、宮城社会保険事務局、広島社会保険事務局及び大分社会保険事務局管内の各社会保険事務所では、当該行政庁の標準処理期間としては設定して</p>

	<p>いないものの、上記社会保険庁からの通達に基づき「14日前後」として取り扱っている。</p> <p>3 しかし、上記7社会保険事務局管内の社会保険事務所が標準処理期間として設定又は取り扱っている期間は、いずれも、市町村において要する期間（経由機関で要する期間）と社会保険事務所において要する期間（処分庁で要する期間）とを区分したものとなっておらず、それぞれの機関において要する期間が不明確なものとなっていた。</p> <p>4 機関ごとに要する期間を区分せずに標準処理期間を設定又は取り扱っていたことについて、宮城社会保険事務局では、「社会保険庁本庁からの通達では区分されたものとなっておらず、これに従ったもの」としており、香川社会保険事務局では、「社会保険庁本庁からの通達は、社会保険事務所における標準処理期間の目安を14日前後と示したものであると理解しており、市町村が受理し社会保険事務所に進達されるまでの期間は、標準処理期間の算出から除外している」としている。</p>
--	---

No. 2	
法令等名（条項）	国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 90 条第 1 項
処 分 名	保険料の免除
事 例 区 分	経由機関ごとの標準処理期間の設定なし
事 務 区 分	国の直接執行事務
行 政 庁 名	青森社会保険事務局、宮城社会保険事務局、埼玉社会保険事務局、広島社会保険事務局、香川社会保険事務局、大分社会保険事務局
説 明	<p>1 国民年金法第 90 条第 1 項に基づく保険料の免除の標準処理期間について、法令所管庁である社会保険庁は、「行政手続法の施行に伴う事務取扱いについて」（平成 14 年 11 月 5 日付け庁保険第 37 号社会保険庁運営部企画課長、同医療保険課長、同年金保険課長連名通達）により、各地方社会保険事務局又は各社会保険事務所において、管内の実態を考慮の上、適切な標準処理期間の設定に努めるよう指示するとともに、標準処理期間の目安を「30 日前後」と示している。</p> <p>標準処理期間は、経由機関がある場合、これらの機関ごとに標準処理期間を定めることとされ、当該処分は、申出の受理は市町村の事務とされ（国民年金法施行令第 1 条の 2 第 9 号）、処分権者は社会保険事務所長とされている（国民年金法施行令第 1 条の 2 第 9 号、第 2 条第 1 項第 5 号）ことから、市町村と社会保険事務所に区分して標準処理期間を定めなければならないものである。</p> <p>しかし、上記社会保険庁からの通達においては、市町村において要する期間（経由機関で要する期間）と社会保険事務所において要する期間（処分庁で要する期間）とを区分したものとなっていない。</p> <p>2 調査した社会保険事務局管内の社会保険事務所（処分権者）における当該処分に係る標準処理期間の設定状況についてみると、①青森社会保険事務局、埼玉社会保険事務局及び香川社会保険事務局管内の各社会保険事務所においては、当該標準処理期間を「30 日前後」と設定しており、②宮城社会保険事務局、広島社会保険事務局及び大分社会保険事務局管内の各社会保険事務所では、当該行政庁の標準処理期間としては設定していないものの、上記社会保険庁からの通達に基づき「30 日前後」として取り扱っている。</p> <p>4 しかし、上記 6 社会保険事務局管内の社会保険事務所が標準処理期間として設定又は取り扱っている期間は、いずれも、市町村において要する期間（経</p>

由機関で要する期間）と社会保険事務所において要する期間（処分庁で要する期間）とを区分したものとなっておらず、それぞれの機関において要する期間が不明確なものとなっていた。

- 5 機関ごとに要する期間を区分せずに標準処理期間を設定又は取り扱っていたことについて、宮城社会保険事務局では、「社会保険庁本庁からの通達では区分されたものとなっておらず、これに従ったもの」としており、香川社会保険事務局では、「社会保険庁本庁からの通達は、社会保険事務所における標準処理期間の目安を30日前後と示したものであると理解しており、市町村が受理し社会保険事務所に進達されるまでの期間は、標準処理期間の算出から除外している」としている。

表 1-(2)-4

標準処理期間は、申請の処理の目安として定めるものであるが、標準処理期間が実際の処理期間と乖離しているもの（国の行政機関：6 行政庁 8 処分、地方公共団体：2 行政庁 2 処分）

No. 1									
法令等名（条項）	建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条								
処 分 名	建設業の許可								
事 例 区 分	標準処理期間が実態と乖離								
事 務 区 分	国の直接執行事務								
行 政 庁 名	東北地方整備局								
説 明	<p>1 建設業法第 3 条に基づく建設業の許可（国土交通大臣許可）の標準処理期間については、国土交通省のホームページで、おおむね 120 日程度（都道府県の事務所に到達してから地方整備局等の事務所に到達するまでおおむね 30 日程度、地方整備局等の事務所に到達してからおおむね 90 日程度）とされている。また、建設業の許可の有効期間は同法同条第 3 項において 5 年とされ、同条第 4 項において、更新の申請があった場合、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有するとされている。</p> <p>2 東北地方整備局では、当該処分に係る更新及び新規の申請について、次のとおり標準処理期間を大幅に超えて処理している例がみられ、事業者において支障が生じたとしている。</p> <table border="1" data-bbox="502 1366 1141 1601"> <thead> <tr> <th>事業者</th> <th>申請から許可までに要した期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 社（継続申請）</td> <td>8 か月</td> </tr> <tr> <td>B 社（継続申請）</td> <td>1 年 14 日</td> </tr> <tr> <td>C 社（新規申請）</td> <td>7 か月 3 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 東北地方整備局では、標準処理期間を大幅に徒過したものがある理由について、「担当者が少なく処理が遅れ気味であるのは事実であるが、仮に当該申請中に建設業の許可の期限が切れても、建設業法第 3 条第 4 項の規定（従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する）により、申請者に不利益は生じないはず。このことは申請者から求められれば説明しているし、また、営業上必要であれば、申請者に許可申請中の証明書を発行している」としている。</p> <p>(2) しかし、①建設業者によると、たとえ建設業法は、更新の申請中はなおその効力を有するとされていても、銀行融資を申し込む際、「許可申請中の</p>	事業者	申請から許可までに要した期間	A 社（継続申請）	8 か月	B 社（継続申請）	1 年 14 日	C 社（新規申請）	7 か月 3 日
事業者	申請から許可までに要した期間								
A 社（継続申請）	8 か月								
B 社（継続申請）	1 年 14 日								
C 社（新規申請）	7 か月 3 日								

	<p>証明書」では足りず、建設業の許可証がないと、銀行融資の申し込みの受付すらしてもらえず、融資を受けることができず支障が生じたとしている。</p> <p>また、②申請を取り扱う事業者（行政書士）は、許可証が期限切れにならぬよう、F県を通じて東北地方整備局に早めに申請したにもかかわらず、標準処理期間をはるかに超えて処理され、同局からは標準処理期間を大幅に越えている理由の説明もなかったことから、依頼主への説明に苦慮し、依頼主からの信用にも影響が出たとしている。</p>
--	---

No. 2	
法令等名 (条項)	塩事業法 (平成 8 年法律第 39 号) 第 16 条
処 分 名	塩特定販売業の登録
事 例 区 分	標準処理期間が実態と乖離
事 務 区 分	国の直接執行事務
行 政 庁 名	長崎税関
説 明	<p>長崎税関では、塩事業法第 16 条に基づく塩特定販売業の登録について、本省からの通知「塩特定販売業者等取扱要領」(平成 12 年 12 月 27 日付蔵理第 4561 号)で示されている「登録の申請を受理した月の翌月末日まで」とされていることから、これを標準処理期間として公にしている。</p> <p>しかし、平成 14 年度の当該処分 10 件についてみると、事務処理は申請の都度行われ、また、処理期間は 1 日ないし 16 日となっていることから、標準処理期間を短縮化する余地があると認められる。</p>

No. 3	
法令等名（条項）	電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 41 条第 1 項
処 分 名	無線従事者の免許
事 例 区 分	標準処理期間が実態と乖離
事 務 区 分	国の直接執行事務
行 政 庁 名	中国総合通信局
説 明	<p>中国総合通信局では、電波法第 41 条第 1 項に基づく無線従事者の免許について、標準処理期間の設定は行っていないが、「情報通信分野における許認可等に係る標準処理期間の設定について」（平成 13 年 1 月 6 日付け総務省訓令第 71 号）により 1 月と示されていることから、これを標準処理期間として取り扱っている。</p> <p>しかし、最近、最も申請受理件数が多かった日（平成 15 年 7 月 11 日）の 41 件について処理期間をみると、平均 5 日となっており、標準処理期間を短縮する余地が認められる。</p>

No. 4	
法令等名（条項）	水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）第 48 条第 2 項
処 分 名	定款変更の認可（漁業協同組合）
事 例 区 分	標準処理期間が実態と乖離
事 務 区 分	国の直接執行事務
行 政 庁 名	農林水産省
説 明	<p>水産庁では、水産業協同組合法第 48 条第 2 項に基づく漁業協同組合の定款変更の認可について、平成 6 年に、標準処理期間を 2 月に設定している。</p> <p>しかし、当該処分の標準処理期間は、処分実績に基づいて設定されているが、最長処理期間を標準処理期間としたため、処理の実態と乖離することとなり、直近の 13 件の処理期間は、平均で 21.9 日、最長で 59 日となっていることから、処理実績を基に標準処理期間を短縮化する余地があると認められる。</p>

No.5	
法令等名（条項）	植物防疫法（昭和25年法律第151号）第7条第1項
処 分 名	輸入禁止品の農林水産大臣の輸入許可
事 例 区 分	標準処理期間が実態と乖離
事 務 区 分	国の直接執行事務
行 政 庁 名	農林水産省
説 明	<p>1 標準処理期間の設定について、「逐条解説 行政手続法」（平成14年2月 総務省行政管理局）では、「申請の内容によって処理（審査）期間に相当なバラツキがある場合には、標準処理期間の設定が困難であるが、このような場合においても、申請事案の過半が一定の期間に処理されるものであるときは、その期間を標準処理期間として定めればよい」とされている。</p> <p>2 農林水産省では、植物防疫法第7条第1項に基づく輸入禁止品の農林水産大臣の輸入許可について、平成6年に、標準処理期間を「行政手続法の施行に伴う植物防疫法の審査基準、標準処理期間及び処分の基準について」（平成6年10月1日 6—193 植物防疫課長から各植物防疫（事務）所長あて）で、①実地審査を行う必要がない場合は1ヵ月②実地審査を行う必要がある場合等は2ヵ月と設定している。</p> <p>3 上記②の実地調査を行う案件（標準処理期間：2ヵ月）に係る処分実績（平成15年：36件）についてみると、申請案件の9割以上が35日以内に処理され、20日以内に処理されたものが過半を占めており、当該処分のうち、実地調査を行う必要がある場合について、処理実績等を基に標準処理期間を短縮化を検討する必要があると認められる。</p>

No.6																					
法令等名(条項)	清酒製造業等の安定に関する特別措置法(昭和45年法律第77号)第12条																				
処 分 名	中央会の事業報告書等の承認																				
事 例 区 分	標準処理期間が実態と乖離																				
事 務 区 分	国の直接執行事務																				
行 政 庁 名	財務省																				
説 明	<p>財務省では、清酒製造業等の安定に関する特別措置法第12条に基づく中央会の事業報告書等の承認について、標準処理期間を「50日間」と設定している(平成11年6月25日付 課酒1-37外7課共同「酒税法及び酒類行政関係事務運営要領の制定について(事務運営指針)」)。</p> <p>財務省では、当該標準処理期間を「50日間」と設定した根拠について、これまでの処分実績中、申請が到達してから処分をするまでの期間が最も長期間を要したものを基準に標準処理期間として設定したとしている。</p> <p>しかし、標準処理期間は、行政手続法上、「申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間」とされており、当該処分に係る最長期間を定めるものではなく、「通常要すべき標準的な期間」を申請の処理の目安として定めるものである。</p> <p>当該処分の実績は、平成13年度から15年度(7月31日現在)で合計3件(毎年度1件ずつ)であり、その処理期間をみると、処分実績3件の全てが20日間前後で処理されていることから(平均20.7日間)、「50日間」と定められている当該標準処理期間は短縮する余地があると認められる。</p> <table border="1" data-bbox="443 1541 1430 1823"> <thead> <tr> <th></th> <th>申請が到達した日</th> <th>処分日</th> <th>補正期間</th> <th>処理期間 (日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>平成15年6月16日</td> <td>平成15年7月9日</td> <td>—</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>平成14年6月7日</td> <td>平成14年6月25日</td> <td>—</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>平成13年6月11日</td> <td>平成13年7月2日</td> <td>—</td> <td>21</td> </tr> </tbody> </table> <p>処理期間の平均20.7日間</p>		申請が到達した日	処分日	補正期間	処理期間 (日)	①	平成15年6月16日	平成15年7月9日	—	23	②	平成14年6月7日	平成14年6月25日	—	18	③	平成13年6月11日	平成13年7月2日	—	21
	申請が到達した日	処分日	補正期間	処理期間 (日)																	
①	平成15年6月16日	平成15年7月9日	—	23																	
②	平成14年6月7日	平成14年6月25日	—	18																	
③	平成13年6月11日	平成13年7月2日	—	21																	

No. 7																																																																																	
法令等名（条項）	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第20条第1項																																																																																
処 分 名	国際希少野生動植物種の登録																																																																																
事 例 区 分	標準処理期間が実態と乖離																																																																																
事 務 区 分	国の直接執行事務																																																																																
行 政 庁 名	環境省																																																																																
説 明	<p>環境省では絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第20条第1項に基づく国際希少野生動植物種の登録について、これまでの処分実績を基に標準処理期間を「2週間」と設定している。</p> <p>当該処分について、実際の処理期間（直近15件）をみると、以下のとおり、平均で3.6日間、最長でも8日間となっており、「2週間」と定められている当該標準処理期間は短縮する余地があると認められる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>申請が到達した日</th> <th>処分日</th> <th>補正期間</th> <th>処理期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>①</td><td>H16. 3. 25</td><td>H16. 3. 31</td><td>—</td><td>6</td></tr> <tr><td>②</td><td>H16. 3. 25</td><td>H16. 3. 31</td><td>—</td><td>6</td></tr> <tr><td>③</td><td>H16. 3. 25</td><td>H16. 3. 31</td><td>—</td><td>6</td></tr> <tr><td>④</td><td>H16. 3. 26</td><td>H16. 3. 31</td><td>—</td><td>5</td></tr> <tr><td>⑤</td><td>H16. 3. 29</td><td>H16. 3. 31</td><td>—</td><td>2</td></tr> <tr><td>⑥</td><td>H16. 3. 29</td><td>H16. 3. 31</td><td>—</td><td>2</td></tr> <tr><td>⑦</td><td>H16. 3. 29</td><td>H16. 3. 31</td><td>—</td><td>2</td></tr> <tr><td>⑧</td><td>H16. 3. 30</td><td>H16. 3. 31</td><td>—</td><td>1</td></tr> <tr><td>⑨</td><td>H16. 4. 5</td><td>H16. 4. 7</td><td>—</td><td>2</td></tr> <tr><td>⑩</td><td>H16. 4. 5</td><td>H16. 4. 8</td><td>—</td><td>3</td></tr> <tr><td>⑪</td><td>H16. 4. 5</td><td>H16. 4. 13</td><td>—</td><td>8</td></tr> <tr><td>⑫</td><td>H16. 3. 24</td><td>H16. 3. 29</td><td>—</td><td>5</td></tr> <tr><td>⑬</td><td>H16. 3. 22</td><td>H16. 3. 24</td><td>—</td><td>2</td></tr> <tr><td>⑭</td><td>H16. 3. 18</td><td>H16. 3. 19</td><td>—</td><td>1</td></tr> <tr><td>⑮</td><td>H16. 3. 16</td><td>H16. 3. 19</td><td>—</td><td>3</td></tr> </tbody> </table> <p>処理期間の平均 3.6 日間</p>		申請が到達した日	処分日	補正期間	処理期間	①	H16. 3. 25	H16. 3. 31	—	6	②	H16. 3. 25	H16. 3. 31	—	6	③	H16. 3. 25	H16. 3. 31	—	6	④	H16. 3. 26	H16. 3. 31	—	5	⑤	H16. 3. 29	H16. 3. 31	—	2	⑥	H16. 3. 29	H16. 3. 31	—	2	⑦	H16. 3. 29	H16. 3. 31	—	2	⑧	H16. 3. 30	H16. 3. 31	—	1	⑨	H16. 4. 5	H16. 4. 7	—	2	⑩	H16. 4. 5	H16. 4. 8	—	3	⑪	H16. 4. 5	H16. 4. 13	—	8	⑫	H16. 3. 24	H16. 3. 29	—	5	⑬	H16. 3. 22	H16. 3. 24	—	2	⑭	H16. 3. 18	H16. 3. 19	—	1	⑮	H16. 3. 16	H16. 3. 19	—	3
	申請が到達した日	処分日	補正期間	処理期間																																																																													
①	H16. 3. 25	H16. 3. 31	—	6																																																																													
②	H16. 3. 25	H16. 3. 31	—	6																																																																													
③	H16. 3. 25	H16. 3. 31	—	6																																																																													
④	H16. 3. 26	H16. 3. 31	—	5																																																																													
⑤	H16. 3. 29	H16. 3. 31	—	2																																																																													
⑥	H16. 3. 29	H16. 3. 31	—	2																																																																													
⑦	H16. 3. 29	H16. 3. 31	—	2																																																																													
⑧	H16. 3. 30	H16. 3. 31	—	1																																																																													
⑨	H16. 4. 5	H16. 4. 7	—	2																																																																													
⑩	H16. 4. 5	H16. 4. 8	—	3																																																																													
⑪	H16. 4. 5	H16. 4. 13	—	8																																																																													
⑫	H16. 3. 24	H16. 3. 29	—	5																																																																													
⑬	H16. 3. 22	H16. 3. 24	—	2																																																																													
⑭	H16. 3. 18	H16. 3. 19	—	1																																																																													
⑮	H16. 3. 16	H16. 3. 19	—	3																																																																													

No. 8																																																																																	
法令等名 (条項)	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成 4 年法律第 75 号) 第 33 条第 7 第 1 項																																																																																
処 分 名	適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定																																																																																
事 例 区 分	標準処理期間が実態と乖離																																																																																
事 務 区 分	国の直接執行事務																																																																																
行 政 庁 名	環境省																																																																																
説 明	<p>環境省では絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第 33 条の 7 第 1 項に基づく適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定について、これまでの処分実績を基に標準処理期間を「2 週間」と設定している。</p> <p>当該処分について、実際の処理期間 (直近 15 件) をみると、以下のとおり、平均で 2.7 日間、最長でも 5 日間となっており、「2 週間」と定められている当該標準処理期間は短縮する余地があると認められる。</p> <table border="1" data-bbox="443 1034 1302 1951"> <thead> <tr> <th></th> <th>申請が到達した日</th> <th>処分日</th> <th>補正期間</th> <th>処理期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>①</td><td>H16. 4. 1</td><td>H16. 4. 5</td><td>—</td><td>4</td></tr> <tr><td>②</td><td>H16. 4. 1</td><td>H16. 4. 5</td><td>—</td><td>4</td></tr> <tr><td>③</td><td>H16. 4. 2</td><td>H16. 4. 5</td><td>—</td><td>3</td></tr> <tr><td>④</td><td>H16. 4. 2</td><td>H16. 4. 7</td><td>—</td><td>5</td></tr> <tr><td>⑤</td><td>H16. 4. 2</td><td>H16. 4. 7</td><td>—</td><td>5</td></tr> <tr><td>⑥</td><td>H16. 4. 6</td><td>H16. 4. 7</td><td>—</td><td>1</td></tr> <tr><td>⑦</td><td>H16. 4. 6</td><td>H16. 4. 7</td><td>—</td><td>1</td></tr> <tr><td>⑧</td><td>H16. 4. 6</td><td>H16. 4. 7</td><td>—</td><td>1</td></tr> <tr><td>⑨</td><td>H16. 4. 6</td><td>H16. 4. 7</td><td>—</td><td>1</td></tr> <tr><td>⑩</td><td>H16. 4. 8</td><td>H16. 4. 12</td><td>—</td><td>4</td></tr> <tr><td>⑪</td><td>H16. 4. 8</td><td>H16. 4. 12</td><td>—</td><td>4</td></tr> <tr><td>⑫</td><td>H16. 4. 8</td><td>H16. 4. 12</td><td>—</td><td>4</td></tr> <tr><td>⑬</td><td>H16. 4. 12</td><td>H16. 4. 13</td><td>—</td><td>1</td></tr> <tr><td>⑭</td><td>H16. 4. 13</td><td>H16. 4. 14</td><td>—</td><td>1</td></tr> <tr><td>⑮</td><td>H16. 4. 14</td><td>H16. 4. 16</td><td>—</td><td>2</td></tr> </tbody> </table> <p>処理期間の平均 2.7 日間</p>		申請が到達した日	処分日	補正期間	処理期間	①	H16. 4. 1	H16. 4. 5	—	4	②	H16. 4. 1	H16. 4. 5	—	4	③	H16. 4. 2	H16. 4. 5	—	3	④	H16. 4. 2	H16. 4. 7	—	5	⑤	H16. 4. 2	H16. 4. 7	—	5	⑥	H16. 4. 6	H16. 4. 7	—	1	⑦	H16. 4. 6	H16. 4. 7	—	1	⑧	H16. 4. 6	H16. 4. 7	—	1	⑨	H16. 4. 6	H16. 4. 7	—	1	⑩	H16. 4. 8	H16. 4. 12	—	4	⑪	H16. 4. 8	H16. 4. 12	—	4	⑫	H16. 4. 8	H16. 4. 12	—	4	⑬	H16. 4. 12	H16. 4. 13	—	1	⑭	H16. 4. 13	H16. 4. 14	—	1	⑮	H16. 4. 14	H16. 4. 16	—	2
	申請が到達した日	処分日	補正期間	処理期間																																																																													
①	H16. 4. 1	H16. 4. 5	—	4																																																																													
②	H16. 4. 1	H16. 4. 5	—	4																																																																													
③	H16. 4. 2	H16. 4. 5	—	3																																																																													
④	H16. 4. 2	H16. 4. 7	—	5																																																																													
⑤	H16. 4. 2	H16. 4. 7	—	5																																																																													
⑥	H16. 4. 6	H16. 4. 7	—	1																																																																													
⑦	H16. 4. 6	H16. 4. 7	—	1																																																																													
⑧	H16. 4. 6	H16. 4. 7	—	1																																																																													
⑨	H16. 4. 6	H16. 4. 7	—	1																																																																													
⑩	H16. 4. 8	H16. 4. 12	—	4																																																																													
⑪	H16. 4. 8	H16. 4. 12	—	4																																																																													
⑫	H16. 4. 8	H16. 4. 12	—	4																																																																													
⑬	H16. 4. 12	H16. 4. 13	—	1																																																																													
⑭	H16. 4. 13	H16. 4. 14	—	1																																																																													
⑮	H16. 4. 14	H16. 4. 16	—	2																																																																													

No.9	
法令等名（条項）	建築基準法（昭和25年法律第201号）第43条第1項
処 分 名	接道義務の特例許可
事 例 区 分	標準処理期間が実態と乖離
事 務 区 分	自治事務
行 政 庁 名	G市
説 明	<p>G市では、建築基準法第43条第1項に基づく接道義務の特例許可について、平成11年6月に、過去の実績を基に当該処分の標準処理期間を45日間とすることを建築指導課内で申し合わせている。</p> <p>しかし、当該処分については、その後、一括同意基準が設けられる等処理が迅速に行われるための条件が整備されたことにより、平均処理日数は、平成12年度に15日、13年度10.6日、14年度9.1日と減少しており、最長処理日数も14年度は20日となっている。</p> <p>このため、G市は、当該処分について、処分実績に基づいた標準処理期間の見直しの余地が認められる。</p> <p>なお、法令所管庁である国土交通省から指針として示された「許認可等の審査・処理期間について」（平成11年4月16日付け建設省住指第184号の2・住街第46号建設省住宅局建設指導課長・市街地建築課長通達）においては、標準処理期間の目安が60日間とされているが、同一の許認可等に係る事例No.10（H市）においても、標準処理期間の短縮化の余地が認められており、国土交通省は、当該指針を見直し、目安として示す標準処理期間の短縮化を図る余地が認められる。</p>

No.10	
法令等名（条項）	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 43 条第 1 項
処 分 名	接道義務の特例許可
事 例 区 分	標準処理期間が実態と乖離
事 務 区 分	自治事務
行 政 庁 名	H市
説 明	<p>H市では、建築基準法第 43 条第 1 項に基づく接道義務の特例許可について、法令所管庁である国土交通省から指針として示された「許認可等の審査・処理期間について」（平成 11 年 4 月 16 日付け建設省住指第 184 号の 2・住街第 46 号建設省住宅局建設指導課長・市街地建築課長通達）において、標準処理期間の目安が 60 日間とされていたことから、同市は、平成 11 年 5 月に、当該処分に係る標準処理期間を 60 日と設定している。</p> <p>しかし、H市における当該処分については、①建築審査会に付議するものと、②建築審査会長の専決処分とし建築審査会に付議しないものがある。建築審査会に付議しないものについては、直近 10 件の処理期間は、平均で 4.1 日、最長で 10 日となっている。また、建築審査会に付議するものについては、建築審査会がほぼ毎月開催されており、長期を要しているものはみられない。</p> <p>このため、H市は、当該処分について、これまでの処分実績に基づき、また、建築審議会に付議するものと付議しないものとに区分することにより、標準処理期間の短縮化を図る余地があると認められる。</p> <p>なお、同一の許認可等に係る事例No.9（G市）においても、標準処理期間の短縮化の余地が認められており、国土交通省は、当該指針を見直し、目安として示す標準処理期間の短縮化を図る余地が認められる。</p>

表 1 - (3)

審査基準等が未設定となっている場合、あらかじめその理由書を作成し、申請者等の求めに応じて説明する措置を講じているもの

行政機関名	説 明
A 県	<p>A 県では、審査基準等が未設定となっている場合、「行政手続法に係る審査基準、標準処理期間及び処分基準の設定並びに公表について」（担当課長通知）により、未設定の理由を作成することとされており、各担当課（室）では、審査基準等が未設定となっている場合、理由書を作成し、設定した審査基準等と一緒に簿冊形式で管理しており、申請者等から設定できない理由の説明を求められたときは、迅速かつ明確に説明できるようにしている。</p>

表 1-(4)-1 推進部局（注1）が明確となっているもの（注2）

1 本府省（8本府省/15本府省）

府省名	推進部局名等
内閣府	大臣官房総務課
公正取引委員会	事務総局官房総務課
国家公安委員会	長官官房総務課
防衛庁	長官官房文書課、防衛施設庁総務部総務課
財務省	大臣官房文書課、大臣官房地方課、関税局総務課、国税庁長官官房総務課
文部科学省	大臣官房総務課行政改革推進室
農林水産省	大臣官房文書課
経済産業省	大臣官房総務課

2 地方支分部局（12機関/53機関）

府省名	地方支分部局名	推進部局名等
財務省	東京税関	総務部総務課
	名古屋税関	総務部総務課
	大阪税関	総務部総務課
	門司税関	総務部総務課
	長崎税関	総務部総務課
農林水産省	東海農政局	「行政手続法の施行に係る推進委員会」（総務部長（委員長）、総務課長（代表委員）及び各部の筆頭補佐（委員）で構成。平成11年10月設置）
	近畿農政局	「推進委員会」（平成11年10月設置。）
経済産業省	北海道経済産業局	総務企画部総務課
	関東経済産業局	総務企画部総務課
	中部経済産業局	総務企画部総務課
	近畿経済産業局	総務企画部総務課
	中国経済産業局	総務企画部総務課

3 都道府県（13都道府県/13都道府県）

都道府県名	推進部局名等
A県	総務部行財政システム改革推進室
B県	行政管理課
C県	総務学事課
D県	総合政策部改革政策局行政管理担当
E県	総務局総務部行政改革推進室
F県	総務部総務課
G県	総務部法制文書課
H県	総務企画部管理総室文書法制室

4 市町村（12市/13市）

市町村名	推進部局名等
A市	企画財政部行財政改革推進課
B市	総務部総務課
C市	総務部総務課
D市	総務部行政管理課
E市	総務部法制課
F市	総務部行政課
G市	総務局総務部行政課
H市	総務部総務課

都道府県名	推 進 部 局 名 等
I 県	総務部法務文書課
J 県	総務部行政経営企画課
K 県	総務部総務文書課
L 県	総務部総務課
M 県	総務部人事課

市町村名	推 進 部 局 名 等
I 市	総務部行政管理課
J 市	総務部総務課
K 市	総務部総務課
L 市	総務部総務課

(注1) 推 進 部 局： 各行政機関において、個々の処分等に係る事務を担当する部局とは別に、当該行政機関における審査基準等の設定・具体化等の推進や行政手続法の職員への周知等を図るなど行政手続法の施行及び運用を中心となって推進することを担当する部局

(注2) 明確となっているもの： 上記推進部局としての事務を担当することが規定上明らかなもののほか、①審査基準等の設定・変更について、審査基準等を設定すべきことの具体的指導、設定に際しての事前審査等を行っているもの、②当該府省の事務に即した行政手続法の運用に係る指導文書を発出しているもの等、当該府省内において、上記推進部局としての事務を担当する部局の存在が明確となっているもの

表 1 - (4) - 2

推進部局が定期的に個々の審査基準等の設定・具体化等の余地を検討し、その結果に基づき、許認可等処分に係る事務を直接所掌する部局に対して審査基準等の設定・具体化等を促すなど、審査基準等の設定・具体化等を推進する取組を実施しているもの

行政機関名	説 明
防衛庁	<p>防衛庁では、長官官房文書課（防衛施設庁分は、同庁総務部総務課）が行政手続法施行の推進部局となっており、平成 8 年以降毎年 1 回、自主的に施行状況調査と同じ内容の調査を実施し、審査基準、標準処理期間及び処分基準の設定等の点検を行っている。</p> <p>長官官房文書課では、見直しが必要であると考えられる個別の処分を取りまとめ、各担当課に検討を求めている。平成 13 年度においては、標準処理期間が未設定であった 2 処分の標準処理期間が設定され、また、標準処理期間が既に設定されていた 3 処分の期間の短縮化が図られた。</p>
財務省	<p>財務省では、大臣官房文書課、大臣官房地方課、関税局総務課及び国税庁長官官房総務課が行政手続法施行の推進部局となっており、平成 15 年 12 月までに同省が所掌する全ての申請手続を対象に、実際の事務処理期間に応じた標準処理期間となるよう見直しを行い、3 処分について、標準処理期間の短縮化を図る等の措置を講じた。</p>
経済産業省	<p>経済産業省では、大臣官房総務課が行政手続法施行の推進部局となっており、平成 16 年 4 月から、所管する処分の標準処理期間の短縮化に全省的に取り組んでいる。</p> <p>具体的には、①各原課に、所管する処分について事務手続のフロー図及び実績を提出させ、②大臣官房総務課から、実績に基づいた短縮案を示し、各原課に検討を指示することにより、短縮化を図っている。</p> <p>経済産業省は、最終的には、電子申請の導入等により、全体の約 9 割の処分で標準処理期間の短縮化が図られると想定している。</p>
中国経済産業局	<p>中国経済産業局では、総務企画部総務課が推進部局となっており、毎年 1 回、局内各課における審査基準等の設定状況を点検するとともに、標準処理期間については、処分ごとに標準処理期間を一覧表に取りまとめている。</p>

行政機関名	説 明
N 県	<p>N 県では、総務部行財政改革システム推進室が行政手続法施行の推進部局となっている。N 県行政手続条例及びN 県行政手続条例等に基づく審査基準等の設定等要領では、①審査基準・標準処理期間の一覧表、②処分基準の一覧表等の作成が義務付けていることから、毎年、各担当課に対して、これら一覧表の変更状況の報告を求めるとともに、審査基準等が未設定となっている処分の設定に努めること及び設定済みとなっているものについては基準の明確化・具体化及び標準処理期間の短縮化に積極的に取り組むよう指示している。平成 13 年 9 月に行った標準処理期間の短縮化の調査では、1,203 件の処分のうち、804 件の処分が短縮化されている。</p> <p>また、行財政改革システム推進室では、平成 17 年度までに標準処理期間を設定している手続のうち、25%の手続で期間の短縮化を図ることとしている。</p>
O 県	<p>O 県では、総務局総務部行政改革推進室が推進部局となっており、標準処理期間について、「窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱」（平成 6 年 9 月 30 日公告）を定め、毎年、見直しを行っており、その結果、「O 県における窓口事務の標準処理期間」、「新規掲載事務一覧」及び「短縮事務一覧」として取りまとめ、公表している。</p>
P 県	<p>P 県では、平成 14 年度に、総務部法務文書課が人事課から推進部局関係の事務を継承し、推進部局となっており、同年度には、行政改革の推進を所管する総務部行政企画課が中心となり「新たな P 県の行財政改革推進プラン」を策定（平成 15 年度から適用）し、「処理期間の短縮」について見直し作業を行った。この結果、新規に標準処理期間が設定されたものが 26 処分、また、標準処理期間が短縮されたものが 74 処分あった。</p>
Q 県	<p>Q 県では、総務部総務文書課が行政手続法の推進部局となっており、平成 12 年に「行政手続法及び Q 県行政手続条例について（参考）」を各許認可等部局に配布し、審査基準は「できるだけ具体化すること」、「国の指針等を自らの審査基準とする場合は、指針のどの部分が該当するか申請者に明確にわかるようにしたうえで、各許認可等の決裁権者に伺い定めしておくこと」等具体的な指示を行っている。</p> <p>また、Q 県長期総合計画(2001～2010)において、「すべて人にやさしい公共サービスの推進のため、申請手続等の迅速化すること」が目標のひとつとされており、総務文書課では、平成 13 年度から 14 年度にかけて、各許認可等部局における審査基準、標準処理期間の設定状況等を調査し、審査基準等が未設定となっている処分のうち、申請実績がある又は今後の申請が見込まれるものについては、国の指針等を基に審査基準等を設定するよう指導し、次のとおり、設定の取組が行われている。</p> <p>① 精神保健及び精神障害福祉に関する法律に基づく「指定病院の指定」の処分基準を設定</p> <p>② a 担当課において、1 処分で審査基準、8 処分で処分基準を設定</p>

行政機関名	説 明
M市	<p>M市では、総務部総務課が行政手続法の推進部局として、平成10年4月1日に事務分掌で明記された。同課では、「M市審査基準等の設定及び公表に関する取扱要綱」に基づき、各担当課に対し、審査基準等設定に当たっての指導・助言等を行っている。</p> <p>また、M市では、平成12年度以降、毎年、総務部総務課が各所管課に対し行政手続法及びM市行政手続条例に基づく審査基準等の設定状況等について、審査基準の設定・変更状況、年間の処分実績等について調査を行うとともに、より一層具体的な審査基準等を設定するよう要請するとともに、行政手続法の概要や審査基準等の設定に係る事務の周知により、所管課の意識の向上を図っている。</p> <p>審査基準の具体化等の改善が次のとおり図られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 土地区画整理法に基づく土地区画整理組合設立の認可（審査基準の具体化） ② 墓地、埋葬等に関する法律に基づく墓地、納骨堂又は火葬場の経営等の許可（審査基準の具体化） ③ 老人保健法に基づく保険事業の費用の徴収（処分基準の具体化） <p>さらに、M市では、市の行政評価において、審査基準等の設定率向上を達成目標に掲げている。</p>
N市	<p>N市では、総務部総務課が推進部局となっており、「審査基準等の設定等要領」に基づき、各課等で審査基準等について、毎年10月1日を基準日として、点検及び見直しを行っている。</p>

表 1-(4)-3

審査基準、標準処理期間及び処分基準の設定状況の推移
(国の行政機関)

1 審査基準の設定状況の推移

時 点	本 省 庁			地方支分部局			合 計		
	対象処分 種類総数	うち設定済み数	構成比	対象処分 種類総数	うち設定済み数	構成比	対象処分 種類総数	うち設定済み数	構成比
平成 7 年 3 月末	—	—	—	—	—	—	4,614	4,168	90.3%
平成 8 年 3 月末	3,748	3,297	88.0%	865	818	94.6%	4,613	4,115	89.2%
平成 9 年 3 月末	3,973	3,425	86.2%	962	894	92.9%	4,935	4,319	87.5%
平成 12 年 3 月末	4,156	3,529	84.9%	2,121	1,969	92.8%	6,277	5,498	87.6%
平成 14 年 3 月末	4,576	3,819	83.5%	2,559	2,325	90.9%	7,135	6,144	86.1%

2 標準処理期間の設定状況の推移

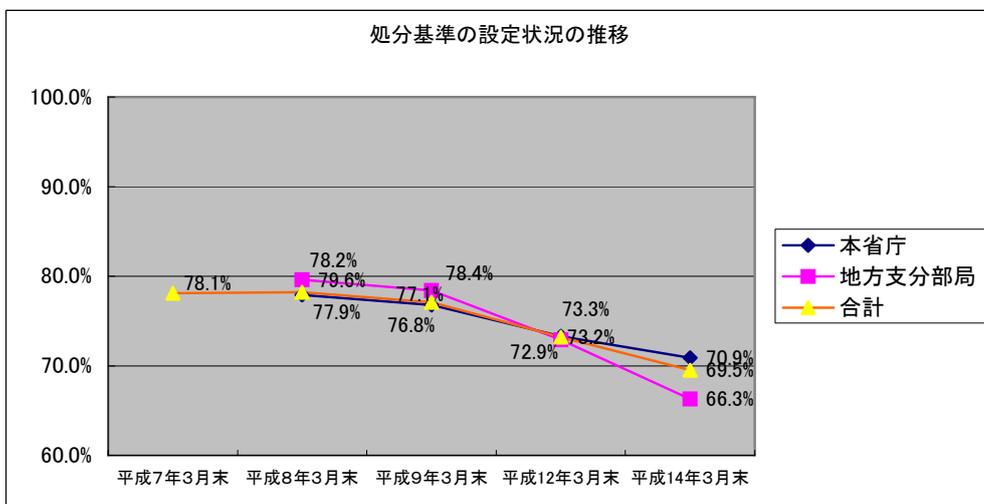
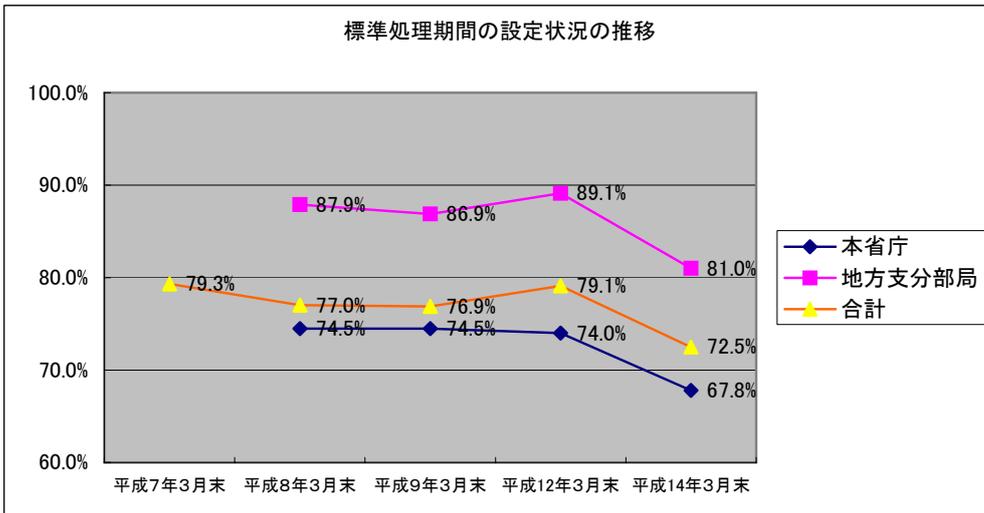
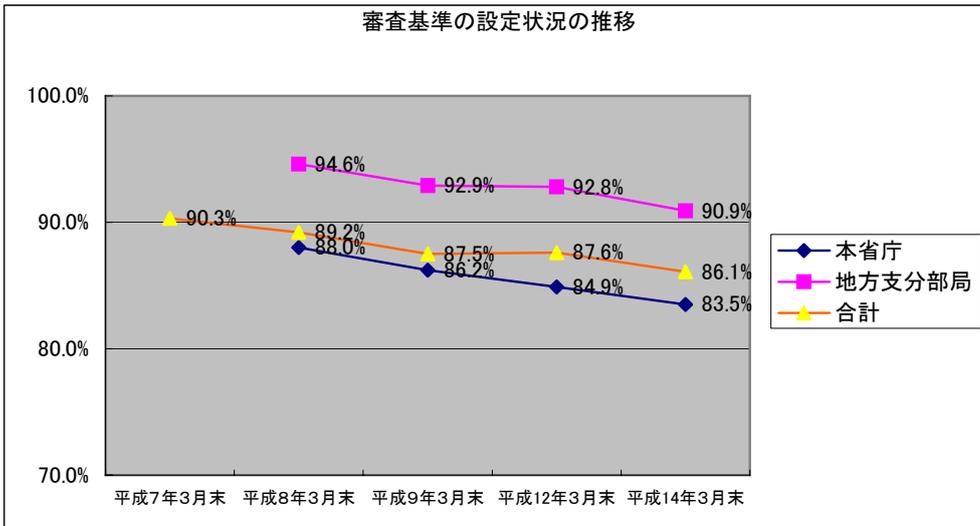
時 点	本 省 庁			地方支分部局			合 計		
	対象処分 種類総数	うち設定済み数	構成比	対象処分 種類総数	うち設定済み数	構成比	対象処分 種類総数	うち設定済み数	構成比
平成 7 年 3 月末	—	—	—	—	—	—	4,614	3,661	79.3%
平成 8 年 3 月末	3,748	2,792	74.5%	865	760	87.9%	4,613	3,552	77.0%
平成 9 年 3 月末	3,973	2,960	74.5%	962	836	86.9%	4,935	3,796	76.9%
平成 12 年 3 月末	4,156	3,074	74.0%	2,121	1,890	89.1%	6,277	4,964	79.1%
平成 14 年 3 月末	4,576	3,102	67.8%	2,559	2,073	81.0%	7,135	5,175	72.5%

3 処分基準の設定状況の推移

時 点	本 省 庁			地方支分部局			合 計		
	対象処分 種類総数	うち設定済み数	構成比	対象処分 種類総数	うち設定済み数	構成比	対象処分 種類総数	うち設定済み数	構成比
平成 7 年 3 月末	—	—	—	—	—	—	3,359	2,624	78.1%
平成 8 年 3 月末	2,973	2,317	77.9%	588	468	79.6%	3,561	2,785	78.2%
平成 9 年 3 月末	3,056	2,347	76.8%	624	489	78.4%	3,680	2,836	77.1%
平成 12 年 3 月末	3,275	2,402	73.3%	1,384	1,009	72.9%	4,659	3,411	73.2%
平成 14 年 3 月末	3,753	2,662	70.9%	1,625	1,077	66.3%	5,378	3,739	69.5%

(注) 総務省行政管理局が実施した施行状況調査結果に基づき、当局が作成した。

審査基準、標準処理期間及び処分基準の設定状況の推移
(国の行政機関)



(注) 総務省行政管理局が実施した施行状況調査結果に基づき、当局が作成した。

審査基準、標準処理期間及び処分基準の設定状況の推移
(地方公共団体)

1 審査基準の設定状況の推移

時 点	都道府県			調査対象市								
	対象処 分種類 総 数	うち設定済み数		対象処 分種類 総 数	うち設定済み数		対象処 分種類 総 数	うち設定済み数		対象処 分種類 総 数	うち設定済み数	
		構成比	構成比		構成比	構成比		構成比	構成比			
平成 7 年 3 月末	1,387	1,047	75.5%	334	254	76.0%	237	168	70.9%	—	—	—
平成 8 年 3 月末	1,411	1,111	78.7%	351	278	79.2%	241	187	77.6%	—	—	—
平成 9 年 3 月末	1,412	1,126	79.7%	370	297	80.3%	253	200	79.1%	—	—	—
平成 12 年 3 月末	1,453	1,185	81.6%	—	—	—	—	—	—	251	175	69.8%
平成 14 年 3 月末	1,347	1,100	81.7%	—	—	—	—	—	—	299	214	71.6%

2 標準処理期間の設定状況推移

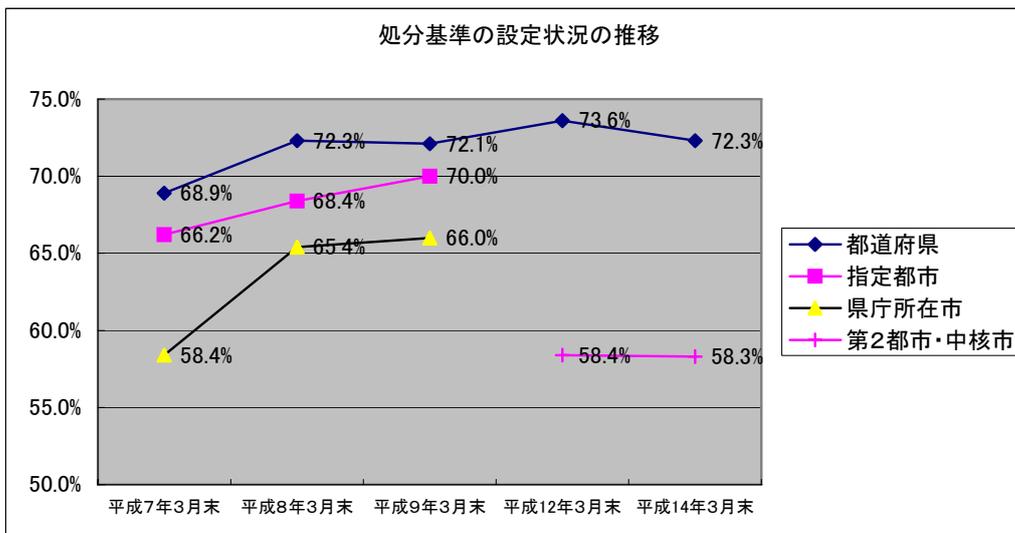
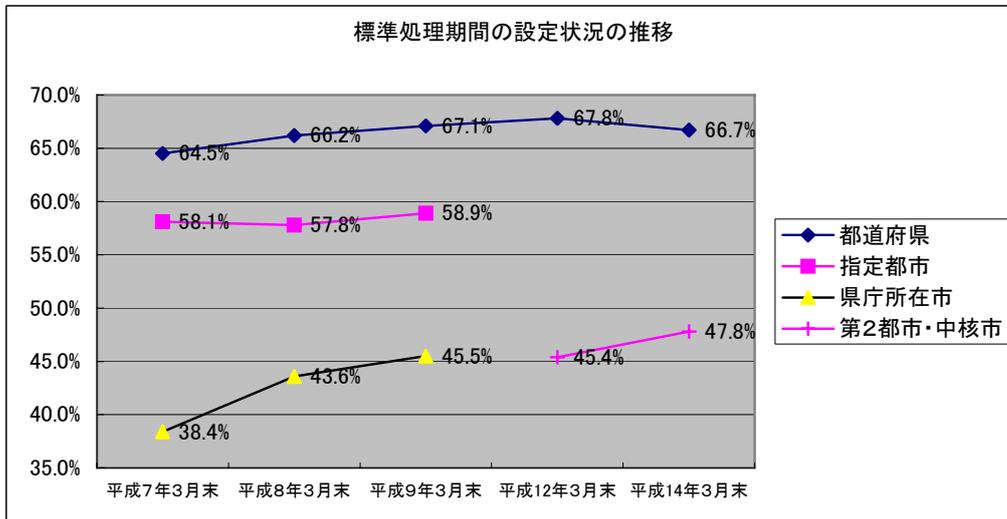
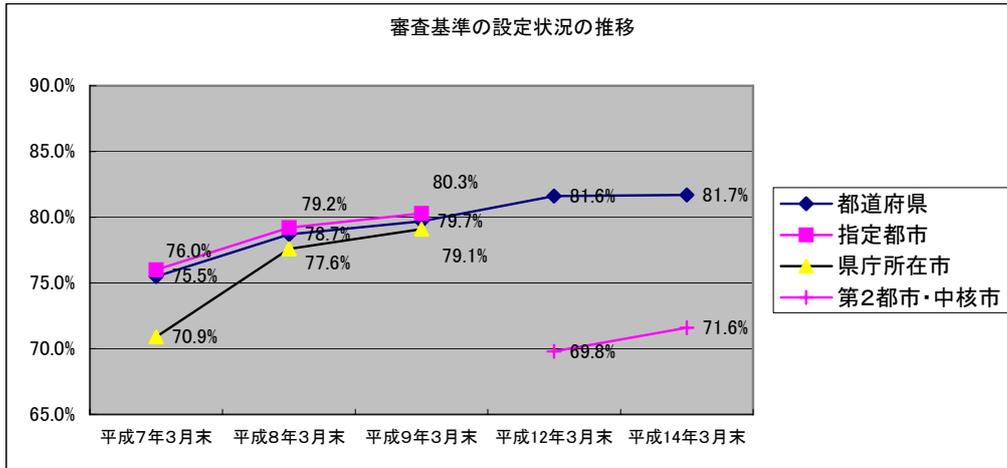
時 点	都道府県			調査対象市								
	対象処 分種類 総 数	うち設定済み数		対象処 分種類 総 数	うち設定済み数		対象処 分種類 総 数	うち設定済み数		対象処 分種類 総 数	うち設定済み数	
		構成比	構成比		構成比	構成比		構成比	構成比			
平成 7 年 3 月末	1,387	895	64.5%	334	194	58.1%	237	91	38.4%	—	—	—
平成 8 年 3 月末	1,411	934	66.2%	351	203	57.8%	241	105	43.6%	—	—	—
平成 9 年 3 月末	1,412	948	67.1%	370	218	58.9%	253	115	45.5%	—	—	—
平成 12 年 3 月末	1,453	985	67.8%	—	—	—	—	—	—	251	114	45.4%
平成 14 年 3 月末	1,347	899	66.7%	—	—	—	—	—	—	299	143	47.8%

3 処分基準の設定状況推移

時 点	都道府県			調査対象市								
	対象処 分種類 総 数	うち設定済み数		対象処 分種類 総 数	うち設定済み数		対象処 分種類 総 数	うち設定済み数		対象処 分種類 総 数	うち設定済み数	
		構成比	構成比		構成比	構成比		構成比	構成比			
平成 7 年 3 月末	1,178	812	68.9%	429	284	66.2%	322	188	58.4%	—	—	—
平成 8 年 3 月末	1,191	861	72.3%	453	310	68.4%	324	212	65.4%	—	—	—
平成 9 年 3 月末	1,199	865	72.1%	483	338	70.0%	335	221	66.0%	—	—	—
平成 12 年 3 月末	1,237	911	73.6%	—	—	—	—	—	—	297	173	58.4%
平成 14 年 3 月末	1,222	884	72.3%	—	—	—	—	—	—	324	189	58.3%

(注) 総務省行政管理局が実施した施行状況調査結果に基づき、当局が作成した。

審査基準、標準処理期間及び処分基準の設定状況の推移
(地方公共団体)



(注) 総務省行政管理局が実施した施行状況調査結果に基づき、当局が作成した。

表 1 - (5) 審査基準等を公にする方法についての把握状況（施行状況調査の調査項目）

施行状況調査における調査項目は、下記調査要領のとおりとなっており、以下の①及び②の事項については、調査が行われていない。

① 個々の審査基準及び標準処理期間が公にされているか否か

② 個々の審査基準、標準処理期間及び処分基準が公にされている場合、どのような方法で公にされているか

<施行状況調査における調査項目>

「行政手続法の施行状況に関する調査要領」－国の機関－（抄）

別添 2：不利益処分

③ 「基準公表状況」欄は、以下の区分のいずれかを選択し、選択肢の数字を記入してください（処分基準を設定していない場合には、記入は不要です。）

- 1 処分基準を公にしている。
- 2 処分基準を公にしていない。

（府省名）

法令名	法令番号	根拠条項	連番	許認可等の種類	① 処分基準の設定状況	③ 基準公表状況	
					② 未設定理由		
							• • • • •
							•

別添 3：審査基準等を公にする際の方法及び聴聞主宰者の指名方法

1 審査基準等を公にする際の方法

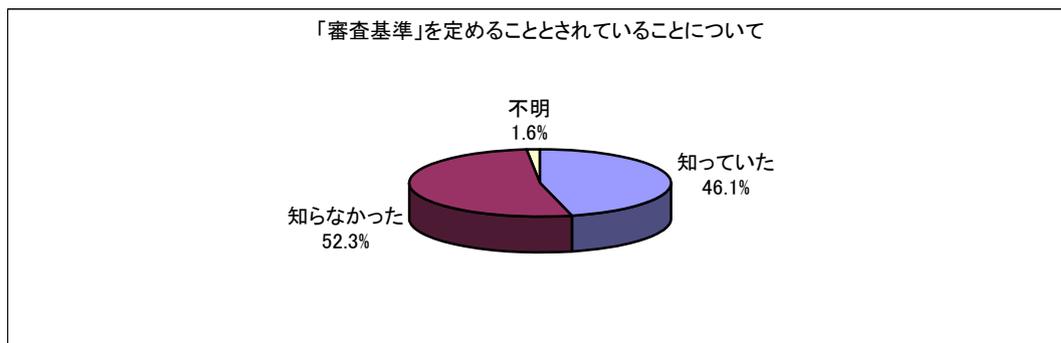
審査基準、標準処理期間及び処分基準をどのような方法で公にしていますか。次の方法のうち該当する方法のチェック欄に○を入力してください。

なお、②又は③を選んだ場合は、（ ）内の事項も入力してください。

チェック欄	
○	① 各担当部課に所管の処分に係る審査基準等を備付け、それぞれの窓口で閲覧可能にしている。
○	② ①のほか、府省内に統一的な閲覧窓口を設け、1か所で全処分の審査基準等を閲覧可能にしている。 ・統一的な閲覧窓口のある部局名、設置場所 （ ） ・審査基準等の具体的な閲覧手続 （ ）
○	③ その他の具体的な方法 （ ）

（注）上記調査は、個々の審査基準等について調査するものではなく、当該機関における対応の概括的把握に止まっている。

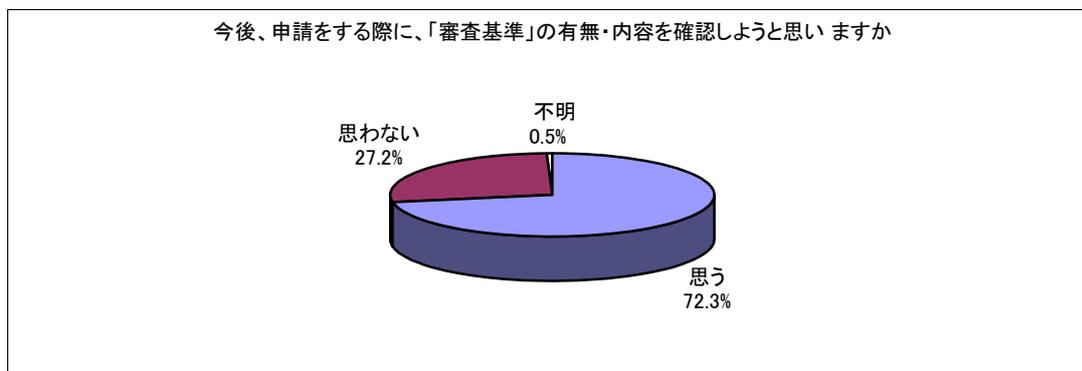
表 1 - (6) アンケート調査結果（審査基準等の周知状況等）



(問)

「審査基準」を定めることとされていることについて知っていましたか。

知っていた	172 (46.1%)
知らなかった	195 (52.3%)
不明	6 (1.6%)
計	373

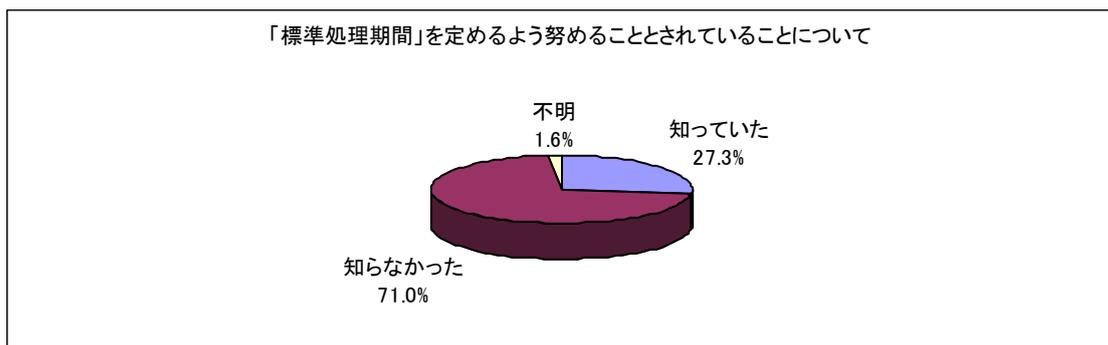


(問)【「審査基準」を定めることとされていることについて、「知らなかった」と回答した者を対象】

今後、申請をする際に、「審査基準」の有無・内容を確認しようと思いませんか。

また、思わない場合、その理由（複数回答可）は何ですか。

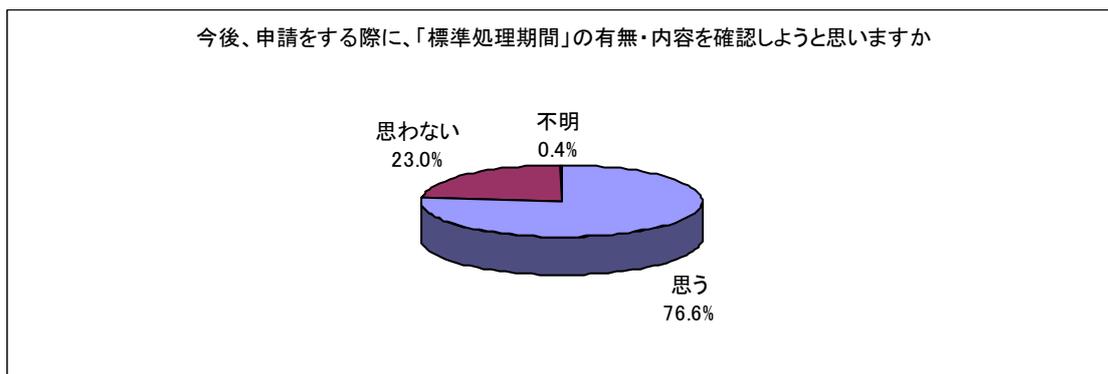
思う	141 (72.3%)
思わない	53 (27.2%)
（理由）確認の必要性を感じないから	34
確認する方法が分からないから	19
見せてもらえるような雰囲気ではないから	2
その他	6
不明	1
不明	1 (0.5%)
計	195



(問)

「標準処理期間」を定めるよう努めることとされていることについて知っていましたか。

知っていた	102 (27.3%)
知らなかった	265 (71.0%)
不明	6 (1.6%)
計	373



(問) 【「標準処理期間」を定めるよう努めることとされていることについて、

「知らなかった」と回答した者を対象】

今後、申請をする際に、「標準処理期間」の設定の有無・内容を確認しようと思えますか。また、思わない場合、その理由（複数回答可）は何ですか。

思う	203 (76.6%)
思わない	61 (23.0%)
(理由) 確認の必要性を感じないから	40
確認する方法が分からないから	17
見せてもらえるような雰囲気ではないから	2
その他	7
不明	1
不明	1 (0.4%)
計	265

(注) 当局が実施したアンケート調査結果による。

2 審査基準等の公表の推進

勸告	説明図表番号
<p>行政手続法においては、①審査基準について、「行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない」（第5条第3項）とされ、②標準処理期間については、「これを定めたときは、（略）公にしておかなければならない」（第6条）とされている。また、③処分基準については、「これを公にしておくよう努めなければならない」（第12条第1項）とされている。</p> <p>総務省行政管理局は、審査基準等を「公に」しておくことについて、申請者等に対し審査基準等を秘密にしないとの趣旨であり、申請者等が行政庁に対し審査基準等の提示を求めなくとも、その内容を把握できる状態とすること（以下「公表」という。）まで義務付けるものではないとしている。「公に」しておく具体的方法としては、「申請の提出先機関の事務所（窓口）における備付け（掲示板等への掲示、簿冊形式で閲覧に供する等）」のほか、「申請をしようとする者の求めに応じ提示すること」等が挙げられ、どのような方法を選択するかについては、行政庁の判断にゆだねられているとしている。</p> <p>しかし、申請者等にとって審査基準等をあらかじめ承知しておくことは、申請者等の事業活動の円滑化に資するものであることから、①3か年計画においては、「審査基準の公表がなされていない」との指摘があるものについては、原則公表する」とされ、②IT革命の到来等の中で、民間企業の事業活動が迅速かつ公正に行われること等を視野に入れて定められた「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」（平成13年3月27日閣議決定）においては、「関連情報の提供等」として「本手続の趣旨・目的に照らし、各府省は、（略）審査基準及び処分基準の公表に積極的に努めるものとする」とされているなど、審査基準等については、「公表」が求められている。</p> <p>さらに、審査基準等をインターネット・ホームページへ掲載することについては、①「ワンストップサービスの推進について」（平成12年3月31日行政情報システム各省庁連絡会議了承）において、「各省庁等は、行政手続関係情報のインターネット・ホームページへの掲載について、平成11年度から可能な限り早期の掲載を推進し、原則として平成12年度までに掲載する」とされ、総務省行政管理局では、平成15年4月に、各府省に対し、上記連絡会議了承に基づき、申請に対する処分について、国民の便宜に資するよう、「電子政府の総合窓口（e-GOV）「申請・届出等の行政手続」の各手続の手続情報として、審査基準、標準処理期間の明記を徹底」するよう要請しており、また、②「電子政府構築計画」（平成15年7月17日策定。16年6月14日一部改定。各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）においては、e-GOV及び各府省のインターネット・ホームページについて、「各府省は、（略）手続概要、提出時期等手続に直接関わる情報に加え、利用者にとって有益な関連情報が掲載されたページへのリンクによる案内の充実を図る」ことが求められている。</p>	<p>表2-1</p> <p>表2-2</p>

勸告	説明図表番号
<p>今回、国の行政機関（15 本府省、51 地方支分部局）及び地方公共団体（13 都道府県、13 市）における審査基準等の公にされている状況や審査基準等を公にすることについての意見を事業者から聴取した結果、次のような状況がみられた。</p>	
<p>(1) 審査基準等が公にされている状況の把握</p>	
<p>個々の審査基準等がどのような方法で公にされているかについて、施行状況調査では、①個々の審査基準及び標準処理期間が公にされているか、公にされている場合、どのような方法で公にされているかについて調査しておらず、②個々の処分基準については、公にされているかが調査されているものの、その結果は集計されていない。</p> <p>また、各府省及び地方公共団体において、個々の審査基準等について、公にされているか、公にされている場合、どのような方法で公にされているかが把握されていない。</p>	<p>表1－(5) (再掲)</p>
<p>(2) 審査基準等の公表状況</p>	
<p>調査した行政機関における審査基準等のうち公にされているものの割合は、①国の行政機関の場合、審査基準で99.9%、標準処理期間で99.9%、処分基準で92.0%、②都道府県の場合、審査基準で98.7%、標準処理期間で97.0%、処分基準で92.4%、③市の場合、審査基準で99.6%、標準処理期間で99.7%、処分基準で99.2%となっており、審査基準等は、おおむね公にされている状況にある。</p>	<p>表2－3</p>
<p>しかし、公にされている場合、申請者等の求めに応じ提示する対応にとどまっているのか、それとも、情報提供窓口において閲覧に供する方法やインターネット・ホームページに掲載する方法等により公表されているかについてみると、①申請者等の求めに応じ提示する対応のみにとどまり、公表されていないものがア) 国の行政機関の場合、a) 本府省では、審査基準で50.0%、標準処理期間で48.5%、処分基準で49.3%、b) 地方支分部局では、審査基準で39.2%、標準処理期間で43.2%、処分基準で52.2%となっており、イ) 地方公共団体の場合、a) 都道府県では、審査基準で37.1%、標準処理期間で28.1%、処分基準で45.2%、b) 市では、審査基準で50.8%、標準処理期間で48.8%、処分基準で47.4%となっており、②インターネット・ホームページ上で公表されているものは、ア) 国の行政機関の場合、a) 本府省では、審査基準で31.2%、標準処理期間で29.3%、処分基準で24.1%、b) 地方支分部局では、審査基準で7.0%、標準処理期間で5.8%、処分基準で3.0%となっており、イ) 地方公共団体の場合、a) 都道府県では、審査基準で18.6%、標準処理期間で25.8%、処分基準で11.8%、b) 市では、審査基準で1.9%、標準処理期間で0.5%、処分基準で0.8%となっている。</p>	<p>表2－4</p> <p>表2－4 (再掲)</p>
<p>これらの調査した行政機関の中には、審査基準等について、インターネット・ホームページへの掲載を可能であるとしているものもあり、その後、掲載した例もみられた。</p>	<p>表2－5</p>
<p>(3) 事業者等の意見等</p>	

勸告	説明図表番号
<p>総務省のアンケート調査の結果では、審査基準及び標準処理期間について、373 人による回答中、①「自由に情報提供窓口等で閲覧できるようにしてほしい」とする者が 42 人 (11.3%)、②「インターネット・ホームページ等で公開し、わざわざ役所に行かなくても見られるようにしてほしい」とする者が 227 人 (60.9%) となっており、個々に事業者等が要求しなくとも、自由に審査基準等を閲覧することができるよう公表されることを希望する者が合わせて 269 人 (72.2%) となっている。</p>	表 2—6
<p>また、事業者からの意見においても、「役所の職員にわざわざ申し出なくとも、自由に審査基準等を見られるようにしてほしい」、「時間と交通費をかけて役所へ出向かなくてもホームページ上で内容が分かるようにすべき」、「審査基準等を申請要領に記載してほしい」等、審査基準等が公表されることを求める意見が出されている。</p>	表 2—7
<p>(4) 公にする余地のある審査基準等</p>	
<p>個々の審査基準等を公にしておくことについて、次のとおり、改善を要するものがみられた。</p>	
<p>(ア) 標準処理期間を定めたときは、公にしておかなければならないとされているにもかかわらず、事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間を徒過する場合がある等として、公にしていないもの (国の行政機関：1 事例、地方公共団体：1 事例)</p>	表 2—8
<p>(イ) 処分基準を公にしても脱法行為が助長されるおそれがないなどにもかかわらず、処分基準を公にしていないもの (国の行政機関：2 事例 (うち 1 事例は、調査途上において改善が図られた。)、地方公共団体：2 事例)</p>	表 2—9
<p>(ウ) 施行通知では、一般的に定着している審査基準を変更する場合には、関係者への情報提供などの方法により積極的に国民が知りうるような措置を講ずることが望ましいとされているが、審査基準を変更したにもかかわらず、関係者への周知を行っていないもの (地方公共団体：2 事例)</p>	表 2—10
<p>したがって、関係府省は、事業者等の申請手続等の利便性を確保し、審査基準等の積極的な公表を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 総務省行政管理局は、調査項目に個々の審査基準等が公にされているかの状況及び公にされている場合どのような方法で公にされているかの状況を加えること。また、総務省行政管理局及び各府省は、その状況を把握すること。</p> <p>② 総務省行政管理局及び各府省は、審査基準等を公にする方法について、申請者等の求めに応じ提示するとの対応にとどまらず、インターネット・ホームページへの掲載等による適切な公表を推進すること。</p> <p>③ 審査基準等について公にする余地があると指摘している事例について、関係府省は、速やかに改善のための措置を講ずること。(総務省、厚生労働省)</p> <p>また、地方公共団体に係る事例について、法令所管庁は、地方公共団体に対し、改善に必要な助言等の措置を講ずること。(国土交通省、環境省)</p>	

表2-1 「ワンストップサービスの推進について」一抄一

(平成11年3月31日(平成12年3月31日改定)行政情報システム各省庁連絡会議了承)

ワンストップサービスは、急速に進展しつつある情報通信技術を活用し、国民・企業等に対しパソコン又は身近な場所で各種の行政サービスを提供する仕組みであり、申請・届出等手続に際し、複数箇所又は複数回にわたって行政機関を訪れることが必要なものについて、オンライン化等により、その箇所又は回数の減少を進め、究極的には1箇所又は1回で各種の行政サービスを提供することにより、申請・届出等手続に係る国民・企業等の負担軽減、利便性の飛躍的向上及び官民を通じた事務処理の簡素化・効率化を図ることを目的とするものである。

「行政情報化推進基本計画の改定について」(平成9年12月20日閣議決定)では、「国民生活、企業活動に必要な行政手続、行政情報の提供等について、地方公共団体等との連携・協力を図りつつ、情報通信技術を活用した手続の案内・教示、必要な行政情報の提供、各種施設の利用案内・予約、申請・届出等の受付、結果の交付等の行政サービスを総合的・複合的に提供する、いわゆる『ワンストップサービス』を制度的・技術的課題の解決を図りつつ段階的に実施する。」とされたところであり、これに基づき、その具体化を図ることが必要である。

ワンストップサービスの推進に当たっては、国民・企業等の立場に立って、国の事務に係る手続だけではなく、地方公共団体及び公共機関の事務に係る手続などをも対象として、各関係機関それぞれの取組のみならず、これら関係機関が相互に連携して総合的・一体的に取り組むことが重要である。

以上を踏まえ、当面の方策として、下記の「ワンストップサービスの整備方針」(以下「整備方針」という。)に基づき、ワンストップサービスの実現に向けて、その推進に取り組む。

記

(略)

第2 実施方針

1 行政手続の案内・教示、様式のオンライン提供

行政手続の案内・教示、様式のオンライン提供については、以下により実施する。

(1) サービス内容

(ア) 各省庁等は、行政手続の案内・教示、様式等の行政手続関係情報について、インターネット・ホームページに掲載する。(略)

(イ) インターネット・ホームページ上に掲載された行政手続関係情報について、総合行政サービスシステムによる横断的・総合的な検索・案内を可能とする。

(ウ) 各省庁等のインターネット・ホームページからオンライン提供される様式を出力し、当該様式での申請を可能な限り容認する。

(2) 行政手続の案内・教示内容

各省庁等は、行政手続関係情報のインターネット・ホームページへの掲載について、平成11年度から可能な限り早期の掲載を推進し、原則として平成12年度までに掲載する。この場合、行政手続関係情報は、原則として以下の事項を内容とする。

- (ア) 案内情報（手続名、手続根拠、手続対象者、提出時期、提出方法、手数料、添付書類・部数、申請書様式、記載要領・記載例）
- (イ) 窓口情報（提出先、受付時間、相談窓口）
- (ウ) 手続情報（審査基準、標準処理期間、不服申立方法）

また、インターネット・ホームページへの掲載に当たっては、国民・企業等がメニュー分類検索により必要とする手続を容易に検索できるようにするため、手続ごと（手続をある程度まとめることも可能とする。）にインターネット・ホームページ上の所在（URL:Uniform Resource Locator）を特定する。

表 2-2 「電子政府構築計画」(2003 年(平成 15 年) 7 月 17 日、2004 年(平成 16 年) 6 月 14 日一部改定) 各府省情報化統括責任者(CIO) 連絡会議決定)

第 2 施策の基本方針

I 国民の利便性・サービスの向上

国民の利便性・サービスの向上に関しては、e-Gov において、2004 年(平成 16 年) 1 月から、(略) サービス分野別の手続案内の導入をはじめ、使いやすいシステム整備を図るとともに、国の行政機関が扱う申請・届出等手続についても、各府省が積極的に取り組んだ結果、そのほとんどすべてをオンライン化するなど、一定の成果を挙げたところである。

しかしながら、行政情報の電子的提供、電子申請等に係る取組については、分かりやすさ、使いやすさなどの面で、必ずしも十分とは言えない状況にあり、引き続き、利用者視点に立ったシステム整備、サービスの改善に取り組んでいく必要がある。

これらの状況を踏まえ、以下の取組を推進する。

1 行政ポータルサイトの整備、充実

e-Gov 及び各府省のホームページについて、「行政組織単位による一方向の情報提供」から「利用者の視点に立った行政情報・サービスの提供」へ移行するため、その機能、役割分担等を見直し、ワンストップサービス、政府全体として統一性があり、分かりやすい情報の提供等を行う新たな行政ポータルサイトとして、2005 年度末(平成 17 年度末)までに整備する。このため、「行政ポータルサイトの整備方針」(2004 年(平成 16 年) 3 月 31 日各府省情報化統括責任者(CIO) 連絡会議決定)等を踏まえ、以下の取組を実施する。

(略)

- (3) 各府省は、e-Gov において政府全体として体系的、一元的に提供している申請・届出等の手続案内について、手続概要、提出時期等手続に直接関わる情報に加え、利用者にとって有益な関連情報が掲載されたページへのリンクによる案内の充実を図る。

(略)

表2-3 審査基準等が公にされている状況（公にされているものの割合）

1 国の機関

区分	審査基準			標準処理期間			処分基準		
	設定数 A	左のうち、 公にされ ているも のの数 B	割合 B/A(%)	設定数 A	左のうち、 公にされ ているも のの数 B	割合 B/A(%)	設定数 A	左のうち、 公にされ ているも のの数 B	割合 B/A(%)
本府省	2,010	2,008	99.90	2,234	2,233	99.96	803	790	98.38
地方支分部局	3,330	3,330	100	4,122	4,122	100	1,394	1,232	88.38
合計	5,340	5,338	99.96	6,356	6,355	99.98	2,197	2,022	92.03

2 地方公共団体

区分	審査基準			標準処理期間			処分基準		
	設定数 A	左のうち、 公にされ ているも のの数 B	割合 B/A(%)	設定数 A	左のうち、 公にされ ているも のの数 B	割合 B/A(%)	設定数 A	左のうち、 公にされ ているも のの数 B	割合 B/A(%)
調査対象 都道府県	7,244	7,153	98.74	9,989	9,697	97.08	3,253	3,007	92.44
調査対象市	2,086	2,081	99.60	1,916	1,911	99.74	1,532	1,521	99.28

(注1) 各府省及び地方公共団体が処分権限を有する処分（平成14年3月31日現在）について、平成15年7月31日現在の状況を調査した。

(注2) 「割合」欄は、小数点以下第3位を四捨五入している。

表2-4-1 審査基準等を公にする方法（総括表）

1 国の機関

区分	審査基準						標準処理期間						処分基準					
	設定数A	左のうち公にされているものB (B/A %)	公にする方法				設定数G	左のうち公にされているものH (H/G %)	公にする方法				設定数M	左のうち公にされているものN (N/M %)	公にする方法			
			申請先窓口に備付けて閲覧C (C/B %)	情報提供窓口に備付けて閲覧D (D/B %)	ホームページに掲載E (E/B %)	申請者等の求めに応じ提示する対応のみF (F/B %)			申請先窓口に備付けて閲覧I (I/H %)	情報提供窓口に備付けて閲覧J (J/H %)	ホームページに掲載K (K/H %)	申請者等の求めに応じ提示する対応のみL (L/H %)			申請先窓口に備付けて閲覧O (O/N %)	情報提供窓口に備付けて閲覧P (P/N %)	ホームページに掲載Q (Q/N %)	申請者等の求めに応じ提示する対応のみR (R/N %)
本府省	2,010	2,008 (99.90%)	501 (24.95%)	46 (2.29%)	627 (31.23%)	1,004 (50.00%)	2,234	2,233 (99.96%)	562 (25.17%)	82 (3.67%)	656 (29.38%)	1,085 (48.59%)	803	790 (98.38%)	292 (36.96%)	18 (2.28%)	191 (24.18%)	390 (49.37%)
地方支分部局	3,330	3,330 (100%)	1,393 (41.83%)	997 (29.94%)	236 (7.09%)	1,306 (39.22%)	4,122	4,122 (100%)	1,706 (41.39%)	952 (23.10%)	241 (5.85%)	1,783 (43.26%)	1,394	1,232 (88.38%)	392 (31.82%)	322 (26.14%)	37 (3.00%)	644 (52.27%)
合計	5,340	5,338 (99.96%)	1,894 (35.48%)	1,043 (19.54%)	863 (16.17%)	2,310 (43.27%)	6,356	6,355 (99.98%)	2,268 (35.69%)	1,034 (16.27%)	897 (14.11%)	2,868 (45.13%)	2,197	2,022 (92.03%)	684 (33.83%)	340 (16.82%)	228 (11.28%)	1,034 (51.14%)

2 地方公共団体

区分	審査基準						標準処理期間						処分基準					
	設定数A	左のうち公にされているものB (B/A %)	公にする方法				設定数G	左のうち公にされているものH (H/G %)	公にする方法				設定数M	左のうち公にされているものN (N/M %)	公にする方法			
			申請先窓口に備付けて閲覧C (C/B %)	情報提供窓口に備付けて閲覧D (D/B %)	ホームページに掲載E (E/B %)	申請者等の求めに応じ提示する対応のみF (F/B %)			申請先窓口に備付けて閲覧I (I/H %)	情報提供窓口に備付けて閲覧J (J/H %)	ホームページに掲載K (K/H %)	申請者等の求めに応じ提示する対応のみL (L/H %)			申請先窓口に備付けて閲覧O (O/N %)	情報提供窓口に備付けて閲覧P (P/N %)	ホームページに掲載Q (Q/N %)	申請者等の求めに応じ提示する対応のみR (R/N %)
調査対象都道府県	7,244	7,153 (98.74%)	3,357 (46.93%)	2,694 (37.66%)	1,331 (18.61%)	2,659 (37.17%)	9,989	9,697 (97.08%)	5,136 (52.96%)	4,178 (43.09%)	2,507 (25.85%)	2,732 (28.17%)	3,253	3,007 (92.44%)	1,197 (39.81%)	1,075 (35.75%)	355 (11.81%)	1,360 (45.23%)
調査対象市	2,086	2,081 (99.60%)	980 (47.09%)	823 (39.55%)	40 (1.92%)	1,058 (50.84%)	1,916	1,911 (99.74%)	956 (50.03%)	744 (38.93%)	11 (0.58%)	933 (48.82%)	1,532	1,521 (99.28%)	789 (51.87%)	681 (44.77%)	13 (0.85%)	722 (47.47%)

(注1) 各府省及び地方公共団体が処分権限を有する処分（平成14年3月31日現在）について、平成15年7月31日現在の状況を調査した。

(注2) 「割合」欄は、小数点以下第3位を四捨五入している。

(注3) 本表は、公の有無及び公にする方法について、申請者等に対し、行政庁として、どのような方法で恒常的に対応しているかをまとめたものである。

表2-4-2 審査基準等を公にする方法(機関別:国の機関(本府省))

機関名	審査基準										標準処理期間										処分基準												
	設定数	公の有無		公にする方法						設定数	公の有無		公にする方法						設定数	公の有無		公にする方法											
		公にされているものA	公にされていないものB	申請先窓口にて開覧	% (B/A)	情報提供窓口にて開覧C	% (C/A)	ホームページに掲載D	% (D/A)		申請者等の求めに応じ提示する対応のみE	% (E/A)	公にされているものA	公にされていないものB	申請先窓口にて開覧	% (B/A)	情報提供窓口にて開覧C	% (C/A)		ホームページに掲載D	% (D/A)	申請者等の求めに応じ提示する対応のみE	% (E/A)	公にされているものA	公にされていないものB	申請先窓口にて開覧	% (B/A)	情報提供窓口にて開覧C	% (C/A)	ホームページに掲載D	% (D/A)	申請者等の求めに応じ提示する対応のみE	% (E/A)
内閣府	7	7	0	0	0.00	2	28.57	2	28.57	5	71.43	1	1	0	1	100.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0	—	0	—	0	—	0	—
公取委	1	1	0	0	0.00	1	100.00	1	100.00	0	0.00	1	1	0	0	0.00	1	100.00	1	100.00	0	0.00	0	0	0	0	—	0	—	0	—	0	—
警察庁	29	29	0	29	100.00	28	96.55	1	3.45	0	0.00	30	30	0	30	100.00	30	100.00	0	0.00	0	0.00	12	12	0	12	100.00	12	100.00	0	0.00	0	0.00
防衛庁	2	2	0	0	0.00	1	50.00	1	50.00	1	50.00	2	2	0	0	0.00	0	0.00	0	0.00	2	100.00	0	0	0	0	—	0	—	0	—	0	—
金融庁	34	34	0	0	0.00	1	2.94	32	94.12	2	5.88	20	20	0	0	0.00	0	0.00	18	90.00	2	10.00	1	1	0	0	0.00	1	100.00	0	0.00	0	0.00
総務省	180	180	0	30	16.67	1	0.56	34	18.89	118	65.56	148	148	0	28	18.92	0	0.00	45	30.41	77	52.03	17	16	1	0	0.00	0	0.00	2	12.50	14	87.50
法務省	31	31	0	6	19.35	3	9.68	17	54.84	14	45.16	27	27	0	3	11.11	2	7.41	8	29.63	19	70.37	7	7	0	3	42.86	0	0.00	6	85.71	1	14.29
外務省	9	8	1	1	12.50	1	12.50	1	12.50	7	87.50	14	14	0	0	0.00	0	0.00	7	50.00	7	50.00	3	3	0	0	0.00	0	0.00	0	0.00	3	100.00
財務省	50	50	0	1	2.00	1	2.00	27	54.00	22	44.00	52	52	0	1	1.92	0	0.00	27	51.92	24	46.15	17	14	3	1	7.14	0	0.00	0	0.00	13	92.86
文科省	74	74	0	8	10.81	2	2.70	15	20.27	55	74.32	171	171	0	7	4.09	1	0.58	7	4.09	106	61.99	25	25	0	1	4.00	0	0.00	5	20.00	20	80.00
厚労省	320	319	1	157	49.22	0	0.00	134	42.01	79	24.76	451	450	1	245	54.44	47	10.44	153	34.00	107	23.78	240	237	3	145	61.18	0	0.00	72	30.38	46	19.41
農水省	349	349	0	85	24.36	4	1.15	39	11.17	234	67.05	358	358	0	98	27.37	1	0.28	53	14.80	216	60.34	186	186	0	70	37.63	5	2.69	38	20.43	107	57.53
経産省	478	478	0	86	17.99	1	0.21	176	36.82	253	52.93	529	529	0	73	13.80	0	0.00	149	28.17	343	64.84	175	173	2	46	26.59	0	0.00	58	33.53	95	54.91
国交省	425	425	0	90	21.18	0	0.00	130	30.59	210	49.41	402	402	0	68	16.92	0	0.00	165	41.04	177	44.03	119	115	4	13	11.30	0	0.00	10	8.70	91	79.13
環境省	21	21	0	8	38.10	0	0.00	17	80.95	4	19.05	28	28	0	8	28.57	0	0.00	23	82.14	5	17.86	1	1	0	1	100.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
計	2010	2008	2	501	24.95	46	2.29	627	31.23	1004	50.00	2234	2233	1	562	25.17	82	3.67	656	29.38	1085	48.59	803	790	13	292	36.96	18	2.28	191	24.18	390	49.37

(注1) 各府省及び地方公共団体が処分権限を有する処分(平成14年3月31日現在)について、平成15年7月31日現在の状況を調査した。

(注2) 「割合」欄は、小数点以下第3位を四捨五入している。

(注3) 本表は、公の有無及び公にする方法について、申請者等に対し、行政庁として、どのような方法で恒常的に対応しているかをまとめたものである。

表 2-4-3 審査基準等を公にする方法（機関別：国の機関（地方支分部局））

調査対象機関	設定数及び公にされている状況等																				
	審査基準							標準処理期間							処分基準						
	設定数	公の有無		公にする方法				設定数	公の有無		公にする方法				設定数	公の有無		公にする方法			
公にされているもの		公にされていないもの	申請先窓口にて閲覧	情報提供窓口にて閲覧	ホームページに掲載	申請者等の求めに応じ提示する対応のみ	公にされているもの		公にされていないもの	申請先窓口にて閲覧	情報提供窓口にて閲覧	ホームページに掲載	申請者等の求めに応じ提示する対応のみ	公にされているもの		公にされていないもの	申請先窓口にて閲覧	情報提供窓口にて閲覧	ホームページに掲載	申請者等の求めに応じ提示する対応のみ	
北海道総合通信局	50	50	0	0	50	0	0	52	52	0	0	52	0	0	12	7	5	0	2	0	3
札幌国税局	32	32	0	3	1	0	28	34	34	0	2	0	0	32	9	9	0	1	0	0	8
北海道厚生局	31	31	0	0	0	0	31	35	35	0	0	0	0	35	3	3	0	0	0	0	3
北海道労働局	28	28	0	8	1	1	20	53	53	0	6	0	0	47	20	13	7	3	0	0	10
北海道社会保険事務局	123	123	0	0	0	0	123	95	95	0	0	0	0	95	59	59	0	0	0	0	59
北海道経済産業局	117	117	0	0	0	1	116	129	129	0	0	0	0	129	41	41	0	0	0	0	41
北海道開発局	69	69	0	3	1	3	64	66	66	0	27	0	2	37	53	53	0	4	0	3	45
北海道運輸局	241	241	0	97	1	9	139	233	233	0	99	0	8	136	58	48	10	5	0	0	43
宮城社会保険事務局	—	—	—	—	—	—	—	123	123	0	123	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—
東北運輸局	257	257	0	191	0	0	65	251	251	0	192	0	0	55	118	64	54	54	0	0	10
東北地方整備局	14	14	0	13	0	1	0	39	39	0	7	0	0	32	28	28	0	28	20	0	0
青森社会保険事務局	—	—	—	—	—	—	—	123	123	0	108	15	0	0	—	—	—	—	—	—	—
青森労働局	27	27	0	8	2	0	19	53	53	0	6	0	3	44	20	13	7	3	0	0	10
関東経済産業局	119	119	0	0	0	0	119	125	125	0	0	0	0	125	106	106	0	0	0	0	106
関東信越厚生局	39	39	0	39	0	0	0	32	32	0	32	0	0	0	7	7	0	7	0	0	0
埼玉社会保険事務局	—	—	—	—	—	—	—	102	102	0	0	0	0	102	—	—	—	—	—	—	—
東京国税局	32	32	0	31	31	27	0	34	34	0	31	31	39	0	9	9	0	7	7	6	0
東京航空局	61	61	0	0	1	0	60	64	64	0	0	1	0	63	3	3	0	0	1	1	2
東京税関	14	14	0	0	8	8	1	15	15	0	0	7	7	1	8	8	0	0	0	0	8
関東総合通信局	41	41	0	0	41	0	0	52	52	0	0	52	0	0	33	22	11	0	19	0	1
中部経済産業局	124	124	0	73	0	0	51	149	149	0	78	0	0	71	49	49	0	20	0	0	29
名古屋税関	14	14	0	1	1	13	1	15	15	0	1	1	15	0	8	8	0	5	0	3	0
東海農政局	40	40	0	10	0	0	30	39	39	0	11	0	0	28	12	12	0	0	0	0	12
東海北陸厚生局	29	29	0	0	0	0	29	19	19	0	0	0	0	19	1	1	0	0	0	0	1
近畿総合通信局	47	47	0	47	47	7	0	48	48	0	48	48	5	0	6	4	2	4	4	3	0
大阪税関	14	14	0	2	14	13	0	15	15	0	1	15	15	0	8	8	0	5	3	3	0
大阪国税局	32	32	0	0	14	18	0	34	34	0	0	6	28	0	9	9	0	0	5	2	2
大阪社会保険事務局	121	121	0	0	121	0	0	90	90	0	0	90	0	0	59	59	0	0	59	0	0
近畿農政局	42	42	0	42	42	1	0	40	40	0	40	40	1	0	13	13	0	13	13	0	0
近畿経済産業局	185	185	0	66	185	18	0	173	173	0	64	173	18	0	127	123	4	64	123	0	0
近畿地方整備局	35	35	0	0	35	13	0	27	27	0	0	27	0	0	18	18	0	0	18	0	0
近畿運輸局	256	256	0	256	256	7	0	256	256	0	256	256	0	0	49	41	8	41	41	0	0
大阪航空局	66	66	0	0	66	0	0	61	61	0	0	61	0	0	1	1	0	0	1	1	0
中国経済産業局	134	134	0	30	2	0	102	133	133	0	6	2	0	125	90	90	0	16	0	0	74
広島社会保険事務局	—	—	—	—	—	—	—	101	101	0	0	0	0	101	—	—	—	—	—	—	—
中国総合通信局	48	48	0	0	39	9	0	45	45	0	0	45	0	0	22	16	6	3	0	1	12
高松国税局	32	32	0	0	23	17	1	34	34	0	0	23	27	1	9	9	0	0	6	2	1
香川社会保険事務局	—	—	—	—	—	—	—	113	113	0	113	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—
四国運輸局	259	259	0	192	0	12	64	256	256	0	185	0	10	67	87	79	8	33	0	0	46
九州地方整備局	46	46	0	0	0	1	45	40	40	0	0	0	1	39	30	30	0	0	0	0	30
福岡国税局	32	32	0	0	0	17	15	34	34	0	0	0	27	7	9	9	0	0	0	2	7
福岡労働局	27	27	0	8	8	0	19	53	53	0	6	0	0	47	20	13	7	3	0	0	10
門司税関	14	14	0	1	1	13	13	15	15	0	1	1	0	14	8	8	0	5	0	3	3
九州運輸局	269	269	0	246	0	15	22	270	270	0	250	5	14	14	93	81	12	55	0	4	26
九州厚生局	28	28	0	0	0	0	28	20	20	0	0	0	0	20	1	1	0	0	0	0	1
長崎税関	14	14	0	0	2	12	0	15	15	0	0	1	14	0	8	8	0	5	0	3	0
長崎労働局	27	27	0	9	2	0	18	53	53	0	7	0	3	43	20	13	7	4	0	0	9
大分労働局	25	25	0	9	0	0	16	54	54	0	0	0	0	54	20	13	7	1	0	0	12
大分社会保険事務局	—	—	—	—	—	—	—	109	109	0	0	0	0	109	—	—	—	—	—	—	—
沖縄労働局	27	27	0	8	2	0	19	53	53	0	6	0	4	43	20	13	7	3	0	0	10
沖縄社会保険事務局	48	48	0	0	0	0	48	48	48	0	0	0	0	48	10	10	0	0	0	0	10
合計	3330	3330	0	1393	997	236	1306	4122	4122	0	1706	952	241	1783	1394	1232	162	392	322	37	644

(注1) 各府省及び地方公共団体が処分権限を有する処分（平成14年3月31日現在）について、平成15年7月31日現在の状況を調査した。

(注2) 本表は、公の有無及び公にする方法について、申請者等に対し、行政庁として、どのような方法で恒常的に対応しているかをまとめたものである。

表2-4-4 審査基準等を公にする方法(機関別:地方公共団体(県))

機関名	審査基準											標準処理期間											処分基準										
	設定数	公の有無		公にする方法								設定数	公の有無		公にする方法								設定数	公の有無		公にする方法							
		公にされているものA	公にされていないもの	申請先窓口にて閲覧B	% (B/A)	情報提供窓口にて閲覧C	% (C/A)	ホームページに掲載D	% (D/A)	申請者の求めに応じ提示する対応のみE	% (E/A)		公にされているものA	公にされていないもの	申請先窓口にて閲覧B	% (B/A)	情報提供窓口にて閲覧C	% (C/A)	ホームページに掲載D	% (D/A)	申請者の求めに応じ提示する対応のみE	% (E/A)		公にされているものA	公にされていないもの	申請先窓口にて閲覧B	% (B/A)	情報提供窓口にて閲覧C	% (C/A)	ホームページに掲載D	% (D/A)	申請者の求めに応じ提示する対応のみE	% (E/A)
A県	642	642	0	642	100.00	642	100.00	642	100.00	0	0.00	763	763	0	763	100.00	763	100.00	763	100.00	0	0.00	298	278	20	278	100.00	278	100.00	278	100.00	0	0.00
B県	691	691	0	691	100.00	691	100.00	0	0.00	0	0.00	794	794	0	794	100.00	794	100.00	0	0.00	0	0.00	236	194	42	194	100.00	194	100.00	0	0.00	0	0.00
C県	516	516	0	0	0.00	0	0.00	0	0.00	516	100.00	751	751	0	0	0.00	0	0.00	0	0.00	751	100.00	178	175	3	0	0.00	0	0.00	0	0.00	175	100.00
D県	491	488	3	359	73.57	0	0.00	33	6.76	129	26.43	743	743	0	613	82.50	0	0.00	18	2.42	130	17.50	184	169	15	129	76.33	0	0.00	7	4.14	39	23.08
E県	499	467	32	178	38.12	24	5.14	56	11.99	258	55.25	739	717	22	680	94.84	656	91.49	653	91.07	32	4.46	294	255	39	54	21.18	18	7.06	18	7.06	191	74.90
F県	808	807	1	300	37.17	28	3.47	562	69.64	142	17.60	856	856	0	348	40.65	48	5.61	568	66.36	170	19.86	490	490	0	195	39.80	24	4.90	23	4.69	260	53.06
G県	425	425	0	425	100.00	425	100.00	0	0.00	0	0.00	789	789	0	789	100.00	789	100.00	0	0.00	0	0.00	132	119	13	119	100.00	119	100.00	0	0.00	0	0.00
H県	487	466	21	52	11.16	43	9.23	12	2.58	300	64.38	1030	822	208	273	33.21	113	13.75	3	0.36	378	45.99	197	186	11	16	8.60	50	26.88	5	2.69	106	56.99
I県	576	576	0	262	45.49	10	1.74	3	0.52	304	52.78	748	748	0	324	43.32	10	1.34	1	0.13	414	55.35	235	206	29	99	48.06	0	0.00	6	2.91	106	51.46
J県	941	941	0	318	33.79	417	44.31	4	0.43	384	40.81	985	985	0	349	35.43	385	39.09	3	0.30	403	40.91	344	318	26	85	26.73	99	31.13	1	0.31	193	60.69
K県	374	374	0	0	0.00	0	0.00	0	0.00	374	100.00	487	487	0	0	0.00	0	0.00	487	100.00	0	0.00	231	231	0	0	0.00	0	0.00	0	0.00	231	100.00
L県	382	368	14	105	28.53	115	31.25	10	2.72	172	46.74	521	516	5	169	32.75	149	28.88	1	0.19	218	42.25	172	165	7	20	12.12	88	53.33	8	4.85	58	35.15
M県	412	392	20	25	6.38	299	76.28	9	2.30	80	20.41	783	726	57	34	4.68	471	64.88	10	1.38	236	32.51	262	221	41	8	3.62	205	92.76	9	4.07	1	0.45
計	7244	7153	91	3357	46.93	2694	37.66	1331	18.61	2659	37.17	9989	9697	292	5136	52.96	4178	43.09	2507	25.85	2732	28.17	3253	3007	246	1197	39.81	1075	35.75	355	11.81	1360	45.23

(注1) 各府省及び地方公共団体が処分権限を有する処分(平成14年3月31日現在)について、平成15年7月31日現在の状況を調査した。

(注2) 「割合」欄は、小数点以下第3位を四捨五入している。

(注3) 本表は、公の有無及び公にする方法について、申請者等に対し、行政庁として、どのような方法で恒常的に対応しているかをまとめたものである。

表2-4-5 審査基準等を公にする方法(機関別:地方公共団体(市))

機関名	審査基準											標準処理期間											処分基準										
	設定数	公の有無		公にする方法								設定数	公の有無		公にする方法								設定数	公の有無		公にする方法							
		公にされているものA	公にされていないものB	申請先窓口に備付けて閲覧	% (B/A)	情報提供窓口に備付けて閲覧C	% (C/A)	ホームページに掲載D	% (D/A)	申請者等の求めに応じ提示する対応のみE	% (E/A)		公にされているものA	公にされていないものB	申請先窓口に備付けて閲覧	% (B/A)	情報提供窓口に備付けて閲覧C	% (C/A)	ホームページに掲載D	% (D/A)	申請者等の求めに応じ提示する対応のみE	% (E/A)		公にされているものA	公にされていないものB	申請先窓口に備付けて閲覧	% (B/A)	情報提供窓口に備付けて閲覧C	% (C/A)	ホームページに掲載D	% (D/A)	申請者等の求めに応じ提示する対応のみE	% (E/A)
A市	249	249	0	249	100.00	249	100.00	0	0.00	0	0.00	315	315	0	315	100.00	315	100.00	0	0.00	0	0.00	257	257	0	257	100.00	257	100.00	0	0.00	0	0.00
B市	289	289	0	289	100.00	289	100.00	0	0.00	0	0.00	172	172	0	172	100.00	172	100.00	0	0.00	0	0.00	234	234	0	234	100.00	234	100.00	0	0.00	0	0.00
C市	181	181	0	0	0.00	0	0.00	0	0.00	181	100.00	66	66	0	0	0.00	0	0.00	0	0.00	66	100.00	117	117	0	0	0.00	0	0.00	0	0.00	117	100.00
D市	128	126	2	69	54.76	0	0.00	7	5.56	57	45.24	127	125	2	48	38.40	0	0.00	7	5.60	76	60.80	104	104	0	22	21.15	0	0.00	1	0.96	80	76.92
E市	133	133	0	7	5.26	0	0.00	2	1.50	129	96.99	126	125	1	9	7.20	0	0.00	1	0.80	115	92.00	114	114	0	59	51.75	0	0.00	4	3.51	53	46.49
F市	170	170	0	15	8.82	21	12.35	9	5.29	127	74.71	199	199	0	29	14.57	21	10.55	1	0.50	150	75.38	66	66	0	2	3.03	0	0.00	4	6.06	61	92.42
G市	262	262	0	262	100.00	262	100.00	0	0.00	0	0.00	235	235	0	235	100.00	235	100.00	0	0.00	0	0.00	192	189	3	189	100.00	189	100.00	0	0.00	0	0.00
H市	115	115	0	61	53.04	2	1.74	4	3.48	54	46.96	163	163	0	97	59.51	1	0.61	1	0.61	66	40.49	40	39	1	20	51.28	1	2.56	1	2.56	19	48.72
I市	122	122	0	0	0.00	0	0.00	15	12.30	107	87.70	89	89	0	0	0.00	0	0.00	0	0.00	89	100.00	152	152	0	0	0.00	0	0.00	2	1.32	150	98.68
J市	167	167	0	0	0.00	0	0.00	0	0.00	167	100.00	173	173	0	0	0.00	0	0.00	0	0.00	173	100.00	118	118	0	0	0.00	0	0.00	0	0.00	118	100.00
K市	48	48	0	13	27.08	0	0.00	0	0.00	35	72.92	57	57	0	39	68.42	0	0.00	0	0.00	18	31.58	21	21	0	6	28.57	0	0.00	0	0.00	15	71.43
L市	106	106	0	1	0.94	0	0.00	1	0.94	105	99.06	86	86	0	1	1.16	0	0.00	1	1.16	85	98.84	79	79	0	0	0.00	0	0.00	0	0.00	79	100.00
M市	116	113	3	14	12.39	0	0.00	2	1.77	96	84.96	108	106	2	11	10.38	0	0.00	0	0.00	95	89.62	38	31	7	0	0.00	0	0.00	1	3.23	30	96.77
計	2086	2081	5	980	47.09	823	39.55	40	1.92	1058	50.84	1916	1911	5	956	50.03	744	38.93	11	0.58	933	48.82	1532	1521	11	789	51.87	681	44.77	13	0.85	722	47.47

(注1) 各府省及び地方公共団体が処分権限を有する処分(平成14年3月31日現在)について、平成15年7月31日現在の状況を調査した。

(注2) 「割合」欄は、小数点以下第3位を四捨五入している。

(注3) 本表は、公の有無及び公にする方法について、申請者等に対し、行政庁として、どのような方法で恒常的に対応しているかをまとめたものである。

表2-5 審査基準等について、インターネット・ホームページへの掲載を可能であるとしている例及び既に掲載している例

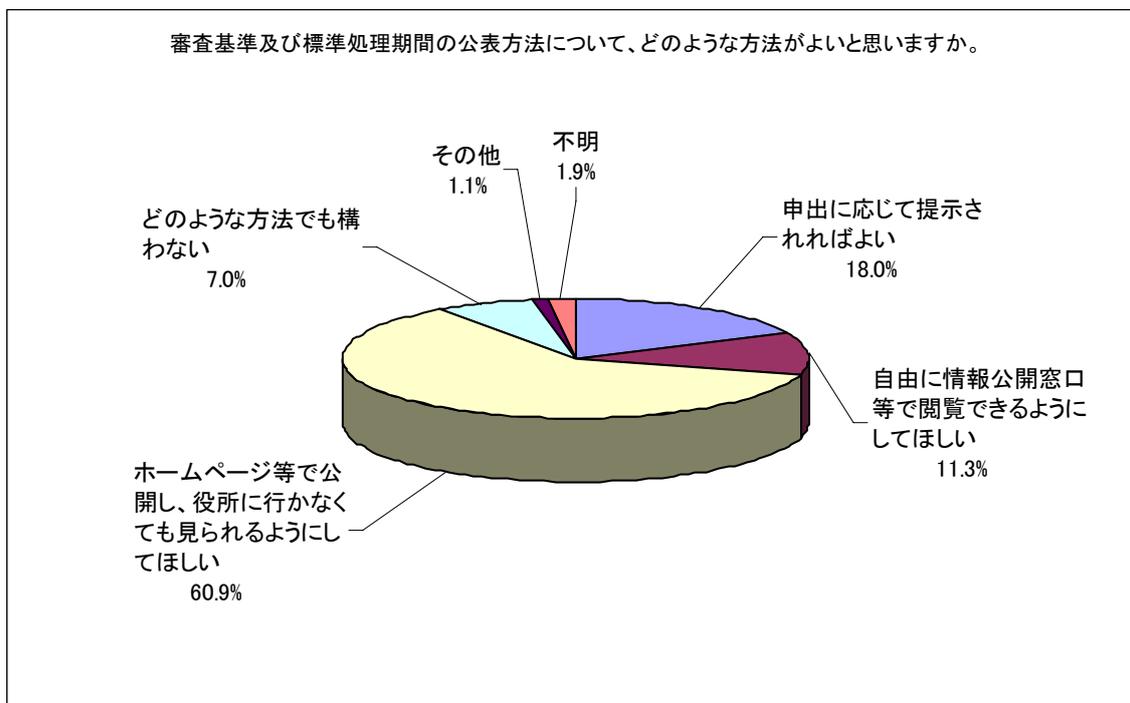
(国の機関)

No. 1	
行政庁名	経済産業省
法令等名(条項)	ガス事業法(昭和29年法律第51号)第17条第1項
処分名	供給約款の設定認可・変更認可
処分実績	平成12年度:7件、13年度:8件、14年度:2件 15年度(7月31日まで):2件
審査基準等の区分	標準処理期間
説明	<p>当該処分に係る標準処理期間は、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」(平成12・09・28資第8号)に規定されている。</p> <p>当該標準処理期間を公にする方法として、現在、経済産業省では、申請者等の求めに応じて提示する方法のみによっている。</p> <p>しかし、経済産業省では、当該標準処理期間を公にする方法について、これまで、申請者等の求めに応じて提示するという対応のみによっていたことに特段の理由はなく、インターネットのホームページに掲載することは可能であり、当該公表方法をとることにより申請者等の利便性を高めることができるとして、現在、インターネットのホームページに掲載するよう検討を行うとしている。</p>

No. 2	
行政庁名	経済産業省
法令等名(条項)	電気事業法(昭和39年法律第170号)第19条第1項
処分名	供給約款の認可・変更の認可
処分実績	平成12年度～15年度(7月31日まで): 0件
審査基準等の区分	標準処理期間
説明	<p>当該処分に係る標準処理期間は、「電気事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」(平成12・05・29資第16号)に規定されている。</p> <p>当該標準処理期間を公にする方法として、現在、経済産業省では、申請者等の求めに応じて提示する方法のみによっている。</p> <p>しかし、経済産業省では、当該標準処理期間を公にする方法について、これまで、申請者等の求めに応じて提示するという対応のみによっていたことに特段の理由はなく、インターネットのホームページに掲載することは可能であり、当該公表方法をとることにより申請者等の利便性を高めることができるとして、現在、インターネットのホームページに掲載するよう検討を行うとしている。</p>

No. 3	
行政庁名	農林水産省
法令等名(条項)	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 (昭和 25 年法律第 175 号) 第 17 条の 6 第 2 項
処分名	登録認定機関の登録
処分実績	平成 12 年度 : 48 件、13 年度 : 33 件、14 年度 : 10 件 15 年度 (7 月 31 日まで) : 1 件
審査基準等の区分	審査基準、標準処理期間
説明	<p>当該処分に係る審査基準及び標準処理期間は、「登録認定機関及び登録外国認定機関の登録、登録の更新、認定手数料及び認定業務規程の認可その他の監督に関する要領」(平成 12 年 6 月 12 日付け食流第 1783 号食品流通局長通知)に規定されている。</p> <p>この要領に定められた審査基準及び標準処理期間を公にする方法として、行政庁たる農林水産省では、従来、申請者等の求めに応じて提示する方法のみによっていた。</p> <p>しかし、農林水産省では、当該審査基準及び標準処理期間を公にする方法について、インターネットのホームページに掲載することは可能であり、当該公表方法をとることにより申請者等の利便性を高めることができるとして、平成 16 年 10 月 5 日、農林水産省のインターネット・ホームページに掲載した。</p>

表 2-6 アンケート調査結果（審査基準等の公表方法）



(問)

「審査基準」や「標準処理期間」の公表について、どのような方法がよいと思いますか。

申出に応じて提示されればよい	67 (18.0%)
自由に情報公開窓口等で閲覧できるようにしてほしい	42 (11.3%)
インターネット上のホームページ等で公開し、わざわざ役所に行かなくても見られるようにしてほしい	227 (60.9%)
どのような方法でもかまわない	26 (7.0%)
その他	4 (1.0%)
不明	7 (2.0%)
計	373 (100.0%)

(注) 当局が実施したアンケート調査結果による。

表 2-7 審査基準等を公にする方法に係る事業者の主な意見

番号	事業者からの主な意見	事業者の業種等
1	窓口での自由閲覧、ホームページ上での公表等事業者が要求しなくとも閲覧できる公表方法をとって欲しい。また、審査基準等を新たに策定したり、変更したりする場合は、十分な周知を図ってほしい。	不動産業
2	ホームページ上での公開が行われれば、わざわざ役所の窓口へ行かなくてもすむようになり、時間や金銭的成本を削減することができ、大変助かる。	事業協同組合
3	ホームページ上で公表されれば、24 時間、インターネットを活用できる環境にあればどこでも閲覧が可能となり、利便性の高いものとなるので、ホームページ上での公開を希望する。	行政書士
4	ホームページ上で公表されていれば、インターネットでの検索も容易であり、事業者にとって利便性が高い。ホームページ上に詳しく基準が掲載されていることを望む。また、ホームページ掲載に当たっては、問い合わせ先が明確に分かるようにしてほしい。	事業協同組合
5	ホームページ上での公表は、必ず実施してほしい。あわせて、FAXでも審査基準等を取り寄せることができる等の工夫があれば、更に良い。	食品製造業
6	実務においては、役所の窓口職員の主観的な判断によることが多いとの印象を受けている。審査基準等がホームページ上で公開されれば、このようなことも少なくなると思う。	不動産業
7	ホームページ上で公表するほか、役所の窓口でも配布してほしい。また、標準処理期間については、申請の受理時に処理期間を示した書面を交付すべき。	ビルメンテナンス業
8	審査基準等は、ホームページ上で公表すべき。また、そのうち、標準処理期間については、あわせて申請書類にも明記してほしい。	行政書士
9	ホームページ上での公表は利便性の高い方法だと思う。ただし、インターネットを利用できない人もいるので、役所の窓口で、審査基準等の書面を交付することも必要。	行政書士
10	ホームページ上での公表とともに、申請先窓口等で自由に閲覧できるものとしてほしい。	不動産業、放送事業

(注) 当局の調査結果による。

表 2-8 標準処理期間を定めたときは、公にしておかなければならないとされているにもかかわらず、事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間を徒過する場合がある等として、公にしていないもの（国の行政機関：1事例、地方公共団体：1事例）

No. 1	
法令等名（条項）	検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）第 26 条の 2
処 分 名	検疫感染症以外の感染症に関する診察等
事 例 区 分	標準処理期間を公にしていないもの
事 務 区 分	国の直接執行事務
行 政 庁 名	厚生労働省
説 明	<p>検疫法第 26 条の 2 では、「検疫所長は、外国に行こうとする者（略）が、（略）感染症に関する診察、病原体の有無に関する検査若しくは予防接種又はこれらの事項に関する証明書の交付を求めたときは、当該検疫所における検疫業務に支障のない限り、これに応ずることができる」とされている。</p> <p>厚生労働省では、上記処分に係る標準処理期間を 1 日と定めているにもかかわらず、これを公にしていない。</p> <p>公にしていない理由について、厚生労働省では、「申請があった時点で診察を行うことから、特段公表する必要がない」としている。</p> <p>しかし、標準処理期間を公にすることについて、行政手続法では、「これ（標準処理期間）を定めたときは、（略）公にしておかなければならない」（第 6 条）とされ、例外なく公にすることが義務付けられており、厚生労働省は、これを公にすべきものである。</p> <p>また、厚生労働省が挙げている公にしていない理由についても、それは、標準処理期間を公にすることが具体的申請を行う前段階において、当該申請に係る情報（処理期間の目安）を提供しておくという面を正しく理解していないものであり、妥当性を欠くものである。</p>

No. 2	
法令等名（条項）	公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 25 条第 1 項
処 分 名	公営住宅の入居者の決定
事 例 区 分	標準処理期間を公にしていないもの
事 務 区 分	自治事務
行 政 庁 名	A 市
説 明	<p>A 市では、公営住宅の入居者決定に係る標準処理期間を 26 日間と定めている（「申請に対する処分の審査基準・標準処理期間」（平成 8 年 4 月 1 日 A 市策定））が、行政手続法の規定（第 6 条）を正しく理解していないことから、これを公にしていない。</p> <p>公にしていない理由として、A 市では、当該標準処理期間は、入居資格審査の申請日から入居者としての資格を有する旨の入居者決定の日までの期間の目安を示すものであるが、申請者等からみると、入居資格審査の申請日から実際に公営住宅に入居することができる日までの期間と誤解されやすく混乱の生ずるおそれがあることや、処分によっては、標準処理期間を徒過する可能性があること等を挙げている。</p> <p>しかし、標準処理期間を公にすることについて、行政手続法では、「これ（標準処理期間）を定めたときは、（略）公にしておかなければならない」（第 6 条）とされ、例外なく公にすることが義務付けられている。</p> <p>また、上述した A 市が挙げた公にしていない理由についても、申請者等の誤解を招かないよう標準処理期間の表記を工夫することにより解決できるものであり、妥当性を欠くものである。</p> <p>A 市では、当該標準処理期間を公にする必要があることを認め、現在、公にする方向で検討中であるとしている。</p>

表2—9 処分基準を公にしても脱法行為が助長されるおそれがないなどにもかかわらず、
 処分基準を公にしていないもの（国の行政機関：2事例（うち1事例は、調査途上
 において改善が図られた。）、地方公共団体：2事例）

No. 1	
法令等名（条項）	電波法（昭和25年法律第131号）第48条第1項
処 分 名	不正受験者の試験停止、試験無効
事 例 区 分	処分基準を公にしていないもの
事 務 区 分	国の直接執行事務
行 政 庁 名	関東総合通信局
説 明	<p>1 当該処分は、無線従事者国家試験における不正受験者に対し、試験を停止する、または試験を無効とするものである。</p> <p>この処分に係る処分基準の設定については、総務省（本省）総合通信基盤局が各地方支分部局に対し「無線従事者関係事務処理手続規程」（平成13年1月6日付け総基電第10号総合通信基盤局長通達）を通知しており、関東総合通信局では、上記通知に基づき処分基準を定めているが、脱法行為を助長するおそれがあるとして、これを公にしていない。</p> <p>しかし、①当該処分基準は、受験者がいわゆる替え玉受験等の不正受験をした場合における試験停止等その違反行為と処分内容を具体的に定めたものであり、総務省（本省）総合通信基盤局では、「むしろ、具体的違反行為とそれに対する処分内容を明示することにより不正受験の防止を図ることができ、当該処分基準を公にしても脱法行為を助長するおそれはない」として、本処分の本省処分権限分について定めた処分基準を公にしており、②調査した他の総合通信局（北海道）においても、関東総合通信局と同一内容の処分基準を公にしていることから、当該処分基準は、公にする余地があることが認められる。</p> <p>2 総務省総合基盤局から各総合通信局に対し出された上記通知には、本処分に係る処分基準を公にすることの指示は盛り込まれておらず、また、総務省（本省）総合通信基盤局では、各総合通信局において当該処分基準が公にされているか否かの状況を把握していなかった。</p>

No. 2	
法令等名（条項）	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 10 条第 1 項
処 分 名	二級建築士等の懲戒
事 例 区 分	処分基準を公にしていないもの
事 務 区 分	自治事務
行 政 庁 名	B 県
説 明	<p>建築士法第 10 条第 1 項に基づく二級建築士等の懲戒について、B 県では、処分基準（「二級建築士・木造建築士の懲戒処分基準」（平成 12 年 8 月 9 日付け建指第 632 号建設部長決定））を設定しているが、当該処分基準には、法令違反の程度に応じた処分ランク表（以下「処分ランク表」という。）等が含まれており、これを公にすると脱法行為を助長するおそれがあるとして、B 県では、当該処分基準を公にしていない。</p> <p>しかし、当該処分基準は、国土交通省による通知（「建築士の処分等について（通知）」（平成 11 年 12 月 28 日付け建設省住指発第 784 号））に基づき、同通知に示された処分の基準と同内容のものを定めたものであり、当該通知について、国土交通省は、処分の透明性、公平性を確保する観点から、平成 11 年 10 月に規制の設定又は改廃に係る意見提出手続（パブリック・コメント手続）を実施しており、B 県が公にすると脱法行為を助長するおそれがあるとする処分ランク表も既にパブリック・コメント手続において公表されているものである。</p> <p>したがって、当該処分基準を公にすると脱法行為を助長するとする理由は、妥当性を欠き、当該処分基準は、公にする余地があると認められる。</p>

No. 3	
法令等名（条項）	建築士法（昭和 25 年法律 202 号）第 26 条第 2 項
処 分 名	建築士事務所の登録の取消等
事 例 区 分	処分基準を公にしていないもの
事 務 区 分	自治事務
行 政 庁 名	C 県
説 明	<p>建築士法第 26 条第 2 項に基づく建築士事務所の登録の取消等に係る処分基準について、C 県では、当該処分基準は、法令違反行為とそれに対する処分内容を具体的に定めるものであり、これを公にすると脱法行為を助長するおそれがあるとして、公にしていない。</p> <p>しかし、当該処分基準は、国土交通省による通知（「建築士事務所の処分等について」（昭和 60 年 1 月 26 日建設省住指発第 44 号））に基づき、同通知に示された処分の基準と同内容のものを定めたものであり、当該通知について、国土交通省は、処分の透明性、公平性を確保する観点から、平成 11 年 10 月に規制の設定又は改廃に係る意見提出手続（パブリック・コメント手続）を実施しており、C 県が公にすると脱法行為を助長するおそれがあるとする内容も既にパブリック・コメント手続において公表されているものである。</p> <p>したがって、当該処分基準を公にすると脱法行為を助長とする理由は、妥当性を欠き、当該処分基準は、公にする余地があると認められる。</p>

(調査途上において改善が図られたもの)

No. 4	
法令等名 (条項)	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 (昭和 25 年法律第 175 号) 第 15 条の 5 第 1 項、第 15 条の 6 第 2 項、第 15 条の 7 第 4 項、第 17 条の 4 第 1 項、第 17 条の 4 第 2 項、第 17 条の 4 第 3 項、第 17 条の 6 第 2 項、第 19 条の 2、第 19 条の 6 の 3 第 1 項、第 19 条の 6 の 3 第 2 項、第 19 条の 6 の 3 第 3 項、第 19 条の 6 の 4 第 2 項、第 19 条の 9 第 3 項、第 19 条の 11
処 分 名	認定製造業者又は認定生産行程管理者の認定の取消、認定小分け業者の認定の取消、認定輸入業者の認定の取消、登録格付機関の格付業務規程の変更命令、登録格付機関の登録の取消、登録格付機関の格付業務の停止命令、登録認定機関の登録の取消、登録認定機関の認定業務の停止命令、登録認定機関の認定業務規程の変更命令、格付改善命令等、認定外国製造業者等の認定の取消、登録外国格付機関の登録の取消、登録外国認定機関の登録の取消、製造業者又は販売業者に対する表示に関する指示に係る措置をとることの命令、指定農林物資に係る日本農林規格において定める名称の表示もしくは紛らわしい表示の除去・抹消命令、指定農林物質の販売、販売の委託もしくは販売のための陳列の禁止
事 例 区 分	処分基準を公にしていなかったもの
事 務 区 分	国の直接執行事務
調査対象機関名	農林水産省
説 明	<p>農林水産省では、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第 15 号の 5 第 1 項に定められた認定製造業者又は認定生産行程管理者の認定の取消等 18 処分について、処分基準を定めているが、①処分件数が比較的少ないこと及び②脱法行為を助長する恐れがあることを理由に、これまで公にしていなかった。</p> <p>しかし、上記処分基準は、認定製造業者又は認定生産行程管理者が法令の規定に違反した場合や技術的基準に適合しなくなった場合における認定取消等の処分を行う基準であり、具体的違反行為等とそれに対する処分内容を明らかにすることにより、むしろ、違反行為等の防止を図る余地が認められる。</p> <p>このため、農林水産省では、「処分基準を公開することがむしろ不</p>

	正行為の抑止力になる」として、平成 16 年 8 月 25 日、上記処分基準を公にするに至った。
--	--

表 2-10 施行通知では、一般的に定着している審査基準を変更する場合には、関係者への情報提供などの方法により積極的に国民が知りうるような措置を講ずることが望ましいとされているが、審査基準を変更したにもかかわらず、関係者への周知を行っていないもの（地方公共団体：2事例）

No. 1	
法令等名（条項）	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 43 条第 1 項ただし書
処 分 名	接道義務の特例許可
事 例 区 分	一般的に定着している審査基準を変更する場合の関係者への周知
事 務 区 分	自治事務
調査対象機関名	D 市
説 明	<p>建築基準法第 43 条第 1 項ただし書に基づく接道義務の特例許可について、D 市では、当該処分に係る審査基準として「建築基準法第 43 条ただし書 D 市許可基準」（平成 11 年 9 月 1 日 D 市策定）を策定している。</p> <p>当該審査基準では、当該処分に係る道路の定義、許可申請に必要な書類等当該申請に当たり重要な事項が定められており、建築士等は、この審査基準にのっとり当該許可申請を行っている。</p> <p>平成 15 年 9 月、D 市は、当該審査基準の改正を行い、新たに、当該許可申請の対象となる建築物の用途、規模及び構造並びに対象道路幅員の詳細な定義規定を設け、提出書類の様式を変更する等、建築士等が当該許可申請を行うに当たり重要な事項の追加・変更を行っている。</p> <p>しかし、D 市では、当該改正について、建築士会等への周知を行っておらず、これに対し、E 県建築士会 F 支部では、「改正内容を認識していない建築士が建築主に対し誤った教示を行うおそれがあり、その改正内容を建築士が承知することは必要不可欠なことから、D 市は当該改正について関係団体等に対し十分な周知を図ってほしい」としている。</p> <p>D 市では、当該改正に係る建築士会等への周知の必要性を認め、今後、説明会等を設け周知を図りたいとしている。</p>

No. 2	
法令等名（条項）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号) 第 8 条第 1 項
処 分 名	一般廃棄物処理施設の設置の許可
事 例 区 分	一般的に定着している審査基準を変更する場合の関係者への周知
事 務 区 分	自治事務
調査対象機関名	G 県
説 明	<p>G 県では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可について、旧環境庁・旧厚生省（当時）から出された通知「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分に係る技術上の基準を定める命令の運用に伴う留意事項について」（昭和 53 年 2 月 4 日環水企第 16 号・環産第 4 号・環整第 17 号）等を基に、審査基準を定めた。</p> <p>当該審査基準は、一般廃棄物の最終処分場について、埋立地の設備等に係る詳細な基準を定めており、同施設を設置する事業者にとってその内容を承知しておくことは、必要不可欠なものである。</p> <p>G 県では、平成 15 年 4 月 1 日、当該審査基準を改正し、一般廃棄物処理施設の設置の許可基準について、①新たに地下水の汚染防止等のために敷設する遮水シートの二重化の基準を設け、当該シートの材質、厚さ及び熱安定性等の詳細な基準を定めたほか、②基礎地盤に係る施工基準や③集排水設備の設置基準等の詳細な基準を盛り込んでいる。</p> <p>当該改正は、一般的に定着している審査基準についての重要な変更を行うものであるが、G 県では、当該改正について、関係団体等に対し、特段の周知を行っていなかった。</p>

3 行政指導の運用の適正化の推進

勸告	説明図表番号
<p>行政手続法においては、行政指導について、行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において、一定の行政目的を実現するために、特定の者に対し一定の作為等を求める指導等であって、処分に該当しないものとされている（第2条第6号）。また、行政指導に携わる者は、いやしくも当該行政機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない（第32条）、また、相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならないとされている（第35条第1項）。</p> <p>なお、行政実務の場では、行政機関からの行為が、行政指導に当たるものなのか、あるいは、情報提供や法令解釈の提示なのか不明確な場合が想定されるが、当該行為が行政指導であることを明らかにすることについて、総務省行政管理局では、「現行法上、行政指導を行う際、当該行為が行政指導であることを告知する義務はない。」としている。</p> <p>また、地方公共団体が行う行政指導については、行政手続法第4章（行政指導）の規定は適用されないが、同法第38条において、行政手続法の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。</p> <p>(1) 行政指導の明確化、任意性の確保</p> <p>今回、事業者等における行政指導に係る行政手続法の趣旨、内容の周知状況及び行政指導についての意見等並びに行政機関（国の行政機関（15本府省、36地方支分部局）及び地方公共団体（13都道府県、13市））における行政指導の実施状況を調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p>ア 行政指導の明確化</p> <p>行政指導は、広範多岐な行政分野において様々な形で行われるものであることから、その根拠が個別の法令において規定されている一部のものを除き、当該行為が行政指導に当たるものかどうか明確でない場合がある。このため、行政手続法の趣旨として、行政指導に携わる者は、具体的な行政指導の場面において、相手方に行政指導を受けたことを明確に認識させるとともに、求められたことを行うべきか否かの判断を相手方が適切に行えるようにすることが求められている。</p> <p>しかし、次のとおり、事業者等において行政指導であるか否かを認識できなかったものや、行政機関が行政指導を行う際、行政指導と認識せずに行っているもの等がみられた。</p> <p>(ア) 行政指導の相手方である事業者等において、当該行為が行政指導に当たることを認識していれば従わなかったが、当該行為が行政指導に当たると認識できなかったことから、従わなければ許認可等が受けられないと思い、納得できないまま従ったとするものがある。（地方公共団体：4事例）</p>	<p>表3—(1)—1</p>

勸告	説明図表番号
<p>また、総務省のアンケート調査の結果では、373 人による回答中、①これまで行政機関から受けた行為が行政指導に当たるものなのかどうか分からなかったことがあるとする者が 28 人 (7.5%) おり、②行政指導である旨を明示することについての要望として、行政機関が行政指導を行う際は、常に当該行為が行政指導である旨明示してほしいとする者が 312 人 (83.6%)、③行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならないとされていることを知らなかったとする者が 270 人 (72.4%)、④行政指導を受けたことがある者 (70 人) のうち、これまでに、趣旨、内容等が不明確な行政指導について、行政機関に対しもっと明確にしてほしいと要求したことがないとする者が 45 人 (64.3%) おり、要求しなかった理由としては、「要求することによる役所との関係悪化をおそれた」ことや「要求できる雰囲気ではなかった」ことが挙げられている。</p>	表 3—(1)—2
<p>(イ) 行政指導を行う行政機関において、当該行政機関が事業者等に対して行う指導について、行政手続法の適用の有無や適用される場合の範囲等を整理し、個々の行政指導の適切な実施に向けた取組を行っているもの</p>	表 3—(1)—3
<p>(国の行政機関：1 事例) がある一方、担当職員が、行政指導の定義を正しく理解しないまま、当該行為を行政指導と認識せずに行政指導を行っているものがある。(国の行政機関：3 事例、地方公共団体：3 事例)</p>	表 3—(1)—4
<p>イ 行政指導の任意性の確保</p>	
<p>行政指導が相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであるという行政手続法の趣旨が達成されるためには、①行政指導の相手方である事業者等が、行政指導への対応は任意のものであることを承知した上で、適切な判断ができる状況となっているとともに、②行政機関が、相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに十分配慮した行政指導を行うことが求められている。</p>	
<p>しかし、次のとおり、事業者等において、行政指導への対応が任意の協力によるものであることを承知していない状況や当該行政指導に納得しないまま従ったとする状況がみられ、また、行政機関が、具体的な行政指導の場面において、相手方の協力の任意性に十分配慮していない例がみられた。</p>	
<p>(ア) 行政指導の相手方である事業者等において、行政指導への対応が任意の協力によるものであることを承知しておらず、あるいは承知していても、当該行政指導に従わなければ許認可等が受けられないと思い、納得できないまま従ったとするものがある。(国の行政機関：1 事例、地方公共団体：4 事例)</p>	表 3—(1)—5
<p>また、総務省のアンケート調査の結果では、373 人による回答中、行政指導への対応が任意のものであることを知らなかった者が 254 人 (68.1%) となっている。また、行政指導を受けたことがある者 (70 人)</p>	表 3—(1)—2 (再掲)

勸告	説明図表番号
<p>のうち、納得できないまま行政指導に従った経験のある者が 42 人 (60.0%) で、このうち、「行政指導には当然従うものと思っていたから」とする者が 26 人 (61.9%)、「従わないことによる行政機関との関係悪化をおそれたから」とする者が 13 人 (31.0%) となっており、中には、「行政機関に従わない旨を申し出たが、従うことを強制された」とする者 2 人 (4.8%) や「従うよう執拗に求められた」とする者 5 人 (11.9%) がいる。</p> <p>(イ) 行政機関においては、①「行政指導であることを相手方に伝えると、相手方は当該指導への対応を任意のものにとらえ、従わない場合があり、行政目的を達成することができない」として、相手方に当該行為が行政指導であることを伝えずに行政指導を行っているもので、事業者等に支障が生じたものがみられた (地方公共団体：1 事例)。また、②行政指導により当該申請に係る関係者の同意書の提出を求め、当該同意書の提出がない場合には申請自体を受理しないとし、申請に対する審査及び応答義務を定めた行政手続法第 7 条の趣旨に反するおそれのあるものもみられた。(地方公共団体：1 事例)</p>	<p>表 3—(1)—6</p> <p>表 3—(1)—7</p>
<p>(2) 書面交付の推進</p> <p>行政指導の方式に関し、行政手続法第 35 条第 1 項においては、行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならないとされ、また、第 2 項では、行政指導が口頭で行われ、相手方が書面の交付を求めた場合、当該行政指導の趣旨、内容及び責任者を記載した書面を交付しなければならないとされている (以下、本制度を「書面交付制度」という。)</p> <p>この書面交付の実績は、総務省行政管理局の施行状況調査結果によると、国の行政機関の場合、平成 6 年 10 月の行政手続法施行後 6 件となっている (平成 14 年 3 月 31 日現在)。</p> <p>書面交付制度について、施行通知では、「広範多岐な行政分野において様々な形で行われている行政指導について、一律に書面化を義務付けることは困難であり、行政運営の効率性とのバランスを考慮した結果、その端緒を「相手方から求められたとき」としたもの」としており、事業者等による本制度の活用を図るためには、事業者等が本制度を承知し、また、個々の行政指導の場面で、事業者等が書面の交付を求め得る状態になっていることが前提となっている。</p> <p>また、施行通知では、「行政指導については従来から、とかく不透明、不明確との強い批判があることを踏まえ、第 35 条第 1 項において、それが口頭によると書面によるとを問わず、その趣旨、内容、責任者が明確に示されなければならないという明確原則を定め、その具体化の方法として、求めに応じて書面を交付することとしている。このような法の趣旨を行政指導に携わる者に十分徹底させる必要がある。」としており、書面交付制度について、行政</p>	

勸告	説明図表番号
<p>機関職員への周知徹底を図ることを求めている。</p> <p>しかし、今回、国の行政機関（15 本府省、36 地方支分部局）及び地方公共団体（13 都道府県、13 市）における書面交付の推進に向けた取組並びに事業者等における書面交付制度の周知状況及び書面交付制度に係る意見を調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p>ア 行政機関において書面交付の推進に向けた取組を行っている例として、法令や運用指針等に反する行為が事業者等に認められた場合における改善指導について、①あらかじめ書面交付に係る事務処理要領や交付する書面の様式を定め、求めがあった場合に円滑な対応が図られるよう取り組んでいるものや、②原則、書面を交付することにより行政指導を行うこととしているものがみられた。</p> <p>イ 事業者等において、書面交付制度を承知しておらず、書面交付請求をしなかったが、当該制度を承知していれば請求していたとするもの（国3事例、地方公共団体5事例）や、行政機関との関係悪化を懸念する等の理由により当該制度を承知していても活用し難いとの意見がみられた。</p> <p>また、書面交付制度が活用されていない理由について、各種事業者団体では、事業者に書面交付制度の存在が浸透していないためとする意見が大半を占めており（14 団体中9 団体）、また、書面交付を求めた場合、その後の申請等で不利益な取扱いを受けるのではないかと懸念を示す意見もみられた（14 団体中3 団体）。</p> <p>ウ 総務省のアンケート調査の結果では、373 人による回答中、①書面交付制度を知らなかったとする者が286 人（76.7%）、また、今後、同制度を活用したいとする者が311 人（83.4%）となっており、同制度の潜在的需要が認められる一方、②同制度を活用しようと思わないとする者47 人（12.6%）について、その理由をみると、「要求したくても要求できる雰囲気ではないから」及び「要求すれば役所との関係悪化につながりそうだから」を挙げる者の合計が17 人（36.2%）、「求める方法がわからないから」とする者が10 人（21.3%）となっており、事業者が同制度を承知しているとは言えない状況や事業者にとって同制度が活用し易いものとなっているとは言い難い状況がみられた。</p> <p>エ 事業者が行政機関に対し書面交付を求めた際における行政機関の対応として、総務省のアンケート調査の結果では、書面交付を求めたが書面を交付されなかった経験を有する者があり、その際の行政機関の説明として、「前例がない」、「書面交付の制度がない」とされたものもある。また、行政指導を行っているとする許認可等担当職員に対し、書面交付制度を承知しているか否か質問したところ、知らないと回答した者もみられ、行政機関の職員においても、書面交付制度が十分に周知されていない状況がうかがわれる。</p> <p>したがって、関係府省は、行政手続法の趣旨を踏まえ、行政指導の明確化及</p>	<p>表3—(2)—1</p> <p>表3—(2)—2</p> <p>表3—(2)—3</p> <p>表3—(2)—4</p> <p>表3—(2)—5</p> <p>表3—(2)—6</p> <p>表3—(2)—6 (再掲)</p> <p>表3—(2)—7</p>

勸告	説明図表番号
<p>び任意性の確保並びに書面交付の推進を図るため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 各府省は、総務省行政管理局と連携して、以下の措置を講ずること。</p> <p>i) 現に申請者等に行われている行為について、推進部局を中心に行政指導に該当する行為であるか否かの検証を行うことにより、行政指導の明確化を図ること。</p> <p>行政指導に携わる職員に対して、行政指導を行う場合には、当該行為を行政指導と認識した上で、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を示すことを遵守するよう指導すること。</p> <p>ii) 行政指導を行う際は、a) 当該行為が行政指導であることが明確に伝わるよう努めている例、b) 行政指導の相手方において行政指導を受けたことを明確に認識し、求められたことを行うべきか否かの判断を適切に行えるようにするために積極的に取り組んでいる例、c) 原則として書面を交付して行政指導を行っている例等を参考に、対象事案に応じ、行政指導がより一層行政手続法の趣旨を踏まえたものとなるよう、積極的な取組を図ること。</p> <p>② 総務省行政管理局は、各府省において行政手続法の趣旨を踏まえた行政指導が行われるよう、i) 不適切な行政指導について例示し見直しの観点を示すなど行政手続法の遵守に資する方策を示すことやii) 当該行為が行政指導であることが明確に伝わるよう努めている例等上記①に例示した積極的な取組例等を把握し各府省に対し提供すること等により、各府省における取組を促進すること。</p> <p>③ 総務省行政管理局及び各府省は、事業者等に対し、行政指導への対応の任意性の確保及び書面交付制度の活用を促進するため、行政指導に係る行政手続法の趣旨・内容について、事業者等や業界団体に対する説明会等において具体的事案に即した効果的な情報提供を行う等の周知に継続的に努めること。</p>	

表 3-(1)-1 行政指導の相手方である事業者等において、当該行為が行政指導に当たるとを認識していれば従わなかったが、当該行為が行政指導に当たると認識できなかったことから、従わなければ許認可等が受けられないと思ひ、納得できないまま従ったとするもの（地方公共団体：4事例）

番号	行政機関名	関係法令等名	説明
1	A県	貸金業の規制等に関する法律	<p>A県では、貸金業の規制等に関する法律（第3条）に基づく、貸金業者の登録、登録の更新の申請の際、「金融監督等に当たっての留意事項-事務ガイドライン-」（平成10年6月8日大蔵省銀行局）において示された取り扱い方法（「3-1-1(1)登録申請書及びその添付書類並びに変更及び廃業等の届出は、原則としてこれらを提出しようとする者の主たる営業所等の所在地をその区域に含む貸金業協会を通して提出するよう要請するものとする」）にのっとり、申請者に対して、(社)A県貸金業協会を経由して申請書を提出するよう指導している。</p> <p>上記指導について、A県は、「(社)A県貸金業協会を通して申請書を提出することは、行政指導であり、申請者が直接提出することを強く希望した場合や更新期間近の申請については、県へ直接申請書を提出することを認めているが、上記事務ガイドラインを遵守させる観点から、こうした取り扱いを申請者等には周知せず、相手方から根拠を求められない限り行政指導であることを説明しない」としている。</p> <p>この県による「相手方から根拠を求められない限り行政指導であることを説明しない」との対応について、A県行政書士会では、当該申請を代行した行政書士が当該行為を行政指導に当たると認識できなかったことから、以下のような支障事例があったとしている。</p> <p>(1) 同会会員の行政書士が平成15年10月に新規登録を代行した際、県からの指導に従い貸金業協会へ申請（郵送）しようとし、事前に県に提出書類等について確認したところ、「当該申請書の添付書類の一部に有効期限の2日前のものがあり、処分庁（県）に到達した時点では、当該書類の有効期限が過ぎている可能性があり受理できない。」との見解を県が示した。</p> <p>そこで、行政書士としては、依頼者に対し、既に準備した申請書等は受理されないのを、改めて書類を整える必要があり、申請が遅れ、開業が遅れることを説明することとなった。</p> <p>その後、県から「県で直接受理する」との連絡があ</p>

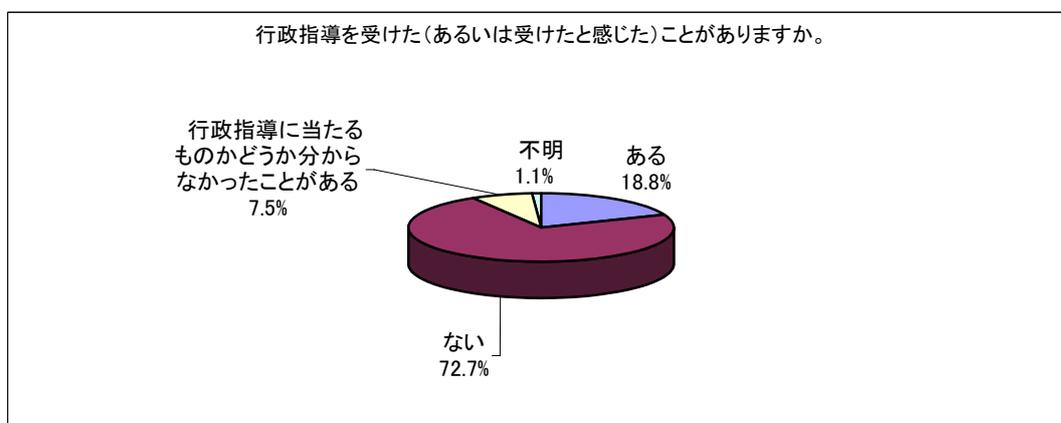
			<p>り、結果的に開業が遅れるという支障は生じなかったものの、いったん、依頼者に対し申請が遅れ、開業が遅れることを連絡した行政書士としては、依頼者の信用を失ったとしている。</p> <p>(2) (社) 県貸金業協会を通しての申請が行政指導であることが明確となっていれば、当該行政書士としては、当該指導に従わず、直接、県へ申請するという手段を選択することができ、上記のようなトラブルは生ぜず、(社) 県貸金業協会を通しての申請が行政指導であることを申請者等に明示する措置を講ずるべきであるとしている。</p>
2	B 県	中小企業等協同組合法	<p>1 中小企業等協同組合法（第 51 条第 2 項）に基づく、事業協同組合等の定款変更の認可申請に係る行政指導について、組合では、以下の支障があったとしている。</p> <p>(1) 平成 13 年 1 月、新組合員の増加等を図るため、「出資一口の金額の減少の定款変更」を申請しようとしたところ、B 県から中小企業等協同組合法施行規則（昭和 30 年大蔵等省令第 1 号）第 5 条に規定される書類のほか、「組合員全員の承諾を得ている旨を記した代表理事名（押印）の念書」の提出を求められ、「提出しなければ、変更は認められない」と言われた。</p> <p>しかし、当時、組合員 34 社のうち 1 社の同意の有無が不明確であり、その意思を確認することも難しかったため、同念書を提出することができず、結局、申請を断念した。</p> <p>(2) この念書を提出することについて、当時は、行政指導として行われているものか否か認識できず、当然、従わなくてはならないものと思ひ、念書を提出できないことから申請を断念したところである。</p> <p>その後、中小企業団体中央会を通じて B 県に確認したところ、念書の提出は、法令で定められているものではなく、B 県が行政指導として任意に求めているものであることが判明した。</p> <p>組合としては、同念書の提出が行政指導により求められていることを認識していれば、当該指導には従わず、定款変更を申請したところであり、B 県は同念書の提出を求めることが行政指導であることを申請者に明示すべきであるとしている。</p> <p>(3) また、B 県から指導があった当時、当該指導内容</p>

			<p>を記した書面を交付してほしいと思っただが、書面の交付を求めることが制度的に認められていることを知らず、権利として正当に請求できるとは認識していなかったため、書面の交付を求めなかったとしている。</p> <p>2 B県では、①「出資一口の金額の減少を行う定款変更」及び②「持分の払戻に関する定款変更」について、中小企業等協同組合法施行規則第5条に規定された書類のほか、「組合員全員の承諾を得ている旨を記した代表理事名（押印）の念書」を提出するよう行政指導している。</p> <p>念書の提出について、B県は、「中小企業等協同組合認可等事務処理要領」に規定しているが、当該要領は行政部内の事務処理要領であるとして当該事務処理要領を公表しておらず、申請者等は、申請先窓口等に確認するまで、念書の提出が求められていることを把握し得ない状況となっている。</p> <p>3 また、B県は、念書の提出がない場合における対応について、「念書の提出がない場合、申請を受理できない旨を伝え、念書を提出するよう重ねて指導している」としている。</p> <p>しかし、この対応は、申請に対する審査、応答の義務を定めた行政手続法第7条の趣旨※に反するおそれがあると認められる。</p> <p>※ 行政手続法第7条の趣旨として、「逐条解説行政手続法」（平成14年12月総務省行政管理局）では、「申請が権限ある機関の事務所に到達したにもかかわらず、申請を「受け付けない」、「受理しない」等の取扱いをし、その間に申請の取り下げや申請内容の変更を求める行政指導を行う等の事態は排除されるべきものである」としている。</p>
3	C市	都市計画法	<p>都市計画法（第29条）に基づく開発行為の許可申請に係る行政指導について、住宅建設・販売業者では、以下の支障があったとしている。</p> <p>(1) C市に対し、都市計画法（第29条）に基づく開発行為の許可を申請したところ、法令に規定されている書類のほか、開発区域の隣地所有者の同意書（隣接同意書）を提出することを求められた。</p> <p>(2) しかし、事業者は、この隣接同意書の提出について、「行政評価局の説明を聞くまでは、隣接同意書の添付</p>

			<p>が行政指導により求められていることは分からず、隣接同意書は当該申請の必要書類であり、提出しないと許可を受けられないと認識していた。隣接同意書の添付が行政指導で行われているのであれば、当該行政指導には従わずに申請を行っていた。行政機関は、行政指導を行う際は、申請者に対し行政指導で提出を求めていることを明示して、隣接同意書を提出するか否かについて、事業者が適切に判断できるようにしてほしい。」としている。</p> <p>(3) なお、国土交通省では、地方公共団体による開発許可制度の運用について、「開発許可制度運用指針」（平成 13 年 5 月 2 日付け国土交通省総合政策局宅地課民間宅地指導室）を定め、当該指針において、開発許可申請に係る隣接同意書の提出について、「開発に伴う係争が生ずる蓋然性が高いと認められる場合で、その未然防止の観点から、これらの権利を有しない開発区域の隣接地主並びに周辺住民等と調整を行わせることが望ましいと判断される場合においては、開発行為の内容の明確化、その円滑な推進等の観点から、必要かつ合理的な範囲で開発許可手続とは別に説明、調整を行うよう申請者に対し指導を行うことが望ましいが、同意書の添付までは義務付けないよう適切な運用に努めること」としている。</p>
4	D 県	薬事法	<p>薬事法第 5 条に基づく薬局の開設の許可申請に係る指導について、事業者団体では、以下の支障が生じているとしている。</p> <p>(1) 薬局の開設許可の基準について、薬事法第 6 条では「その薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が厚生労働省令で定める員数に達しないとき」は、「許可を与えないことができる」とされ、薬剤師の員数について、厚生労働省令（「薬局及び一般販売業の薬剤師の員数を定める省令」）は「その薬局における一日平均取扱処方せん数が四十までは一」としている。</p> <p>(2) しかし、厚生労働省は、医薬安全局長通知（「薬局等における薬剤師による管理及び情報提供等の徹底について」（平成 10 年 12 月 2 日医薬発第 1043 号））において、「薬局等の開局中又は開店中は、薬剤師を薬局等に常時配置」することの事業者に対する周知徹底を各都道府県知事等に対し指導している。</p>

		<p>(3) 事業者団体によれば、「上記指導に基づきD県等は、同団体の会員企業に対し、厚生労働省令では薬剤師の員数が『一』とされている場合についても、2人以上の薬剤師を確保することを指導し、これに従わない場合には、薬局の開設許可が得られないことから、納得できないまま従っている。一方、他の地方公共団体(E市等)では、同じ条件の薬局の開設許可申請について、2人以上の薬剤師を確保する旨の指導はなく、1人でも薬局の開設許可がなされている。」としている。</p> <p>(4) この指導について、事業者団体及び同団体の会員企業は、①「指導の受け手から見ると、行政機関からの行為が、命令なのか、行政指導なのか、法令解釈を示しただけなのか等の区別をすることは困難であり、当該指導があくまで相手方の任意の協力によってのみ実現されるものなのか否かが不明確で対応に苦慮している」とし、また、②「これまで(当局の調査まで)、行政指導が相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることを知らなかった」としており、「行政機関が行政指導を行う際には、当該行為が行政指導であることを明らかにしてほしい。また、指導の相手方の任意性を確保するためには、当該行政指導の際に、行政指導の任意性についても明示してほしい。」としている。</p>
--	--	--

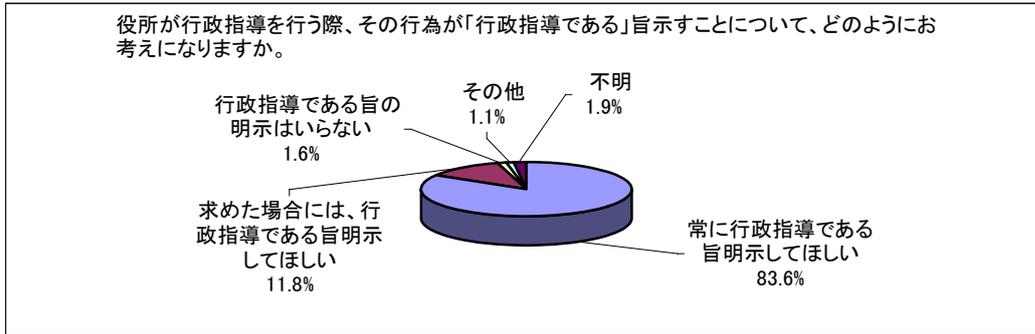
表 3-(1)-2 アンケート調査結果（行政指導の明確化等）



（問）

これまでに、行政指導を受けた（あるいは受けたと感じた）ことがありますか。また、受けただけが行政指導に当たるものなのかどうか分からなかったことがあった場合、その理由（複数回答可）は何ですか。

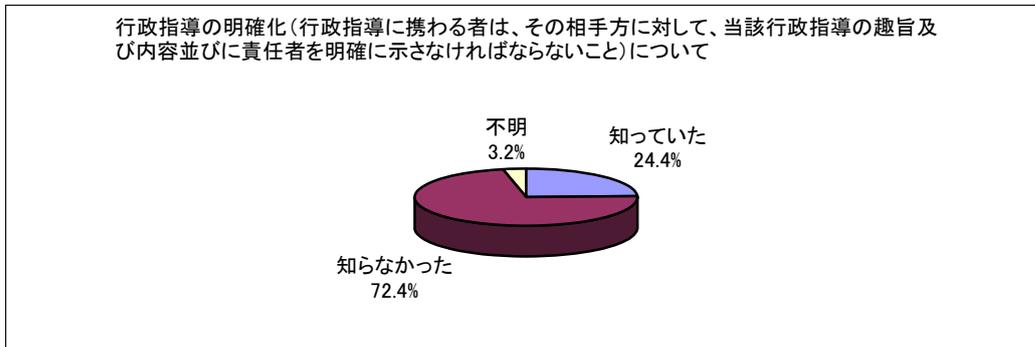
ある	70 (18.8%)
ない	271 (72.7%)
行政指導に当たるものかどうか分からなかったことがあった	28 (7.5%)
（理由）行政指導である旨の明示がなかったから	11
何が行政指導に当たるものなのかその知識がなかったから	15
その他	3
不明	2
不明	4 (1.0%)
計	373



(問)

役所が行政指導を行う際、その行為が「行政指導である」旨示すこと（行政指導である旨の明示）について、どのようにお考えになりますか。

行政指導を行う際は、常に行政指導である旨明示してほしい	312 (83.6%)
求めた場合には、行政指導である旨の明示をしてほしい	44 (11.8%)
行政指導である旨の明示はிரらない	6 (1.6%)
その他	4 (1.1%)
不明	7 (1.9%)
計	373

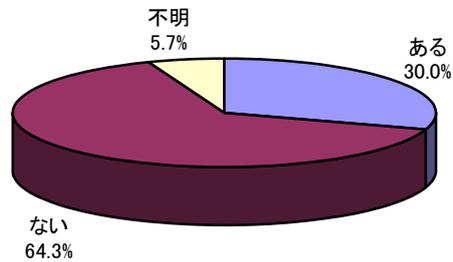


(問)

行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならないことを知っていましたか。

知っていた	91 (24.4%)
知らなかった	270 (72.4%)
不明	12 (3.2%)
計	373

不明確な行政指導について、明確にしてほしいと要求したことがありますか

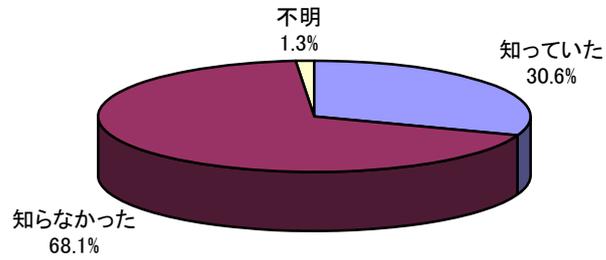


(問)【行政指導を受けた（あるいは受けたと感じた）方に伺います】

これまでに、趣旨、内容等が不明確な行政指導について、行政機関に対し、もっと明確にしてほしいと要求したことがありますか。また、要求したことがない場合、その理由（複数回答可）は何ですか。

ある	21 (30.0%)
ない	45 (64.3%)
(理由) 要求できる雰囲気ではなかった	3
要求することによる役所との関係悪化をおそれた	14
特に要求したいと思わなかった	23
その他	8
不明	2
不明	4 (5.7%)
計	70

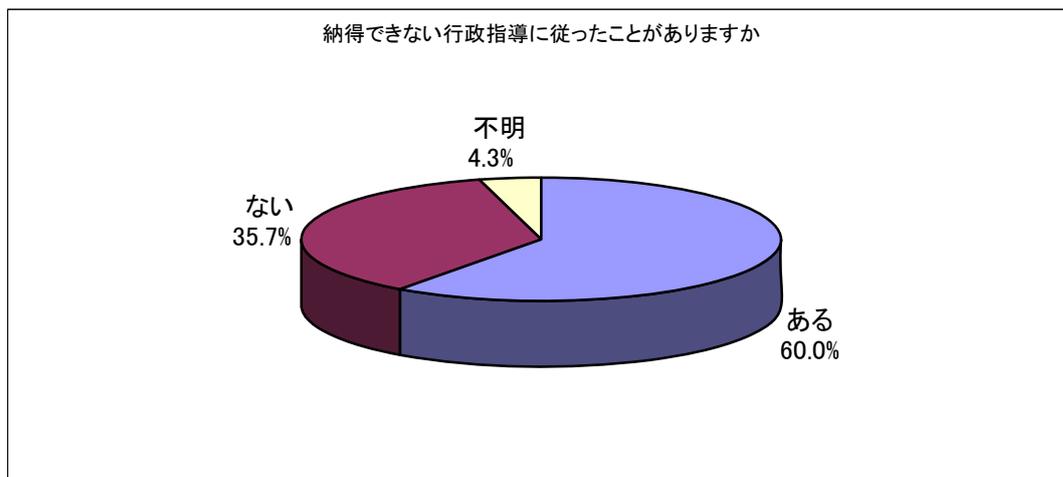
行政指導の任意性(行政指導は任意のもので従わなくとも不利益を受けることはないこと)について



(問)

このこと(行政指導は、任意のもので従わなくとも不利益を受けることはない)を知っていましたか。

知っていた	114 (30.6%)
知らなかった	254 (68.1%)
不明	5 (1.3%)
計	373



(問) 【行政指導を受けた（あるいは受けたと感じた）方に伺います】

これまでに、納得できない行政指導に従ったことがありますか。また、その理由（複数回答可）は何ですか。

ある	42 (60.0%)
(理由) 行政指導に従わない旨を申し出たが、従うことを強制されたから	2
行政機関の担当者が指導に従うように執拗に求めてきたから	5
行政指導には当然従うものであると思っていたから	26
従わないことが役所との関係悪化につながることをおそれたから	13
その場の雰囲気でなんとなく	0
その他	3
ない	25 (35.7%)
(理由) 行政指導に従う義務はないことを知っていたから	1
従わなくても役所との関係悪化につながることはないから	2
これまでに受けた行政指導は全て納得できる行政指導だったから	21
その他	1
不明	3 (4.3%)
計	70

(注) 当局が実施したアンケート調査結果による。

表 3-(1)-3 行政指導を行う行政機関において、当該行政機関が事業者等に対して行う指導について、行政手続法の適用の有無や適用される場合の範囲等を整理し、個々の行政指導の適切な実施に向けた取組を行っているもの（国の行政機関：1事例）

行政機関名	取組状況
財務省	<p>国税庁では、「行政手続法の運用にあたり特に留意すべき事項について（事務運営指針）」及び「行政手続法の運用に当たり特に留意すべき事項について～解説～」(以下「事務運営指針等」という。)を作成し、各国税局（沖縄国税事務所を含む。）に対し示している。</p> <p>上記事務運営指針等においては、税務行政における処分等に対する行政手続法の適用関係について、例えば、個別法で想定される具体的な処分等が、行政手続法の対象となるのか、また、責任者等の明示が必要な主な行政指導を明確に分類・整理するなどして、個々の行政指導の適正な実施に向けた取組を行っている。</p>

表 3-(1)-4 担当職員が、行政指導の定義を正しく理解しないまま、当該行為を行政指導と認識せずに行政指導を行っているもの（国の行政機関：3事例、地方公共団体：3事例）

番号	行政機関名	関係法令名	説明
1	東京航空局	航空法	<p>1 航空法第 104 条において、航空運送事業者（航空機を使用して有償で旅客又は貨物を運送する事業者）は、運航規程及び整備規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならないとされているが、この規定は、航空機使用事業者（例えば、航空写真を撮影する事業者等航空機を使用して有償で旅客又は貨物の運送以外の行為を請け負う事業者）には準用されていない。</p> <p>しかし、国土交通省では、航空機使用事業の許可基準として、航空機使用事業の許可を受けようとする場合についても航空運送事業者と同様に、「運航基準（航空機使用事業者が航空運送事業者の運航規程に相当するものとして定める運航に関する基準をいう。）」及び「整備基準（航空機使用事業者が航空運送事業者の整備規程に相当するものとして定める整備に関する基準をいう。）」を作成し、当該基準を適切に地方航空局に配布することを求めており（「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領（安全関係）」（平成 12 年 1 月 28 日。空航第 69 号、空機第 68 号）、航空機使用事業者は、「運航基準及び整備基準を変更する場合も同様に、変更内容を提出することを求められ、その提出に当たっては、上記審査要領等に適合しているか否か等の審査を受けている」としている。</p> <p>2 航空運送事業者と同様に、航空機使用事業者に対しても、法令・通達等に示された基準に適合した運航基準及び整備基準を作成（変更）し、同基準の提出を求める行為について、国土交通省及び東京航空局は、航空法では、航空機使用事業の許可基準として、「当該事業の計画が輸送の安全を確保するため適切なものであること」（航空法第 123 条による同法第 101 条の準用）とされており、「航空法第 123 条に基づくものであることから、行政指導にはあたらない」としている。</p> <p>3 しかし、当該行為は、特定の者に作為を求める行為であって、処分に該当しないものであることから、行</p>

			<p>政手続法上の行政指導に当たり、行政手続法に定められた国民の権利利益の保護を図ることが必要なものと認められるが、国土交通省本省及び東京航空局は、行政指導の定義を正しく理解しておらず、東京航空局は、行政指導を行政指導と認識せずに行っていた。</p>
2	北海道開発局	道路法	<p>1 北海道開発局では、①道路法第 32 条に基づく占有許可を受けた工作物等は無許可で変更している状況を把握した場合における「許可の廃止届出」と「新規許可の申請」に係る指導や②道路法第 47 条の 2 に基づく特殊車両の通行許可条件に違反して運行している事業者のうち、行政処分に至らない軽易な違反者に対する是正指導等の行政指導を行っている。</p> <p>2 しかし、同局では、当局の調査まで、行政指導を「法令上の明確な根拠なくして特定の者に不利益を与える行為」と捉え、行政手続法の定義よりも狭く認識して業務を行っており、上記①及び②の行政指導についても、「通常の道路管理業務の一環として行っており、行政指導という認識はない」とし、行政指導の定義を正しく理解しないまま、当該行為を行政指導と認識せずに行っていた。</p> <p>なお、同局では、当局の調査を契機として行政手続法上の行政指導の定義を認識したところであるが、「これまで捉えていた範囲よりも広範囲にわたり、日常業務のどの行為が行政指導に当たるものか、明確な指針が示されない限り判断することは難しい」としている。</p>
3	大分社会保険事務局	健康保険法	<p>大分社会保険事務局では、健康保険法第 73 条に基づき、保険医療機関等に対して、診療内容及び診療報酬の請求に関し調査を行い、改善指導等の行政指導を行っている。</p> <p>しかし、同局では、行政指導の定義について、「行政指導とは不利益処分を課すことを目的としたもの」と限定的に解しており、行政指導の定義を正しく理解しないまま、当該行為を行政指導と認識せずに行っていた。</p>

4	F市	農業振興地域の整備に関する法律、都市計画法	<p>F市では、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に基づく農用地区域の変更について、住民等からの申出に基づき、現地調査を行うなどして農業振興地域整備計画を変更する等の運用を行っている。</p> <p>同市では、農家住宅の建築等都市計画法の開発許可を必要とする申出について、都市計画法所管課に協議するよう行政指導を行っている。(注)</p> <p>しかし、同市では、当該行政指導について、「都計法(都市計画法)の開発許可を要するものについては、担当課との協議が了しているか又は(略)協議が了する見込みがあること」とする同市策定の「農用地利用計画変更判断基準」に基づく行為であり、「農業振興地域の整備に関する法律の運用の一環で、行政指導には当たらない」としており、行政指導の定義を正しく理解しないまま、当該行為を行政指導と認識せずに行っていた。</p> <p>(注)「行政手続法第38条の規定の趣旨にのっとり」定められたF市行政手続条例第2条では、行政指導の定義について、行政手続法と同様に「市の機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって行政庁の処分その他公権力の行為に当たる行為に該当しないものをいう。」とされており、また、同第3条でも、上記F市の行為を適用除外とはしていない。</p>
---	----	-----------------------	--

5	G市	土地区画整理法	<p>G市では、土地区画整理法第76条に定められた建築行為等の許可について、①申請者が土地の所有者と同一でない場合は、土地（使用）承諾書等を申請書に添付すること、②申請に係る土地が保留地予定地の場合は、売買契約書の写しを申請書に添付することを申請しようとする者に指導している（「土地区画整理法第76条の規定に基づく許可に係る審査表」）。</p> <p>「行政手続法の規定の趣旨にのっとり」定められたG市行政手続条例第2条では、行政指導の定義について、行政手続法第2条と同様に「市の機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。」とされており、また、同第3条でも、上記G市の行為を適用除外とはしていない。</p> <p>しかし、当該行為について、G市は、「審査基準で定めている必要書類の提出を求めるものであることから、行政指導との認識はなかった」としている。</p>
---	----	---------	---

6	H市	建築基準法、 H市環境保全条例	<p>H市では、H市環境保全条例により、高さ15メートルを超える建築物を建築しようとする者は、建築基準法第6条の建築確認申請に先立って、H市環境条例施行規則第20条で定めた関係書類（「誓約書」等）を添えて市長に申請し、同施行規則で定める条件に適合する旨の通知を受けた後でなければ、建築工事に着手してはならないとしている。</p> <p>H市では、当該建築物の建設予定地の近隣居住者から、建築計画の見直し等について事業者を指導するよう求められた際は、事業者に対し、同施行規則で定める誓約書（建築に当たって、近隣居住者との間に紛争が生じないように努めるとともに、紛争が生じた場合には、誠意をもってその解決に当たる旨の誓約書）に基づき近隣居住者の理解を得られるよう説明をする等の対応をとるよう建築住宅課長名の文書により指導している。</p> <p>「行政手続法の規定の趣旨にのっとり」定められたH市行政手続条例第2条では、行政指導の定義について、行政手続法第2条と同様に「市の機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。」とされており、また、同第3条でも、上記H市の行為を適用除外とはしていない。</p> <p>しかし、当該行為について、H市は、「事業者自らが紛争を解決することについての義務が果たされていないことによるものであり、その義務の履行を求めるものであることから、行政指導との認識は持っていない」としている。</p>
---	----	--------------------	--

表 3-(1)-5 行政指導の相手方である事業者等において、行政指導への対応が任意の協力によるものであることを承知しておらず、あるいは承知していても、当該行政指導に従わなければ許認可等が受けられないと思ひ、納得できないまま従ったとするもの（国の行政機関：1事例、地方公共団体：4事例）

番号	行政機関名	関係法令名	説明
1	関東地方整備局	道路法	<p>道路法第47条の2に基づく特殊車両の通行許可申請に係る行政指導について、輸送事業者協同組合では、組合員の事業者において、以下の支障があったとしている。</p> <p>(1) 東京・仙台間の特殊車両の通行許可申請について、運行当日の道路状況等に応じて効率的な経路を選択することができるよう、①国道4号線経由と②国道6号線経由の2経路を申請したところ、国道事務所から、2経路の申請は認められないので、どちらか1つの経路に限定するようにとの行政指導を受けた。</p> <p>(2) 事業者としては、1経路に限定されると、積雪等の関係で別経路の方が早く目的地に到着できる場合でも経路変更ができなくなり不都合なため、当該指導には、納得できなかった。</p> <p>しかし、申請先からの「2経路の申請は認められないので、どちらか1経路に限定するよう」との指導であったため、当該指導に従わなければ申請は認められず、許可を受けられないと思ひ、2経路のうち1経路の申請を取り下げざるを得なかった。</p> <p>(3) なお、国土交通省本省では、「特殊車両の通行許可は、同一車両で、同一出発地、同一目的地の場合、原則1経路の場合に許可を行うこととしており、2経路以上を有する申請書については、審査時点で同一出発地、同一目的地が2経路以上必要な理由を確認し、申請者より、特段の理由の提示がない場合は、道路法第47条の2の条文の趣旨を説明し、適正な経路で申請するよう説明している」としている。</p>
2	D県	薬事法	<p>薬事法第5条に基づく薬局の開設の許可申請に係る指導について、事業者団体では、以下の支障が生じているとしている。</p> <p>(1) 薬局の開設許可の基準について、薬事法第6条では「その薬局において薬事に関する実務に従事する薬</p>

			<p>剤師が厚生労働省令で定める員数に達しないとき」は、「許可を与えないことができる」とされ、薬剤師の員数について、厚生労働省令（「薬局及び一般販売業の薬剤師の員数を定める省令」）は「その薬局における一日平均取扱処方せん数が四十までは一」としている。</p> <p>(2) しかし、厚生労働省は、医薬安全局長通知（「薬局等における薬剤師による管理及び情報提供等の徹底について」（平成10年12月2日医薬発第1043号））において、「薬局等の開局中又は開店中は、薬剤師を薬局等に常時配置」することの事業者に対する周知徹底を各都道府県知事等に対し指導している。</p> <p>(3) 事業者団体によれば、「上記指導に基づきD県等は、同団体の会員企業に対し、厚生労働省令では薬剤師の員数が『一』とされている場合についても、2人以上の薬剤師を確保することを指導し、これに従わない場合には、薬局の開設許可が得られないことから、納得できないまま従っている。一方、他の地方公共団体（E市等）では、同じ条件の薬局の開設許可申請について、2人以上の薬剤師を確保する旨の指導はなく、1人でも薬局の開設許可がなされている。」としている。</p> <p>(4) この指導について、事業者団体及び同団体の会員企業は、①「指導の受け手からみると、行政機関からの行為が、命令なのか、行政指導なのか、法令解釈を示しただけなのか等の区別をすることは困難であり、当該指導があくまで相手方の任意の協力によってのみ実現されるものなのか否かが不明確で対応に苦慮している」とし、また、②「これまで（当局の調査まで）、行政指導が相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることを知らなかった」としており、「行政機関が行政指導を行う際には、当該行為が行政指導であることを明らかにしてほしい。また、指導の相手方の任意性を確保するためには、当該行政指導の際に、行政指導の任意性についても明示してほしい。」としている。</p> <p>（表3-（1）-1の再掲）</p>
--	--	--	--

3	B 県	中小企業等協同組合法	<p>1 中小企業等協同組合法（第 51 条第 2 項）に基づく、事業協同組合等の定款変更の認可申請に係る行政指導について、組合では、以下の支障があったとしている。</p> <p>(1) 平成 13 年 1 月、新組合員の増加等を図るため、「出資一口の金額の減少の定款変更」を申請しようとしたところ、B 県から中小企業等協同組合法施行規則（昭和 30 年大蔵等省令第 1 号）第 5 条に規定される書類のほか、「組合員全員の承諾を得ている旨を記した代表理事名（押印）の念書」の提出を求められ、「提出しなければ、変更は認められない」と言われた。</p> <p>しかし、当時、組合員 34 社のうち 1 社の同意の有無が不明確であり、その意思を確認することも難しかったため、同念書を提出することができず、結局、申請を断念した。</p> <p>(2) この念書を提出することについて、当時は、行政指導として行われているものか否か認識できず、当然、従わなくてはならないものと思ひ、念書を提出できないことから申請を断念したところである。</p> <p>その後、中小企業団体中央会を通じて B 県に確認したところ、念書の提出は、法令で定められているものではなく、B 県が行政指導として任意に求めているものであることが判明した。</p> <p>組合としては、同念書の提出が行政指導により求められていることを認識していれば、当該指導には従わず、定款変更を申請したところであり、B 県は同念書の提出を求めることが行政指導であることを申請者に明示すべきであるとしている。</p> <p>(3) また、B 県から指導があった当時、当該指導内容を記した書面を交付してほしいと思つたが、書面の交付を求めることが制度的に認められていることを知らず、権利として正当に請求できるとは認識していなかったため、書面の交付を求めなかったとしている。</p> <p>2 B 県では、①「出資一口の金額の減少を行う定款変更」及び②「持分の払戻に関する定款変更」について、中小企業等協同組合法施行規則第 5 条に規定された書類のほか、「組合員全員の承諾を得ている旨を記した代表理事名（押印）の念書」を提出するよう行政指</p>
---	-----	------------	---

			<p>導している。</p> <p>念書の提出について、B県は、「中小企業等協同組合認可等事務処理要領」に規定しているが、当該要領は行政部内の事務処理要領であるとして当該事務処理要領を公表しておらず、申請者等は、申請先窓口等に確認するまで、念書の提出が求められていることを把握し得ない状況となっている。</p> <p>3 また、B県は、念書の提出がない場合における対応について、「念書の提出がない場合、申請を受理できない旨を伝え、念書を提出するよう重ねて指導している」としている。</p> <p>しかし、この対応は、申請に対する審査、応答の義務を定めた行政手続法第7条の趣旨※に反するおそれがあると認められる。</p> <p>※ 行政手続法第7条の趣旨として、「逐条解説行政手続法」（平成14年12月総務省行政管理局）では、「申請が権限ある機関の事務所に到達したにもかかわらず、申請を「受け付けない」、「受理しない」等の取扱いをし、その間に申請の取り下げや申請内容の変更を求め行政指導を行う等の事態は排除されるべきものである」としている。</p> <p>(表3-(1)-1の再掲)</p>
--	--	--	---

4	C市	都市計画法	<p>都市計画法（第 29 条）に基づく開発行為の許可申請に係る行政指導について、住宅建設・販売業者では、以下の支障があったとしている。</p> <p>(1) C市に対し、都市計画法（第 29 条）に基づく開発行為の許可を申請したところ、法令に規定されている書類のほか、開発区域の隣地所有者の同意書（隣接同意書）を提出することを求められた。</p> <p>(2) しかし、事業者は、この隣接同意書の提出について、「行政評価局の説明を聞くまでは、隣接同意書の添付が行政指導により求められていることは分からず、隣接同意書は当該申請の必要書類であり、提出しないと許可を受けられないと認識していた。隣接同意書の添付が行政指導で行われているのであれば、当該行政指導には従わずに申請を行っていた。行政機関は、行政指導を行う際は、申請者に対し行政指導で提出を求めていることを明示して、隣接同意書を提出するか否かについて、事業者が適切に判断できるようにしてほしい。」としている。</p> <p>(3) なお、国土交通省では、地方公共団体による開発許可制度の運用について、「開発許可制度運用指針」（平成 13 年 5 月 2 日付け国土交通省総合政策局宅地課民間宅地指導室）を定め、当該指針において、開発許可申請に係る隣接同意書の提出について、「開発に伴う係争が生ずる蓋然性が高いと認められる場合で、その未然防止の観点から、これらの権利を有しない開発区域の隣接地主並びに周辺住民等と調整を行わせることが望ましいと判断される場合においては、開発行為の内容の明確化、その円滑な推進等の観点から、必要かつ合理的な範囲で開発許可手続とは別に説明、調整を行うよう申請者に対し指導を行うことが望ましいが、同意書の添付までは義務付けないよう適切な運用に努めること」としている。</p> <p>（表 3-(1)-1 の再掲）</p>
---	----	-------	---

5	A県	貸金業の規制等に関する法律	<p>A県では、貸金業の規制等に関する法律（第3条）に基づく、貸金業者の登録、登録の更新の申請の際、「金融監督等に当たっての留意事項-事務ガイドライン-」（平成10年6月8日大蔵省銀行局）において示された取り扱い方法（「3-1-1(1)登録申請書及びその添付書類並びに変更及び廃業等の届出は、原則としてこれらを提出しようとする者の主たる営業所等の所在地をその区域に含む貸金業協会を通して提出するよう要請するものとする」）にのっとり、申請者に対して、(社)A県貸金業協会を経由して申請書を提出するよう指導している。</p> <p>上記指導について、A県は、「(社)A県貸金業協会を通して申請書を提出することは、行政指導であり、申請者が直接提出することを強く希望した場合や更新期限間近の申請については、県へ直接申請書を提出することを認めているが、上記事務ガイドラインを遵守させる観点から、こうした取り扱いを申請者等には周知せず、相手方から根拠を求められない限り行政指導であることを説明しない」としている。</p> <p>この県による「相手方から根拠を求められない限り行政指導であることを説明しない」との対応について、A県行政書士会では、当該申請を代行した行政書士が当該行為を行政指導に当たると認識できなかったことから、以下のような支障事例があったとしている。</p> <p>(1) 同会会員の行政書士が平成15年10月に新規登録を代行した際、県からの指導に従い貸金業協会へ申請（郵送）しようとし、事前に県に提出書類等について確認したところ、「当該申請書の添付書類の一部に有効期限の2日前のものがあり、処分庁（県）に到達した時点では、当該書類の有効期限が過ぎている可能性があり受理できない。」との見解を県が示した。</p> <p>そこで、行政書士としては、依頼者に対し、既に準備した申請書等は受理されないのを、改めて書類を整える必要があり、申請が遅れ、開業が遅れることを説明することとなった。</p> <p>その後、県から「県で直接受理する」との連絡があり、結果的に開業が遅れるという支障は生じなかったものの、いったん、依頼者に対し申請が遅れ、開業が遅れることを連絡した行政書士としては、依頼者の信</p>
---	----	---------------	--

			<p>用を失ったとしている。</p> <p>(2) (社) 県貸金業協会を通しての申請が行政指導であることが明確となっていれば、当該行政書士としては、当該指導に従わず、直接、県へ申請するという手段を選択することができ、上記のようなトラブルは生ぜず、(社) 県貸金業協会を通しての申請が行政指導であることを申請者等に明示する措置を講ずるべきであるとしている。(表 3-(1)-1 の再掲)</p>
--	--	--	---

表 3-(1)-6 「行政指導であることを相手方に伝えると、相手方は当該指導への対応を任意のものにとらえ、従わない場合があり、行政目的を達成することができない」として、相手方に当該行為が行政指導であることを伝えずに行政指導を行っているもので、事業者等に支障が生じたもの（地方公共団体：1事例）

番号	行政機関名	関係法令等名	説明
1	A県	貸金業の規制等に関する法律	<p>A県では、貸金業の規制等に関する法律（第3条）に基づく、貸金業者の登録、登録の更新の申請の際、「金融監督等に当たっての留意事項-事務ガイドライン-」（平成10年6月8日大蔵省銀行局）において示された取り扱い方法（「3-1-1(1)登録申請書及びその添付書類並びに変更及び廃業等の届出は、原則としてこれらを提出しようとする者の主たる営業所等の所在地をその区域に含む貸金業協会を通して提出するよう要請するものとする」）にのっとり、申請者に対して、(社)A県貸金業協会を経由して申請書を提出するよう指導している。</p> <p>上記指導について、A県は、「(社)A県貸金業協会を通して申請書を提出することは、行政指導であり、申請者が直接提出することを強く希望した場合や更新期間近の申請については、県へ直接申請書を提出することを認めているが、上記事務ガイドラインを遵守させる観点から、こうした取り扱いを申請者等には周知せず、相手方から根拠を求められない限り行政指導であることを説明しない」としている。</p> <p>この県による「相手方から根拠を求められない限り行政指導であることを説明しない」との対応について、A県行政書士会では、当該申請を代行した行政書士が当該行為を行政指導に当たると認識できなかったことから、以下のような支障事例があったとしている。</p> <p>(1) 同会会員の行政書士が平成15年10月に新規登録を代行した際、県からの指導に従い貸金業協会へ申請（郵送）しようとし、事前に県に提出書類等について確認したところ、「当該申請書の添付書類の一部に有効期限の2日前のものがあり、処分庁（県）に到達した時点では、当該書類の有効期限が過ぎている可能性があり受理できない。」との見解を県が示した。</p> <p>そこで、行政書士としては、依頼者に対し、既に準備した申請書等は受理されないのを、改めて書類を整える必要があり、申請が遅れ、開業が遅れることを説</p>

			<p>明することとなった。</p> <p>その後、県から「県で直接受理する」との連絡があり、結果的に開業が遅れるという支障は生じなかったものの、いったん、依頼者に対し申請が遅れ、開業が遅れることを連絡した行政書士としては、依頼者の信用を失ったとしている。</p> <p>(2) (社) 県貸金業協会を通しての申請が行政指導であることが明確となっていれば、当該行政書士としては、当該指導に従わず、直接、県へ申請するという手段を選択することができ、上記のようなトラブルは生ぜず、(社) 県貸金業協会を通しての申請が行政指導であることを申請者等に明示する措置を講ずるべきであるとしている。</p> <p>(表 3-(1)-1 の再掲)</p>
--	--	--	--

表 3-(1)-7 行政指導により当該申請に係る関係者の同意書の提出を求め、当該同意書の提出がない場合には申請自体を受理しないとし、申請に対する審査及び応答義務を定めた行政手続法第7条の趣旨に反するおそれのあるもの（地方公共団体：1事例）

番号	行政機関名	関係法令等名	説 明
1	B 県	中小企業等協同組合法	<p>1 中小企業等協同組合法（第 51 条第 2 項）に基づく、事業協同組合等の定款変更の認可申請に係る行政指導について、組合では、以下の支障があったとしている。</p> <p>(1) 平成 13 年 1 月、新組合員の増加等を図るため、「出資一口の金額の減少の定款変更」を申請しようとしたところ、B 県から中小企業等協同組合法施行規則（昭和 30 年大蔵等省令第 1 号）第 5 条に規定される書類のほか、「組合員全員の承諾を得ている旨を記した代表理事名（押印）の念書」の提出を求められ、「提出しなければ、変更は認められない」と言われた。</p> <p>しかし、当時、組合員 34 社のうち 1 社の同意の有無が不明確であり、その意思を確認することも難しかったため、同念書を提出することができず、結局、申請を断念した。</p> <p>(2) この念書を提出することについて、当時は、行政指導として行われているものか否か認識できず、当然、従わなくてはならないものと思ひ、念書を提出できないことから申請を断念したところである。</p> <p>その後、中小企業団体中央会を通じて B 県に確認したところ、念書の提出は、法令で定められているものではなく、B 県が行政指導として任意に求めているものであることが判明した。</p> <p>組合としては、同念書の提出が行政指導により求められていることを認識していれば、当該指導には従わず、定款変更を申請したところであり、B 県は同念書の提出を求めることが行政指導であることを申請者に明示すべきであるとしている。</p> <p>(3) また、B 県から指導があった当時、当該指導内容を記した書面を交付してほしいと思っただが、書面の交付を求めることが制度的に認められていることを知らず、権利として正当に請求できるとは認識していなかったため、書面の交付を求めなかったとしている。</p> <p>2 B 県では、①「出資一口の金額の減少を行う定款変更」及び②「持分の払戻に関する定款変更」について、中小企業等協同組合法施行規則第 5 条に規定された</p>

			<p>書類のほか、「組合員全員の承諾を得ている旨を記した代表理事名（押印）の念書」を提出するよう行政指導している。</p> <p>念書の提出について、B県は、「中小企業等協同組合認可等事務処理要領」に規定しているが、当該要領は行政部内の事務処理要領であるとして当該事務処理要領を公表しておらず、申請者等は、申請先窓口等に確認するまで、念書の提出が求められていることを把握し得ない状況となっている。</p> <p>3 また、B県は、念書の提出がない場合における対応について、「念書の提出がない場合、申請を受理できない旨を伝え、念書を提出するよう重ねて指導している」としている。</p> <p>しかし、この対応は、申請に対する審査、応答の義務を定めた行政手続法第7条の趣旨※に反するおそれがあると認められる。</p> <p>※ 行政手続法第7条の趣旨として、「逐条解説行政手続法」（平成14年12月総務省行政管理局）では、「申請が権限ある機関の事務所に到達したにもかかわらず、申請を「受け付けない」、「受理しない」等の取扱いをし、その間に申請の取り下げや申請内容の変更を求め行政指導を行う等の事態は排除されるべきものである」としている。</p> <p>（表3-(1)-1の再掲）</p>
--	--	--	---

表 3-(2)-1 あらかじめ書面交付に係る事務処理要領や交付する書面の様式を定め、求めがあった場合に円滑な対応が図られるよう取り組んでいるもの

番号	行政機関名	取組状況
	財 務 省	<p>国税庁では、「酒類の公正な取引環境の整備に係る指導マニュアル」を定め、行政手続法第 35 条第 2 項に基づき行政指導の相手方から書面の交付を求められた場合における対応要領及び主な指導内容を類型化し交付する書面の様式を予め用意（行政指導の内容等に応じて 4 種類の様式を策定）することにより、求めがあった場合に円滑な対応が図られるよう取り組んでいる。</p>

表 3-(2)-2 原則、書面を交付することにより行政指導を行うこととしているもの

番号	行政機関名	取組状況
1	公正取引委員会	<p>同委員会では、不当景品類及び不当表示防止法に違反する景品類や商品等の表示に対し、是正勧告等の行政指導を行っており、このうち口頭による行政指導の実績は、平成 13 年度 343 件、平成 14 年度 353 件、平成 15 年度（11 月まで）234 件となっている。</p> <p>この口頭による行政指導について、同委員会では、行政手続法第 35 条第 2 項に基づく書面交付請求を受け交付した実績があるが（平成 7 年度 1 件、平成 14 年度 1 件）、これまで、その対応マニュアル等は整備していなかった。</p> <p>平成 15 年度、同委員会では、行政指導の実施方法について見直しを行い、これまで口頭で行っていた行政指導を原則としてすべて書面交付により行うこととし、平成 16 年 4 月 1 日から実施している。（「不当景品類及び不当表示防止法違反事件関係事務処理要綱（平成 12 年総長通達第 4 号）」）</p>
2	地方社会保険事務局[宮城、青森、埼玉、大分、沖縄]	<p>従来から、同局では、健康保険法第 73 条に基づく保険医療機関等に対する個別指導等について、原則としてすべて書面を交付することにより行政指導を行っている。</p>
3	都道府県労働局[大分、沖縄]	<p>同局では、労働安全衛生法第 96 条第 3 項に基づく登録製造時等検査機関等に対する立入検査結果に基づく改善指導について、原則としてすべて書面を交付することにより行政指導を行っている。</p>
4	経済産業局[中国]	<p>同局では、「立入検査マニュアル（ガス事業法関係）」を策定し、同マニュアルに基づき法令違反事業者に対する改善指導を行っており（年間 60～70 件程度）、この改善指導は、原則としてすべて書面を交付することにより行政指導を行っている。</p>

5	地方運輸局 [四国、九州]	国土交通省では、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて（平成 16 年 6 月 30 日付け、国自総第 121 号等自動車交通局総務課安全対策室長等連名通知）に基づき、法令違反事業者に対する行政指導について、原則としてすべて書面を交付することにより行政指導を行っている。
---	------------------	--

表 3-(2)-3 事業者等において、書面交付制度を承知しておらず、書面交付請求をしなかったが、当該制度を承知していれば請求していたとするもの（国 3 事例、地方公共団体 5 事例）

番号	行政機関名	関係法令等名	説明
1	厚生労働省	健康保険法	<p>健康保険法第 11 条に基づく健康保険組合の設立認可申請に係る行政指導について、事業者は、以下のとおり、書面交付制度を承知していれば書面の交付を求めていたとしている。</p> <p>(1) 自社の単一健康保険組合の設立認可申請について、厚生省保険局通知（昭和 60 年 4 月 30 日保発第 44 号）では、「将来にわたって健全な組合財政が維持できると認められること」とされている。</p> <p>この点に関し、厚生労働省保険局保険課から、会社の決算が終了してから申請するようにとの行政指導を口頭により受けた。</p> <p>(2) しかし、会社の決算終了後に申請することは、健康保険組合設立の認可基準にも定められておらず、当該指導内容を記録として残したいと考えたが、当該請求をすることが制度上認められたものであることを知らず、当該請求をすることで、今後の申請に悪影響を与えることを懸念したため、請求を思い止まっていた。</p> <p>(3) 今回の行政評価局の調査を契機として、書面交付を請求する権利が行政手続法で認められていることを知ったが、行政指導を受けた当時、当該制度を知っていれば、同制度を活用し、書面の交付を求めていた。</p>
2	金融庁	証券取引法、銀行法	<p>事業者は、以下のとおり、①証券取引法に係る行政指導について、書面交付制度を承知していれば書面の交付を求めていたとし、また、②書面交付の原則化に係る意見を有している。</p> <p>(1) 事業者は、証券取引法に係る行政指導を受けた際に、書面交付制度を承知しておらず、書面交付を求めなかったが、当時、同制度を承知していれば、同制度を活用し、書面の交付を求めていた。</p> <p>(2) 事業者は、行政指導の書面化について、新規事業を展開する場合等において、行政機関の担当者が指</p>

			導した内容を正確に把握し、記録として保存することができるため、事業者にとって有用であり、書面交付の原則化が図られれば、更に有益なものとなる。
3	四国地方運輸局	海上運送法	<p>海上運送法第3条に基づく一般旅客定期航路事業の許可申請に係る行政指導について、事業者は、以下のとおり、書面交付制度を承知していれば書面の交付を求めていたとしている。</p> <p>(1) 平成15年8月頃、海上運送法に基づく一般旅客定期航路事業の許可申請の審査過程において、船舶運航時刻の変更の行政指導を受けた。</p> <p>(2) 当該指導の内容を正確に把握し記録として残すため、当該指導の内容を記載した書面の交付を受けたいと思ったが、書面交付を請求することが制度的に認められていることを知らなかったため請求しなかった。</p>
4	I 県	火災予防条例	<p>火災予防条例に基づく厨房設備の設置届出に係る行政指導について、事業者は、以下のとおり、書面交付制度を承知していれば書面の交付を求めていたとしている。</p> <p>(1) この指導は、口頭で行われることが多いが、指導内容を正確に把握するために、当該指導内容を記載した書面の交付を受けたいと思ったことが再三あったが、書面交付を請求することが法的に認められている権利とは知らず、また、同一消防署に何件も申請することもあり、当該行政機関との今後の関係が悪化することを懸念して、書面を求めることは思いとどまっていた。</p> <p>(2) 今回の行政評価局の調査を契機として、書面の交付を求めることが行政手続法上認められていることを知るに至った。</p> <p>行政指導を受けた当時、当該制度を知っていれば、同制度を活用し、書面の交付を求めていた。</p>

5	J 県	建築基準法	<p>建築基準法に基づく建築確認申請に係る行政指導について、事業者は、以下のとおり、書面交付制度を承知していれば書面の交付を求めていたとしている。</p> <p>(1) 建築確認申請に当たり、建築基準関係法令上の基準は満たしているにもかかわらず、日影等に関する近隣住民との関係から建造物の高さを下げる等建物の構造を変更するよう行政指導を受けることが多く、この指導が口頭で行われた場合には、当該指導の内容を正確に把握し、当該指導を受けた事跡を残したいと考えていた。</p> <p>(2) しかし、これまで、書面の交付を求めることが行政手続法上認められていることとは知らず、書面の交付を求めたことはなかった。今回の行政評価局の調査を契機に、初めて書面交付に係る制度を知った。</p> <p>行政指導を受けた当時、当該制度を承知していれば、同制度を活用し、書面の交付を請求していた。</p>
6	K 県	建築基準法	<p>建築基準法に基づく建築確認申請に係る行政指導について、事業者は、以下のとおり、書面交付制度を承知していれば書面の交付を求めていたとしている。</p> <p>(1) 建築確認申請に関し、建物の設計変更等について口頭で行政指導が行われる場合には、これまでメモを取ることで対応してきたが、事業者が作成したメモであることから、行政機関と争いが生じた場合、証拠となり得ず、また、メモを取りきれない場合も多い。</p> <p>指導を行う側で作成した書面を貰うことは、後日、行政機関との間で紛争が生じた際にも有用。</p> <p>(2) 今回の行政評価局の調査を契機として、書面の交付を求めることが行政手続法上認められていることを知った。</p> <p>行政指導を受けた当時、当該制度を知っていれば、同制度を活用し、書面の交付を求めていた。</p>
7	D 県	薬事法	<p>薬事法第 5 条に基づく薬局の開設許可申請及び同</p>

			<p>法第 69 条に基づく立入検査に係る行政指導について、事業者は、以下のとおり、書面交付制度を承知していれば書面の交付を求めていたとしている。</p> <p>(1) 薬事法第 5 条に基づく薬局の開設許可申請及び薬事法第 69 条に立入検査の際における行政指導について、これまで書面交付を請求することが法的に認められていることを知らなかったため、口頭による行政指導の場合は、指導の内容を正確に記録保存するため、その都度事業者において当該指導を録音していた。</p> <p>(2) 今回の行政評価局の調査を契機として、口頭による行政指導について、書面の交付を求めることが行政手続法上認められていることを知った。</p> <p>行政指導を受けた当時、当該制度を知っていれば、同制度を活用し、書面の交付を求めていた。</p>
8	B 県	中小企業等協同組合法	<p>1 中小企業等協同組合法（第 51 条第 2 項）に基づく、事業協同組合等の定款変更の認可申請に係る行政指導について、組合では、以下の支障があったとしている。</p> <p>(1) 平成 13 年 1 月、新組合員の増加等を図るため、「出資一口の金額の減少の定款変更」を申請しようとしたところ、B 県から中小企業等協同組合法施行規則（昭和 30 年大蔵等省令第 1 号）第 5 条に規定される書類のほか、「組合員全員の承諾を得ている旨を記した代表理事名（押印）の念書」の提出を求められ、「提出しなければ、変更は認められない」と言われた。</p> <p>しかし、当時、組合員 34 社のうち 1 社の同意の有無が不明確であり、その意思を確認することも難しかったため、同念書を提出することができず、結局、申請を断念した。</p> <p>(2) この念書を提出することについて、当時は、行政指導として行われているものか否か認識できず、当然、従わなくてはならないものと思い、念書を提出できないことから申請を断念したところである。</p> <p>その後、中小企業団体中央会を通じて B 県に確認したところ、念書の提出は、法令で定められて</p>

			<p>いるものではなく、B県が行政指導として任意に求めているものであることが判明した。</p> <p>組合としては、同念書の提出が行政指導により求められていることを認識していれば、当該指導には従わず、定款変更を申請したところであり、B県は同念書の提出を求めることが行政指導であることを申請者に明示すべきであるとしている。</p> <p>(3) また、B県から指導があった当時、当該指導内容を記した書面を交付してほしいと思ったが、書面の交付を求めることが制度的に認められていることを知らず、権利として正当に請求できるとは認識していなかったため、書面の交付を求めなかったが、同制度を承知していれば、書面の交付を求めている。</p> <p>2 B県では、①「出資一口の金額の減少を行う定款変更」及び②「持分の払戻に関する定款変更」について、中小企業等協同組合法施行規則第5条に規定された書類のほか、「組合員全員の承諾を得ている旨を記した代表理事名（押印）の念書」を提出するよう行政指導している。</p> <p>念書の提出について、B県は、「中小企業等協同組合認可等事務処理要領」に規定しているが、当該要領は行政部内の事務処理要領であるとして当該事務処理要領を公表しておらず、申請者等は、申請先窓口等に確認するまで、念書の提出が求められていることを把握し得ない状況となっている。</p> <p>3 また、B県は、念書の提出がない場合における対応について、「念書の提出がない場合、申請を受理できない旨を伝え、念書を提出するよう重ねて指導している」としている。</p> <p>しかし、この対応は、申請に対する審査、応答の義務を定めた行政手続法第7条の趣旨※に反するおそれがあると認められる。</p> <p>※ 行政手続法第7条の趣旨として、「逐条解説行政手続法」（平成14年12月総務省行政管理局）では、「申請が権限ある機関の事務所に到達したにもかかわらず、申請を「受け付けない」、「受理しない」等の取扱いをし、その間に申請の取り下げや申請内容の変更を求める行政指導を行う等の事態は排除されるべ</p>
--	--	--	---

			きものである」としている。 (表 3-(1)-1 の再掲)
--	--	--	----------------------------------

表 3-(2)-4 事業者等において、行政機関との関係悪化を懸念する等の理由により当該制度を承知していても活用し難いとするもの

番号	行政機関名	関係法令等名	事業者の意見
1	東京税関	通関業法	<p>通関業の許可については、通関業法施行令第4条において「通関業者は、(略)通関士を置かなければならないこととされる営業所ごとに、専任の通関士1人以上を置かなければならない」とされ、「通関業法基本通達」(昭和47年3月1日付け蔵関第105号大蔵省関税局長通達)では、「通関士の数は、営業所ごとの通関業務に従事する者10名までごとに専任の通関士を1名以上置くよう指導するものとする」とされている。</p> <p>上記指導について、申請者においては、当該指導の内容を記録するため、書面の交付を求めたいと思ったが、当該行政機関との今後の関係を円滑に保つため、請求を思い止まった。</p>
2	東京航空局	航空法	<p>航空機使用事業者に対する整備基準等の提出に係る行政指導について、書面交付制度については承知していたが、当該行政機関との今後の関係を円滑に保つために、書面交付を求めようとは思わない。</p>
3	L県	道路交通法	<p>車両を通行止めにして管工事を行うに当たり、所轄警察署に安全計画書を提出した際、車両を誘導する警備員を増員するよう指導された。</p> <p>書面交付制度については不知であったが、知っていたとしても、行政機関との関係悪化が懸念されるため、この指導について、書面の交付を請求しようとは考えない。</p>
4	M県	建築基準法	<p>マンションの建築確認申請を行った際、口頭で屋外避難階段の踊り場の幅や屋外避難階段と出入口以外の開口部からの距離について設計を変更するよう行政指導を受けた。</p> <p>行政機関の担当者との協議内容については、議事録</p>

			を作成・保存しており、また、書面交付を求めた場合、行政機関との関係悪化が懸念されるため、これまで書面交付を求めたことはない。なお、書面交付制度については不知であった。
5	N市	建築基準法	建築物の高さを一定の基準以下に抑えるようにとの行政指導を受けているが、行政機関との関係悪化により今後の許認可申請の際に不利益を受けることが懸念され、また、書面作成のために時間がかかることが想定されるので、書面交付の請求をしたことはない。なお、書面交付制度については不知であった。
6	O市	建築基準法等	<p>ビジネスホテルの建築確認申請に当たり、駐車場予定地上に水路があることが判明し、当該水路上をフェンスで囲うよう行政指導され、この協議が難航したため、建設工事が着工できず金利負担が生じた。</p> <p>書面交付制度は不知であったが、仮に知っていたとしても、書面交付の請求を行うと、行政機関との関係が悪化し、今後の許認可申請の際に不利益な扱いを受けることが懸念されるため、書面交付を請求することはしなかったと考える。</p>

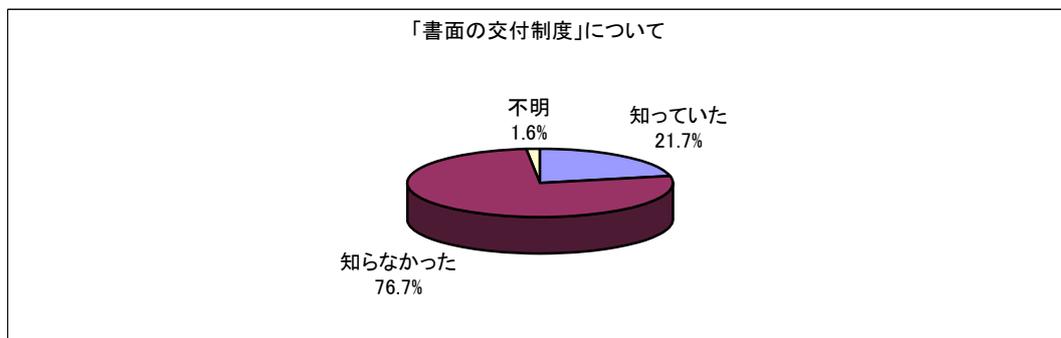
(注) 当局の調査結果による。

表 3-(2)-5 書面交付制度が活用されていない理由についての事業者団体の意見

番号	事業者団体名	意見
1	A 青年会議所	事業者に行政手続法（書面交付制度の存在）が浸透していないため。
2	B 商工会議所	いわゆる「お上」意識が残っていると思われるため、書面交付を求めること自体に抵抗感がある。
3	C 協議会	事業者側としては、口頭での行政指導より文書での指導の方が内容が明確に分かるのでよく、潜在的な需要はあると思われるが、書面交付制度自体が知られていないため同制度が活用されていないのではないかと。
4	D 商工会議所	事業者に書面交付制度の存在が浸透していないため。
5	E 県中小企業団体中央会	事業者に書面交付制度の存在が浸透していないため。
6	F 県中小企業団体中央会	事業者に書面交付制度の存在が浸透していないため。
7	G 商工会議所	事業者に書面交付制度の存在が浸透していないため。
8	H 青年会議所	事業者に書面交付制度の存在が浸透していないため。
9	I 県行政書士会	大都市圏と異なり、I 県では、行政機関の担当者と行政書士は顔なじみであり、そのような関係の中で書面の交付を求めることはほとんどないと思われる。
10	J 青年会議所	事業者に書面交付制度の存在が浸透していないため。
11	K 商工会議所	行政機関の行政サービスが進み、行政指導に係るトラブルが少なくなったためではないかと。
12	L 県中小企業団体中央会	事業者においては、書面交付を請求した場合、不利益な扱いを受けるおそれがあるのではないかと不安感がある。また、行政機関で問題になるような行政指導を行っていないこともあるのではないかと。
13	M 県中小企業団体中央会	事業者に書面交付制度の存在が浸透していないため。
14	N 県行政書士会	書面交付を請求した場合、行政機関との関係を悪化させ、以後の許認可申請時に不利益な扱いを受けるおそれがあるため。

(注) 当局の調査結果による。

表 3-(2)-6 アンケート調査結果（行政指導の書面交付）



(問)

書面の交付制度を知っていましたか。

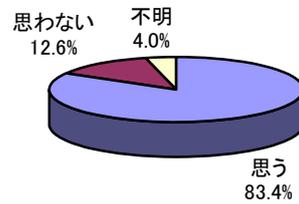
知っていた	81 (21.7%)
知らなかった	286 (76.7%)
不明	6 (1.6%)
計	373

(参考)【書面の交付制度を「知らなかった」と回答した者を対象】

今後、口頭での行政指導が明確でなかった場合、必要に応じて書面の交付を求めようと思いますか。

思う	244 (85.3%)
思わない	42 (14.7%)
計	286

今後、口頭での行政指導が明確でなかった場合、書面の交付を求めようと思いますか



(問)

今後、口頭での行政指導が明確でなかった場合、必要に応じて書面の交付を求めようと思いますか。また、思わない場合、その理由（複数回答可）は何ですか。

思う	311 (83.4%)
思わない	47 (12.6%)
(理由) 要求できる雰囲気ではないから	7
役所との関係悪化につながりそうだから	10
求める方法がわからないから	10
特に要求したいと思わないから	27
その他	4
不明	2
不明	15 (4.0%)
計	373

(問)【書面交付を求めたことがあるとした者を対象】

書面交付を求めたが、役所から交付されなかったことはありますか。また、交付されなかったことがある場合、その際の行政機関の説明（複数回答可）はどのようなものでしたか。

ある	5
(理由) 書面交付の制度がないと言われた	1
前例がないと言われた	4
書面交付を行う場合に当たらないと言われた	0
そもそも行政指導ではないと言われた	0
その他	1
ない	3
計	8

(注) 当局が実施したアンケート調査結果による。

表 3-(2)-7 行政指導を行っているとする許認可等担当職員に対し、書面交付制度を承知しているか否か質問したところ、知らないと回答した職員がみられた例

<国の機関>

番号	行政機関名	当該担当が行う行政指導の例
1	北海道経済産業局	立入検査時の安全指導
2	沖縄社会保険事務局	標準報酬の定時決定等に係る行政指導
3	沖縄社会保険事務局	国民年金保険料の納付に係る行政指導

<地方公共団体>

番号	行政機関名	当該担当が行う行政指導の例
1	A県	食品衛生に係る行政指導
2	B県	液化石油ガスの保安等に係る改善指導
3	C県	貸金業者の登録申請に係る行政指導
4	D県	特定給食施設の設置に係る行政指導
5	E県	開発行為の許可に係る行政指導
6	F県	文化財等の現状変更等の許可に係る行政指導
7	A市	身体障害者福祉に係る措置の解除に係る行政指導
8	B市	道路占用の許可に係る行政指導
9	C市	開発行為の許可に係る行政指導
10	D市	行政財産の使用許可に係る行政指導
11	E市	保険料の滞納者に対する行政指導
12	F市	建築行為等の許可に係る行政指導

(注) 当局の調査結果による。

4 行政手続法の一層の定着へ向けた取組の推進

勸告	説明図表番号
<p>行政手続法の的確な施行及び運用を図るためには、行政機関の許認可等関係職員が同法の趣旨、内容を理解することのみならず、許認可等処分等を受ける事業者等が同法の趣旨、内容を理解し、これを十分に活用することが重要であり、3か年計画においては、「引き続き国民・事業者に行政手続法の周知を図り、その活用を促す。」とされているところである。</p> <p>今回、国の行政機関（15 本府省、37 地方支分部局）及び地方公共団体（13 都道府県、13 市）の計 78 機関における職員及び国民・事業者への行政手続法の周知状況について、また、項目 1 から項目 3 で示したとおり、審査基準等の設定・具体化等及び公表状況並びに行政指導の状況について調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p>(1) 行政機関における許認可等関係職員に対する行政手続法の周知状況及び周知のための取組</p> <p>ア 各行政機関における許認可等関係職員への行政手続法の周知のための取組については、次のとおり、積極的に行われているとは言い難いものとなっている。</p> <p>(ア) 行政手続法の趣旨、内容が職員に十分に浸透している、あるいは、現状において特段の支障がないため必要はない等として、平成 13 年度又は 14 年度において、許認可等関係職員に対する行政手続法に関する研修を実施していないものが、国の行政機関で 20 機関（38.5%）、地方公共団体で 14 機関（53.8%）となっている。</p> <p>(イ) 行政手続法に関する研修を実施している行政機関について、その研修の対象者や内容をみると、許認可等関係職員を対象に、所管する許認可等ごとに行政手続法との関係を解説するものや具体的な事例演習を行っているなどの実践的な取組は、44 機関中 5 機関において行われているにすぎない。</p> <p>イ 許認可等関係職員に行政手続法の趣旨、内容が徹底されていない例が、項目 1、項目 2 及び項目 3 で示したとおりみられた。</p> <p>(ア) 審査基準等の設定が可能であるとみられるにもかかわらず、設定に向けての見直しが行われておらず、審査基準等が未設定のままとなっているものや、運用通達等の規定とは別に審査基準等の設定が必要であることが徹底されておらず、審査基準等が未設定となっているものがある。（項目 1(1)）</p> <p>(イ) 審査基準の具体化及び標準処理期間の短縮化が可能とみられるにもかかわらず、的確な見直しが行われておらず、審査に当たっての判断基準や処分の時期の見通しなどが申請者等に不明確となっているものがある。（項目 1(2)）</p> <p>(ウ) 行政手続法上、標準処理期間を定めたときは、公にしておかなければならないとされているにもかかわらず、公にしていないものがある。</p>	<p>表 4—(1)—1 表 4—(1)—2</p> <p>表 4—(1)—3 表 4—(1)—4</p> <p>表 1—(1)—1～3 （再掲）</p> <p>表 1—(2)—1～4 （再掲）</p> <p>表 2—8（再掲）</p>

勸告	説明図表番号
<p>(項目 2 (4))</p> <p>(エ) 自己の行為が行政手続法上の行政指導であると認識せずに行政指導を行っているものや行政指導の書面交付制度を承知していない許認可等担当職員がみられた。(項目 3 (1)ア (イ)、(2)エ)</p> <p>(2) 事業者等に対する行政手続法の周知状況及び周知のための取組</p> <p>ア 総務省行政管理局は、これまで、事業者等に対し行政手続法を周知するため、行政手続法の概要を記したリーフレットの経済団体等への配布や行政手続法の概要及び施行状況調査結果のホームページへの掲載等を行っている。</p> <p>一方、総務省行政管理局は、施行状況調査で、国の行政機関及び地方公共団体を対象に、審査基準等の設定状況、行政指導の趣旨等の書面による交付状況、行政指導の指針の公表状況等を調査している。しかし、行政手続法が事業者等にどの程度周知されているのか、また、事業者等が行政手続法についてどのような意見・要望を有しているのかを把握するための調査は行ってないため、事業者等に対する行政手続法の周知のための効果的な方策を検討するための基礎的なデータを有していない。</p> <p>また、各府省は、近年、事業者等に対し、行政手続法に関する特段の周知活動を行っていない。</p> <p>イ 総務省のアンケート調査の結果では、項目 1、項目 2 及び項目 3 で示したとおり、事業者が行政手続法の内容を承知しておらず、行政手続法を十分に活用できていない状況がみられた。</p> <p>また、事業者からは、「行政手続法の活用は、事業活動の円滑化に資するものであり、広く事業者が理解する必要があるが、行政手続法に関する広報活動が十分でない」、「行政手続法の具体的な活用事例を事業者団体の講習会等で採り上げる等して、もっと事業者への周知を徹底すべき」、「行政手続法の規定を知らなかったため、行政手続法を十分に活用できなかった」等の意見がみられた。</p> <p>したがって、総務省行政管理局は、行政手続法の一層の定着を図り、事業者等による行政手続法の活用を推進するため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 事業者等における行政手続法に関する理解を深めるため、行政手続法の具体的な活用事例を事業者等に情報提供する等行政手続法の効果的な周知方策について検討し、行政手続法の的確な周知に継続的に努めること。</p> <p>② インターネット・ホームページを活用する等により、行政手続法に関する質問やこれに対する回答等を簡易に行えるものとする。</p> <p>また、各法令を所管する各府省は、総務省行政管理局とも連携して、i) 各所管法令の執行における行政手続法の適正な運用例を整理し、その結果について、計画的な研修の実施や文書の発出等を通じて、各行政機関の職員への継続的な周知に努めるとともに、ii) 許認可等申請の受理や行政指導あるいは業界団体に対する説明会等の機会において、関連する行政手続法の規定の適用の有</p>	<p>表 3—(1)—4 (再掲)、表 3—(2)—7 (再掲)</p> <p>表 1-(6) (再掲)、表 2-6 (再掲)、表 3-(1)-2 (再掲)、表 3-(2)-6 (再掲)</p> <p>表 4—(2)—1</p>

勸告	説明図表番号
無や適用の具体例について、事業者等への継続的な周知に努めること。	

表4-(1)-1 行政手続法に関する研修を実施していない行政機関(平成13年度、14年度)

1 国(本府省)(15府省中5府省)

府省名
内閣府
国家公安委員会
外務省
文部科学省
環境省

2 国(地方支分部局(37機関中15機関))

府省名	地方支分部局名
厚生労働省(9)	関東信越厚生局
	九州厚生局
	青森労働局
	大分労働局
	宮城社会保険事務局
	青森社会保険事務局
	埼玉社会保険事務局
	大分社会保険事務局
	沖縄社会保険事務局
農林水産省(1)	東海農政局
国土交通省(5)	東北運輸局
	大阪航空局
	東北地方整備局
	近畿地方整備局
	九州地方整備局

3 地方公共団体(13県中5県、13市中9市)

表 4 - (1) - 2 行政手続法に関する研修を実施していない理由等

1 国（本府省）

	行政機関名	研修を実施していない理由等
1	内閣府	大臣官房人事課において、推進部局からの要請や職員のニーズを踏まえつつ、必要に応じ研修の実施について検討する。内閣府内の各職員に配布している法規集に行政手続法等を掲載し、必要に応じ参照するよう指導している。
2	国家公安委員会	申請に対する処分・不利益処分に対する処分について定める法令の制定・改正の際に、推進部局がその基準等の設定について適宜指導しているほか、各原局部課の担当者に逐条解説行政手続法（総務省行政管理局編）等の参考資料の購入を勧めるなどして、職場教養による行政手続法に対する理解を促している。ホームページ上で、都道府県警察が審査基準、処分基準を策定する際の指針とするモデル審査基準、モデル処分基準等を公表しており、警察庁及び各附属機関、各地方部局、各都道府県の職員の執務の参考としている。また、申請に対する処分・不利益処分等を規定した法改正が行われる際には、担当原課に審査基準等の検討・作成を行わせている。
3	外務省	外務省の所管事務には行政手続法に関連する事務がほとんどない為、研修を行う予定はない。
4	文部科学省	行政手続法に関する研修予定について、具体的な計画はないが、必要に応じて行っていきたい。なお、直近では、平成 11 年に省内職員に対する行政手続法の研修を実施しているが、過去 3 年間においては、行政手続法に関する研修の実績はない。
5	環境省	環境省で行っている研修は、係員研修、係長研修等のみであり、個別の事務に関連した研修は行っていないため。

2 国（地方支分部局）

	行政機関名	研修を実施していない理由等
6	関東信越厚生局	特段の意見等はない。
7	九州厚生局	局内で行政手続法に係る研修を行うことができる人材がないこともあって、局独自で研修を行うことは考えておらず、関係機関が開催する研修等に職員を参加させることにしている。行政手続法の運用に係る許認可等は、本省からの移管業務の部分となり、当該業務を行う職員等も本省等からの異動者であり、行政手続法に係る知識等十分に持っているものと考えており、改めての研修は実施していない。
8	青森労働局	行政手続法に関する研修は、各部課室が適宜、業務研修等の中で実施している。行政手続法の研修の必要性はあると考えているが、行政手続法のための研修予定は現在のところない。

	行政機関名	研修を実施していない理由等
9	大分労働局	同局や下部機関である公共職業安定所、労働基準監督署が行う事務について、それぞれの事務（処分）ごとに厚生労働本省の関係部署からの指導により行政手続法への対応を行っている。
10	宮城社会保険事務局	職員の研修は、社会保険事業推進に係る研修が中心となるため、実施していない。社会保険事業推進の中で、標準処理期間等の徹底を図っている。今後も社会保険事業推進の中で行政手続法の徹底を図っていく。
11	青森社会保険事務局	他のテーマの研修を優先してきたため、これまでは行政手続法に関する研修を実施したことがない。現状では、職員における行政手続法全般に関する研修が不十分であると考えており、当該研修の実施について検討する予定である。行政手続法に関する研修は必要であると考えており、平成16年度以降に当該研修の実施を考えている。
12	埼玉社会保険事務局	行政手続法の研修について、今後検討したい。
13	大分社会保険事務局	これまで職員研修は、実務研修や教養研修を優先してきたため、行ってこなかった。同局や下部機関である社会保険事務所が行う事務の大部分は、法令や社会保険庁の通知文書に基づき行っているものであり、同局や社会保険事務所が判断基準を策定して行う余地のない事務であることもあり、これまで研修を検討しなかった。行政手続法の徹底を図るため、今後、同法の研修についても検討したいと考えているが、どのような研修を行えばよいかについてのノウハウを持っていない。また、例えば総務省が行政手続法に関する研修会等を開催すれば参加したい。
14	沖縄社会保険事務局	これまで、行政手続法の研修の必要性を認識していなかった。今後は行政手続法の一般的な研修は必要と感じているが、具体的な研修の予定はない。行政手続法についての認識が薄かったので、行政手続法に対する職員の意識レベルを上げるため、研修は必要と考えている。
15	東海農政局	行政手続法については、職員の間で熟知されていると認識している。また、行政手続法に関係する苦情等はない。なお、平成15年度から新規採用者を対象に手続法の概要について研修を実施している。
16	東北運輸局	行政手続法に係る単独の研修は実施していないが、毎年実施している実務担当者会議等で、事務運用、処分基準等行政手続法で規定されている内容について検討を行っているほか、行政事務全般に係る事例研究等により事務手続の平準化、さらには、必要に応じ、申請者等の求めに応じ当該申請に係る処分の見通しを説明する等、申請者等の権利利益の保護について徹底を図っている。 行政運営に係る公正の確保と透明性を図る観点から、行政手続法については、担当者の理解は不可欠であり、今後、行政手続法に係る研修、または、当局で従来から実施されている各業務毎の担当者会議において、さらなる徹底を図る必要があると考えているが、現時点で研修を行う予定はない。当面は、従来から実施している各業務担当者会議において、行政手続法に係る徹底を図りたい。

	行政機関名	研修を実施していない理由等
17	大阪航空局	申請・届出及び処分は、各業務の本省基準と関連法規等により行われており、その業務内容も多岐にわたることから、本法に関連した研修は難しい。各業務の専門研修等の中でそれぞれに関連する行政手続について研修が行われている。法令の定めにより業務を遂行しており、現状において特段の支障はなく、その必要性はないと思われる。
18	東北地方整備局	本省からの指導で、各部署所管の法律が適宜執行されており、また、事務処理にあつては、各部署が所管する法律ごとに対処することとなっていることから、行政手続法だけを捉えた研修は考えてこなかった。実質的に個別の法律（規則）で行政手続法の精神にのっとった事務処理が規定されていることから、研修の必要性を感じない。今後の研修予定はない。
19	近畿地方整備局	河川法関係許可等、各分野の研修においては必要に応じ行政手続法についても触れている。
20	九州地方整備局	行政手続法の研修は必要であると考えている。

3 地方公共団体

	行政機関名	研修を実施していない理由等
1	A 県	現在のところ、おおむね行政手続制度に関する職員の理解が図られていると考えており、研修を実施する必要性はないと考えている。研修に代わるものとして、毎年度、チェックシートを示し、各所属における行政手続制度の定着の度合いの自己点検の依頼を行っており、その際に、各所属において、職員への周知徹底を図り、一層の定着を図るための措置を講じており、必要性はない。今後、研修を実施する予定はない。
2	B 県	「行政手続ハンドブック」を全庁で各課に 1 冊程度配布し、周知を図っているため、研修を実施する積極的理由が見当たらない。今後の研修実施の予定はないが、機会をみて、県の審査基準等の設定及び公表様式の加除修正を徹底するよう、各許認可等所管部局に呼びかけることを検討したい。
3	C 県	行政手続法（条例）については制定当時から 2 年～3 年間は職員研修を実施し、その理解を図ってきたが、その後、職員の間には十分浸透していると考え、現在は研修を実施していない。行政手続法（条例）の周知等については、庁内イントラネットにおいて、法（条例）の条文、弔問及び弁明の付与に関する規則、Q & A、行政手続法関係回答例集（平成 9 年 8 月・総務庁編）、C 県における窓口事務の標準処理期間を掲載して職員の利用に供している。また、印刷物として、「職員ハンドブック」において、a 行政手続法・C 県行政手続条例制定の経緯、b 同目的、c 同適用範囲、d 適用除外、e 申請に対する処分、f 不利益処分、g 行政指導、h 届出を解説して理解に努めている。今後の研修の予定はない。
4	D 県	推進部局である総務課文書では、平成 15 年 4 月 25 日に各課の法政担当者を対象にした「法政担当者会議」を開催し、同会議の中で行政手続法に関する研修を実施している（行政手続法の目的、審査基準等の設定に関しての現状での問題点等に関し総務文書課が説明）。同会議には、各部局の法制担当者 103 名が出席している。
5	E 県	行政手続法施行時には、職員に対する同法の趣旨、内容について説明会等を行っていたが、その後は同法に関するトラブル等がないことなどから、ここ数年実施していないが、実施の必要性はある。今後、実施するのであれば、個別具体的な内容にすべきであるが、研修予定はない。他の地方公共団体の例を含め具体的なトラブル事例等を紹介し、対応を研修する必要があると考えるが、現状では、具体的な事例を把握していない。具体的に示さないと職員も理解できないのではないかと。
6	A 市	行政手続法に特化した研修の必要性は低い。地方分権や行政改革、財政改革等の研修の中で行政手続法の内容に触れた研修を実施する必要がある。業務の引継ぎや日ごろの実務を通じて浸透を図っているため、職員に知識は蓄積されているものと思われる。 しかし、行政手続法の施行から一定の時間を経ており、定期的に研修テーマに組み入れる必要性もあるので、今後は市庁舎内各課に通知し、各課で企画する研修の中で何らかの形で組み入れるよう働きかけを行いたい。職員によって理解の程度に濃淡があっては困るので、今後は適宜各課の研修の中で理解の平準化を図るよう努めたい。

	行政機関名	研修を実施していない理由等
7	B市	行政手続法の研修の必要性を認識していなかった。職員に対して行政手続法の趣旨の周知徹底を図るために定期的に研修をする必要があると考える。今後の研修について具体的な予定はない。
8	C市	行政手続法の施行から10年近くが経過し、手続条例も施行されたので一般的な事項は職員に浸透したと考えているが、確認のため実施する必要性はあるかと思う。今後の研修の予定はない。
9	D市	行政手続法の施行から年数も経っており職員に周知されていると考えている。「D市行政手続条例運用の手引き」を作成し、職員に配布して同法の周知を図ってきた。このため、近年は一定の周知が図られたとの考えから特に研修は行っていない。今後の研修の予定については具体的な予定はない。
10	E市	行政手続法及びE市行政手続条例に基づいた事務処理は、既に定着しているものと考えている。行政手続法及びE市行政手続条例に基づいた事務処理の徹底を更に図るには、職員を対象にした研修は有効である。今後、具体的な研修の実施形態、対象者、内容等を含め、その必要性と有効性を検討したい。
11	F市	行政手続法に関する研修の実施について、特に必要性があると考えていない。今後も研修の予定はない。市民から行政手続法についての問い合わせはなく、また、情報公開法のように職員にさし迫った必要がなかったこともあり、これまで実施していなかったが、職員の意識を高める上で当該研修を実施することは望ましい。
12	G市	必要性は認めるものの全業務の調整による都合上から未実施。今後、研修の実施に向けて検討したい。
13	H市	推進部局である総務課では必要性を感じたことがない。今のところ研修は予定されていない。
14	I市	行政手続法施行時等には、職員に対する同法の趣旨、内容について説明会等を行っていたが、その後は同法に関するトラブル等がないことなどから、ここ数年実施していない。実施の必要性はあると考えるが、そのきっかけがなく、研修予定はない。 行政手続法及び市の行政手続条例施行時は、職員への周知を図ったが、その後は、平成12年6月に、市の機構改革に伴い審査基準等の整備に漏れがないよう、同法及び同条例に基づく審査基準、標準処理期間及び処分基準の作成、見直しについて文書で職員に注意を喚起している程度である。個々の処分に応じて各処分担当課の職員が具体的に何をどのようにすればよいかについては、総務課としてもノウハウを持たないので、各法令所管省庁からの具体的な指示や、行政手続法を所管する総務省行政管理局が処分の内容等に応じたひな形を示す等の情報提供が必要と考える。

表4-(1)-3 行政手続法に関する研修を実施している行政機関

1 国（本府省）

行政機関名	研修実施機関等	実施時期、期間	対象者（参加者）	人数	内 容
公正取引委員会	官房人事課	平成14年9月、 平成15年9月 (1.5h~2h)	新規採用職員及び入局4年目のⅢ種職員	30名程度	総務省の行政手続室から講師を招いて、行政手続法の概要（行政管理局行政手続室作成）の資料を用いて講義。具体的な事例演習はない。なお、イントラネットですべて行政手続法の規定や解説について職員が確認できるようになっている。
防衛庁	長官官房文書課企画室	毎年実施（1h~2h）	I種初任者、中級者（行政職（一）3級）、 上級者（行政職（一）4~6級）、 上級幹部（行政職（一）7又は8級）	40~65名	行政手続法の概要を講義。
金融庁	総務企画局政策課開発研修室	平成14年1月（1.5h） 平成16年1月（1.5h）	監督局職員のうち銀行・証券会社監督事務 担当者 財務局職員のうち銀行・証券会社監督事務 担当者	68名	行政手続法の意義・目的、主なポイントなど行政手続法の概要を中心とした研修内容。
総務省	総合通信基盤局	毎年度実施	無線局取締り関連業務に従事する職員を対象とした研修	19名	無線局取締り関連業務に従事している職員を対象に、科目名「行政手続法」（1日）を設け、電波法による不利益処分に関する条項と行政手続法との対応を中心に、行政手続法の対応条文の制定経緯、意義を解説するとともに、電波監視業務の現場における体験に基づく疑問点等について講師と質疑応答を行っている。併せて、授業科目「事例研究」において、電波法違反処理規程の運用事例を中心としたグループ討議実施に際しても、行政手続法の引用を行っている。

行政機関名	研修実施機関等	実施時期、期間	対象者（参加者）	人数	内 容
法務省	矯正研修所及びその支所	毎年度（2h～4h）	I種、II種職員等	18名～95名	行政作用と矯正行政活動を理解させるため、行政手続法の概要（行政手続の重要性）及び事前手続等について説明。
	法務総合研究所	毎年度（3h～10.5h）	法務事務官、検察事務官、入国審査官、 入国警備官等	21名～70名	行政手続法の趣旨、目的及び内容について、講義形式により研修を実施。
財務省	税関研修所	毎年度	新規採用職員等	新規採用職員 については全員	大学教授を講師として行う行政法の講義の中で、行政手続法の概要についても説明している。
	財務総合政策研究所研修部	毎年4月上旬～6月末 （行政法に関して各年度とも8.5h～12h）	財務省・財務局採用II・III種職員	当該年度の新規採用者数	「行政法入門」（有斐閣双書）を使用して、行政手続法の概要を講義。
厚生労働省	社会保険大学校・保険局	平成13年5月 平成14年5月 平成15年5月 (2h)	初めて医療事務指導官又は医療事務を担当する事務局長となった者	60名	大学教授を講師として、法律の目的、構造、違反の場合の効果、判決等について、講義。
	社会保険大学校	平成13年10月、 平成13年12月、 平成14年10月、 平成15年1月、 平成15年10月	事務局、事務所の専門官級（行政職（一）4級）	40名～50名	大学教授を講師として、法律の目的、構造、違反の場合の効果、判決等について、講義。

行政機 関名	研修実施機関等	実施時期、期間	対象者（参加者）	人数	内 容
	労働研修所・労働大学校	毎年4月	厚生労働省本省採用（Ⅱ種）者	22名～49名	大学教授を講師として、行政法の講義の中で、手続法についても解説。
		毎年12月、1月、2月	労働基準行政職員（上級）	47名～69名	大学教授を講師として、行政法の講義の中で、手続法についても解説。
		毎年9月～10月	新任労働基準監督官	80名～86名	大学教授を講師として、行政法の講義の中で、手続法についても解説。
	労働研修所	平成13年12月	雇用均等行政職員（上級）	21名	大学教授を講師として、行政法の講義の中で、手続法についても解説。
農林水 産省	農林水産研修所	5～6月、8月～9月 （年間2回）	Ⅲ種職員で採用後2年以上7年未満の者 で、本省、施設等機関及び地方支分部局の 職員	64名	「行政法」（学陽書房）をテキストとして使用し、手続法を含む行政法全般に関する概要について講義。
経済産 業省	経済産業研修所企画課	毎年度	経済産業省職員（特定の役職を対象とはし ていない）	8名～33名	行政手続法の概要・解説を講義。 なお、「執務便覧」において、手続法の概略や解説等を掲載し、業務に資するよう周知を図っている。また、省内イントラネットにおいても「執務便覧」が確認できるようになっている。
国土交 通省	国土交通大学校計画管理部 管理課	毎年度8～10月 (1.5h)	事務系職員で27～37才までの者	40名	行政手続法とは何か、手続法の理念、手続法の運用における諸問題等について講義。
	国土交通大学校計画管理部 都市計画課	毎年度7～8月 (1.5h)	国土交通省職員等で都市再開発に関する 業務を担当している係長級の職員	50名	行政手続法の概要及びその運用について講義。

行政機 関名	研修実施機関等	実施時期、期間	対象者（参加者）	人数	内 容
	国土交通大学校計画管理部 都市計画課	毎年度 10 月 (3h)	国土交通省職員等で宅地開発の許可・指 導、宅地政策及び宅地供給事業に関する業 務を担当している係長級の職員	40 名	行政手続法の概要及びその運用について講義。

2 国（地方支分部局）

行政機関名	研修実施機関等	実施時期、期間	対象者（参加者）	人数	内 容
北海道総合通信局	(情報通信政策研究所)	毎年度実施（時期、期間は研修コース毎にカリキュラム構成のバランスを考慮の上、設定）	総合通信局等の職員	実施年度、研修コースの別により変動	<p>情報通信政策研究所においては、情報通信行政に従事する職員を対象として、業務遂行能力の向上を図る目的で各種の集合研修コースを設定、実施しており、行政手続法に関する科目も盛り込んでいる。</p> <p>新規採用職員を対象とした研修コースにおいては、行政手続法に関する授業を必須科目として設定、実施しており、その他の研修コースにおいても、各コースの主たる目的とのバランスを考慮の上、単独科目として設定したり、関連科目の中で行政手続法を引用した進行とすること等を通じ、職員の能力向上に当たっている。</p>
中国総合通信局					
東海財務局	東海財務局	H13.9.3（30分～1時間）	管内財務事務所を含め、金融行政関係課に初めて配属された者	10名程度	管内財務事務所を含め、金融行政関係課に初めて配属された者にこれら関係課が行う処分と行政手続法との関係を周知する。研修対象者に行政手続法の条文を配布し、個別の処分ごとに当該処分と行政手続法との関係を周知。
中国財務局	(財務総合政策研究所中国研修支所)	4日間（平成14年度地方研修）	初任者及び転課者のうち、未受講者	5～10名程度	金融業務等個別業務に係る実務研修において、許認可等に携わる職員を対象に所管する許認可等ごとに、審査基準や標準処理期間等について、行政手続法との関係を解説、また、具体的な事例の紹介等を行っている。
四国財務局	(財務省財務総合政策研究所)	平成13年度	銀行等監督事務担当者	3名	総務省行政管理局職員を講師とした「行政手続法の概要」を受講している。
青森財務事務所	青森財務事務所	H14.10（約1時間）	許認可等関係職員	5名	財務省東北財務局青森財務事務所では、東北財務局研修支所が実施する金融行政関係の初任者職員に対する研修を受講した職員が講師となって、許認

行政機関名	研修実施機関等	実施時期、期間	対象者（参加者）	人数	内 容
					可等関係職員を対象として、行政手続法を周知するため、業務における具体的な許認可処分等ごとに行政手続法との関係を解説するなどにより、実践的な研修を実施している。
	(東北財務局研修支所)	H14. 10 (約 1 時間)	金融行政関係の初任者職員	14 名	金融行政関係の初任者職員に対する研修で、行政手続法に関する全般の説明を受けた上で、具体的な個別の処分事例をもとに行政手続法との関係について受講している。
東京財務事務所	東京財務事務所 (課内研修)	・還元研修は、中央・地方研修後、速やかに実施 ・新任者に対する課内研修は 7 月から 8 月にかけて実施	事務所職員	延べ 30 名程度	中央・地方研修の受講者による還元研修や新任者に対する課内研修において、行政手続法の概要等について説明するとともに、許認可等業務ごとに具体的事例に即して行政手続法との関係を解説している。
	(財務省財務総合政策研究所 (中央研修))	(H13 年度) H14. 1. 22 (1. 5h)	財務局職員のうち、金融庁関係事務について一定の経験を積んだ者	3 名	金融庁関係事務に係る専門研修に参加し、総務省の職員を講師とした行政手続法全般に関する研修を受講している。
(H13 年度) H14. 1. 21～1. 25		3 名		金融庁関係事務に係る専門研修に参加し、各処分行為と行政手続法との関係についての研修を受講しているところであり、当該研修においては許認可等業務ごとに具体的事例に即した解説が行われている。	
(H14 年度) H14. 10. 22～10. 24 H15. 1. 20～1. 24		7 名			
	(財務省財務総合政策研究所関東研修支所 (地方	(H13 年度) H13. 8. 28～8. 31	関東財務局職員のうち金融庁関係事務に従事する	15 名	金融庁関係事務に係る専門研修に参加し、各処分行為と行政手続法との関係についての研修を受講しているところであり、当該研修においては許認可

行政機関名	研修実施機関等	実施時期、期間	対象者（参加者）	人数	内 容
	研修))	H13. 9. 12～9. 14 H13. 9. 20～9. 21 (H14 年度) H14. 8. 27～8. 30 H14. 9. 4～9. 6 H14. 10. 24～10. 25	者	16 名	等業務ごとに具体的事例に即した解説が行われている。
名古屋税関	(税関研修所)	毎年度	新規採用職員等	新規採用職員については全員	大学教授を講師として行う行政法の講義の中で、行政手続法の概要について説明されている。
長崎税関	(税関研修所)	毎年度	新規採用職員等	新規採用職員については全員	大学教授を講師として行う行政法の講義の中で、行政手続法の概要について説明されている。
東京国税局	東京国税局 ① 酒税課 ② 総務課	①毎年8月下旬に1日 ②毎年7月下旬に2日	①新たに酒税部門に配属された職員 ②新任署総務課長補佐	① 20名程度 ② 30名程度	各研修の中で行政手続法についての講座は設けていないが、行政手続法の留意点、審査基準、標準処理期間の公表を求められたときの対応について研修を実施している。
高松国税局	高松国税局 ① 酒税部門 ② 個人課税部門	①毎年8月に数日間 ②毎年9月に1日程度	①新たに当該部門に配属された者 ②各税務署の個人課税部門の上席以下の担当職員	①10名程度 ②200名程度	①30分程度行政指導などについて研修している。 ②30分程度行政指導などについて研修している。
長崎労働局	(厚生労働省本省)	適宜	本省研修参加者	44名	行政手続法に関する研修項目は本省が主催する各種研修及び会議等の中に含まれている。
沖縄労働局	(沖縄行政評価事務所)	平成14年12月	課長クラス	10名	行政手続法の概要(手続室作成)

行政機関名	研修実施機関等	実施時期、期間	対象者（参加者）	人数	内 容
近畿農政局	近畿農政局	H14. 10. 29	府県職員等	31 名	農地転用制度の実務研修の中で、「行政手続法及び情報公開法」の講演（1 時間半程度）を実施している。
北海道経産局	（経済産業研修所）	11 月の 3 日間（平成 13 年度）	経済産業省の職員	4 名	行政法に関する研修の中で行政手続法について触れている
	（経済産業研修所）	11 月の 3 日間（平成 14 年度）	経済産業省の職員	1 名	行政法に関する研修の中で行政手続法について触れている
関東経産局	（経済産業研修所）	年 4 回、3 日間	経産省職員全員	20 名程度	行政手続法を含む行政法全般に関すること
近畿経済産業局	（経済産業研修所）	11 月の 3 日間	経済産業省職員（希望者）	2 名	行政法に関する研修の中で行政手続法について触れている。
中国経産局	（経済産業研修所）	年 2 回（3～5 日程度） （平成 13 年度、平成 14 年度）	希望者	6 名（13 年度） 2 名（14 年度）	「行政手続法」、「情報公開法」など、行政法の中でも特に広範な部署において日常業務との関係の深い法律について集中的に講義を行う。
四国運輸局	（国立交通大学校）	平成 13 年 9 月、平成 14 年 11 月	総務部総務課職員	1 名	一般的な内容
	（四国行政評価支局）	平成 14 年 12 月（30 分程度）	四国内の国、独立行政法人、地方公共団体の職員。 許認可等実務担当者に限定されていない。	2 名	一般的な内容（講師：総務省行政管理局行政手続室）
九州運輸局	（国土交通大学校）	平成 13 年度、14 年度	九州運輸局職員	平成 13 年度 1 名 平成 14 年度 2 名	一般的な内容

行政機関名	研修実施機関等	実施時期、期間	対象者（参加者）	人数	内 容
東京航空局	(国土交通省本省)	8日間（平成13年度及び平成14年度）	中堅係員	不明	行政手続法関係講座：法と行政（3時間）
	(国土交通省本省)	5日間（平成13年度及び平成14年度）	不明	不明	行政手続法関係講座：情報公開法と行政手続法（2時間）
北海道開発局	(国土交通省本省)	H13.9.10～9.14	総務担当課長補佐又は係長で広報及び情報公開を担当する者	2名	情報公開法と行政手続法（90分）
	(国土交通省本省)	H14.11.25～11.29	総務担当課長補佐又は係長で広報及び情報公開を担当する者	1名	情報公開法と行政手続法（90分）

(注) 研修を実施している機関については、地方支分部局等、当該機関が自ら実施している場合のほか、本省等他の機関で行われる研修へ参加させる方法等を採用している場合も研修を実施しているものとして掲上しており、本省等他の機関で研修を行っている機関を（ ）書きで記載した。

また、研修内容については、行政手続法について具体的な事例演習を行っている場合のほか、手続法の概要について、新任研修等、各種研修の中で講義等を実施している場合も、研修を実施しているものとして掲上した。

3 地方公共団体

行政機関名	研修実施機関等	実施時期、期間	対象者（参加者）	人数	内容
F 県	自治政策研修センター	毎年 5 日間	一般職員、係長、主査等（市町村職員と合同）	15 名	政策法務（基礎）研修のカリキュラムの一つとして「行政手続法概論」が実施されている。
G 県	自治人材開発センター	毎年度 9 月	新規採用職員	不明	行政手続法の一般的な内容
H 県	H 県	年度末（2～3 月）	新規採用者	不明	行政手続法に関する一般的なもの
I 県	人事室	年 1 回	若手職員	200 名～300 名	法制文書課等の職員による部内講師による法務全般に関する研修
J 県	県研修所	不明	不明	不明	課程研修の中で行政手続法にかかる研修を実施
K 県	行政評価支局	H14. 12（30 分）	国、独立行政法人、特殊法人、地方公共団体の職員（許認可等実務担当者に限定されていない）。	3 名（法務文書課職員だけの参加人数を記載）	講師：総務省行政管理局手続室 タイトル：行政手続法の的確な運用を指して 内容：一般的な内容
L 県	総務課	H13. 10～H14. 2	新規採用職員	約 200 名	行政手続法全般に関する一般的なもの
	県職員研修所	H13. 10～H14. 2	新規採用職員	約 10 名	行政手続法の全般に関する一般的な内容。様々な研修内容の一コマとして行政手続法の研修が行われている。
M 県	自治研修所	H13. 2. 12	県・市町村合同	40 名	行政法講座の中で、行政手続全般
		H14. 9. 10	県・市町村合同	49 名	行政法講座の中で、行政手続全般
J 市	総務省行政管理局	H13. 10. 22	国の行政機関、独立行政法人、特殊法人及び地方自治体の管理者及び中堅職員	1 名	行政手続法の概要、施行後 7 年の動向、電子政府・電子自治体への移行に向けた制度の見直し等の説明

行政機関名	研修実施機関等	実施時期、期間	対象者（参加者）	人数	内容
K市	職員課	13年度	新規採用職員 職種替職員研修 文書職員研修	新規採用職員：9名 職種替職員研修：37名 文書職員研修：61名	行政手続法に関する一般的なもの
	職員課	14年度	新規採用職員 職種替職員研修 文書職員研修	新規採用職員：7名 職種替職員研修：28名 文書職員研修：77名	行政手続法に関する一般的なもの
L市	L市	年1回	不明	20名程度	法務事務研修の中で行政手続の重要性を講義
M市	県が実施する行政法講座に参加	平成13年度	不明	2～3名	一般的な内容

表4-1-4 許認可等関係職員を対象に、所管する許認可等ごとに行政手続法との関係を解説するものや具体的な事例演習を行っているなど実践的な取組を実施しているもの

行政機関名	取組の内容
総務省	<p>総務省では、無線局取締り関連業務に従事している職員を対象に、科目名「行政手続法」(1日)を設け、電波法による不利益処分に関する条項と行政手続法との対応を中心に、行政手続法の対応条文の制定経緯、意義を解説するとともに、電波監視業務の現場における体験に基づく疑問点等について講師と質疑応答を行っている。併せて、授業科目「事例研究」において、電波法違反処理規程の運用事例を中心としたグループ討議実施に際しても、行政手続法の引用を行っている(毎年度実施)。</p>
東海財務局	<p>東海財務局では、管内3財務事務所の職員を含め、金融行政関係課に初めて配属された者に対し、行政手続法の条文を配布するとともに、所管する個別の処分ごとに当該処分と行政手続法との関係を解説・周知している(平成12年度、13年度及び15年度に実施)。</p>
中国財務局	<p>中国財務局では、金融業務等個別業務に係る実務研修において、許認可等に携わる職員を対象に所管する許認可等ごとに、審査基準や標準処理期間等について、行政手続法との関係を解説、また、具体的な事例の紹介等を行っている(平成14年度に実施)。</p>
青森財務事務所	<p>青森財務事務所では、東北財務局研修支所が実施する金融行政関係の初任者職員に対する研修を受講した職員が講師となって、許認可等関係職員を対象として、行政手続法を周知するため、業務における具体的な許認可処分等ごとに行政手続法との関係を解説するなどにより、実践的な研修を実施している(平成14年度に実施)。</p>

東京財務事務所	東京財務事務所では、行政手続法の概要等について説明するとともに、所管する許認可等業務ごとに、当該許認可等業務を担当する職員に対し、具体的事例に即して行政手続法との関係を解説している（平成13年度、14年度及び15年度に実施）。
---------	---

表 4 - (2) - 1 行政手続法の周知についての事業者からの主な意見等

No.	行政手続法の周知についての事業者からの主な意見等
1	行政手続法の名前は知っていたが、内容は知らなかった。今後、行政手続法を活用していきたいと考えている。特に書面交付制度については、必要な局面があれば、役所に対して要求したい。
2	行政手続法の存在自体を知らなかった。行政手続法の活用は、事業活動の円滑化に資するものであり、広く事業者が理解する必要があるが、行政手続法に関する広報活動が十分でないと思う。 役所から指導を受けても、指導なのか、命令なのかよく分からず、指導された事項は強制的に守らなければならないものであり、命令であると考えた。役所から「行政指導である」旨が明示され、当方が「行政指導は任意のものである」ことを知っていたら、違った対応をとることもできたはずである。
3	行政手続法の存在自体、まだまだ知られていない。特に中小企業の間ではほとんど知られていないと思う。標準処理期間については、知らなかった。今後、窓口において見せてもらうよう一度試してみたい。 行政指導が口頭で行われるとメモしきれない場合があり、書面交付制度は、非常に有用な制度であると思う。また、役所の各部署で起きたトラブル事例を役所で蓄積し、必要な対応措置をまとめた書面を交付してもらえれば理想的である。
4	行政手続法と行政不服審査法を混同していた。行政手続法の審査基準、標準処理期間ともどのようなものか承知していない。行政手続法の広報活動が足りないのではないかと。 行政手続法の書面交付制度を知っていたら、書面を要求できた場面が、これまで何回もあった。今後は、書面の要求をどんどんしたいと考えている。
5	行政手続法については、内容を全く知らなかった。 役所側が行政指導であるのかどうかをはっきりと言わなければ、指導なのか命令なのかよく分からない。民間人は、役所の言うことは聞かなければならないという思いが強い。行政指導に従うかどうかは任意のものであるからといって、何でもかんでも従わないということではないが、任意であることを知っているだけで役所への対応の仕方が異なってくる。
6	書面交付制度について知らなかったが、知っていれば書面を要求したと思う場面が数多くある。今後は、この制度を積極的に活用していきたいと考える。
7	行政手続法の内容については承知していなかった。特に書面交付制度について、こんなに良い制度があることを知らなかった。もし、知っていれば、これまで何度も役所側に書面交付を求められることができたかと悔やまれる。 行政手続法について、具体的な活用事例を事業者団体の講習会等で採り上げる等、もっと事業者への周知を徹底すべきである。周知方法としては、ホームページ等で公表して欲しい。
8	行政手続法の存在を知らなかった。また、行政指導に強制力がないことについては、これまで、法的な義務が多少なりともあると思っていたので意外だった。行政手続法の国民への周知が足りないと思う。
9	行政手続法が一般の市民や事業者に十分に周知されていないと思うので、今後はこれらの周知活動を充実させるべきである。
10	行政手続法があることを知らなかった。事業者十分に周知されていないと思う。

No.	行政手続法の周知についての事業者からの主な意見等
11	行政手続法の概要と具体的な内容をもっと周知して欲しい。
12	申請者は行政手続法を知らないなので、申請の際に申請者が困ると思われることをホームページ及び申請受付の見える所に表示して欲しい。
13	行政手続法について、より分かりやすく周知して欲しい。
14	行政手続法が事業者十分に周知されていないと思うので、事業者に対する行政手続法の周知活動を充実させるべき。また、行政機関の担当者は、行政手続法の趣旨・内容を十分に理解しているとは思えないので、行政機関の担当者に対する研修を充実させるべき。
15	行政手続法はまだまだ、国民に浸透していない法律であり、更に周知活動に力を入れるべきである。
16	行政手続法の存在のアピールをもっと行った方が良い。行政から言われると一方的に従わなければならないと思っている人は多いと思う。

(注) 当局の調査結果による。

5 パブリック・コメント手続の見直し

勸告	説明図表番号
<p>パブリック・コメント手続は、「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」(平成 11 年 3 月 23 日閣議決定)において、「規制の設定又は改廃に伴い政令・省令等を策定する過程において、国民等の多様な意見・情報・専門的知識を行政機関が把握するとともに、その過程の公正の確保と透明性の向上を図ることが必要であることから、規制の設定又は改廃に当たり、意思決定過程において広く国民等に対し案等を公表し、それに対して提出された意見・情報を考慮して意思決定を行う意見提出手続」として定められている。</p> <p>また、3か年計画では、意見・情報の募集期間の見直し、意見を採用しない場合における行政機関の考え方の公表等の見直しを図るとともに、「行政手続法の見直し作業において、パブリック・コメント手続の法制化についても検討を行う」とされている。</p> <p>総務省行政管理局では、平成 11 年度以降毎年度、各府省におけるパブリック・コメント手続の実施状況を取りまとめて公表しており、また、3か年計画を踏まえ、平成 16 年 4 月から総務大臣主催の「行政手続法検討会」を開催し、行政立法手続等の法制化等について、有識者による専門的な検討を行っている。</p>	
<p>今回、各府省のパブリック・コメント手続の実施状況を調査した結果、次のような状況がみられた。</p>	
<p>ア パブリック・コメント手続の対象となっている許認可等に係る審査基準を定める場合であったにもかかわらず、当該手続を経していないものがある。(1 事例)</p>	表 5-1
<p>イ 意見・情報の募集期間については、「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」において、意見・情報の提出に必要とされる時間等を勘案し、1か月程度を一つの目安とするとされているが、その実績をみると、平成 14 年度の調査結果(平成 15 年 8 月 22 日総務省行政管理局公表)では、全件数 506 件(12 府省)のうち 217 件(42.9%)が 28 日未満となっており、さらに、府省ごとの実績をみると、当該府省が実施したパブリック・コメント手続のうち 28 日未満のものが過半数を占めている府省が 12 府省中 7 府省となっており、中には、80%を超えるものが 3 府省みられた。</p>	表 5-2
<p>意見・情報の募集期間が閣議決定で示された 1か月程度という目安を下回っている理由をみると、「法律の施行日に合わせる必要があった」、「迅速に必要な措置を講ずる必要があった」、「関係省庁との調整に時間を要した」、「パブリック・コメント案策定から政令施行日までの期間が短かった」などとなっているが、この理由についての精査は行われていない。</p>	表 5-3
<p>意見・情報の募集期間について、3か年計画では、「現在、「1か月程度を一つの目安」として、各案件については各府省の裁量にゆだねている意見・情報の募集期間について、原則 30 日間を確保することとし、例外的にそれを下回る期間を設定する場合においては、その理由を募集の周知と同時に公表する」とされ、その在り方を見直しが求められている。</p>	

勸告	説明図表番号
<p>なお、意見・情報の募集期間について、会員事業者に対して行ったアンケート調査の結果を基に、「十分な期間を確保すべきである」と提言している経済団体がある。</p>	表5-4
<p>ウ ①「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」では、意見・情報の処理として、「これ（提出された意見・情報）に対する当該行政機関の考え方を取りまとめ、提出された意見・情報と併せて公表する」とされているが、意見・情報が提出されたにもかかわらず、意思表示の時点までに、その意見・情報が公表されていないものや意見・情報が未集計のまま手続が完了したとしているものなど処理が不適切となっているもの（17件）、②総務省行政管理局は、各府省に対し、「閣議決定の趣旨に照らして適当でないと考えられる事案」として、「意見・情報が提出されなかった案件で、その旨を公表していない例」を示しているが、意見・情報が提出されなかった案件で、意思表示の時点までに、その旨を公表していないもの（35件）がみられた。</p>	表5-5
<p>したがって、関係府省は、パブリック・コメント手続について、その実施の徹底を図るとともに、実施した結果の公表を確実に行うこと。（金融庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）</p> <p>また、総務省行政管理局は、各府省に対し、その徹底を求めるとともに、パブリック・コメント手続の法制化に当たっては、意見・情報の募集期間や意見・情報の募集を行った結果の公表の在り方を含め検討すること。</p>	表5-6

表5-1 パブリック・コメント手続の対象となっている許認可等に係る審査基準を定める場合であったにもかかわらず、当該手続を経ていないもの（1事例）

法令等名(条項)	証券取引法(昭和23年法律第25号)第28条、第28条の4等
処 分 名	証券業の登録
事 例 区 分	パブリック・コメント手続を経ていないもの
事 務 区 分	国の直接執行事務
行 政 庁 名	旧金融監督庁
説 明	<p>1 金融庁は、証券取引法第28条に基づく証券業の登録について、証券取引法第28条の4第1項第12号に登録拒否要件を規定するほか、平成11年6月に、「証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について」(以下、「事務ガイドライン」という。)を定め、「(証券取引)法第28条の4第1項第12号に規定する証券業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない株式会社であるか否かの審査」基準としている。</p> <p>2 当該事務ガイドライン中、「第1部証券会社等の監督関係 2.登録申請関係 2-1 登録申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項」においては、上記審査について、以下の基準が示されており、これは、「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」(平成11年3月23日閣議決定)において、パブリック・コメント手続を経て策定することが求められているものである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 営もうとする業務の適確な遂行に必要な人員が各部門に配置され、内部管理等の責任者が適正に配置される組織体制、人員構成にあること。</p> <p>② 次に掲げる体制整備が可能な要員の確保が図られていること。</p> <p>イ 法定帳簿・報告書等の作成、管理</p> <p>ロ ディスクロージャー</p> <p>ハ 顧客資産の分別保管</p> <p>ニ リスク管理</p> <p>ホ 電算システム管理</p> <p>ヘ 売買管理、顧客管理</p> <p>ト 苦情・トラブル処理</p> <p>チ 内部監査</p> <p>③ 常勤役職員の中に証券業務を3年以上経験した者が複数確保されていること。</p> </div>

	<p>3 ところが、金融庁では、上記事務ガイドライン規定について、パブリック・コメント手続を実施しておらず、その理由として「従来から適用されていた基準を明文化したものであり軽微なものと考えているため」としている。</p> <p>4 しかし、閣議決定（「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」（平成11年3月23日閣議決定））では、パブリック・コメント手続を経て策定することについて、本事例のように、これまで事実上の判断基準としていたものを審査基準として策定する場合を除外しているものではなく、上記事務ガイドライン規定は、国民等の多様な意見・情報・専門的知識を行政機関が把握するために、パブリック・コメント手続を経て策定されるべきものであった。</p>
--	---

表5-2

「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」の意見募集期間

府省名	合計	28日 以上	割合	28日未満									
				小計		① 21日以上 28日未満	割合	② 14日以上 21日未満	割合	③ 7日以上 14日未満	割合	④ 7日未満	割合
公正取引委員会	2	1	50.0%	1	50.0%	0	0.0%	1	50.0%	0	0.0%	0	0.0%
警察庁	8	3	37.5%	5	62.5%	4	50.0%	1	12.5%	0	0.0%	0	0.0%
金融庁	28	2	7.1%	26	92.9%	3	10.7%	10	35.7%	13	46.4%	0	0.0%
総務省	71	48	67.6%	23	32.4%	13	18.3%	6	8.5%	4	5.6%	0	0.0%
法務省	15	11	73.3%	4	26.7%	1	6.7%	1	6.7%	2	13.3%	0	0.0%
財務省	8	1	12.5%	7	87.5%	0	0.0%	1	12.5%	6	75.0%	0	0.0%
文部科学省	24	4	16.7%	20	83.3%	3	12.5%	12	50.0%	5	20.8%	0	0.0%
厚生労働省	46	29	63.0%	17	37.0%	3	6.5%	13	28.3%	1	2.2%	0	0.0%
農林水産省	127	107	84.3%	20	15.7%	5	3.9%	10	7.9%	5	3.9%	0	0.0%
経済産業省	60	24	40.0%	36	60.0%	11	18.3%	20	33.3%	5	8.3%	0	0.0%
国土交通省	74	36	48.6%	38	51.4%	7	9.5%	18	24.3%	12	16.2%	1	1.4%
環境省	43	23	53.5%	20	46.5%	10	23.3%	7	16.3%	3	7.0%	0	0.0%
計	506	289	57.1%	217	42.9%	60	11.9%	100	19.8%	56	11.1%	1	0.2%

(注) 総務省行政管理局が実施した「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」の実施状況(平成14年度)の調査結果に基づき当局が作成した。

表5-3

意見・情報募集期間が14日未満のもの（意見・募集期間が1か月を下回った理由）

No.	府省名	担当局課	案件名	開始日	終了日	募集期間	意見・情報募集期間が1か月を下回った理由
1	金融庁	総務企画局企画課	「資産の流動化に関する法律施行令等の一部を改正する政令案」の公表について	平成14年 4月1日	平成14年 4月12日	12日間	案件の内容及び影響が軽微なものであり、また、施行日が商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行の日と定められており、スケジュールの都合上、上記の募集期間としたもの。
2	金融庁	総務企画局市場課	証券会社の行為規制等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）の公表について	平成14年 8月28日	平成14年 9月9日	13日間	顧客の利便性の向上のため、迅速に法令改正を行う必要があったため
3	金融庁	総務企画局市場課	有価証券の空売りに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）の概要の公表について	平成14年 8月28日	平成14年 9月9日	13日間	平成14年8月6日に公表された「証券市場の改革促進プログラム」の策定にあたり、市場に対する信頼性の向上を図るため、信用取引について、公正な取引を確保するための価格ルールの導入を、8月中に案文公表し、9月に実施することとされたため。
4	金融庁	総務企画局市場課 企業開示参事官室	財務諸表等の用語、株式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令案の公表について	平成14年 9月20日	平成14年 9月30日	11日間	財務諸表等の用語、株式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する府令の改正については、企業会計審議会から「監査基準の改訂に関する意見書」が公表されたことに伴い行われたものであり、「監査基準の改訂に関する意見書（公開草案）」を公表するに際しても、パブリックコメントを約1ヶ月間募集し、意見の集約が図られたことから、今回の内閣府令改正に係るパブリックコメントの募集期間については1ヶ月未満とした。
5	金融庁	総務企画局市場課	証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律	平成14年 10月28日	平成14年 11月6日	10日間	改正後の規定を速やかに施行する必要があった一方、振替機関の指定及び清算機関の免許の申請のための準備期間を十分確保

No.	府省名	担当局課	案件名	開始日	終了日	募集期間	意見・情報募集期間が1か月を下回った理由
			の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（仮称）（案）の公表について				する必要があったこと等から、速やかな公布が求められたため、やむを得ず1か月を下回った。
6	金融庁	総務企画局市場課	短期社債等の振替に関する法律施行規則等の一部を改正する命令等（案）の公表について	平成 14 年 10 月 28 日	平成 14 年 11 月 6 日	10 日間	改正後の規定を速やかに施行する必要があった一方、振替機関の指定及び清算機関の免許の申請のための十分な準備期間を確保する必要があったこと等から、速やかな公布が求められたため、やむを得ず1か月を下回った。
7	金融庁	総務企画局市場課	投資信託及び投資法人に関する法律施行令等の改正案の公表について	平成 14 年 10 月 28 日	平成 14 年 11 月 6 日	10 日間	「構造改革特区推進のためのプログラム」に基づき、全国的に実施することとされ、迅速な対応が必要と考えられるため、上記期間とした。
8	金融庁	総務企画局信用課	「金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法」の施行に伴う政令・省令・告示の整備について	平成 14 年 12 月 11 日	平成 14 年 12 月 17 日	7 日間	法案の成立が 12 月 11 日であり、それまでのパブリックコメントの開始が出来なかった。また、法律の施行は平成 15 年 1 月 1 日となっており、年内に公布手続きを完了するためには、12 月 17 日までにパブリックコメントの手続きを終了する必要があった。
9	金融庁	総務企画局市場課 企業開示参事官室	財務諸表等の監査証明に関する内閣府令及び中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令案の公表について	平成 15 年 1 月 15 日	平成 15 年 1 月 24 日	10 日間	財務諸表等の監査証明に関する内閣府令、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する府令の改正については、企業会計審議会から「監査基準の改訂」及び「中間監査基準の改訂」が公表されたことに伴い行われるものであり、「監査基準の改訂に関する意見書（公表草案）」及び「中間監査基準の改訂に関する意見書（公表草案）」を公表するに際し

No.	府省名	担当局課	案件名	開始日	終了日	募集期間	意見・情報募集期間が1か月を下回った理由
							ても、パブリック・コメントを1ヶ月間募集し、意見の集約が図られたことから、今回の内閣府令の改正に係るパブリック・コメントの募集期間は1ヶ月未満とした。
10	金融庁	総務企画局市場課	上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令案の公表について	平成15年 2月28日	平成15年 3月10日	11日間	証券取引法施行令の改正に伴い、当該府令を速やかに制定する必要があったため、やむを得ず1か月を下回った。
11	金融庁	総務企画局企業開 示参事官室	証券取引法施行令の一部を改正する政令案の公表について	平成15年 2月28日	平成15年 3月10日	11日間	金融審議会第一部会報告「証券市場の改革促進」において、改正する内容を既に公表していること、及びその報告に基づく政令公布をすみやかに行う必要があったため。
12	金融庁	総務企画局企業開 示参事官室	企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令案の公表について	平成15年 3月11日	平成15年 3月17日	7日間	金融審議会第一部会報告「証券市場の改革促進」において、改正する内容を既に公表していること、及びその報告に基づく内閣府令等の公布をすみやかに行う必要があったため。
13	金融庁	総務企画局市場課	上場等株券の発行者である社会が行う上場等株券の売買等に関する内閣府令の特例に関する内閣府令（案）の公表について	平成15年 3月13日	平成15年 3月19日	7日間	イラク情勢等を背景に、投資家及び上場企業等の不安が増しており、市場の不安定な状況が落ち着くまでの措置を早急に講じる必要があったため。
14	総務省	消防庁予防課	消防法施行令の一部を改正する政令（案）についての意見募集について	平成13年 10月16日	平成13年 10月28日	13日間	国民の生活に密接に関わる内容であることから、本省令案の公布を早急に行う必要があったため。
15	総務省	消防庁予防課	消防法施行令の一部を改正する政令（案）についての意見募集について	平成14年 7月10日	平成14年 7月21日	12日間	国民の生活に密接に関わる内容であることから、本政令案の公布を早急に行う必要があったため。
16	総務省	消防庁予防課	消防法施行規則の一部を改正す	平成14年	平成14年	13日間	国民の生活に密接に関わる内容であることから、本省令案の公

No.	府省名	担当局課	案件名	開始日	終了日	募集期間	意見・情報募集期間が1か月を下回った理由
			る省令（案）についての意見募集について	8月19日	8月31日		布を早急に行う必要があったため。
17	総務省	消防庁特殊災害室	石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の改正及び石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定の改正についての意見募集について	平成15年 3月11日	平成15年 3月17日	7日間	改正内容が、軽易であるため。
18	法務省	民事局商事課	証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（仮称）（案）の公表について	平成14年 10月28日	平成14年 11月6日	10日間	改正後の規定を速やかに施行する必要があった一方、振替機関の指定及び清算機関の免許の申請のための準備期間を十分確保する必要があったこと等から、速やかな公布が求められたため、やむを得ず1か月を下回った。
19	法務省	民事局商事課	短期社債等の振替に関する法律施行規則等の一部を改正する命令等（案）の公表について	平成14年 10月28日	平成14年 11月6日	10日間	改正後の規定を速やかに施行する必要があった一方、振替機関の指定及び清算機関の免許の申請のための十分な準備期間を確保する必要があったこと等から、速やかな公布が求められたため、やむを得ず1か月を下回った。
20	財務省	国際局為替市場課 国際収支室	外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令案の概要の公表について	平成14年 5月31日	平成14年 6月10日	11日間	本手続の検討段階から、関係者と意見交換を行い、基本的事項については、コンセンサスの形成を行っていたこと及び公布から施行まで周知・準備期間を十分に取る必要があり、速やかな公布を求められていたことから、意見募集期間は左記期間とした。
21	財務省	国際局調査課外国	「外国為替令の一部を改正する	平成14年	平成14年	10日間	本手続の検討段階から、関係者と意見交換を行い、基本的事項

No.	府省名	担当局課	案件名	開始日	終了日	募集期間	意見・情報募集期間が1か月を下回った理由
		為替室	政令案」の公表について	7月7日	7月16日		については、コンセンサスの形成を行っていたこと及び本政令を速やかに公布することにより、銀行等に対して十分な周知・準備期間を取る必要があったことから、意見募集期間は左記期間とした。
22	財務省	国際局調査課外国 為替室	「外国為替に関する省令の一部を改正する省令案」の公表について	平成14年 7月30日	平成14年 8月6日	8日間	本手続の検討段階から、関係者と意見交換を行い、基本的事項については、コンセンサスの形成を行っていたこと及び速やかに本省令を公布し銀行等に対して十分な周知・準備期間を取る必要があったことから意見募集期間は左記期間とした。
23	財務省	国際局調査課外国 為替室	「対内直接投資等に関する命令第3条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件」の告示改正案の概要の公表について	平成14年 9月4日	平成14年 9月16日	13日間	本手続の検討段階から、関係者と意見交換を行い、基本的事項については、コンセンサスの形成を行っていたこと及び平成14年10月1日から日本標準産業分類の改訂が実施されるため、本告示の速やかな公布が求められたことから、意見募集期間は左記期間とした。
24	財務省	理財局国債課、大臣官房信用機構課	短期社債等の振替に関する法律施行規則等の一部を改正する命令等（案）の公表について	平成14年 10月28日	平成14年 11月6日	10日間	改正後の規定を速やかに施行する必要があった一方、振替機関の指定及び清算機関の免許の申請のための十分な準備期間を確保する必要があったこと等から、速やかな公布が求められたため、やむを得ず1か月を下回った。
25	財務省	理財局国債課、大臣官房信用機構課	証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（仮称）（案）の公表について	平成14年 10月28日	平成14年 11月6日	10日間	改正後の規定を速やかに施行する必要があった一方、振替機関の指定及び清算機関の免許の申請のための準備期間を十分確保する必要があったこと等から、速やかな公布が求められたため、やむを得ず1か月を下回った。

No.	府省名	担当局課	案件名	開始日	終了日	募集期間	意見・情報募集期間が1か月を下回った理由
26	文部科学省	高等教育局大学課 大学改革推進室法 規係	大学設置基準等の一部改正に関 するパブリックコメント（意見 提出手続）実施について	平成 14 年 3 月 1 日	平成 14 年 3 月 12 日	12 日間	平成 14 年 2 月 21 日の中央教育審議会の答申を受けて改正作業 を行ったものである。上記答申については、平成 14 年 1 月 31 日から平成 14 年 2 月 13 日の間で、既にパブリックコメントを 行っていることを踏まえ、意見募集期間の設定を行った。
27	文部科学省	高等教育局高等教 育企画課、同私学 部私学行政課	大学等の設置等の認可申請に係 る書類の様式及び提出部数を定 める件及び学校法人の寄附行為 （変更）の審査関係規程の改正 について	平成 14 年 3 月 13 日	平成 14 年 3 月 19 日	7 日間	平成 15 年度開設分から運用するためには、年度内に改正・通知 することが望ましいため、事務処理上早急に対応することが必 要であったため。
28	文部科学省	初等中等教育局教 職員課	教育職員免許法施行規則等の一 部改正に関する意見の募集につ いて	平成 14 年 6 月 7 日	平成 14 年 6 月 17 日	11 日間	教育職員免許法の一部を改正する法律（平成十四年法律第五十 五号）が公布された五月三十一日から、同法が施行される七月 一日までの間に教育職員免許施行規則等の一部を改正する省令 を早急に定める必要があったため。
29	文部科学省	初等中等教育局教 科書課	義務教育諸学校教科用図書検定 基準・高等学校教科用図書検定 基準の一部改正（案）及び教科 用図書検定規則の一部改正（案） に関するパブリック・コメント の実施について	平成 14 年 8 月 1 日	平成 14 年 8 月 7 日	7 日間	①この意見募集を行う以前に、既に「教科書に対する意見提出 窓口」において広く国民から具体的な意見・提言を募集してい ること（4 月 10 日～5 月 10 日）、②教科書協会に対するヒアリ ングの機会を設け、また協会が各発行者に対して実施したアン ケート結果を踏まえて検討を行うなど、検定基準等の改正に関 係の深い教科書発行者の意見も十分に踏まえながら検討を行っ たこと、③15 年度の検定から適用するためには、出来るだけ早 期に基準等を改正し、示してほしいとの発行者の要請を踏まえ る必要があること等の理由を総合的に勘案し、1 週間と定めたも のである。

No.	府省名	担当局課	案件名	開始日	終了日	募集期間	意見・情報募集期間が1か月を下回った理由
30	文部科学省	初等中等教育局初等中等教育企画課	学校教育法施行規則の一部改正に関するパブリックコメントの実施について	平成 15 年 3 月 21 日	平成 15 年 3 月 30 日	10 日間	「規制改革推進3か年計画（改定）において、14 年度中の改正が決定され、早急に対応する必要があったため。
31	厚生労働省	職業安定局雇用保険課	雇用保険率に関する弾力条項の発動について	平成 14 年 7 月 29 日	平成 14 年 8 月 9 日	12 日間	雇用保険率に関する弾力条項の発動については、関係審議会である労働政策審議会雇用保険部会が平成 14 年 7 月 19 日にとりまとめた中間報告の中で「弾力条項については、可能な限り早急に（本年 10 月を目処）、制度上可能な 2/1000 の引上げを発動することはやむおでないものと認める。」とされたところ、年度途中での雇用保険率の変更については特に十分な周知を行い国民の理解を得る必要があったため、周知期間を見込むと雇用保険率の変更に係る告示を可能な限り早急に制定することが必須であったため。
32	農林水産省	経営局協同組織課	「農業協同組合法施行令の一部を改正する政令案」についての意見・情報の募集	平成 14 年 5 月 21 日	平成 14 年 5 月 27 日	7 日間	当該政令改正は、特定の事業主（信用事業を行う農業協同組合連合会）に関するものであり、広く一般に適用されるものではないため。
33	農林水産省	経営局金融調整課	農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案について	平成 14 年 6 月 4 日	平成 14 年 6 月 14 日	11 日間	制度の見直しにあたって共管省庁である関係省庁との調整を行うことが不可欠であり、その調整に一定の日時を要したこととともに、当該政令の施行日を法律の施行日と合わせる必要があったことによる。（施行日：14 年 7 月 1 日）
34	農林水産省	経営局金融調整課	農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令案について	平成 14 年 6 月 6 日	平成 14 年 6 月 14 日	9 日間	制度の見直しにあたって共管省庁である関係省庁との調整を行うことが不可欠であり、その調整に一定の日時を要したこととともに、当該命令の施行日を関係法律の施行日と合わせる必要

No.	府省名	担当局課	案件名	開始日	終了日	募集期間	意見・情報募集期間が1か月を下回った理由
							があったことによる。(施行日：平成14年7月1日)
35	農林水産省	経営局金融調整課	「農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部を改正する命令案」及び「農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令案」について	平成14年 9月20日	平成14年 9月26日	7日間	制度の見直しにあたって共管省庁である関係省庁との調整を行うことが不可欠であり、その調整に一定の日時を要したこととともに、当該命令の施行日を他業態の関係規則の施行日と合わせる必要があったことによる。(施行日：平成14年10月1日)
36	農林水産省	経営局金融調整課	農水産業協同組合貯金保険法施行令の一部を改正する政令案について	平成15年 1月22日	平成15年 1月31日	10日間	制度の見直しにあたって共管省庁である関係省庁との調整を行うことが不可欠であり、その調整に一定の日時を要したこととともに、当該政令の施行日を法律の施行日と合わせる必要があったことによる。(施行日：平成15年4月1日)
37	経済産業省	商務情報政策局情報通信機器課	家電リサイクル法におけるフロン対策の強化に対する意見募集について	平成14年 11月11日	平成14年 11月22日	12日間	当該パブリックコメントを募集することとなった産業構造審議会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電等リサイクル専門委員会合同会議が2回の開催であったこと、内容が多岐にわたるものではないこと等から1か月は要しないと判断したところ。
38	経済産業省	製造産業局自動車課	使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)施行令及び施行規則の制定に対する意見の募集について	平成14年 11月22日	平成14年 12月2日	11日間	自動車リサイクル法の第一段施行に向けて、対象となる自動車の範囲等に関する規定を早急に定める必要があったため。
39	経済産業省	貿易経済協力局貿易管理部貿易管理	輸出貿易管理令及び輸入公表の一部を改正する件に関する意見	平成14年 12月6日	平成14年 12月16日	11日間	国際約束に基づく制度であり、国内産業への影響を考慮して至急に対応する必要があったため。

No.	府省名	担当局課	案件名	開始日	終了日	募集期間	意見・情報募集期間が1か月を下回った理由
		課	の募集について				
40	経済産業省	資源エネルギー庁 省エネルギー・新 エネルギー部省エ ネルギー対策課	建設物の省エネルギー基準改正 に係る意見の募集について	平成 15 年 1 月 31 日	平成 15 年 2 月 12 日	13 日間	エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律（平成 14 年法律 59 号）が施行（平成 15 年 4 月 1 日）されるまでに、今回改正した同法告示の改正内容を周知、徹底するために早めの公示が必要であり、意見募集期間が1か月を下回った。
41	経済産業省	原子力安全・保安 院原子力発電検査 課	電気事業法施行規則の改正に対 する意見募集について	平成 15 年 2 月 20 日	平成 15 年 3 月 3 日	12 日間	本意見募集の対象となった電気事業法施行規則の改正は、平成 14 年 12 月に公布された電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（公布後 1 年以内（平成 15 年 10 月頃を目途））の所要の規定を整備する観点から、数種の省令を随時改正しているものの一つであり、今後行う省令改正作業の基ともなるものであるため、短期の期間で行ったものである。なお、既に内規として定め、公知の内容を省令として位置付けをより明確にしたものであり、また、当該内容には変更はない。
42	国土交通省	総合政策局 国土 環境・調製課	「土地収用法第 88 条の 2 の細目 を定める政令の制定」「公共用地 の取得に伴う損失補償基準要綱 （閣議決定）の一部改正」「公共 用地の取得に伴う損失補償基準 要綱の施行について（閣議了解） の一部改正」	平成 14 年 6 月 21 日	平成 14 年 6 月 28 日	8 日間	当該政令案等の法令審査が長引いた関係で、パブリックコメントとして意見募集すべき政令案等の確定が閣議決定の直前までずれ込んでしまい、意見募集開始が大幅に遅れたため。また、閣議決定を 7 月 2 日に控えており、前日の事務次官会議及び閉庁日等を考慮すると、当該意見募集期間は最長でも 8 日間しかとれなかったため。
43	国土交通省	総合政策局不動産	土壌汚染対策法の施行に伴う宅	平成 14 年	平成 14 年	11 日間	公布日がせまっており、スケジュールの都合で、やむを得ず 11

No.	府省名	担当局課	案件名	開始日	終了日	募集期間	意見・情報募集期間が1か月を下回った理由
		業課	地建物取引業法施行令に関するパブリックコメント（意見提出手続）実施について	9月27日	10月7日		日間とせざるを得なかった。
44	国土交通省	総合政策局不動産業課	建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴う宅地建物取引業法施行令等の改正に関するパブリックコメント（意見提出手続）実施について	平成14年10月23日	平成14年10月30日	8日間	公布日がせまっており、スケジュールの都合でやむを得ず、8日間とせざるを得なかった。
45	国土交通省	総合政策局不動産業課	自然公園法施行令の一部を改正する政令による宅地建物取引業法施行令及び不動産特定共同事業法施行令の改正に関するパブリックコメント（意見提出手続）実施について	平成14年11月18日	平成14年11月29日	12日間	公布日がせまっており、スケジュールの都合で、やむを得ず12日間とせざるを得なかった。
46	国土交通省	住宅局市街地建築課	マンションの建替えの円滑化等に関する法律の施行期日を定める政令（案）及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律施行令（案）に対するパブリックコメントの募集について	平成14年11月22日	平成14年11月29日	8日間	パブリックコメント案決定から施行予定日までの期間が短かったため。
47	国土交通省	住宅局市街地建築課	マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行規則（案）に	平成14年12月3日	平成14年12月10日	8日間	パブリックコメント案決定から施行予定日までの期間が短かったため。

No.	府省名	担当局課	案件名	開始日	終了日	募集期間	意見・情報募集期間が1か月を下回った理由
			対するパブリックコメントの募集について				
48	国土交通省	住宅局市街地建築課、都市・地域整備局都市計画課、市街地整備課	建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（案）に対するパブリックコメントの募集について	平成 14 年 12 月 10 日	平成 14 年 12 月 17 日	8 日間	パブリックコメント案決定から施行予定日までの期間が短かったため。
49	国土交通省	住宅局建築指導課	建築物の省エネルギー基準改正に係る意見の募集について	平成 15 年 1 月 31 日	平成 15 年 2 月 12 日	13 日間	建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準については、その公布に迅速性及び緊急性を要したため。
50	国土交通省	航空局技術部運航課	航空法施行規則の一部改正	平成 15 年 2 月 10 日	平成 15 年 2 月 14 日	5 日間	諸事情により、当該省令への対応がおくれたが、当該省令についても年度始めからの施行が必要であったため。
51	国土交通省	住宅局建築指導課	高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）施行規則の一部を改正する省令案及び告示案に係るパブリックコメントの募集について	平成 15 年 2 月 13 日	平成 15 年 2 月 19 日	7 日間	改正法の施行が 4 月 1 日であったことに加え、政令後の省令策定へ向けた作業期間が必要であったこと、及び省令のパブリックコメント後の周知期間を 1 ヶ月取る必要があったため。
52	国土交通省	住宅局建築指導課	「エネルギーの使用の合理化に関する法律第 15 条の 2 第 1 項に基づく特定建築物に係る届出に関する省令」案に係る意見の募集について	平成 15 年 2 月 24 日	平成 15 年 3 月 3 日	8 日間	エネルギーの使用の合理化に関する法律第 15 条の 2 第 1 項に基づく特定建築物に係る届出に関する省令については、その公布に迅速性及び緊急性を要したため。
53	国土交通省	住宅局市街地建築課	高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の	平成 15 年 3 月 17 日	平成 15 年 3 月 24 日	8 日間	パブリックコメント案決定から施行予定日までの期間が短かったため。

No.	府省名	担当局課	案件名	開始日	終了日	募集期間	意見・情報募集期間が1か月を下回った理由
			促進に関する法律関連告示（特定施設（建築基準法第52条第5項に規定する共同住宅の共用の廊下及び階段をのぞく。）の床面積が高齢者、身体障害者等の円滑な利用を確保するため通常の床面積よりも著しく大きい建築物に関し国土交通大臣が高齢者、身体障害者等の円滑な利用を確保する上で有効と認めて定める基準）（案）に対するパブリックコメントの募集について				
54	国土交通省	住宅局建築指導課	建築物の開口部で採光に有効な部分の面積の算定方法で別に定めるものを定める件（案）に係るパブリックコメントの募集について	平成 15 年 3 月 17 日	平成 15 年 3 月 25 日	9 日間	建築物の開口部で採光に有効な部分の面積の算定方法で別に定めるものを定める件の告示については、その公布に迅速性及び緊急性を要したため。
55	環境省	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 企画課リサイクル推進室	家電リサイクル法におけるフロン対策の強化に対する意見募集について	平成 14 年 11 月 11 日	平成 14 年 11 月 22 日	12 日間	断熱材フロン対策等のため、家電リサイクル法施行令の改正を早急に行う必要があったため。
56	環境省	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部	使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）	平成 14 年 11 月 22 日	平成 14 年 12 月 2 日	11 日間	自動車リサイクル法の第一段施行に向けて、対象となる自動車の範囲等に関する規定を早急に定める必要があったため。

No.	府省名	担当局課	案件名	開始日	終了日	募集期間	意見・情報募集期間が1か月を下回った理由
		企画課リサイクル推進室	施行令及び施行規則の制定に対する意見の募集				
57	環境省	自然環境局野生生物課	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」に対する意見募集について	平成 15 年 1 月 16 日	平成 15 年 1 月 26 日	11 日間	条約事務局からの新・附属書の正式な通報が遅れたが、平成 15 年 2 月 13 日の新・附属書の発行日に施行令を施行させる必要があったため、パブリックコメント実施期間を短縮したもの。

(注) 総務省行政管理局が実施した「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」の実施状況（平成 14 年度）の調査結果に基づき当局が作成した。

表5-4 「更なる行政運営の公正確保・透明性向上のための課題
—行政手続の在り方に関するアンケート調査結果報告—抄—
(平成14年3月19日 (社)経済団体連合会 行政改革推進委員会)

2002年3月19日
(社)経済団体連合会
行政改革推進委員会

1. 調査の概要

行政改革推進委員会では、規制改革の実効性を高めるためには、規制そのものの改廃とともに、規制の制定から実際の運用に至るまで、行政運営の公正性を確保し、透明性を高める必要があると考え、昨年11月から12月にかけて、経団連法人会員企業1,008社を対象に、行政手続法をはじめとする諸制度の運用実態を把握するため、標記アンケート調査を実施した。

【回答総数】140社(※199社)

※複数の事業部が回答した企業もあるため、社数と件数は一致していない

【調査期間】2001年11月21日～12月19日

【対象手続】行政手続法(許認可等の申請に対する処分、行政指導、届出)

パブリックコメント手続

日本版ノーアクションレター制度

行政機関情報公開法

(略)

3. 調査結果から得られた今後の課題

(2) パブリックコメント手続の運用改善

- ① 今回のアンケートで示されたように、民間から提出された意見・情報やこれに対する行政機関の考え方を公表する際には、最終的な意思決定への反映状況(反映しない場合の理由も含め)を極力詳細に記載するとともに、手続の実施を広く一般国民・事業者にしらせるため、広報手法を改善する必要がある。意見・情報の募集期間についても、1～2ヶ月程度等、十分な期間を確保すべきである。

(略)

表5-5 意見・情報が提出されたにもかかわらず、意思表示の時点までに、その意見等が公表されていないものや意見等が未集計のまま手続が完了したとしているものなど処理が不適切となっているもの（17件）

（総括表）

府省名	平成14年度 該当件数	構成比
金融庁	0	0.0%
法務省	0	0.0%
財務省	0	0.0%
文部科学省	1	5.9%
農林水産省	0	0.0%
経済産業省	1	5.9%
国土交通省	13	76.5%
環境省	2	11.8%
計	17	100.0

（注） 総務省行政管理局が実施した「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」の実施状況（平成14年度）の調査結果に基づき当局が作成した。

意見・情報が提出されたにもかかわらず、意思表示の時点までに、その意見・情報が公表されていないものや意見・情報が未集計のまま手続が完了したとしているものなど処理が不適切となっているもの（17件）

No.	府省名	担当局課	案件名	開始日	終了日	募集期間	提出件数
1	文部科学省	高等教育局 高等教育企画課、私学部私学行政課	大学の設置等の認可の申請手続き等に関する規則等及び私立学校法施行規則等の改正に関するパブリック・コメント（意見提出手続）実施について	平成15年 1月23日	平成15年 2月5日	14日間	1件
2	経済産業省	製造産業局 自動車課	使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）施行令及び施行規則の制定に対する意見の募集について	平成14年 11月22日	平成14年 12月2日	11日間	52件
3	国土交通省	住宅局建築指導課	建築基準法関連告示の改正について	平成13年 2月28日	平成13年 3月27日	28日間	未集計
4	国土交通省	住宅局建築指導課	建築基準法関連告示（防火構造の構造方法を定める件他）の改正に関する意見の募集について	平成13年 8月6日	平成13年 9月6日	32日間	未集計
5	国土交通省	住宅局建築指導課	建築基準法関連告示（デッキプレート版の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件他）制定・改正に関する意見の募集について	平成13年 9月6日	平成13年 10月9日	34日間	未集計
6	国土交通省	住宅局建築指導課	建築基準法関連告示（丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件）制定に関する意見の募集について	平成14年 1月21日	平成14年 2月21日	32日間	未集計
7	国土交通省	住宅局建築指導課	建築基準法関連告示（機械継手式トラスの構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件他）制定・改正に関する意見の募集について	平成14年 2月14日	平成14年 3月14日	29日間	未集計
8	国土交通省	住宅局建築指導課	建築基準法関連告示（コンクリート充填鋼管造の建築物又は建築物の構造部	平成14年 4月2日	平成14年 5月2日	31日間	未集計

No.	府省名	担当局課	案件名	開始日	終了日	募集期間	提出件数
			分の構造方法に関する安全上必要な技術基準を定める件他) 制定・改正に関する意見の募集について				
9	国土交通省	住宅局建築指導課	建築基準法関連告示(構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件他) 制定・改正に関する意見の募集について	平成14年 4月10日	平成14年 5月10日	31日間	未集計
10	国土交通省	住宅局建築指導課	建築基準法関連告示(特殊な構造方法又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件他) 改正に関する意見の募集について	平成14年 4月11日	平成14年 5月8日	28日間	未集計
11	国土交通省	住宅局建築指導課	建築基準法施行規則の一部を改正する省令案に係るパブリックコメントの募集について	平成14年 8月23日	平成14年 9月12日	21日間	未集計
12	国土交通省	住宅局建築指導課	エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部改正案に関する意見の募集について	平成14年 11月19日	平成14年 12月3日	15日間	未集計
13	国土交通省	住宅局建築指導課	建築基準法施行令の一部を改正する政令案及び告示案に係るパブリックコメントの募集について	平成14年 11月22日	平成14年 12月13日	22日間	未集計
14	国土交通省	住宅局建築指導課	建築基準法施行規則等の一部を改正する省令案等に係るパブリックコメントの募集について	平成15年 1月21日	平成15年 2月4日	15日間	未集計
15	国土交通省	住宅局建築指導課	高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法) 施行規則の一部を改正する省令案及び告示案に係るパブリックコメントの募集について	平成15年 2月13日	平成15年 2月19日	7日間	未集計
16	環境省	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リ	使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) 施行令及び施行規則の制定に対する意見の募集	平成14年 11月22日	平成14年 12月2日	11日間	52件

No.	府省名	担当局課	案件名	開始日	終了日	募集期間	提出件数
		サイクル推進室					
17	環境省	環境管理局 水環境部土 壤環境課農 薬環境管理 室	農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件の一部を改正する件(案)」への意見の募集について	平成15年 1月31日	平成15年 2月21日	22日間	1件

(注) 総務省行政管理局が実施した「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」の実施状況(平成14年度)の調査結果に基づき当局が作成した。

表5-6 意見・情報が提出されなかった案件で、意思表示の時点までに、その旨を公表していないもの（35件）

（総括表）

府省名	平成14年度 該当件数	構成比
金融庁	11	31.4%
法務省※1	2	5.7%
財務省※2	1	2.9%
文部科学省	3	8.6%
農林水産省	6	17.1%
経済産業省	2	5.7%
国土交通省	3	8.6%
環境省	7	20.0%
計	35	100.0

（注1） 総務省行政管理局が実施した「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」の実施状況（平成14年度）の調査結果に基づき当局が作成した。

（注2） 「※1」 法務省は、平成15年度に意見・情報の募集を行ったもの（11件）すべてについて、意思表示の時点までに、結果の公表を行っている。

（注3） 「※2」 財務省は、平成15年度に意見・情報の募集を行ったもの（13件）すべてについて、意思表示の時点までに、結果の公表を行っている。

意見・情報が提出されなかった案件で、意思表示の時点までに、その旨を公表していないもの（35件）

No.	府省名	担当局課	案件名	開始日	終了日	募集期間
1	金融庁	総務企画局 企画課	「資産の流動化に関する法律施行令等の一部を改正する政令案」の公表について	平成14年 4月1日	平成14年 4月12日	12日間
2	金融庁	総務企画局 企業開示参 事官室	有価証券届出書等の開示書類の電子化に係る証券取引法施行令の一部を改正する政令案等の公表について	平成14年 4月19日	平成14年 5月2日	14日間
3	金融庁	総務企画局 企業開示参 事官室	企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令案等の公表について	平成14年 4月26日	平成14年 5月9日	14日間
4	金融庁	総務企画局 市場課	証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（仮称）（案）の公表について	平成14年 10月28日	平成14年 11月6日	10日間
5	金融庁	総務企画局 市場課	社債等登録法施行令の一部を改正する政令（案）及び社債等登録法施行規則の一部を改正する命令（案）の公表について	平成14年 10月31日	平成14年 11月13日	14日間
6	金融庁	監督局銀行 第1課	金融先物取引法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）の公表について	平成14年 12月2日	平成14年 12月27日	26日間
7	金融庁	総務企画局 信用課	「金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法」の施行に伴う政令・省令・告示の整備について	平成14年 12月11日	平成14年 12月17日	7日間
8	金融庁	総務企画局 信用課	「預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴う政令・府省令の整備について	平成14年 12月19日	平成15年 1月9日	22日間
9	金融庁	総務企画局 企画課・信 用課	「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令の一部を改正する政令案」、「銀行等保有株式取得機構に関する命令の一部を改正する命令案」等の公表について	平成14年 12月27日	平成15年 1月10日	15日間

No.	府省名	担当局課	案件名	開始日	終了日	募集期間
10	金融庁	総務企画局 市場課	上場株式の議決権の代理行使の勧誘に 関する内閣府令案の公表について	平成 15 年 2 月 28 日	平成 15 年 3 月 10 日	11 日間
11	金融庁	総務企画局 市場課	上場等株券の発行者である会社が行う 上場等株券の売買等に関する内閣府令 の特例に関する内閣府令（案）の公表 について	平成 15 年 3 月 13 日	平成 15 年 3 月 19 日	7 日間
12	法務省 ※ 1	民事局商事 課	証券決済制度等の改革による証券市場 の整備のための関係法律の整備等に関 する法律の施行に伴う関係政令の整備 等に関する政令（仮称）（案）の公表に ついて	平成 14 年 10 月 28 日	平成 14 年 11 月 6 日	10 日間
13	法務省 ※ 1	民事局商事 課	社債等登録法施行令の一部を改正する 政令（案）及び社債等登録法施行規則 の一部を改正する政令（案）の公表に ついて	平成 14 年 10 月 31 日	平成 14 年 11 月 13 日	14 日間
14	財務省 ※ 2	理財局国債 課、大臣官 房信用機構 課	証券決済制度等の改革による証券市場 の整備のための関係法律の整備等に関 する法律の施行に伴う関係政令の整備 等に関する政令（仮称）（案）の公表に ついて	平成 14 年 10 月 28 日	平成 14 年 11 月 6 日	10 日間
15	文 部 科 学 省	高等教育局 大学課大学 改革推進室 法規係	大学設置基準等の一部改正に関するパ ブリックコメント（意見提出手続）実 施について	平成 14 年 3 月 1 日	平成 14 年 3 月 12 日	12 日間
16	文 部 科 学 省	高等教育局 高等教育企 画課、同私 学部私学行 政課	大学等の設置等の認可申請に係る書類 の様式及び提出部数を定める件及び学 校法人の寄附行為（変更）の審査関係 規程の改正について	平成 14 年 3 月 13 日	平成 14 年 3 月 19 日	7 日間
17	文 部 科 学 省	高等教育局 高等教育企 画課	学校教育法の一部を改正する法律の施 行に伴う関係政令の改正について	平成 15 年 3 月 6 日	平成 15 年 3 月 19 日	14 日間
18	農 林 水 産 省	生産局畜産 部衛生課	動物用生物学的製剤基準の改正につい ての意見・情報の募集について	平成 13 年 8 月 23 日	平成 13 年 9 月 23 日	32 日間

No.	府省名	担当局課	案件名	開始日	終了日	募集期間
19	農林水産省	経営局金融調整課	農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案について	平成14年 6月4日	平成14年 6月14日	11日間
20	農林水産省	経営局金融調整課	農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令案について	平成14年 6月6日	平成14年 6月14日	9日間
21	農林水産省	生産局生産資材課農薬対策室	農薬取締法施行規則の一部を改正する省令案について	平成14年 6月12日	平成14年 6月26日	15日間
22	農林水産省	経営局金融調整課	「農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部を改正する命令案」及び「農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令案」について	平成14年 9月20日	平成14年 9月26日	7日間
23	農林水産省	経営局金融調整課	農水産業協同組合貯金保険法施行令の一部を改正する政令案について	平成15年 1月22日	平成15年 1月31日	10日間
24	経済産業省	経済産業政策局知的財産政策室	「不正競争防止法第11条第2項第3号の外国公務員等で政令で定める者を定める政令」に対するパブリックコメントの募集について	平成13年 11月26日	平成13年 12月25日	30日間
25	経済産業省	製造産業局車両課	自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う小型自動車競走法施行規則の一部改正案・場外車券売場の位置等の基準に関する告示案について	平成14年 5月17日	平成14年 6月3日	18日間
26	国土交通省	総合政策局不動産課	土壌汚染対策法の施行に伴う宅地建物取引業法施行令に関するパブリックコメント（意見提出手続）実施について	平成14年 9月27日	平成14年 10月7日	11日間
27	国土交通省	総合政策局不動産課	建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴う宅地建物取引業法施行令等の改正に関するパブリックコメント（意見提出手続）実施について	平成14年 10月23日	平成14年 10月30日	8日間

No.	府省名	担当局課	案件名	開始日	終了日	募集期間
28	国土交通省	総合政策局 不動産課	自然公園法施行令の一部を改正する政令による宅地建物取引業法施行令及び不動産特定共同事業法施行令の改正に関するパブリックコメント（意見提出手続）実施について	平成14年 11月18日	平成14年 11月29日	12日間
29	環境省	環境管理局 水環境部水環境管理課	「ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）に規定する特定施設（水質基準対象施設）の追加」に対する意見の募集について	平成14年 4月3日	平成14年 4月30日	28日間
30	環境省	環境管理局 水環境部土壌環境課農薬環境管理室	「作物残留性農薬又は土壌残留性農薬に該当する農薬を使用する場合における適用病害虫の範囲及びその使用方法に関しその使用者が遵守すべき基準を定める省令の一部を改正する省令（案）」に対する意見の募集について	平成14年 6月26日	平成14年 7月17日	22日間
31	環境省	環境管理局 水環境部土壌環境課農薬環境管理室	「作物残留及び水質汚濁に係る農薬の登録保留基準値の設定等に関する中央環境審議会土壌農薬部会農薬専門委員会報告」への意見の募集について	平成14年 7月5日	平成14年 7月26日	22日間
32	環境省	環境管理局 水環境部土壌環境課農薬環境管理室	「作物残留及び水質汚濁に係る農薬の登録保留基準値の設定等に関する中央環境審議会土壌農薬部会農薬専門委員会報告」への意見の募集について	平成14年 11月5日	平成14年 12月2日	28日間
33	環境省	環境管理局 水環境部水環境管理課	「セレンに係る暫定排出基準の見直しについて」に対する意見の募集について	平成14年 11月27日	平成14年 12月24日	28日間
34	環境省	自然環境局 野生生物課	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」に対する意見募集について	平成15年 1月16日	平成15年 1月26日	11日間
35	環境省	環境管理局 水環境部土	「作物残留及び水質汚濁に係る農薬の登録保留基準値の設定等に関する中央	平成15年 2月27日	平成15年 3月20日	22日間

No.	府省名	担当局課	案件名	開始日	終了日	募集期間
		環境課農 薬環境管理 室	環境審議会土壌農薬部会農薬専門委員 会報告」への意見の募集について			

(注1) 総務省行政管理局が実施した「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」の実施状況（平成14年度）の調査結果に基づき当局が作成した。

(注2) 「※1」 法務省は、平成15年度に意見・情報の募集を行ったもの（11件）すべてについて、意思表示の時点までに、結果の公表を行っている。

(注3) 「※2」 財務省は、平成15年度に意見・情報の募集を行ったもの（13件）すべてについて、意思表示の時点までに、結果の公表を行っている。

行政手続法の施行及び運用に関する アンケート調査結果

—行政手続法の施行及び運用に関するアンケート調査結果—

(統計報告調整法に基づく承認(総務省承認No. 23528))

<調査対象等>

1 調査時期

平成15年11月25日～12月9日

2 調査対象

東京商工会議所の名簿(全会員数:73,718事業者)から抽出した1,029事業者。
全会員数を各業種(日本標準産業分類による)の会員数で按分し、その中から無作為抽出。

3 回答者数及び回収率

373事業者が回答(回収率:36.2%)

<調査結果>

I 許認可等の申請に当たって

1 審査基準の周知状況・活用状況

(問1)

「審査基準」を定めることとされていることについて知っていましたか。

知っていた	172(46.1%)
知らなかった	195(52.3%)
不明	6(1.6%)
計	373

(問2)【(問1)で「知っていた」と回答した方に伺います】

これまでに、「審査基準」の有無・内容を確認したことがありますか。また、確認したことのない場合、その理由(複数回答可)は何ですか。

ある	71(41.3%)
ない	99(57.6%)
(理由) 確認の必要性を感じないから	32
確認する方法が分からないから	16
見せてもらえるような雰囲気ではないから	6
これまで申請等の機会がなかったから	52
その他	6
不明	4
不明	2(1.2%)
計	172

(問3) 【(問1)で「知らなかった」と回答した方に伺います】

今後、申請をする際に、「審査基準」の有無・内容を確認しようと思いますか。また、思わない場合、その理由(複数回答可)は何ですか。

思う	141 (72.3%)
思わない	53 (27.2%)
(理由) 確認の必要性を感じないから	34
確認する方法が分からないから	19
見せてもらえるような雰囲気ではないから	2
その他	6
不明	1
不明	1 (0.5%)
計	195

2 標準処理期間の周知・活用状況

(問4)

「標準処理期間」を定めるよう努めることとされていることについて知っていましたか。

知っていた	102 (27.3%)
知らなかった	265 (71.0%)
不明	6 (1.6%)
計	373

(問5) 【(問4)で「知っていた」と回答した方に伺います】

これまでに、「標準処理期間」の設定の有無・内容を確認したことがありますか。また、確認したことのない場合、その理由(複数回答可)は何ですか。

ある	48 (47.1%)
ない	53 (52.0%)
(理由) 確認の必要性を感じないから	18
確認する方法が分からないから	6
見せてもらえるような雰囲気ではないから	1
これまで申請等の機会がなかったから	27
その他	2
不明	4
不明	1 (0.9%)
計	102

(問6) 【(問4)で「知らなかった」と回答した方に伺います】

今後、申請をする際に、「標準処理期間」の設定の有無・内容を確認しようと思えますか。また、思わない場合、その理由(複数回答可)は何ですか。

思う	203 (76.6%)
思わない	61 (23.0%)
(理由) 確認の必要性を感じないから	40
確認する方法が分からないから	17
見せてもらえるような雰囲気ではないから	2
その他	7
不明	1
不明	1 (0.4%)
計	265

3 審査基準及び標準処理期間の公表について

(問7)

「審査基準」や「標準処理期間」の公表方法について、どのような方法がよいと思えますか。

申出に応じて提示されればよい	67 (18.0%)
自由に情報公開窓口等で閲覧できるようにしてほしい	42 (11.3%)
インターネット上のホームページ等で公開し、わざわざ役所に行かなくとも見られるようにしてほしい	227 (60.9%)
どのような方法でもかまわない	26 (7.0%)
その他	4 (1.0%)
不明	7 (2.0%)
計	373

II 行政指導について

1 行政指導を受けた経験

(問8)

これまでに、行政指導を受けた（あるいは受けたと感じた）ことがありますか。また、受けた行為が行政指導に当たるものなのかどうか分からなかったことがあった場合、その理由（複数回答可）は何ですか。

ある	70(18.8%)
ない	271(72.7%)
行政指導に当たるものかどうか分からなかったことがあった	28(7.5%)
(理由) 行政指導である旨の明示がなかったから	11
何が行政指導に当たるものなのかその知識がなかったから	15
その他	3
不明	2
不明	4(1.0%)
計	373

(問9)

役所が行政指導を行う際、その行為が「行政指導である」旨示すこと（行政指導である旨の明示）について、どのようにお考えになりますか。

行政指導を行う際は、常に行政指導である旨明示してほしい	312(83.6%)
求めた場合には、行政指導である旨の明示をしてほしい	44(11.8%)
行政指導である旨の明示はいらない	6(1.6%)
その他	4(1.1%)
不明	7(1.9%)
計	373

2 行政指導には強制力がないことについて

(問10)

このこと（行政指導は、任意のもので従わなくとも不利益を受けることはない）を知っていましたか。

知っていた	114(30.6%)
知らなかった	254(68.1%)
不明	5(1.3%)
計	373

(問 11) 【(問 8) で行政指導を受けた (あるいは受けたと感じた) 方に伺います】

これまでに、納得できない行政指導に従ったことがありますか。また、その理由 (複数回答可) は何ですか。

ある	42 (60.0%)
(理由) 行政指導に従わない旨を申し出たが、従うことを強制されたから	2
行政機関の担当者が指導に従うように執拗に求めてきたから	5
行政指導には当然従うものであると思っていたから	26
従わないことが役所との関係悪化につながることをおそれたから	13
その場の雰囲気でなんとなく	0
その他	3
ない	25 (35.7%)
(理由) 行政指導に従う義務はないことを知っていたから	1
従わなくても役所との関係悪化につながることはないから	2
これまでに受けた行政指導は全て納得できる行政指導だったから	21
その他	1
不明	3 (4.3%)
計	70

3 行政指導の明確化

(問 12)

行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならないことを知っていましたか。

知っていた	91 (24.4%)
知らなかった	270 (72.4%)
不明	12 (3.2%)
計	373

(問 13) 【(問 8) で行政指導を受けた (あるいは受けたと感じた) 方に伺います】

これまでに、趣旨、内容等が不明確な行政指導について、行政機関に対し、もっと明確にしてほしいと要求したことがありますか。また、要求したことがない場合、その理由 (複数回答可) は何ですか。

ある	21 (30.0%)
ない	45 (64.3%)
(理由) 要求できる雰囲気ではなかった	3
要求することによる役所との関係悪化をおそれた	14
特に要求したいと思わなかった	23
その他	8
不明	2
不明	4 (5.7%)
計	70

4 行政指導の書面交付

(問 14)

書面の交付制度を知っていましたか。

知っていた	81 (21.7%)
知らなかった	286 (76.7%)
不明	6 (1.6%)
計	373

(問 15)

これまでに、書面の交付を求めたことがありますか。

ある	8 (2.1%)
ない	352 (94.4%)
不明	13 (3.5%)
計	373

(問 16) 【書面交付を求めたことがある方に伺います】

書面交付を求めたが、役所から交付されなかったことはありますか。また、交付されなかったことがある場合、その際の行政機関の説明（複数回答可）はどのようなものでしたか。

ある	5
(理由) 書面交付の制度がないと言われた	1
前例がないと言われた	4
書面交付を行う場合に当たらないと言われた	0
そもそも行政指導ではないと言われた	0
その他	1
ない	3
計	8

(問 17) 【書面交付を求めたことがない方に伺います】

求めなかった理由は、何ですか。(複数回答可)

求められる雰囲気ではなかったから	17 (4.8%)
役所との関係が悪化しそうだったから	22 (6.3%)
口頭の行政指導で納得できたから	35 (9.9%)
必要性を感じないから	52 (14.8%)
そもそもそういった機会がないから	242 (68.8%)
その他	12 (3.4%)
不明	10 (2.8%)
計	352

(問 18)

今後、口頭での行政指導が明確でなかった場合、必要に応じて書面の交付を求めようと思いますか。また、思わない場合、その理由（複数回答可）は何ですか。

思う	311 (83.4%)
思わない	47 (12.6%)
(理由) 要求できる雰囲気ではないから	7
役所との関係悪化につながりそうだから	10
求める方法がわからないから	10
特に要求したいと思わないから	27
その他	4
不明	2
不明	15 (4.0%)
計	373

(参考) 【(問 14) で書面の交付制度を「知らなかった」と回答した方を対象】

今後、口頭での行政指導が明確でなかった場合、必要に応じて書面の交付を求めようと思いますか。

思う	244 (85.3%)
思わない	42 (14.7%)
計	286

(問 19) 【(問 8) で行政指導を受けた（あるいは受けたと感じた）方に伺います】

これまで行政指導についてお答えいただいた回答は、どこから受けた行政指導に関するものですか。

国の行政機関	26 (37.1%)
地方公共団体	25 (35.7%)
国の行政機関と地方公共団体の双方	14 (20.0%)
不明	5 (7.1%)
計	70

Ⅲ 届出について

(問 20)

「届出」に関する取り扱いについて知っていましたか。

知っていた	130 (34.9%)
知らなかった	239 (64.1%)
不明	4 (1.0%)
計	373

(問 21)

届出を行ったことがありますか。

ある	148 (39.7%)
ない	216 (57.9%)
不明	9 (2.4%)
計	373

(問 22) 【届出を行ったことがある方に伺います】

これまで、届出を受理されなかったことがありますか。また、受理されなかったことがある場合、その際の行政機関の対応（複数回答可）はどのようなものでしたか。

ある	41 (27.7%)
(理由) 法令に定める形式要件を満たしているにもかかわらず、届出内容について、審査が行われ、直すまで受理しないとされた	7
法令に定めのない書類の添付を求められ、その書類を添付しなかったら受理されなかった	12
何の説明もなく受理されなかった	2
法令に定める形式要件を満たしていないので、受理しないとされた	23
その他	6
不明	1
ない	105 (70.9%)
不明	2 (1.4%)
計	148

行政手続法の施行及び運用に関する
アンケート調査票

行政手続法の施行及び運用に関するアンケート調査

この調査は、統計以外の目的には絶対に使用しませんので、ありのままを記入してください。

- ◆ アンケートにご回答される前に
 - ・ ご回答に当たっては、**日頃から行政機関に対する許認可等の申請に実際に携わっておられる方が記入**していただきますよう、お願いいたします。
 - ・ ご回答に当たっては、このアンケート調査票の該当する番号等を○で囲んでください。文章でご記入いただく箇所についても、直接このアンケート調査票にご記入ください。
 - ・ ご回答いただいた内容については、個別の公表は行いません。
- ◆ アンケート調査票のご返送について
 - ・ 勝手ながら、12月9日までに、同封しました返信用封筒（切手は不要です）にこのアンケート調査票を入れてご返送くださいますよう、お願いいたします。
- ◆ お問い合わせについて
 - ・ このアンケートについて、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

総務省 行政評価局 規制改革等担当評価監視官室
電話 03-5253-5442（直通）
03-5253-5111（内線2625）
メールアドレス toiwase@soumu.go.jp
住所 東京都千代田区霞ヶ関2-1-2 中央合同庁舎第2号館

下記の事項をご記入ください。

法人の名称 〔 支社・営業所名等 〕	〔 〕
所在地	
回答記入者	職名
	お名前
回答記入者の所属部課等名	
連絡先電話番号	

I 許認可等の申請に当たって

1 審査基準の周知状況・活用状況

行政手続法では、行政庁は、それぞれの許認可等について、審査基準をできるだけ具体的なものとしてあらかじめ定めておき、行政上特別の支障があるときを除き、これを公にしておくことを義務付けています。

この審査基準とは、申請が法令の定める許認可等の要件に合っているかどうか行政庁が判断するときの具体的な基準のことをいいます。

例えば、営業許可を得るにはどのような基準を満たせばよいのかなどについて定めているのが審査基準です。

(問1)

貴方は、このような「審査基準」を定めることとされていることについて知っていましたか。

- 1 知っていた → 問2へお進みください
- 2 知らなかった → 問3へお進みください

(問2)【知っていた方に伺います。】

貴方は、これまでに、「審査基準」の有無・内容を確認したことがありますか。また、確認したことのない方は、その理由についてアからオの中から該当するものを○で囲んでください。

- 1 ある
- 2 ない

(理由) (複数回答可)

- ア 確認の必要性を感じないから
- イ 確認する方法が分からないから
- ウ 見せてもらえるような雰囲気ではないから
- エ これまで申請等の機会がなかったから
- オ その他 (具体的に

→ 問4へお進みください

(問3)【知らなかった方に伺います。】

貴方は、今後、申請をする際に、「審査基準」の有無・内容を確認しようと思いませんか。また、思わない方は、その理由についてアからエの中から該当するものを○で囲んでください。

- 1 思う
- 2 思わない

(理由) (複数回答可)

- ア 確認の必要性を感じないから
- イ 確認する方法が分からないから
- ウ 見せてもらえるような雰囲気ではないから
- エ その他 (具体的に

2 標準処理期間の周知状況・活用状況

行政手続法では、行政機関は申請が届いてから結果を出すまでに通常の場合必要とする標準的な期間の目安（標準処理期間）を定めるように努め、定めたときは公にしておくことを義務付けています。

例えば、営業許可の申請をした場合、結果が判明するのはいつ頃なのか、標準的な期間の目安として定めたものが、標準処理期間です。

(問4)

貴方は、このような「標準処理期間」を定めるよう努めることとされていることについて知っていましたか。

- 1 知っていた → 問5へお進みください
- 2 知らなかった → 問6へお進みください

(問5)【知っていた方に伺います。】

貴方は、これまでに、「標準処理期間」の設定の有無・内容を確認したことがありますか。また、確認したことのない方は、その理由についてアからオの中から該当するものを○で囲んでください。

- 1 ある
- 2 ない

(理由) (複数回答可)

- ア 確認の必要性を感じないから
- イ 確認する方法が分からないから
- ウ 見せてもらえるような雰囲気ではないから
- エ これまで申請等の機会がなかったから
- オ その他 (具体的に)

→ 問7へ
お進み
ください

(問6)【知らなかった方に伺います。】

貴方は、今後、申請をする際に、「標準処理期間」の設定の有無・内容を確認しようと思いませんか。また、思わない方は、その理由についてアからエの中から該当するものを○で囲んでください。

- 1 思う
- 2 思わない

(理由) (複数回答可)

- ア 確認の必要性を感じないから
- イ 確認する方法が分からないから
- ウ 見せてもらえるような雰囲気ではないから
- エ その他 (具体的に)

3 審査基準及び標準処理期間の公表について

行政手続法上、審査基準と標準処理期間は、ともに申請先とされている行政機関における備付けその他適当な方法により、公にしておかなければならないとされています。

(問7)

貴方は、「審査基準」や「標準処理期間」の公表方法について、どのような方法がよいと思いませんか。以下の選択肢から1つお選びください。

- 1 申出に応じて提示されればよい
- 2 自由に情報公開窓口等で閲覧できるようにしてほしい
- 3 インターネット上のホームページ等で公開し、わざわざ役所に行かなくとも見られるようにしてほしい
- 4 どのような方法でもかまわない
- 5 その他 (具体的に)

II 行政指導について

1 行政指導を受けた経験

行政手続法上、行政指導とは、行政機関が、特定の人や事業者等に対して、ある行為を行うように（又は行わないように）具体的に働きかける行為（指導、勧告、助言等）をいいます。

例えば、法令に規定されている義務を履行していない者に対して自主的な改善・是正を促すことや、法令で定められていない書類の添付を求めることなどが行政指導に当たります。一方、法令の解釈、制度の仕組み等の情報を、求めに応じてその便宜に資するため提供するような行為は行政指導に当たりません。

(問 8)

貴方はこれまでに、行政指導を受けた（あるいは受けたと感じた）ことがありますか。また、受けた行為が行政指導に当たるものなのかどうか分からなかったことがあった場合、その理由についてアからウの中から該当するものを○で囲んでください（複数回答可）。

- 1 ある
- 2 ない
- 3 行政指導に当たるものなのかどうか分からなかったことがあった
(理由) (複数回答可)
 - ア 行政指導である旨の明示がなかったから
 - イ 何が行政指導に当たるものなのかその知識がなかったから
 - ウ その他 (具体的に)

(問 9)

貴方は、役所が行政指導を行う際、その行為が「行政指導である」旨示すこと（行政指導である旨の明示）について、どのようにお考えになりますか。以下の選択肢から 1 つお選びください。

- 1 行政指導を行う際は、常に行政指導である旨明示してほしい
- 2 求めた場合には、行政指導である旨の明示をしてほしい
- 3 行政指導である旨の明示はいらぬ
- 4 その他 (具体的に)

2 行政指導には強制力がないことについて

行政手続法上、行政指導は、相手方の自主的な協力を前提としたものであり、従わなければならない義務が生じるものではありません。また、行政指導に従わないからといって、そのことを理由に差別的、制裁的な取扱いをすることは禁止されています。

(問 10)

貴方は、このこと（行政指導は、任意のもので従わなくとも不利益を受けることはない）を知っていましたか。

- 1 知っていた
- 2 知らなかった

(問 11) 【問 8 で行政指導を受けた (あるいは受けたと感じた) 方に伺います。】

貴方は、これまでに、納得できない行政指導に従ったことがありますか。また、その理由について、「ある」と答えた方はアからエの中から、「ない」と答えた方はアからエの中から該当するものを○で囲んでください。

1 ある

(理由) (複数回答可)

- ア 行政指導に従わない旨を申し出たが、従うことを強制されたから
- イ 行政機関の担当者が指導に従うように執拗に求めてきたから
- ウ 行政指導には当然従うものであると思っていたから
- エ 従わないことが役所との関係悪化につながることをおそれたから
- オ その場の雰囲気でなんとなく
- カ その他 (具体的に)

2 ない

(理由) (複数回答可)

- ア 行政指導に従う義務はないことを知っていたから
- イ 従わなくても役所との関係悪化につながることはないから
- ウ これまでに受けた行政指導はすべて納得できる行政指導だったから
- エ その他 (具体的に)

3 行政指導の明確化

行政手続法上、行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導を行う趣旨 (必要性) 及び内容並びに責任者を明確に示さなければならないとされています。

(問 12)

貴方は、このこと (行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない) を知っていましたか。

1 知っていた

2 知らなかった

(問 13) 【問 8 で行政指導を受けた (あるいは受けたと感じた) 方に伺います。】

貴方は、これまでに、趣旨、内容等が不明確な行政指導について、行政機関に対しもっと明確にしてほしいと要求したことがありますか。また、要求したことがない場合、その理由についてアからエの中から該当するものを○で囲んでください。

1 ある

2 ない

(理由) (複数回答可)

- ア 要求したくても要求できる雰囲気ではなかったから
- イ 要求することが役所との関係悪化につながることをおそれたから
- ウ 特に要求したいと思わなかったから
- エ その他 (具体的に)

4 行政指導の書面交付

行政手続法上、行政機関は、口頭で行政指導をした場合に、相手方から書面でほしいと求められたときは、行政指導の「趣旨」、「内容」、「責任者」を記載した書面を交付することとなっています。※ただし、その場において終了するような行為を求める場合（例：災害の発生に伴って、緊急に避難するよう勧告する行為など）や、既に書面で相手方に通知されている事項と同じ内容を求める場合については、書面交付の義務はありません。

(問 14)

貴方は、この書面の交付制度を知っていましたか。

- 1 知っていた
- 2 知らなかった

(問 15)

貴方は、これまでに、書面の交付を求めたことがありますか。

- 1 ある → 問 16 へお進みください
- 2 ない → 問 17 へお進みください

(問 16) 【書面交付を求めたことがある方に伺います。】

書面交付を求めたが、役所から交付されなかったことはありますか。また、交付されなかったことがある場合、その際の行政機関の説明はどのようなものでしたか。アからオの中から該当するものを○で囲んでください。

- 1 ある
(行政機関の説明) (複数回答可)
 - ア 書面交付の制度がないと言われた
 - イ 前例がないと言われた
 - ウ 書面交付を行う場合に当たらないと言われた (上記の※印に該当する場合)
 - エ そもそも行政指導ではないと言われた
 - オ その他 (具体的に)
- 2 ない

→ 問 18
へお進み
ください

(問 17) 【書面交付を求めたことがない方に伺います。】

求めなかった理由は、何ですか。(複数回答可)

- 1 求められる雰囲気ではなかったから
- 2 役所との関係が悪化しそうだったから
- 3 口頭の行政指導で納得できたから
- 4 必要性を感じないから
- 5 そもそもそういった機会がないから
- 6 その他 (具体的に)

(問 18)

貴方は、今後、口頭での行政指導が明確でなかった場合、必要に応じて書面の交付を求めようと思いますか。思わない方は、その理由についてアからオの中から該当するものを○で囲んでください。

- 1 思う
- 2 思わない
(理由) (複数回答可)
 - ア 要求したくても要求できる雰囲気ではないから
 - イ 要求すれば役所との関係悪化につながりそうだから
 - ウ 求める方法がわからないから
 - エ 特に要求したいと思わないから
 - オ その他 (具体的に)

(問 19) 【問 8 で行政指導を受けた（あるいは受けたと感じた）方に伺います。】

これまで行政指導についてお答えいただいた貴方の回答は、どこから受けた行政指導に関するものですか。

- 1 国の行政機関（国の出先機関を含む）
- 2 地方公共団体（都道府県・市町村）
- 3 国の行政機関と地方公共団体の双方

Ⅲ 届出について

行政手続法では、必要な書類がそろっている、記入もれがないなど、法令に定める形式要件を満たす届出が、提出先とされている行政機関に届いたときは、届出の行為が完了したものとされます（行政機関は、届出を受け取らないなど、届出がなかったものとして取り扱うことはできません。）。

(問 20)

貴方は、この届出に関する取扱いについて知っていましたか。

- 1 知っていた
- 2 知らなかった

(問 21)

貴方は、届出を行ったことがありますか。

- 1 ある → 問 22 へお進みください
- 2 ない → 質問は終了です

(問 22) 【届出を行ったことがある方に伺います。】

貴方は、これまで、届出を受理されなかったことがありますか。また、受理されなかったことがある場合、その際の行政機関の対応はどのようなものでしたか。アからオの中から該当するものを○で囲んでください。

- 1 ある

(行政機関の対応) (複数回答可)

- ア 法令に定める形式要件を満たしているにもかかわらず、届出内容について審査が行われ、直すまで受理しないとされた
- イ 法令に定めのない書類の添付を求められ、その書類を添付しなかったら受理されなかった
- ウ 何の説明もなく受理されなかった
- エ 法令に定める形式要件を満たしていないので、受理しないとされた
- オ その他 (具体的に)

- 2 ない

ご協力いただき、ありがとうございました。